

事業性融資の推進等に関する法律案参照条文

目次

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	1
○ 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（抄）	2
○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）	7
○ 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）（抄）	8
○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）	8
○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）	8
○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	9
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）（抄）	9
○ 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）（抄）	14
○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	14
○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）	20
○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	21
○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	27
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）	31
○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	32
○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）	36
○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）（抄）	37
○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	38
○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）（抄）	39
○ 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第一百四十四号）（抄）	40
○ 揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）（抄）	40
○ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）（抄）	40
○ 企業担保法（昭和三十三年法律第六号）（抄）	41
○ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）（抄）	41

○ 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）（抄）	41
○ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）	42
○ 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三百三十四号）（抄）	43
○ 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五百五十四号）（抄）	44
○ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十五号）（抄）	44
○ 石油ガス税法（昭和四十年法律第五百五十六号）（抄）	44
○ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）（抄）	45
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	45
○ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）（抄）	45
○ 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）	46
○ 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）（抄）	46
○ 石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）（抄）	47
○ 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）（抄）	47
○ 仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）（抄）	49
○ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（抄）	49
○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	51
○ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）	53
○ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）（抄）	53
○ 民事保全法（平成元年法律第九十一号）（抄）	54
○ 保険業法（平成七年法律第五号）（抄）	54
○ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）	57
○ 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）（抄）	113
○ 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三百三十七号）（抄）	117
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	118
○ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）	119
○ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）（抄）	131
○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	136
○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）	（

抄)

- 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号) (抄) 139
- 会社更生法(平成十四年法律第五十四号) (抄) 139
- 仲裁法(平成十五年法律第三十八号) (抄) 140
- 破産法(平成十六年法律第七十五号) (抄) 140
- 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号) (抄) 154
- 信託業法(平成十六年法律第五十四号) (抄) 160
- 会社法(平成十七年法律第八十六号) (抄) 177
- 信託法(平成十八年法律第八号) (抄) 201
- 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号) (抄) 203
- 電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号) (抄) 205
- 非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号) (抄) 206
- 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十三号) (抄) 206

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（不動産の先取特権）
第三百二十五条 次に掲げる原因によつて生じた債権を有する者は、債務者の特定の不動産について先取特権を有する。

- 一 不動産の保存
- 二 不動産の工事
- 三 不動産の売買

（不動産の先取特権の順位）

第三百三十条 同一の不動産について特別の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、次に掲げる順序に従う。この場合において、第二号に掲げる不動産の保存の先取特権については、数人の保存者があるときは、後の保存者が前の保存者に優先する。

- 一 不動産の賃貸、旅館の宿泊及び運輸の先取特権
- 二 不動産の保存の先取特権
- 三 不動産の売買、種苗又は肥料の供給、農業の労務及び工業の労務の先取特権

（不動産保存の先取特権の登記）
第三百三十七条 不動産の保存の先取特権の効力を保存するためには、保存行為が完了した後直ちに登記をしなければならない。

（不動産工事の先取特権の登記）
第三百三十八条 不動産の工事の先取特権の効力を保存するためには、工事を始める前にその費用の予算額を登記しなければならない。この場合において、工事の費用が予算額を超えるときは、先取特権は、その超過額については存在しない。

2 (略)

（根抵当権者又は債務者の会社分割）

第三百九十八条の十 元本の確定前に根抵当権者を分割をする会社とする分割があつたときは、根抵当権は、分割の時に存する債権のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社又は当該分割をした会社がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社が分割後に取得する債権を担保する。

2 元本の確定前にその債務者を分割をする会社とする分割があつたときは、根抵当権は、分割の時に存する債務のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社又は当該分割をした会社がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社が分割後に負担する債務を担保する。

3 前条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合について準用する。

2・3 (略)

（債権者代位権の要件）
第四百二十三条 債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利（以下「被代位権利」という。）を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、この限りでない。

（登記又は登録の請求権を保全するための債権者代位権）
第四百二十三条の七 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができる。この場合においては、前三条の規定を準用する。

（免責的債務引受による担保の移転）
第四百七十二条の四 債権者は、第四百七十二条第一項の規定により債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担する債務に移すことができる。ただし、引受人以外の者がこれを設定した場合に、その承諾を得なければならない。

2・5 (略)

第六百三十一条 使用者についての破産手続の開始による解約の申入れ
（使用者についての破産手続の開始による解約の申入れ）
第六百三十一条 使用者が破産手続開始の決定を受けた場合には、雇用に期間の定めがあるときであっても、労働者又は破産管財人は、第六百二十七条の規定により解約の申入れをすることができない。この場合において、各当事者は、相手方に対し、解約によつて生じた損害の賠償を請求することができない。

第六百四十二条 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人又は破産管財人は、契約の解除をすることができる。ただし、請負人による契約の解除については、仕事を完成した後は、この限りでない。
2・3 略

○ 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（抄）

（定義）
第一条 この法律において「信託会社」とは、第三条の内閣総理大臣の免許を受けた会社をいう。

（信託契約）
第二条 社債に担保を付そうとする場合には、担保の目的である財産を有する者と信託会社との間の信託契約（以下単に「信託契約」という。）に従わなければならない。この場合において、担保の目的である財産を有する者が社債を発行しようとする会社又は発行した会社（以下「発行会社」と総称する。）以外の者であるときは、信託契約は、発行会社の同意がなければ、その効力を生じない。
2・3 略

（免許）
第三条 担保付社債に関する信託事業は、内閣総理大臣の免許を受けた会社でなければ、営むことができない。

（業務の範囲）
第五条 信託会社は、担保付社債に関する信託事業のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条及び第十一条に規定する銀行の業務並びに同法第十二条に規定する銀行の業務（同条に規定するその他の法律により銀行の営む業務に限る。）
二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第六条に規定する長期信用銀行の業務及び同法第六条の二に規定する長期信用銀行の業務（同条に規定するその他の法律により長期信用銀行の営む業務に限る。）
三 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条及び第四項第十号を除く。）に規定する株式会社商工組合中央金庫の業務

四 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条（第四項第九号を除く。）に規定する農林中央金庫の業務
五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の八（第七項第六号を除く。）に規定する信用協同組合の業務又は同法第九条の九に規定する協同組合連合会の業務（同条第六項第十一号に掲げる事業（同法第九条の八第七項第六号に掲げる事業に限る。）を除く。）

六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条（第六項第六号を除く。）に規定する信用金庫の業務又は同法第五十四条（第五項第六号を除く。）に規定する信用金庫連合会の業務

七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の二（第三項第六号を除く。）に規定する労働金庫連合会の業務

八 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十條（第七項第六号を除く。）に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務

九 九条において準用する同法第九十七條、第九十八條、第九十九條第一項、第二項（第二号を除く。）及び第四項から第六項まで並びに第百條に規定する外国保

險会社等の業務
十 兼営法第一条第一項に規定する信託業務を営む金融機関の業務

十一 信託業法第二十一条第一項に規定する信託会社の業務
十二 前各号に掲げるもののほか、政令で定める業務

（清算人の任免）

第十五条 (略)
2. 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行うことができる。

(外国会社)
第十七条 会社が外国において担保付社債を発行しようとするときは、担保の目的である財産を有する者は、内閣総理大臣の許可を受けて、外国会社と信託契約を締結することができる。
2 前項の規定により信託を引き受けた外国会社が日本に支店を有しないときは、当該外国会社は、日本における代表者を定めなければならない。
3 法人は、前項の日本における代表者となることができる。
4 第二項の規定により同項の外国会社が日本における代表者を定めたときは、遅滞なく、その氏名又は名称及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。
5 外国会社の日本における代表者は、信託事務に関しては、信託会社の取締役若しくは執行役又は信託会社を代表する社員と同一の権限を有する。

(信託証書の記載又は記録事項等)
第十九条 信託証書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 委託者、受託会社及び発行会社の氏名又は名称
- 二 担保付社債の総額
- 三 各担保付社債の金額
- 四 担保付社債の利率
- 五 担保付社債の償還の方法及び期限
- 六 担保付社債の方法及び期限
- 七 利息支払の方法及び期限
- 八 担保付社債（担保付社債に係る社債券をいう。以下同じ。）を発行するときは、その旨
- 九 前号に規定する場合には、担保付社債券に記載すべき事項
- 十 第七号に規定する場合には、担保付社債券に利札を付するときは、その旨
- 十一 社債権者が会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨
- 十二 受託会社が社債権者集会の決議によらずに会社法第七百六条第一項第二号に掲げる行為をすることができるとするときは、その旨
- 十三 発行会社が担保付社債を引き受ける者の募集をするときは、各担保付社債の払込金額（各担保付社債と引換えに払い込む金額の額をいう。）若しくはその最低金額又はこれらの算定方法
- 十四 担保の種類、担保の目的である財産、担保権の順位、先順位の担保権者の有する担保権によって担保される債権の額及び担保の目的である財産に関し担保権者に対抗することができるとする旨
- 十五 信託証書の作成の日
- 十六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・法務省令で定める事項

2・3 (略)

(分割発行の場合における信託証書の記載又は記録事項)
第二十一条 担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合における信託証書には、第十九条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 担保付社債の総額を数回に分けて発行する旨
- 二 担保付社債の利率の最高限度

(分割発行の場合における発行の期限)
第二十二条 担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合には、最終の回の担保付社債の発行は、信託証書の作成の日から五年以内に行なければならない。

(分割発行の場合における担保付社債の総額の減額)
第二十三条 担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合において、正当な理由があるときは、委託者は、受託会社に対し、担保付社債の総額の減額を請求することができる。ただし、当該減額後の担保付社債の総額は、発行済みの担保付社債の金額の合計額を下回ることができない。

- 2 前項の減額があったときは、委託者及び受託会社は、次に掲げる事項を第二十一条第一項の信託証書に付記しなければならない。
 - 一 前項の減額があった旨及び当該減額後の担保付社債の総額
 - 二 前号に掲げる事項を付記した日
- 3 委託者は、受託会社に対し、第一項の減額によって生じた損害を賠償する責任を負う。

(分割発行の場合における担保付社債の申込み)

- 第二十五条 発行会社は、担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合には、前条第一項の募集に応じて担保付社債の引受けの申込みをしようとする者に対し、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- 一 担保付社債の総額を数回に分けて発行する旨
- 二 各回ごとの発行済みの担保付社債の金額の合計額、その未償還の額並びにその利率及び償還の期限

(担保付社債の記載事項)

第二十六条 担保付社債券には、会社法第六百九十七条第一項の規定により記載すべき事項（新株予約権付社債に係る担保付社債券にあつては、同法第二百九十二条第一項の規定により記載すべき事項）のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 (略)
- 二 担保付社債の総額を数回に分けて発行するときは、その旨

(担保付社債に係る社債原簿の記載又は記録事項)

第二十八条 発行会社は、担保付社債を発行した日以後遅滞なく、社債原簿に、会社法第六百八十一条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 担保付社債の総額を数回に分けて発行するときは、その旨

(社債権者集会の招集等)

第三十一条 社債権者集会についての会社法第七百七条第二項、第七百十八条第一項及び第四項、第七百二十条第一項、第七百二十九条第一項、第七百三十一条第三項並びに第七百三十五条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同法第七百七条第二項中「社債管理者」とあるのは「担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約（以下単に「信託契約」という。）の受託会社」と、同法第七百十八條第一項及び第四項並びに第七百二十九条第一項本文中「社債管理者又は社債管理補助者」とあり、並びに同法第七百三十一条第三項並びに第七百三十五条の二第一項及び第三項中「社債管理者、社債管理補助者」とあるのは「信託契約の受託会社」と、同法第一項中「信託契約」とあるのは「社債管理補助者にあつては、第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意をすることについて」とする。

(社債権者集会の決議)

第三十二条 会社法第七百二十四条第一項の規定にかかわらず、社債権者集会において次に掲げる事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる社債権者をいう。）の議決権の総額の五分の一以上で、かつ、出席した当該議決権者の議決権の総額の三分の二以上の議決権を有する者の同意がなければならない。

- 一 (略)
- 二 第四十二条において準用する第四十一条の規定による担保権の順位の変更又は担保権若しくはその順位の譲渡若しくは放棄

(受託会社の担保権の管理又は処分に関する義務)

第三十六条 受託会社は、総社債権者のために、信託契約による担保権を保存し、かつ、実行する義務を負う。

(社債権者の権利等)

- 第三十七条 (略)
- 2 信託契約による担保権は、総社債権者のためにのみ行使することができる。

第三十九條 民法（明治二十九年法律第八十九號）第三百四十八條及び第三百七十六條（抵当権又はその順位の譲渡及び放棄に関する部分を除く。）並びに商法（

明治三十二年法律第四十八號）第五百十五條の規定は、信託契約による担保権については、適用しない。適用しない。

民法第三百五十四條の規定は、信託契約による動産質権については、適用しない。

前三項の規定にかかわらず、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（担保権の順位の変更等）
第四十二條 前条の規定は、担保付社債に係る担保権の順位の変更又は担保権若しくはその順位の譲渡若しくは放棄について準用する。

（担保権の実行の義務等）
第四十三條 担保付社債が期限が到来しても弁済されず、又は発行会社が担保付社債の弁済を完了せず解散したときは、受託会社は、遅滞なく、担保付社債に係る担保権の実行その他の必要な措置をとらなければならない。

2 受託会社は、総社債権者のために、当該受託会社に付与された執行力のある債務名義の正本（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されたものである場合にあっては民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第十八條の二に規定する記録事項証明書、債務名義が電磁的記録をもつて作成された執行証書である場合にあっては公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十四條第一項第二号の書面又は同項第三号の電磁的記録）に基づき担保物について強制執行をし、担保権の実行の申立てをすることができる。

3 前項の場合において、債権者に対する異議は、受託会社に対して主張することができる。

（特別代理人の選任）
第四十五條 次に掲げる場合には、裁判所は、社債権者集会の申立てにより、特別代理人を選任することができる。

1 受託会社が総社債権者のためにすべき信託事務の処理及び担保付社債の管理を怠っているとき。
2 社債権者と受託会社との利益が相反する場合において、受託会社が総社債権者のために信託事務の処理及び担保付社債の管理に関する裁判上又は裁判外の行為をする必要があるとき。

2 5 （略）

（受託会社等の行為の方式）
第四十六條 受託会社又は前条第一項の特別代理人がこの法律の規定により総社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をする場合には、個別の社債権者を表示することを要しない。

（受託会社の報酬）
第四十七條 受託会社は、信託法（平成十八年法律第八号）第五十四條及び会社法第七百四十一條第一項の規定にかかわらず、委託者又は発行会社に対し、信託事務の処理及び担保付社債の管理について相当の報酬を請求することができる。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 民法第六百四十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により委託者又は発行会社から受ける受託会社の報酬について準用する。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 会社法第七百四十一條第三項の規定は、第一項の規定により委託者又は発行会社から受ける受託会社の報酬については、適用しない。

（受託会社の費用等）
第四十八條 委託者又は発行会社は、信託法第四十八條第一項本文及び第五十三條第一項本文並びに会社法第七百四十一條第一項の規定にかかわらず、受託会社が信託事務の処理及び担保付社債の管理をするのに必要と認められる費用として正当に支出した一切の費用及び支出の日以後におけるその利息を償還し、並びに受託会社が自己の過失なく受けた一切の損害を賠償する義務を負う。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 受託会社は、信託法第四十八條第二項本文の規定にかかわらず、信託事務の処理及び担保付社債の管理をするに於て要する費用の前払を委託者又は発行会社に請求することができる。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

5 4 3 （略）
信託契約による担保権は、第一項の規定により受託会社に生ずる債権のためにも、その効力を有する。

(担保物の保管の状況の検査)
第四十九条 委託者、代表社債権者又は担保付社債の総額（償還済みの額を除く。）の十分の一以上に当たる担保付社債を有する社債権者は、いつでも、受託会社による担保物の保管の状況を検査することができる。

2 無記名式の担保付社債券を有する者は、これを受託会社に提示しなければ、前項の検査をすることができない。

(受託会社の辞任)

第五十条 受託会社についての信託法第五十七条の規定の適用については、同条第一項中「及び受益者」とあるのは、「発行会社及び社債権者集会」とする。

3 第十七条第一項の規定は、信託事務を承継する会社が外国会社である場合について準用する。

(受託会社の解任)

第五十一条 受託会社についての信託法第五十八条の規定の適用については、同条第一項中「及び受益者」とあるのは、「発行会社及び社債権者集会」と、同条第二項中「及び受益者が」とあるのは、「発行会社及び社債権者集会」と、同条第四項中「違反して信託財産に著しい損害を与えたこと」とあるのは「違反したとき、信託事務の処理若しくは担保付社債の管理に不適任であるとき」と、同項及び同条第七項中「又は受益者」とあるのは、「発行会社又は社債権者集会」とする。

(新受託会社の権利義務等)

第五十五条 社債権者、委託者又は発行会社のために前受託会社に帰属していた権利義務は、前受託会社の辞任、解任、免許の取消し又は解散の時にさかのぼって新受託会社に移転する。ただし、前受託会社の契約違反又は不法行為によって生じた責任は、この限りでない。

(書類の移管等)

第五十六条 前受託会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）、これを代表する社員、清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その委託者、発行会社又は社債権者のために保管する物及び信託事務に関する書類を新受託会社に移管し、その他信託事務を新受託会社に引き継ぐために必要な一切の行為をしなければならぬ。

(担保権の設定の登記における債権額の記載等)

第六十二条 信託契約による担保権の設定の登記においては、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第八十三条第一項第一号に掲げる債権額は、担保付社債の総額を記録すれば足りる。

2 前項の登記において、担保付社債の総額を数回に分けて発行するときは、不動産登記法第八十三条第一項第一号、第八十八条及び第九十五条の規定にかかわらず、担保付社債の総額、担保付社債の総額を数回に分けて発行する旨及び担保付社債の利率の最高限度のみを被担保債権に係る登記事項とする。

3 前二項に規定する事項は、第一項の登記の申請情報の内容とする。

(分割発行の場合の社債発行に関する登記)

第六十三条 担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合において、担保付社債を発行したときは、その回の担保付社債の金額の合計額について発行の完了した日から二週間以内に、その回の担保付社債の金額の合計額及び当該担保付社債に関する第十九条第一項第四号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合において、外国において担保付社債を発行した場合であつて、登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間は、その通知が到達した時から起算する。

3 第一項の登記は、担保付社債を担保する権利の登記に付記して行う。

(不動産登記法の適用除外)

第六十四条 不動産登記法第四章第三節第五款の規定は、信託契約による登記には、適用しない。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者（委託者が法人であるときは、その事業を執行する社員、理事、取締役、執行役、清算人その他法人の業務を執行する者）若しくはその破産管財人、受託会社若しくは発行会社の業務を執行する社員、取締役、執行役、清算人若しくは破産管財人、代表社債権者、第四十五条第一項の特別代理人又は外国会社の代表者を百万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に定める届出、公告若しくは通知をせず、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。
- 二 この法律の規定に違反して、正当な理由なく、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令・法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。
- 三 この法律により備え置くべき書類又は電磁的記録を備え置かず、これらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 四 この法律の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。
- 五 この法律の規定による内閣総理大臣の検査を妨げたとき。
- 六 社債権者集会の決議によるべき場合において、これによらず、又はこれに違反したとき。
- 七 社債権者集会又は代表社債権者に対して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 八 第五条の規定に違反したとき。
- 九 第七条の規定に違反したとき。
- 十 第十七条第一項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 十一 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 十二 第二十七条第一項の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 十三 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 十四 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。
- 十五 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。
- 十六 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。
- 十七 第四十九条第一項の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。
- 十八 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

○（すべての者の国外犯）
 第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

- 一 削除
- 二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幫助）の罪
- 三 第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪
- 四 第八十四条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪
- 五 第五十四条（詔書偽造等）、第五十五条（公文書偽造等）、第五十七条（公正証書原本不実記載等）、第五十八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によつて作られるべき電磁的記録に係る第六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪
- 六 第六十二条（有価証券偽造等）及び第六十三条（偽造有価証券行使等）の罪
- 七 第六十三條の二から第六十三條の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪
- 八 第六十四條から第六十六條まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第六十四條第二項、第六十五條第二項及び第六十六條第二項の罪の未遂罪

（公務員の国外犯）
 第四条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本の公務員に適用する。

- 一 第一百一条（看守者等による逃走援助）の罪及びその未遂罪
- 二 第一百五十六条（虚偽公文書作成等）の罪
- 三 第九十三条（公務員職権濫用）、第九十五条第二項（特別公務員暴行陵虐）及び第九十七条から第九十九条の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄）の罪並びに第九十五条第二項の罪に係る第九十六条（特別公務員職権濫用等致死傷）の罪

○ 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）（抄）

第二十七条 第二十二條第二項ノ告示ノ日ヨリ起算シ十年間ハ第二十四條第一項ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有權ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継人当該埋立地ニ付所有權ヲ移轉シ又ハ地上權、質權、使用貸借ニ依ル權利若ハ貸借其ノ他ノ使用及收益ヲ目的トスル權利ヲ設定セムトスルトキハ当該移轉又ハ設定ノ当事者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 權利ヲ取得スル者ガ国又ハ公共団体ナルトキ

二 滞納処分、強制執行、担保權ノ実行トシテノ競売（其ノ例ニ依ル競売ヲ含ム）又ハ企業担保權ノ実行ニ因リ權利ガ移轉スルトキ

三 法令ニ依リ収用又ハ使用セララルトキ

四 都道府県知事ハ前項ノ許可ノ申請左ノ各号ニ適合スト認ムルトキハ之ヲ許可スベシ

一 申請手續ガ前項ノ国土交通省令ニ違反セザルコト

二 第二条第三項第四号ノ埋立以外ノ埋立者又ハ其ノ一般承継人ニ在リテハ權利ノ移轉又ハ設定ニ付已ムコトヲ得ザル事由アルコト

三 權利ヲ移轉シ又ハ設定セムトスル者ガ其ノ移轉又ハ設定ニ因リ不当ニ受益セザルコト

四 權利ノ移轉又ハ設定ノ相手方ノ選考方法ガ適正ナルコト

五 都道府県知事ハ第四十七條第一項ノ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル埋立ニ関シ第一項ノ許可ヲ為サムトスルトキハ予メ国土交通大臣ニ協議スベシ

○ 健康保險法（大正十一年法律第七十号）（抄）

第七十二条 保險料は、次に掲げる場合においては、納期前であっても、すべて徴収することができる。

一 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合
イ 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるとき。

ロ 破産手続開始の決定を受けたとき。

ハ 企業担保權の實行手續の開始があつたとき。

ニ 競売の開始があつたとき。

ホ 法人である納付義務者が、解散をした場合
被保險者の使用される事業所が、廃止された場合

○ 船員保險法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）

第三十一条 保險料は、次に掲げる場合においては、納期前であっても、すべて徴収することができる。

一 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合
イ 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるとき。

ロ 破産手続開始の決定を受けたとき。

ハ 企業担保權の實行手續の開始があつたとき。

ニ 競売の開始があつたとき。

ホ 前項の規定は、被保險者の乗組み、又は乗組むべき船舶が滅失し、沈没し、又は全く運航に堪えなくなるに至つた場合について準用する。

- 一 この節において同じ。）の目的に必要とする農業の経営及び技術の向上に関する指導
- 二 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け
- 三 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 四 組合員の共同生活に必要となる共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置
- 五 農業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
- 六 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理
- 七 農村工業に関する施設
- 八 農村に関する施設
- 九 医療に関する施設
- 十 老人の福祉に関する施設
- 十一 農村の生活及び文化の改善に関する施設
- 十二 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十三 前各号の事業に附帯する事業
- 十四 組合員又は会員に附帯する事業
- 十五 組合員又は会員に構成する者（以下「出資組合」という。）は、前項の事業のほか、組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者）の委託を受けて行う農業の経営の事業を併せ行うことができる。
- ③ 第一項の引受けを行う際その委託を受ける者の所有に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）又は採草放牧地をいう。第十四条の五十第一項において同じ。）
- ④ 前号に規定する土地に併せて当該信託をすることを相当とする農林水産省令で定めるその他の不動産で信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係るもの
- ⑤ 組合員又は会員に出資をさせない組合（以下「非出資組合」という。）は、第一項の規定にかかわらず、同項第三号又は第十号の事業を行うことができない。
- ⑥ 組合員又は第一項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を併せ行うことができる。
 - 一 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してその土地の貸付け又は当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してその土地の貸付け又は当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してその土地の所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してその土地の所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付けを含む。）の事業
 - 二 組合員からの貸付け又は当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してその土地の所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してその土地の所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付けを含む。）の事業
 - 三 組合員からの貸付け又は当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してその土地の所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してその土地の所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付けを含む。）の事業
 - 四 組合員からの貸付け又は当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してその土地の所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してその土地の所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付けを含む。）の事業
 - 五 組合員からの貸付け又は当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してその土地の所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してその土地の所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付けを含む。）の事業
 - 六 組合員からの貸付け又は当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してその土地の所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してその土地の所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付けを含む。）の事業

- の号において同じ。)又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。)その他特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いは、
- 六の三 短期社債等の取得又は譲渡
- 七の三 有価証券の私募の取扱いは、
- 八の二 農林中央金庫その他主務大臣が定める者(外国の法令に準拠して外国において銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業を営む者(同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。次号及び第十一条の十二において「外国銀行」という。)を除く。)の業務(同号の事業に該当するものを除く。)
- 八の二 外国銀行の業務の代理又は媒介(主務大臣が定めるものに限る。)
- 九の二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱いは、
- 十の二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 十一の二 振替業
- 十二の二 店頭デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。)であつて主務省令で定めるものうち、第六号の事業に該当するもの以外のもの
- 十三の二 店頭デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。)
- 十三の二 金銭、通貨の価格、商品の価格、算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第七号において同じ。)
- 十三の二 現実に当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における当該指標の数値の差をいう。)
- 十四の二 及び第十二号の事業に該当するものを除く。)
- 十五の二 有価証券関連店頭デリバティブ取引(当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)
- 十六の二 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 十七の二 前各号の事業に附帯する事業
- ⑦ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業
- ⑧ 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)
- ⑨ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により行う同法第一条第一項に規定する信託業務に係る事業
- ⑩ 信託法(平成十八年法律第八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業
- ⑪ 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- ⑫ 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託事業
- ⑬ 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)
- ⑭ 第一項第十号の事業を行う組合は、組合員のために、保険会社(保険業法(平成七年法律第五十五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。)
- ⑮ 他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行(農林水産省令で定めるものに限る。)
- ⑯ 第六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十二項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。の事業を行うことができる。
- 一 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債
- 二 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
- 三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二十八号)第五十四条の四第一項に規定する短期債
- 四 保険業法第六十一条の十六第一項に規定する短期社債
- 五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第八項に規定する特定短期社債
- 六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

八 其の権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ 各債権の金額が一億円を下回らないこと。

ロ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

⑩ 第六項第三号の二及び第十二号の二の「有価証券関連デリバティブ取引」又は同項第十二号の二の「店頭デリバティブ取引」

、同項第十二号、第十五号及び第十六号の「有価証券関連デリバティブ取引」又は同項第十三号第二項に規定する書面取次ぎ行為、同項第十二号の「店頭デリバティブ取引」又は同項第十八号第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引、同法第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引、同法第二十八号第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引、同法第三十項に規定するデリバティブ取引をいう。

⑪ 第六項第五号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払権のうち有価証券に該当するもの以外の債券をいう。

⑫ 第六項第六号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払権のうち有価証券に該当するもの以外の債券をいう。

⑬ 第六項第七号の「特定目的会社」とは、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

⑭ 第六項第八号の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

⑮ 第六項第九号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

⑯ 第六項第十号の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

⑰ 第六項第十一号の「特定目的会社」とは、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

⑱ 第六項第十二号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

⑲ 第六項第十三号の「特定目的会社」とは、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

⑳ 第六項第十四号の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

㉑ 第六項第十五号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

㉒ 第六項第十六号の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

㉓ 第六項第十七号の「特定目的会社」とは、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

㉔ 第六項第十八号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

㉕ 第六項第十九号の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

㉖ 第六項第二十号の「特定目的会社」とは、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

㉗ 第六項第二十一号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

㉘ 第六項第二十二号の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

㉙ 第六項第二十三号の「特定目的会社」とは、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

な技術的読替えは、政令で定める。

○ 国の利害に係るのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）（抄）

第二条 法務大臣は、所部の職員でその指定するものに前条の訴訟を行わせることができる。

② 法務大臣は、行政庁（国に所属するものに限り。）の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟について、必要があることを認めるときは、当該行政庁の意見を聴いた上、当該行政庁の職員で法務大臣の指定するものにその訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟についての第一号法定受託事務（以下「第一号法定受託事務」という。）の処理に関するものであり、法務大臣の指揮を受けるものとする。

③ 法務大臣は、前条の訴訟の争点が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下「第一号法定受託事務」という。）の指名する職員の中から指定する者に当該訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟についての第一号法定受託事務を受託するものであることとする。

④ 法務大臣は、前条の訴訟の争点が独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（以下「独立行政法人」という。）の事務に関するものである場合において、特に必要があると認めるときは、当該独立行政法人の意見を聴いた上、当該独立行政法人の指名する職員の中から指定する者に当該訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指示を受けるものとする。

第九条 調停事件その他非訟事件については、前各条の規定を準用する。この場合において、第六条の二第二項中「訴訟に参加」とあるのは「事件の申立てを」と「訴訟の争点」とあるのは「申立てに係る事件」と読み替えるものとする。

○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（登録の拒否）
第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、第六十条の八第一項の規定により第六十条の八第一項の許可を取り消され、第六十一条第一項の許可を取り消され、第六十二条第一項の許可を取り消され、第六十三条第三項（第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務（第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務（第六十三條の十三第三項（第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、第六十三條の十三第三項（第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務（第六十三條の十三第三項（第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、第六十六條の二十第一項の規定により第六十六條の五十五の登録を取り消され、第六十六條の四十二第一項の規定により第六十六條の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六條の二十六第一項の規定により第六十六條の五十五の登録を取り消され、第六十六條の四十二第一項の規定により第六十六條の二十七の登録を取り消され、その取消若しくは命令の日から五年を経過しない者又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法令の規定により当該外国において受けて五年を経過しない者又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法令の規定により当該外国において受けて五年を経過しない者又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法令の規定により当該外国において受けて五年を経過しない者又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法令の規定により当該外国において受けて五年を経過しない者又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法令の規定により当該外国において受けて五年を経過しない者

ロ 次のいずれかに該当する者

(1) 第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七條の六第三項の規定による第二十九条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に第五十条の二第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に金融商品取引業を廃止し、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をするなどついでに決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(2) 第六十条の八第一項の規定による第六十条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は

第三十二條の十一第一項の規定を除く。若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者（第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）のいずれかに該当する者又は政令で定める個人である場合においては、前号イからチまで若しくはリ（第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）のいずれかに該当する者又は政令で定める使用人のうち前号イからリまでのいずれかに該当する者がある者

三 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行う者として政令で定める金額に満たない法人
四 国内に営業所又は事務所を有しない法人
五 外国法人であつて国内における代表者（当該外国法人が第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。）を定めていない者
六 協会の認可金融商品取引業協会又は第七十八条第三項の五第一項第四号において同じ。）に加入しない者であつて、協会の定款その他の規則（有価証券の発行者その他の取引若しくは第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等を公正かつ円滑にすることを又は投資者の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

五 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者として政令で定める金額に満たない者
イ 株式会社（取締役会及び監査役、監査等委員会又は指名委員会等（会社法第十二号に規定する指名委員会等をいう。以下同じ。）を置くものに限る。又は外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人（第一種金融商品取引業を行う者を含む。）に限る。）であつて、当該外国の法令に準拠し、当該外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行つて政令で定める者を含む。）が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者
ロ 純財産額（内閣府令で定めるところにより、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して算出した額をいう。）が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者
ハ 他に行つていない事業が第三十五条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当せず、かつ、当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる者
ニ 個人である主要株主（登録申請者が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。ホ及びヘにおいて同じ。）のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人（外国法人を除く。）
一 該当する者がある法人（外国法人を除く。）
二 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者（心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者からりまでは、当該代理人が当該内閣府令で定める者又は第二号ロからリまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）
三 第二号ロからリまでのいずれかに該当する者
ホ 法人である主要株主のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人（外国法人を除く。）
一 第一号イ又はロに該当する者
二 第一号ハに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
三 法人を代表する役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある者
四 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者
ヘ 主要株主に準ずる者が金融商品取引業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがない者であることについて、外国の当局（第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引業を行う者）の政令で定める外国の法令を執行する当局をいう。）による確認が行われていない外国法人
ロ 第一種金融商品取引業の六第一項の規定に準じて算出した比率が百二十パーセントを下回る者
イ 他の金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。ロにおいて同じ。）が現に用いている商号と同一の商号又は他の金融商品取引業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする者
七 第六十條の五十三第六号ロ若しくはハ又は、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては前項第六十條の五十三第六号ロ若しくはハ又は、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び業務の方針の決定に対して重要な影響を

与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條第二号において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。第五項並びに第三十二條第一項及び第四項において「対象議決権」という。）を保有している者という。）の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の総資産の額（内閣府令で定める方法による資産の合計金額をいう。）から内閣府令で定める資産の額（内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。）を除いた額に対する割合が百分の五十を超える会社をいう。）から内閣府令で定める資産の額（内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。）を除いた額に対する割合が百分の五十を超える会社をいう。）の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その額をいう。）を算出する。以上の子会社又は当該会社の「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の各号に掲げる場合における第二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

5 一の金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができ、株式の所有関係、親族関係その他の他の政令で定める特別の関係にある者が法人の対象議決権を保有する場合、当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

6 第二項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三條の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しななければならない。

一 第四十二條第二項の規定により第六十六條の二十七の登録を取り消され、第六十六條の二十一項の規定により第六十六條の登録を取り消され、第六十六條の四十二條第二項の規定により第六十六條の二十七の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八條第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

二 この法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務、兼営等に関する法律、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、預託等取引に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、信託業法、資金決済に関する法律その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三 登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

四 協会の加入しない者であつて、協会の定款その他の規則（有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等を公正かつ円滑にすること又は投資者の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

五 登録金融機関業務を適確に遂行するための必要な体制を整備されていると認められない者

2 内閣総理大臣は、銀行、協同組織金融機関その他の政令で定める金融機関に、第三十三條第二項第五号に掲げる取引について、同号に定める行為を業として行うことを登録する場合には、株券に係る取引の公正の確保のために必要な範囲内において内閣府令で定める条件を付してするものとする。

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第六十二條の二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百九十八條の九第三項から第五項まで並びに第三百九十八條の十第一項及び第二項の規定は、この法の規定により医療法人が分割をする場合について準用する。この場合において、同法第三百九十八條の九第三項中「前二項」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十二條の二において準用する次条第一項又は第二項」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

十二 前各号の事業に附帯する事業
4 第二項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

一 金融商品取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二十一条第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払に
二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 金融商品取引業者（同法第二条第九項に
規定する金融商品取引業者をい、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。第十一条の十六第二項、第十五条の十六第二項及
び第八十七条の二第二項第二号を除き、以下同じ。）の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う同法第二条第一号から第三号までに掲げる
行為

三 金融商品取引法第三十三条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為
5 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行うことができる。
一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）に
係る事業

二 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業
三 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業
6 組合は、前項第二号の事業を行う場合には、信託業法（平成十六年法律第五十四号）の適用については、政令で定めるところにより、会社とみなす。
7 第一項第十二号の事業を行う組合は、組合員の代理又は事務の代行（農林水産省令で定めるものに限る。）の事業を行うことができる。以下同じ。）
8 組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその事業（第三項第三号及び第四号の事業にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させる
ことができない。ただし、第一項第八号の事業（これに附帯する事業を含む。）のうち漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三十七号）第四
十四条第一項に規定する認定計画に基づき行う事業並びに第三項第二号から第十号まで及び第十二号、第四項並びに前項の事業に係る場合を除き、一事業年度に
おいて組合員及び他の組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員及び他の組合員が利用する事業の分量の総額
（政令で定める事業については、政令で定める額）を超えてはならない。

9 一の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を組合員とみなす。
一の第一項第三号の事業 組合員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれ
らの者
二 第一項第四号の事業 組合員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人
三 第一項第十二号及び第十三号の事業 組合員と世帯を同じくする者
10 組合は、第八項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをするこ
とができる。

一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの
二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつてゐるもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出して
るものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの
三 漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域（以下「漁港
区域」という。）における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）
四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

（事業の種類）
第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
三 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業又は生活に必要な資金の貸付け
四 所属員の貯金又は定期積金の供入れ
五 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置
六 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置

（事業の種類）
第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
三 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業又は生活に必要な資金の貸付け
四 所属員の貯金又は定期積金の供入れ
五 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置
六 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置

（事業の種類）
第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
三 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業又は生活に必要な資金の貸付け
四 所属員の貯金又は定期積金の供入れ
五 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置
六 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置

（事業の種類）
第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
三 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業又は生活に必要な資金の貸付け
四 所属員の貯金又は定期積金の供入れ
五 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置
六 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置

（事業の種類）
第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
三 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業又は生活に必要な資金の貸付け
四 所属員の貯金又は定期積金の供入れ
五 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置
六 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置

（事業の種類）
第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
三 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業又は生活に必要な資金の貸付け
四 所属員の貯金又は定期積金の供入れ
五 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置
六 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置

七 所屬員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売を含む。）

八 漁業法の第九條第一項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第六十條第八項に規定する保全活動その他漁場の管理

九 船だまり、船揚場、漁礁その他所屬員の漁業に必要な設備の設置

十 會員の組織、事業及び經營に関する調査、相談及び助言

十一 會員の意見の代表及び會員相互間の総合調整

十二 所屬員の福利厚生に関する事業

十三 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十四 連合会の事業的の経済的の改良を図るための教育及び所屬員に対する一般的情報の提供

十五 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会が行う共済のあつせん

十六 前各号の事業に附帯する事業

十七 前各号の事業に附帯する事業

十八 會員に出資をさせない連合会は、前項の規定にかかわらず、同項第三号又は第四号の事業を行うことができな

十九 第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業若しくは同項第五号の事業のうち次に掲げるもの（これに附帯する事業を含む。）又は次項、第五項若しくは第六項の事業のほか、他の事業を行うことができる。

一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業

二 「使用期間」として、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するものとして主務省令で定めるものであること。

三 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するものとして主務省令で定める費用に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

四 前号に掲げる事業の代理又は媒介

五 第一項第四号の事業を行う連合会は、所屬員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 為替取引

三 債務の保証又は手形の引受け

四 有価証券の貸付け

五 有価証券の買取

六 有価証券の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）

八 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

九 外国公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

十 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十一 振替

十二 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

十三 所屬員から取得した当該所屬員に関する情報を当該所屬員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該連合会の行う第一項第三号若しくは第四号の事業の高度化又は当該連合会の利用者の利便の向上に資するもの

十四 当該連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該連合会の行う第一項第三号又は第四号の事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として主務省令で定めるもの

十五 前各号の事業に附帯する事業

十六 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行

為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

一 金融商品取引法第三十三條第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券（同法第三十三條第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払に
ついで保証している同項第五号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第三十三條第二項第一号に定める行為（同法第二條第八項第一号から第三号ま
でに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二 金融商品取引法第三十三條第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 金融商品取引業者の委託を受けて、当該
金融商品取引業者のために同法第二條第一号から第三号までに掲げる行為

三 金融商品取引法第三十三條第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為

6 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業

一 信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事業

二 金融商品取引法第二十八條第六項に規定する投資助言業務に係る事業

7 連合会が前項第二号の事業を行う場合には、第十一條第六項の規定を準用する。

8 第一項第十一号の事業を行う組合又は連合会の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言の事業を行うことができる。

9 該全国連合会を間接に構成する組合又は連合会の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言の事業を行うことができる。

10 全国連合会は、第一項第十一号及び前項の事業を行うに当たつて必要な場合には、当該全国連合会を直接又は間接に構成する組合又は連合会（以下この項にお
いて「組合等」という。）に対し、当該組合等の有する団体漁業権に係る組合員（連合会にあつては、会員たる組合の組合員）による漁場の利用に関する業務及
び当該組合等が行う漁場の管理に関する業務の適正化を図るために、必要な取組を行うことを求めることができる。

11 第一項第十一号及び第八項の事業を行う全国連合会は、水産業協同組合の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者で農林水産省令で定める
資格を有する者である役員又は職員を当該事業に従事させなければならない。

12 連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者にその事業（第四項第三号及び第四号の事業並びに第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会が行う
第三項各号に掲げる事業にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、第一項第八号の事業（これに附帯する事業を含む。
）のうち漁港及び漁場の整備等に関する法律第四十四條第一項に規定する認定計画に基づき行う事業、第四項第二号から第十号まで及び第十二号から第十四号ま
で並びに第五項の事業並びに第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会が行う第三項各号に掲げる事業に係る場合を除き、一事業年度において所属員及び他の
連合会の所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員及び他の連合会の所属員の利用する事業の分量の総額を超えてはならな
い。

13 一の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を所属員とみなす。

二 一の各号に掲げる事業の所属員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれ
らの者

三 第一項第四号の事業 所属員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

四 連合会は、第十一項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをす
ることができ。

一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつてゐるもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出して
るものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの

三 漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）

四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

（事業の種類）

第九十三條 水産加工業協同組合（以下この章及び次章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

二 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

三 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

四 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

五 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

六 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

- 六の二 組合員の福利厚生に関する事業
- 七の二 組合員の製造加工に関する事業
- 八の二 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 九の二 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
- 一 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
- 二 手形の割引
- 三 債務の保証又は手形の引受け
- 四 有価証券の買付等
- 五 有価証券の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 六 有価証券（国債等に該当するもの並びに金融商品取引法第二条第十号及び第十一号に掲げるものに限る。）の私募の取扱い
- 七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
- 七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）
- 八の二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 九の二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 十の二 振替業
- 十一の二 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 十二 前各号の事業に附帯する事業
- 三 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。
- 一 金融商品取引法第三十三條第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払に就いて保証している同項第五号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第三十三條第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）
- 二 金融商品取引法第三十三條第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 金融商品取引業者の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う同法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為
- 三 金融商品取引法第三十三條第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為
- 四 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行うことができる。
- 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業
- 二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業
- 三 金融商品取引法第二十八條第六項に規定する投資助言業務に係る事業
- 五 組合が前項第二号の事業を行う場合には、組合員のために、保険会社その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行（農林水産省令で定めるものに限る。）の事業を行うことができる。
- 七 組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者（第二項第三号及び第四号の事業にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号、第三項並びに前項の事業に係る場合を除き、一事業年度において組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員が利用する事業の分量の総額の五分の一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。
- 八 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を組合員とみなす。
- 一 第一項第一号の事業 組合員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者
- 二 第一項第二号の事業 組合員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人
- 三 第一項第六号の二及び第七号の事業 組合員と世帯を同じくする者

9 組合は、第七項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの
二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつてゐるもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出してゐるものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの
三 漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）
四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

(事業の種類)

第九十七条 水産加工業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業に必要な資金の貸付け
二 所属員の貯蓄又は定期積金の受入れ
三 所属員の事業に必要な物資の供給
四 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置
五 所属員の生産物の運搬、加工、保管又は販売
六 所属員の製品の原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査
七 所属員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言
八 会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整
九 所属員の福利厚生に関する事業
十 水産物の製造加工に関する経営及び技術の向上並びに連合会の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育並びに所属員に対する一般的情報の提供
十一 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

2 前項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業若しくは同項第三号の事業のうち次に掲げるもの（これに附帯する事業を含む。）又は次項、第四項若しくは第五項の事業のほか、他の事業を行うことができず、当該物件を使用させる事業

一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業
二 使用期間の中途においてリース物件の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること
三 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するとして譲渡対価の額に相当する額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること

3 前号に掲げる事業の代理又は媒介は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 第一項第二号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

二 債権の保証又は手形の引受け
三 有価証券の買付等
四 有価証券の貸付け
五 有価証券の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
六 有価証券（国債等）に該当するもの並びに金融商品取引法第二十条第一号及び第十一号に掲げるものに限る。）の私募の取扱い
七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）

八 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

九 国、地方公共団体、会社その他の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
十 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十九の二 振替業

- 十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 十二 所屬員から取得した当該所屬員に関する情報を当該所屬員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該連合会の保有する第一項第一号若しくは第二号の事業の高度化又は当該連合会の利用者の利便の向上に資するもの
- 十三 当該連合会の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として主務省令で定めるもの
- 十四 前各号の事業に附帯する事業
- 4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。
 - 一 金融商品取引法第三十三條第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二條第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第五号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第三十三條第二項第一号に定める行為（同法第二條第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）
 - 二 金融商品取引法第三十三條第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 金融商品取引業者の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う同法第二條第二項第一号から第三号までに掲げる行為
 - 三 金融商品取引法第三十三條第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為
 - 5 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行うことができる。
 - 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業
 - 二 信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業
 - 三 金融商品取引法第二十八條第六項に規定する投資助言業務に係る事業
 - 6 連合会が前項第二号の事業を行う場合には、第十一條第六項の規定を準用する。
 - 7 連合会は、定款で定めるところにより、所屬員以外の者にその事業（第三項第三号及び第四号の事業並びに第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会が行う第二項各号に掲げる事業にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、第三項第二号から第十号まで及び第十二号から第十四号まで並びに第四項の事業並びに第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会が行う第二項各号に掲げる事業に係る場合を除き、一事業年度において所屬員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所屬員が利用する事業の分量の総額の五分の一を超えてはならない。
 - 8 第一項第一号の事業 営利を目的とし、前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を所屬員とみなす。
 - 9 第一項第二号の事業 営利を目的とし、法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるその者
 - 10 連合会は、第七項の規定にかかわらず、所屬員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができ。
 - 一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの
 - 二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつてゐるもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を抛出しているものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの
 - 三 漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）
 - 四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（抄）

（信用協同組合）

第九條の八 信用協同組合は、次の事業を行うものとする。

 - 一 組合員に対する資金の貸付け
 - 二 組合員のためにする手形の割引
 - 三 組合員の預金又は定期積金の受入れ
 - 四 前三号の事業に附帯する事業
 - 2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。
 - 一 為替取引

二 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人（以下この項において「国等」という。）の預金の受入れ

三 組合員以外の者（国等及び配偶者その他の親族（以下この項において「配偶者等」という。）の預金又は定期積金の受入れ

四 組合員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。次条第一項第二号において同じ。）

五 債権の保証又は手形の引受け（組合員の貸付け（手形の割引を含む。この内閣府令で定めるものに限る。）

六 有価証券（第十号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第十号の二及び第十一号において同じ。）の売買（有

七 有価証券連動デリバティブ取引に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第十号の二及び第十一号において同じ。）の

八 有価証券の貸付け（組合員のためにその他の内閣府令で定めるものに限る。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国

九 債権の募集の譲渡性預金証券その他の内閣府令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

十 金銭債権の譲渡性預金証券その他の内閣府令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

十一 治定目的の会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて金銭債権（民法（明

十二 証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二二号）第二條第一項に規定する電子記録債権を除く。以下こ

十三 内閣府令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等

十四 三 短期社債等の取得又は譲渡

十五 有価証券の私募の取得

十六 有価証券協同組合、次条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫その他内閣府令で定める者（外国の法令に準拠して外国に

十七 おいて銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二條第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四條第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）

十八 国、地方公共団体、会社等の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）

十九 有価証券、貴金属その他の物品の収納その他の金銭に係る事務の取扱

二十 両替

二十一 当するものを除く。）

二十二 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第十号の事業に該

二十三 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二條第七項に規定する算定割当量その他

二十四 これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標

二十五 の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引として内閣府令で定めるもの（第十号及び第十五号の二の事業に該当す

二十六 るものを除く。）のうち信用協同組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第十号及び第十五号の二の事業に該当す

二十七 るものを除く。）

二十八 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十六号の事業に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）

二十九 有価証券関連デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第十号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のもの）である場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第七号の事業に該当するものを除く。）

三十 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十六号の事業に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）

三十一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業（組合員又はこれに準ずる者と

三十二 して内閣府令で定めるもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

三十三 約の解除をすることができないもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用するものとして内閣府令で定めるもの（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

三十四 約の解除をすることができないもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用するものとして内閣府令で定めるもの（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

三十五 約の解除をすることができないもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用するものとして内閣府令で定めるもの（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

三十六 約の解除をすることができないもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用するものとして内閣府令で定めるもの（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

三十七 約の解除をすることができないもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用するものとして内閣府令で定めるもの（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

三十八 約の解除をすることができないもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用するものとして内閣府令で定めるもの（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

三十九 約の解除をすることができないもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用するものとして内閣府令で定めるもの（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

四十 約の解除をすることができないもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用するものとして内閣府令で定めるもの（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

四十一 約の解除をすることができないもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用するものとして内閣府令で定めるもの（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

四十二 約の解除をすることができないもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用するものとして内閣府令で定めるもの（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

四十三 約の解除をすることができないもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用するものとして内閣府令で定めるもの（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

四十四 約の解除をすることができないもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用するものとして内閣府令で定めるもの（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

四十五 約の解除をすることができないもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用するものとして内閣府令で定めるもの（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

四十六 約の解除をすることができないもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用するものとして内閣府令で定めるもの（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

四十七 約の解除をすることができないもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用するものとして内閣府令で定めるもの（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

四十八 約の解除をすることができないもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用するものとして内閣府令で定めるもの（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

四十九 約の解除をすることができないもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用するものとして内閣府令で定めるもの（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

五十 約の解除をすることができないもの（以下この号において「リース物件」という。）を使用するものとして内閣府令で定めるもの（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二二 前号の事業の代理又は媒介

二二三 組合員から取得した当該組合員に関する情報を当該組合員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該信用協同組合の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該信用協同組合の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該信用協同組合の行う前項第一号から第三号までの事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として内閣府令で定めるもの

二二四 当該信用協同組合の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該信用協同組合の行う前項第一号から第三号までの事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として内閣府令で定めるもの

二二五 前各号の事業に附帯する事業

三 信用協同組合の前項第四号の事業に係る預金及び定期積金の合計額は、当該信用協同組合の預金及び定期積金の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。

四 信用協同組合は、第二項第五号の事業については、政令で定めるところにより、第一項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

五 第二項第十号の事業には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第十号の三の事業には短期社債等について、金融商品取引法第二條第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う事業を含むものとする。

六 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二十三号）第五十四條の四第一項に規定する短期債

ニ 保険業法第六十一条の十六第一項に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第二条第八項に規定する特定短期社債

ロ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

ト 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

一 権利の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

(2) 元本の償還期限について、権利の総額の払込みの日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

(3) 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為、それぞれ金融商品取引法第二十八條第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三條第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。

二 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

三 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

三 振替業 株式等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業をいう。

三 デリバティブ取引 金融商品取引法第二十八條第八項第四号に掲げる行為をいう。

四 有価証券関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二十八條第八項第四号に掲げる行為をいう。

四 信用協同組合は、第一項及び第二項の規定により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業（第五号及び第六号の事業にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者のために行うものに限る。）を行うことができる。

一 金融商品取引法第二十八條第六項に規定する投資助言業務に係る事業

二 金融商品取引法第三十三條第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う事業（第二項の規定により行う事業を除く。）

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務に係る事業

四 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

六 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業（第二項の規定により行う事業を除く。）

8 信用協同組合は、前項第四号から第六号までの事業に関して、信託業法（平成十六年法律第五十四号）、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法第十四条第二項ただし書の規定は、適用しない。

（協同組合連合会）

第九條の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

- 一 会員の預金又は定期積金の受入れ
- 二 会員に対する資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ
- 三 会員が火災共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済
- 四 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他協同組合連合会を直接又は間接に構成する者（以下「所属員」という。）の事業に関する共同事業
- 五 所属員の福利厚生に関する事業
- 六 所属員の新たな事業の経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業
- 七 所属員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する事業
- 八 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 九 前各号の事業に附帯する事業

3 前項第一号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業並びに第六項の事業のほか、他の事業を行うことができず、同項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の事業、同項第五号の規定による共済事業（火災共済事業を除く。）並びに会員たる火災等共済組合（第九條の七の二第二項の認可を受けて火災共済事業を行う事業協同組合をいう。以下同じ。）又は会員たる火災等共済組合連合会（協同組合連合会であつて、第五項において準用する同条第一項の認可を受けて火災共済事業を行うものをいう。以下同じ。）と連帯して行う火災共済組合に係る共済責任の負担並びにこれらに附帯する事業並びに第八項において準用する第九條の二第六項の事業のほかに、他の事業を行うことのできない。

4 第一項第五号の規定により共済事業を行う協同組合連合会（同項第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であつてその会員たる組合の総数が政令で定める基準を超えるもの又はその所属員たる組合が共済事業を行うことによつて負う協同組合連合会の再共済責任の再共済の事業を行うもの（以下「特定共済組合連合会」という。）は、同項の規定にかかわらず、共済事業及び同項第二号の事業並びにこれらに附帯する事業並びにこの限りでない。

5 協同組合連合会（第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。）については、第九條の二第二項から第十五項まで（第七項及び第九條の二第二項中「協同組合連合会（第一項第一号を除く。）」を「第九條の二第九項の二第一項の認可」と、同条第九條の二第二項中「組合員及び生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であるもの」とあるのは、「組合員及び生計を一にする親族及び組合員たる組合員」とあるもの）の総数が第九條の二第二項に規定する小規模の事業者又は事業協同組合に該当するものに属する者であるものとする。

6 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会は、次の事業を行うことができる。この場合においては、第七号から第十二号までの事業については、同項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度に行わなければならない。

- 一 前条第二項第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十五号の事業
- 二 前条第二項第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十五号の事業（外国銀行を除く。）の事業又は業務（前条第二項第十二号の二の事業及び次号の事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
- 三 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）
- 四 会員である信用協同組合に係る協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六條の五の五第一項の契約の締結及び当該契約に係る同法第六條の五の六第一項の基準の作成
- 五 所属員から取得した当該所属員に関する情報を当該所属員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該協同組合連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該協同組合連合会の保有する人材、情報通信技術の設備その他の当該協同組合連合会の行う第一項第一号又は第二号の事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として内閣府令で定めるもの
- 六 当該協同組合連合会の保有する人材、情報通信技術の設備その他の当該協同組合連合会の行う第一項第一号又は第二号の事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として内閣府令で定めるもの
- 七 金融商品取引法第二十八條第六項に規定する投資助言業務に係る事業
- 八 金融商品取引法第三十三條第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う事業（第一号の事業を除く。）

- 九 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項に規定する信託業務に係る事業
- 十 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業
- 十一 前条第七項第五号及び第六号の事業
- 十二 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業（第一号の事業を除く。）であつて、内閣府令で定めるものとする。
- 七 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、前条第三項から第六項まで及び第八項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「第一項第一号及び第二号」とあるのは「次条第一項第二号」と、同条第八項中「前項第四号から第六号まで」とあるのは「次条第六項第十号及び第十一号」と読み替へるものとする。
- 八 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第九条の二第二項、第三項、第六項及び第九項（事業協同組合に係る部分に限る。）及び第九条の六の二、第九條の六の三並びに第九條の七の五の規定を準用する。この場合において、第九條の二第九項中「組合員並びに組合員たる組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合員と生計を一にする親族」とあるのは「組合員並びに所屬員たる組合員及び所屬員たる組合員と生計を一にする親族」とあるのは「第一項中「共済事業（第九條の七の二第一項の認可を受けて同項に規定する火災共済事業を行う事業協同組合にあつては、当該火災共済事業）」とあるのは「第九條の九第一項第五号の規定による共済事業（第九條の七の二第一項に規定する火災共済事業）」と読み替へるものとする。

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（繰上徴収）

- 第十三条の二 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金（第三号に該当する場合においては、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務であるものを除く。）でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるもの限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができ、
- 一 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続（以下「強制換価手続」という。）が開始されたとき（仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第二条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定による通知がされたときを含む。）、
- 二 納税者又は特別徴収義務者につき相続があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき、
- 三 法人である納税者又は特別徴収義務者が解散したとき、
- 四 その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る信託が終了したとき（信託法第六十三條第五号に掲げる事由によつて終了したときを除く。）、
- 五 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めないうで当該地方団体の区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないこととなるとき（納税管理人を定めることを要しない場合を除く。）、
- 六 納税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとすし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき、
- 二 前項に規定する既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金とは、次に掲げるものとする。
- 一 納付又は納入の告知（第十一條第一項（これを準用する場合を含む。）の規定による告知を含む。）をした地方団体の徴収金
- 三 申告又は更正若しくは決定の通知があつた申告（これと併せて課する個人の道府県民税を含む。）
- 四 特別徴収義務者が徴収した個人の市町村民税（これと併せて課する個人の道府県民税を含む。）
- 五 課税すべき売渡しが又は消費その他の処分があつた道府県たばこ税及び市町村たばこ税
- 六 課税すべき行為又は事実があつた特別徴収の方法によつて徴収される道府県税及び市町村税
- 三 地方団体の長は、第一項の規定により繰上徴収をしようとするときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に告知しなければならない。この場合において、すでに納付又は納入の告知をしているときは、納期限の変更を告知しなければならない。

第十四条の三（直接の滞納処分費の優先）

第十四条の三 納税者又は特別徴収義務者の財産を地方団体の徴収金の滞納処分により換価したときは、その滞納処分に係る滞納処分費（督促手数料を含む。第十四条の五第二項及び第十四条の二十において同じ。）は、次条、第十四条の八から第十四条の十一まで、第十四条の十三から第十四条の十五まで及び第十四条の十七の規定にかかわらず、その換価代金につき、他の地方団体の徴収金、国税その他の債権に先立つて徴収する。

(強制換価の場合の道府県たばこ税等の優先)
第十四条の四、第十三条の三の規定により徴収する地方団体の徴収金は、第十四条の六から第十四条の十三から第十四条の十五までの規定にかかわらず、その徴収の基因となつた売渡し又は引取り等に係る物件の換価代金につき、他の地方団体の徴収金、国税その他の債権に先立つて徴収する。

(譲受前に設定された質権又は抵当権の優先)
第十四条の十一、納税者又は特別徴収義務者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収する。
2 前項の規定は、登記をすることができず、質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、同項の譲受前にその質権が設定されている事実を証明した場合に限り適用する。この場合においては、第十四条の九第三項後段及び第四項の規定を準用する。

(質権及び抵当権の優先額の限度等)
第十四条の十二、前三条の規定に基き、地方団体の徴収金に先だつ質権又は抵当権により担保される債権の元本の金額は、その質権者又は抵当権者がその地方団体の徴収金に係る差押又は交付要求の通知を受けた時における債権額を限度とする。ただし、その地方団体の徴収金に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない。
2 質権又は抵当権により担保される債権額又は極度額を増加する登記がされた場合には、その登記がされた時において、その増加した債権額又は極度額につき新たに質権又は抵当権が設定されたものとみなして、前三条の規定を適用する。

○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）

第五十三条（信用金庫の事業）

一 預金又は定期積金の受入れ

二 会員に対する資金の貸付け

三 会員の利益にする手形の割引

四 為替取引

2 信用金庫は、政令で定めるところにより、前項第二号及び第三号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に

3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 有価証券の保証又は手形の引受け（会員の利益にするものに限る。）

二 有価証券（第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に規定するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）

三 有価証券の貸付け（会員の利益にするものその他の内閣府令で定めるものに限る。）

四 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条及び次条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権（譲渡性預金証券その他の内閣府令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

五の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて金銭債権（民法第三編第一章第七節第一款（指図証券）に規定する指図証券、同節第二款（記名式所持人証券）に規定する記名式所持人証券、同節第三款（その他の記名証券）に規定するその他の記名証券及び同節第四款（無記名証券）に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。）その他特定社債に準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号及び次条第四項第五号の二において「特定社債等」という。）の引受け

五の三 短期社債等の取得又は譲渡

六 有価証券の私債の取扱い

七 金庫、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣が定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行業（銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。第五十四条の二十三第一項第六号において同じ。）を営む者（同法第四条第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」とい

う。を除外する。の業務（次号に掲げる業務に該当するもの及び次条第四項第七号の二に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）

八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

九の二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十の二 振替業

十一 両替

十二 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十三 デリバティブ取引（内閣府令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

十四 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引として内閣府令で定めるもの（第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）のうち信用金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十五 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十二号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）

十六 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十七 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

十八 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務（会員又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるもののためとするものに限る。）

十九 契約の対象とする物件（以下この号及び次条第四項第十七号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号及び同項第十七号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

二十 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するものとして内閣府令で定めるもの額に相当する額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することと内容とするものであること。

二十一 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十二 前号に掲げる業務の代理又は媒介

二十三 当該信用金庫の第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該信用金庫の利用者の利便の向上に資するもの

二十四 当該信用金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該信用金庫の第一項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源を主として活用して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

二十五 前項第五号に掲げる業務には同第二号に規定する証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第五号の三に掲げる業務には短期社債等において、金融商品取引法第二号第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

二十六 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債

ハ 第五十四条の四第一項に規定する短期債

ホ 保険業法（平成七年法律第五十号）第六十一条の十第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債

ヘ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十号）第二条第二項（定義）に規定する短期社債

ト 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

チ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

テ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第三項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

ト 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第四項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

チ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第五項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

テ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第六項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

ト 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第七項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

チ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第八項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

テ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第九項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

ト 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

チ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

テ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十二項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

ト 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十三項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

チ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十四項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

テ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十五項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

ト 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十六項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

チ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十七項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

テ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十八項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

ト 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十九項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

チ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二十項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

(1) 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
(2) 元本の償還期限について、(2)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
(3) 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為（それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号（通則）に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に規定する書面取次ぎ行為をいう。）の取扱いをいう。

一、政府保証債（政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。）の取扱いをいう。

二、特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債（それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。）の取扱いをいう。

三、有価証券の私募の取扱い（有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。）の取扱いをいう。

四、デリバティブ取引（株式等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。）の取扱いをいう。

五、有価証券関連店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。）の取扱いをいう。

六、金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）の取扱いをいう。

七、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務をいう。）の取扱いをいう。

八、信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務（信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務をいう。）の取扱いをいう。

九、地方債又は社債その他の債券の募集又は管理（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務（地方債又は社債その他の債券の募集又は管理（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務をいう。）の取扱いをいう。

十、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務（担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務をいう。）の取扱いをいう。

十一、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを行う契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第三項の規定により行う業務を除く。）の取扱いをいう。

十二、運用）の規定の適用については、銀行とみなす。株式会社日本政策金融公庫の業務の代理を行うときは、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十六条第三号（余裕金の運用）の規定の適用については、銀行とみなす。

十三、当該各号に定める法律の規定の適用については、銀行とみなす。昭和三十六年法律第二百四号）第九十一条第一号（基金）第三十四条第二号（余裕金の運用）、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。

十四、第九、地方住宅供給公社、農業信用保証保険法（昭和四十六年法律第二百四号）第三十四条第二号（基金）第三十四条第二号（余裕金の運用）、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。

十五、第九、地方住宅供給公社、農業信用保証保険法（昭和四十六年法律第二百四号）第三十四条第二号（基金）第三十四条第二号（余裕金の運用）、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。

十六、第九、地方住宅供給公社、農業信用保証保険法（昭和四十六年法律第二百四号）第三十四条第二号（基金）第三十四条第二号（余裕金の運用）、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。

十七、第九、地方住宅供給公社、農業信用保証保険法（昭和四十六年法律第二百四号）第三十四条第二号（基金）第三十四条第二号（余裕金の運用）、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。

十八、第九、地方住宅供給公社、農業信用保証保険法（昭和四十六年法律第二百四号）第三十四条第二号（基金）第三十四条第二号（余裕金の運用）、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。

- 四 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
 五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
 六 有価証券の私募の取扱い
 七 金庫 株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣が定める者（外国銀行を除く。）の業務（前条第三項第七号の二に掲げる業務及び次号に掲げる業務に
 七の二 当該ものを除く。）の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
 七の三 外国銀行の業務の代理又は媒介（信用金庫連合会の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）
 七の四 及び外国において行う外国銀行（当該信用金庫連合会の子会社を除く。）の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）
 八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 十の二 振替業
 十一 両替
 十二 当該デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第五号に掲げる業務に
 十三 当該デリバティブ取引（内閣府令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
 十四 当該デリバティブ取引の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当
 十五 取指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ
 十六 取引」という。）のうち信用金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第五号及び第十一号に掲げる業
 十七 務に該当するものを除く。）
 十八 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十二号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）
 十九 有価証券関連デリバティブ取引（当該有価証券関連デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該
 二十 するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第二号に掲げる業務に該当するもの
 二十一 を除く。）
 二十二 有価証券関連デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 二十三 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務（会員又はこれに準ずる者として
 二十四 内閣府令で定めるもののため契約解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。
 二十五 使用期間の満了の時に譲渡する必要がある場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当す
 二十六 る金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計
 二十七 額を対価として受領することとすることを内容とするものであること。
 二十八 使用前に満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。
 二十九 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該信用金庫連合会の保有する情報を第三者に提供する業務
 三十 であつて、当該信用金庫連合会の第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該信用金庫連合会の利用者の利便の向上に資するもの
 三十一 信用金庫連合会は、前各項の規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。
 三十二 金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務
 三十三 金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務（前項
 三十四 の規定により行う業務を除く。）
 三十五 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一項（兼営の認可）に規定する信託業務
 三十六 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の方法によつてする信託に係る事務に関する業務
 三十七 担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前項の規定により行う業務を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの
六 前条第四項、第五項及び第七項から第九項までの規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第四項中「前項第五号」とあるのは「次条第四項第五号」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「前項及び次条第四項」と、同条第八項中「第三項第七号」とあるのは「次条第四項第七号」と、同条第九項中「第六項第四号から第六号まで」とあるのは「次条第五項第四号から第六号まで」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）

（定義）
第二条 この法律において「長期信用銀行」とは、第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

（業務の範囲）

第六条 長期信用銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

一 設備資金又は長期運転資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受け
二 国債、地方債、社債その他の債券（短期社債等を除く。）、株式又は出資証券の応募その他の方法による取得（社債その他の債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものを除く。））、株式又は出資証券にあつては、売出しの目的をもつてする取得を除く。）
三 預金又は定期積金の受入れ（国若しくは地方公共団体又は貸付先、社債の管理の委託会社その他の取引先からの受入れに限る。）
四 為替取引
五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

2 長期信用銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。
一 設備資金及び長期運転資金以外の長期資金（資金需要の期間が六月を超えるものをいう。以下同じ。）に関する不動産を担保とする貸付け、又はその受け入れた預金及びこれに準ずるもの合計金額に相当する金額を限度とする短期資金（資金需要の期間が六月以下のものをいう。）に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けをする業務

二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務
三 算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第七項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第十一号において同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務であつて、内閣府令で定めるもの

四 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務
一 長期信用銀行は、前二項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。
二 有価証券の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除き、書面取次ぎ行為に限る。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）

三 金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務（第一項第二号及び第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）
四 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
五 銀行その他金融業を行う者（外国銀行（銀行法第十条第八号（業務の範囲）に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）を除く。）の業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣府令で定めるものに限る。）

五 外国銀行の業務の代理又は媒介（長期信用銀行の子会社（第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。第六条の三において同じ。）である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるものに限る。）
六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他の金銭に係る事務の取扱い
七 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
七の二 振替業
八 両替

九 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

（定義）
第二条 この法律において「長期信用銀行」とは、第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

（業務の範囲）
第六条 長期信用銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。
一 設備資金又は長期運転資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受け
二 国債、地方債、社債その他の債券（短期社債等を除く。）、株式又は出資証券の応募その他の方法による取得（社債その他の債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものを除く。））、株式又は出資証券にあつては、売出しの目的をもつてする取得を除く。）
三 預金又は定期積金の受入れ（国若しくは地方公共団体又は貸付先、社債の管理の委託会社その他の取引先からの受入れに限る。）
四 為替取引
五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

2 長期信用銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。
一 設備資金及び長期運転資金以外の長期資金（資金需要の期間が六月を超えるものをいう。以下同じ。）に関する不動産を担保とする貸付け、又はその受け入れた預金及びこれに準ずるもの合計金額に相当する金額を限度とする短期資金（資金需要の期間が六月以下のものをいう。）に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けをする業務
二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第六項（通則）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第十一号において同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務であつて、内閣府令で定めるもの
三 算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第七項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第十一号において同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務であつて、内閣府令で定めるもの
四 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務
一 長期信用銀行は、前二項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。
二 有価証券の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除き、書面取次ぎ行為に限る。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）

三 金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務（第一項第二号及び第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）
四 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
五 銀行その他金融業を行う者（外国銀行（銀行法第十条第八号（業務の範囲）に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）を除く。）の業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣府令で定めるものに限る。）
五 外国銀行の業務の代理又は媒介（長期信用銀行の子会社（第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。第六条の三において同じ。）である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるものに限る。）
六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他の金銭に係る事務の取扱い
七 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
七の二 振替業
八 両替
九 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十一 デリバティブ取引（内閣府令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定められた数値と将来の一定の時期における現実の当
取引」という。）のうち長期信用銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第四号及び第九号に掲げる業務に
該当するものを除く。）

十二 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）
機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務

十三 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契
約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること

十四 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するに必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計
額を対価として受領することを内容とするものであること

十五 使用前が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと

十六 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該長期信用銀行の保有する情報を第三者に提供する業務で
あつて、当該長期信用銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該長期信用銀行の営む第一号、第三号又は第四号に掲げる業務に係る経営資源を
主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

十七 第一号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう

一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債

二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項（短期債の発行）に規定する短期債

四 保険業法（平成七年法律第五十号）第六十一条の十第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十号）第二条第八項（定義）に規定する短期社債

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

七 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権
付社債の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

八 各権利の金額が一億円を下回らないこと

九 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと

十 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること

十一 第三項第一号又は第九号の「有価証券関連デリバティブ取引」又は「書面取次ぎ行為」とは、それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価
証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう

十二 第三項第七号の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう

十三 第三項第九号又は第十号の「デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十項（定義）に規定するデリバティブ取引をいう

第六條の二 長期信用銀行は、前條の規定により営む業務及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務のほか、他の業務を
営むことができない

○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）（抄）

（移出又は引取り等とみなす場合）
第六條の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ（以下この条及び第十條第三号において「酒
類等」という。）をその製造場から移出したものとみなす。ただし、第四号の場合において、第二十八條第一項の規定の適用を受けて酒類の製造場から移出する
当該酒類については、この限りでない

- 一 酒類等が酒類等の製造場において飲用されたとき。ただし、次の規定に該当する場合を除く。
 - 一 第七條第四項の規定により酒類の製造免許（同條第一項に規定する製造免許をいう。以下この号及び次号において同じ。）に付された期限（同條第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。第二條第一項において同じ。）が経過した場合若しくは酒類等の製造免許が取り消された場合又は消滅した製造免許に係る酒類等（第七條第一項ただし書又は第八條ただし書の規定の適用を受けたものを含む。）がその製造場に現存するとき。ただし、当該期限の経過又は第十七條第一項の規定による申請に基づく製造免許の取消と同時に第二條第一項の規定による酒類の販売の継続を認められた場合を除く。
 - 二 第十二條（第十三條において準用する場合を含む。）の規定により酒類等の製造免許を取り消された者が第二條第一項又は第二項の規定の適用を受けて酒類等を製成したとき。
 - 三 酒類等の製造場に現存する酒類等（既に第二號（ただし書を除く。）又は前號の規定の適用を受けた酒類等を除く。）が滞納処分（その例による処分を含む。）強制的執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価されたとき。
 - 四 酒類等が酒類等の製造者の製造場において飲用された場合において、その飲用につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、その飲用者を当該酒類等に係る酒類等の製造者とみなし、当該飲用者が飲用の時に当該酒類等をその製造場から移出したものとみなして、この法律（第三十條の二、第三十條の四第一項及び第四十六條の規定並びにこれらの規定に係る罰則の規定を除く。第四項において同じ。）を適用する。
 - 五 酒類等が酒類等の製造者の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、当該酒類等を移出した者（酒母又は酒母又はもろみについで前各項の規定の適用があつた場合においては、その醸造酒の製造者とみなす。）は、その他の醸造酒の製造者とみなす。

○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前條第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

- 一 為替取引
- 二 國等の預金の受入れ
- 三 會員以外のもの（國等を除く。）の預金の受入れ
- 四 會員以外のものに対する資金の貸付け
- 五 債務の保証又は手形の引受け（會員のためとするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）
- 六 有価証券（第九号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第九号の二及び第十号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に規定するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
- 七 有価証券の貸付け（會員のためとするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）
- 八 國債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る國債等の募集の取扱い
- 九 金銭債権（譲渡性預金証券その他の内閣府令・厚生労働省令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
- 九の二 特定社債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
- 十 短期社債等の取得又は譲渡
- 十一 有価証券の私募の取扱い
- 十一の二 有価証券の取扱い
- 十二 外國銀行を除く。）の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定めるものに限る。）
- 十二の二 國、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 十四の二 振替業
- 十四の二 振替業
- 十四の二 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十五 金利、通貨の価格、商品の価格、厚生労働省令で定めるものに限る。の媒介、取次ぎ又は代理
十六 指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号において「金融
等デリバティブ取引」という。）のうち労働金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（
第九号及び第十四号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）
十七 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十五号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令・厚生労働省令で定めるものを除く。）
十八 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第九号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該
するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第六号に掲げる業務に該当するもの
を除く。）
十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
二十 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務（会員又はこれに準ずる者として
内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）
二十一 使用期間の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものであること。
ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するに必要となる付随費用として内閣府令・厚生労働省令で定
める金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令・厚生労働省令で定
める費用の合計額を対価として受領することとすることを内容とするものであること。
二十二 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。
二十三 顧客から取得した当該顧客の情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該労働金庫連合会の保有する情報を第三者に提供する業
務であつて、当該労働金庫連合会の前条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該労働金庫連合会の利用者の利便の向上に資するもの
二十四 当該労働金庫連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該労働金庫連合会の前条第一項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源を主と
して活用して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
二十五 労働金庫連合会は、前条第三号又は第四号に掲げる業務を行うときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。次に掲げる業務
を行うことができる。
二十六 労働金庫連合会は、前条第一項の規定及び第一項の規定により行う業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務
を行うことができる。

一 金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務
二 金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務（第一
項の規定により行う業務を除く。）
三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務
四 信託法第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務
五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
六 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務
七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第一項の規定により行う業務を除く。
）であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
八 労働金庫連合会は、前条第四号から第六号までに掲げる業務に関しては、信託業法、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定
めることにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。
九 前条第五項及び第六項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項第十一号」とあるのは「次条第一項第九号」と
、同項第十一号の三」とあるのは「同項第九号の三」と、同条第六項中「第二項及び前項」とあるのは「前項及び次条第一項」と読み替へるものとするほか、
必要な技術的読替へは、政令で定める。

○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

第八十五條（保険料の繰上徴収） 次の各号に掲げる場合においては、納期前であつても、すべて徴収することができる。
一 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合

イ 国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。

ロ 強制執行を受けるとき。

ハ 破産手続開始の決定を受けたとき。

ニ 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

ホ 競売の開始があつたとき。

三 法人たる納付義務者が、解散をした場合

四 被保険者の使用される事業所が、廃止された場合

五 被保険者の使用される船舶について船舶所有者の変更があつた場合、又は当該船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く運航に堪えなくなるに至つた場合

六 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）（抄）

（債権の申出）

第十七条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、次に掲げる理由が生じたことを知つた場合において、法令の規定により国が債権者として配当の要求

一 債権者が強制執行を受けたこと。

二 債権者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

三 債権者が破産手続開始の決定を受けたこと。

四 債権者の財産について企業担保権の実行手続の開始があつたこと。

五 債権者である法人が解散したこと。

六 債務者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたこと。

七 債務者について前号までに定める場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。

八 揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）（抄）

（移出又は引取等とみなす場合）

第五条 揮発油の製造場において揮発油が消費される場合（新たな揮発油を製造するために消費される場合を除く。以下次項において同じ。）には、当該製造者が

揮発油の製造者とみなし、当該揮発油をその製造場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該製造者の責に帰することができない場合には、その消費者を

第二十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

二 保稅地域において揮発油が消費される場合には、その消費者が消費の時に当該揮発油をその保稅地域から引き取るものとみなす。

三 揮発油の製造場に現存する揮発油がその製造場から移出したものとみなす。

四 換価される場合には、当該製造者がその換価の時に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなす。

五 揮発油の製造者がその製造を廃止した日に当該揮発油を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造者がその製造を廃止した日に当該揮発油を当該製造場から移出したものとみなす。

六 前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る揮発油については、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をなお揮発油の製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該揮発油がその場所に現存するときは、当該製造者がその日の前日に当該揮発油を当該製造場から移出したものとみなす。

○ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）（抄）

（造成工場敷地に関する権利の処分の制限）

第二十五条 第十九条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

- 一 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合
- 二 相続処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合
- 三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律により当該造成工場敷地が収用され、又は使用される場合

2 前項に規定する承認には、造成工場敷地の製造工場等の敷地としての合理的な利用を確保するため必要な条件を附することができ、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

○ 企業担保法（昭和三十三年法律第六十号）（抄）

第十條（管轄） 企業担保権の実行は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

○ 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）（抄）

第百三十七條の三の十四 民法第三百九十八條の九第三項から第五項まで並びに第三百九十八條の十第一項及び第二項の規定は、前目の規定により吸収分割をする場合について準用する。この場合において、同法第三百九十八條の九第三項中「前二項」とあるのは、「国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第百三十七條の三の十四において準用する次条第一項又は第二項」と読み替へるものとする。

○ 国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国税 国が課する税のうち関税、とん税、特別とん税、森林環境税及び特別法人事業税以外のものをいう。
- 二 地方税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都及び特別区のこれに相当する徴収金を含む。）及び森林環境税及び森林環境譲与税に關する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号（定義）に規定する森林環境税に係る徴収金及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に關する法律（平成三十一年法律第四号）第二条第九号（定義）に規定する特別法人事業税に係る徴収金をいう。
- 三 消費税等 消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。
- 四 附帯税 国税のうち延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。
- 五 公課 滞納処分の例により徴収することができる債権のうち国税（その滞納処分費を含む。）以下同じ。）及び地方税以外のものをいう。
- 六 納税者 国税に關する法律の規定により国税を徴収し（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収等による国税を除く。
- 七 納税義務者 第三十三條から第三十九條まで（合名会社等の社員等の第二次納税義務）又は第四十一条（人格のない社団等に係る第二次納税義務）の規定により納税義務を負ふ者をいう。
- 八 保証人 国税に關する法律の規定により納税者の国税の納付について保証をした者をいう。
- 九 滞納者 納税者でその納付すべき国税をその納付の期限（国税通則法第四十七條第一項（納税の猶予の通知等）に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に關する猶予に係る期限を除く。）までに納付しないものをいう。
- 十 法定納期限 国税に關する法律の規定により納税を納付すべき期限（次に掲げる国税については、それぞれ次に定める期限又は日）をいう。この場合において、第七十三條の規定による延滞（第五十一條）に規定する第一項（換価の猶予の要件等）において「延納」という。）、「国税通則法第四十七條第一項に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に關する猶予に係る期限は、当該国税を納付すべき期限に含まれないものとする。」の国税の額をその国税に係る同法第十七條第二項（期

限内申告)に規定する期限内申告書に記載された納付すべき税額とみなして国税に関する法律の規定を適用した場合におけるその国税を納付すべき期限
該期限
に規定する法律の規定により国税を納付すべき期限とされている日後に納税の告知がされた国税(ハ又はニに掲げる国税に該当するものを除く。)

ハ 国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている賦課課税方式による国税 当該事実が生じた日
ニ 附帯税又は滞納処分費 その納付又は徴収の基因となる国税を納付すべき期限(当該国税がイからハまでに掲げる国税に該当する場合には、それぞれ当該
国税に係るイからハまでに掲げる期限(地価税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び国税通則法第三十五条第三項に規定する重加算税については、先に
到来する期限)又は日)

十一 徴収職員 税務署長その他国税の徴収に関する事務に従事する職員をいう。
十二 強制換価手続 滞納処分(その例による処分を含む。以下同じ。)強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。
十三 執行機関 滞納処分を執行する行政機関その他の者(以下「行政機関等」という。裁判所(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第六十七條の二
第二項(少額訴訟債権執行の開始等)に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官)、執行官及び破産管財人をいう。)

第十條 (直接の滞納処分費の優先)
納税者の財産を国税の滞納処分により換価したときは、その滞納処分に係る滞納処分費は、次條、第十四條から第十七條まで(担保を徴した国税の優先等
、第十九條から第二十一條まで(先取特権等の優先)及び第二十三條(法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等)の規定にかかわらず
、その換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先立つて徴収する。)

第十一條 (強制換価の場合の消費税等の優先)
第八條第一項第三号若しくは第七号(公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収)の規定により徴収する消費税等(その滞納処分費を含む。)は、次條か
ら第十七條まで(差押先着手による国税の優先等)及び第十九條から第二十一條まで(先取特権等の優先)の規定にかかわらず、その徴収の基因となつた移出又
は公売若しくは売却に係る物品の換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だつて徴収する。

第十八條 (質権及び抵当権の優先額の限度等)
前條の規定に基き国税に先だつ質権又は抵当権により担保される債権の元本の金額は、その質権者又は抵当権者がその国税に係る差押又は交付要求の
通知を受けた時における債権額を限度とする。ただし、その国税に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない。
2 質権又は抵当権により担保される債権額又は極度額を増加する登記がされた場合には、その登記がされた時において、その増加した債権額又は極度額につ
きに質権又は抵当権が設定されたものとみなして、前條の規定を適用する。

○ 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)(抄)

(定義)
第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 国税 国が課する税のうち関税、とん税、特別とん税、森林環境税及び特別法人事業税以外のものをいう。
二 源泉徴収等による国税 源泉徴収に係る所得税及び国際観光旅客税法(平成三十年法律第十六号)第二條第一項第七号(定義)に規定する特別徴収に係る国
際観光旅客税(これらの税に係る附帯税を除く。)をいう。
三 消費税 酒税、たばこ税、揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。
四 附帯税 国税のうち延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。
五 納税者 国税に関する法律の規定により国税(源泉徴収等による国税を除く。)を納める義務がある者(国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)に規
定する第二次納税義務者及び国税の保証人を除く。及び源泉徴収等による国税を徴収して国に納付しなければならない者をいう。)

六 納税申告書 申告納税方式による国税に関する法律の規定により次に掲げるいずれかの事項その他当該事項に關し必要な事項を記載した申告書
をいふ。
イ 課税標準(国税に関する法律に課税標準額又は課税標準数量の定めがある国税については、課税標準額又は課税標準数量。以下同じ。)

ロ 課税標準から控除する金額

イ 課税標準(国税に関する法律に課税標準額又は課税標準数量の定めがある国税については、課税標準額又は課税標準数量。以下同じ。)

ロ 課税標準から控除する金額

イ 課税標準(国税に関する法律に課税標準額又は課税標準数量の定めがある国税については、課税標準額又は課税標準数量。以下同じ。)

ロ 課税標準から控除する金額

イ 課税標準(国税に関する法律に課税標準額又は課税標準数量の定めがある国税については、課税標準額又は課税標準数量。以下同じ。)

ロ 課税標準から控除する金額

ハ 次に掲げる金額（以下「純損失等の金額」という。）
(1) の所得の所得の金額（昭和四十年法律第三十三号）に規定する純損失の金額又は雑損失の金額でその年以前において生じたもののうち、同法の規定により翌年以後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）に規定する欠損金額でその事業年度以前において生じたもの（同法第五十七条第二項（欠損金の繰越し）の規定により欠損金額とみなされたものを含む。）のうち、同法の規定により翌事業年度以後の事業年度分の所得の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前事業年度以前の事業年度分の所得に係る還付金の額の計算の基礎とする（同法第五十七條第二項（欠損金の繰越し）の規定）に規定するもの（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の十二（相続時精算課税に係る贈与税の特別控除）の規定により同条の規定の適用を受けて控除した金額がある場合における当該金額の合計額を二千五百万円から控除した残額

ホ二 還付金の額の計算の基礎となる税額
ハ 法の定めるところによる納付すべき期限をいう。
七 法の定めるところによる納付すべき期限をいう。
イ 第三十八條第二項（繰上請求）に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する納付すべき期限は、当該納付すべき期限に含まれないものとする。
ロ 第三十五條第二項（申告納税方式による納税等の納付）の規定により納付すべき期限は、その納付すべき期限に含まれないものとする。
ニ 第三十五條第二項（申告納税方式による納税等の納付）の規定により納付すべき期限は、その納付すべき期限に含まれないものとする。

九 課税期間（国税に規定する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている賦課課税方式による国税）に規定する納付すべき期限は、当該納付すべき期限に含まれないものとする。
十 強制的に課税される消費税（以下「課税資産の譲渡等」に係る消費税）に規定する納付すべき期限は、同法第十九條（課税期間）に規定する納付すべき期限をいう。

○ 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三十四号）（抄）

第三十二條（造成宅地等に関する権利の処分の制限）
質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。
一 当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、地方住宅供給公社その他政令で定める者である場合
二 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合
三 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合
四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律により収用され、又は使用される場合
五 その他政令で定める場合

二 前項の規定する承認に関する処分は、当該権利を設定し、又は移転しようとする者がその設定又は移転により不当に利益を受けるものであるかどうか、及びその設定又は移転の相手方が処分計画に定められた処分後の造成宅地等の利用の規制の趣旨に従つて当該造成宅地等を利用すると認められるものであるかどうかを考慮してしなければならない。
三 特定信託会社等による当該信託に係る造成宅地等に関する第一項の権利の設定又は移転については、前項の規定によるほか、当該権利の設定又は移転が第二十三條第二項各号に掲げる要件に該当するものである場合に限り、することができる。

四 第一項に規定する承認には、処分計画に定められた処分後の造成宅地等の利用の規制の趣旨を達成するために必要な条件を付することができる。この場合にお

て、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

○ 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）（抄）

第二条（中小企業者の範囲及び用語の定義）

この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2
5（略）

○ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）（抄）

第三十四条（造成工場敷地に関する権利の処分の制限）

収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

- 一 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合
- 二 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合
- 三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律により当該造成工場敷地が収用され、又は使用される場合

2 前項に規定する承認には、造成工場敷地の製造工場等の敷地としての合理的な利用を確保するため必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

○ 石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）（抄）

第五条（移出又は引取り等とみなす場合）

石油ガスの充てん場において課税石油ガスが消費される場合には、当該石油ガスの充てん者がその消費の時に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該石油ガスの充てん者の責めに帰することができない場合には、その消費者を石油ガスの充てん者とみなし、当該消費者がその消費の時に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。

- 2 保稅地域において課税石油ガスが消費される場合には、その消費者がその消費の時に当該課税石油ガスをその保稅地域から引き取るものとみなす。
- 3 石油ガスの充てん場に現存する課税石油ガスが滞納処分（その例による処分を含む。）強執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該石油ガスの充てん者がその換価の時に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。
- 4 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場において自動車の石油ガス容器への石油ガスの充てんを行なうこととなつた日に当該課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。ただし、当該石油ガスの充てん場において、課税石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。ただし、当該石油ガスの充てん者が、政令で定めるところにより、その石油ガスの充てん場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る課税石油ガスについては、その承認をした税務署長の指定する期間、その石油ガスの充てん場であつた場所をなす石油ガスの充てん場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該課税石油ガスがその場所に現存するときは、当該石油ガスの充てん場がその日の前日に当該課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。

○ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）（抄）

第三十八条 第三十条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成敷地等又は造成敷地等の上に建設された流通業務施設又は公益的施設に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りではない。

- 一 当事者の一方又は双方が国、地方公共団体その他政令で定める者である場合
 - 二 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合
 - 三 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合
 - 四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律により収用され、又は使用される場合
 - 五 その他政令で定める場合
- 2 前項に規定する承認に関する処分は、当該権利を設定し、又は移転しようとする者がその設定又は移転により不当に利益を受けるものでないかどうか、及びその設定又は移転の相手方が処分計画に定められた処分後の造成敷地等の利用の規制の趣旨に従つて当該造成敷地等を利用すると認められるものであるかどうかを考慮してしなければならない。
- 3 第一項に規定する承認には、処分計画に定められた処分後の造成敷地等の利用の規制の趣旨を達成するため必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十九条、第二十三条、第二十四

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一 五 (略)		
六 企業担保権の登記（企業担保権の信託の登記を含む。）		
(一) 企業担保権の設定の登記	債権金額	千分の二・五
(二) 企業担保権の移転の登記	債権金額	千分の一・五
(三) 企業担保権の順位の變更の登記	企業担保権の件数	一件につき六千円
(四) 信託の登記	債権金額	千分の一・五
(五) 付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは變更の登記（これらの登記のうち(一)から(四)までに掲げるものを除く。）	申請件数	一件につき六千円
(六) 登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
七 三十八 (略)		
三十九 担保付社債に關する信託事業の免許		
担保付社債信託法第三条（免許）の担保付社債に關する信託事業の免許	免許件数	一件につき十五万円
四十 百六十 (略)		

○ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）（抄）
（相手国等の租税の徴収の共助）

○ 第十一条 租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該租税条約等に規定する租税債権（当該租税条約等の規定により徴収の共助又は徴収のため
 の財産の保全の共助の対象となる当該相手国等の租税債権に限る。以下この条において「共助対象外国租税」という。）の徴収の共助又は徴収のため
 取のための財産の保全の共助の要請があつたときは、当該要請において特定された者（以下この条において「共助対象外国租税」という。）の住所、居所、本店、支店
 、事務所その他これらに準ずるもの又は当該共助対象に係る財産の所在地を所轄する国税局長（国税庁長官が必要と認められた場合には国税庁長官が指定する国税
 局長とし、これらの国税局長が必要と認められた場合にはその国税局長が指定する税務署長とする。以下この条において「所轄国税局長等」という。）は、次に掲げ
 る場合を除き、当該要請に係る共助の実施の決定（以下この条において「共助実施決定」という。）を争う機会を与えられていないと認められるとき。
 一 当該共助対象者が、当該共助対象外国租税の存否又は額について、当該相手国等において争う機会を与えられていないと認められるとき。
 二 当該共助を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあるとき。
 三 当該共助対象外国租税に関する法令を執行する当局が当該共助対象外国租税を徴収するために通常用いるべき手段を用いなかつたと認められるとき。
 四 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項、民事再生法（平成十四年法律第二百二十五号）第四百七十八条第一項又は金融機関等の更生手続の特例
 六項（同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）会社更生法（平成十四年法律第二百二十四号）第二百四十一条又は金融機関等の更生手続の特例
 等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二百二十五条第一項若しくは第二百九十五条第一項の規定により、当該共助対象者が当該共助対象外国租税の全額
 等についてその責任を免れているとき。
 五 当該要請が当該共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請である場合には、共助対象外国租税につき次に掲げる事由のいずれにも該当しない
 とし、当該要請が当該共助対象外国租税の金額につき当該相手国等の法令により確定した後になされたものであるときは、当該要請の時に当該共助対象外
 イ 当該要請が当該共助対象外国租税の金額につき当該相手国等の法令により確定した後になされたものであるときは、当該要請の時に当該共助対象外
 国租税につき当該共助対象外国租税の金額につき当該相手国等の法令により確定する前になされたものであるときは、当該要請の時に当該共助対象外
 ロ 当該要請が当該共助対象外国租税の金額につき当該相手国等の法令により確定する前になされたものであるときは、当該要請の時に当該共助対象外
 国租税につき当該共助対象外国租税の金額につき当該相手国等の法令により確定する前になされたものであるときは、当該要請の時に当該共助対象外
 のとき。
 ○ 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上	欄	下	欄
一	破産手続開始の申立て（債権者がするものに限る。）、更生手続開始の申立 て、特別清算開始の申立て、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手 続開始の申立て、責任制限手続拡張の申立て又は企業担保権の実行の申立て			二万円
一七	イ 参加（破産法、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、会社更 生法（平成十四年法律第五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に 関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に （昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項、一三の項、 一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる参加を除く。）の申出又は 申立て			五百円
一八・一九	略			

○ 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）（抄）

第五十一條 第四十一條において準用する権利の処分制限（開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分の制限）

第五十二條 第四十一條において準用する土地の整理法第三條第四項の規定による公告の日の翌日から十年間は、開発誘導地区内の土地（工業団地造成事業を施行すべき土地を除く。以下この項において同じ。）又は当該土地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

一 当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、地方住宅供給公社その他政令で定める者である場合

二 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合

三 相續処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合

四 前項に規定する承認に関する処分は、当該権利を設定し、又は移転しようとする者がその設定又は移転により不当に利益を受けるものであるかどうか、及びその設定又は移転の相手方が処分計画に定められた処分後の土地の利用の規制の趣旨に従つて当該土地を利用すると認められるものであるかどうかを考慮してしなればならない。

三 第一項に規定する承認には、処分計画に定められた処分後の土地の利用の規制の趣旨を達成するため必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

○ 石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）（抄）

第五條 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場において原油、ガス状炭化水素又は石炭が消費される場合には、当該採取者がその消費の時に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭をその採取場から移出したものとみなす。

第六條 第二條第三條、第十六條第一項、第二條第二項及び第二十一條並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

二 保稅地域において原油等が消費される場合には、その消費者が消費の時に当該原油等をその保稅地域から引き取るものとみなす。

三 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場において現存する原油、ガス状炭化水素又は石炭がその採取場から移出したものとみなす。

四 競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該採取者がその換価の時に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭をその採取場から移出したものとみなす。

五 前項ただし書の稅務署長の承認があつた場合には、その承認に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭については、その承認をした稅務署長の指定する期間、その採取場であつた場所をなお原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該原油、ガス状炭化水素又は石炭がその場所に現存するときは、当該採取者がその日の前日に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該採取場から移出したものとみなす。

○ 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）（抄）

第八十八條の五 第六十五條の二、第六十六條、第六十七條第一項及び第二項、第八十四條の三（第一項第三号を除く。）、第八十四條の四、第八十六條並びに第八十七條の二並びに民法第三百九十八條の十の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、第六十六條及び第六十七條第二項中「出資組合」とあるのは「出資組合又は出資連合会」と、第六十六條第一項中「出資一口の金額の減少」とあるのは「（第一條第二項に規定する出資連合会をいう。以下同じ。）」と、第六十七條第一項に規定する吸収分割をする旨（以下同じ。）と、同條第三項中「催告」とあるのは「催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。）」と、第六十七條第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、第八十四條の三第一項中「第八十四條第一項の合併契約」とあるのは「吸収分割契約」と、同項第一号中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割組合（第八十八條の二第一項に規定す

に規定する新設分割設立連合会をいう。以下同じ。)、と、同条第二項中「組合員」とあるのは「組合員又は所属員(第百一条第一項第一号に規定する所属員をいう。以下同じ。)」と、同条第三項中「組合員又は所属員」とあるのは「組合員又は所属員」と、第八十四条の二第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合等」と、「組合員」とあるのは「組合員を除く。）」とあるのは「出資組合にあつては組合員(准組合員を除く。)、第百一条第二項に規定する出資連合会にあつては組合員である組合又は連合会の役員」と、同条第三項中「第四十四条第九項本文、第十項及び第十一項」とあるのは「第四十四条第十項及び第十一項並びに第百五条本文」と、第八十六条中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割設立連合会」と、第八十七条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事」とあるのは「新設分割設立連合会の理事」と、第八十七条の二第一項中「合併後存続する組合」とあるのは「合併後存続する組合」と、同条第九項及び第十項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「新設分割組合等又は新設分割設立連合会の組合員、所属員及び債権者その他の利害関係人」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

○ 仮登記担保契約に関する法律 (昭和五十三年法律第七十八号) (抄)

(物上代位)

第四条 第二条第一項に規定する場合において、債権者のために土地等の所有権の移転に関する仮登記がされているときは、その仮登記(以下「担保仮登記」という。)後に登記(仮登記を含む。)がされた先取特権、質権又は抵当権を有する者は、その順位により、債務者等が支払を受けるべき清算金(同項の規定による通知に係る清算金の見積額を限度とする。)に対して、その権利を行うことができる。この場合には、清算金の払渡し前に差押えをしなければならない。(略)

第十四条 仮登記担保契約で、消滅すべき金銭債務がその契約の時に特定されていないものに基づく担保仮登記は、強制競売等においては、その効力を有しない。

○ 民事執行法 (昭和五十四年法律第四号) (抄)

(執行抗告)

第十条 民事執行の手續に関する裁判に対しては、特別の定めがある場合に限り、執行抗告をすることができる。
第十二条 執行抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内に、抗告状を原裁判所に提出しなければならない。
第十三条 執行抗告の理由は、最高裁判所規則で定めるところにより記載しなければならない。
第十四条 次の各号に該当するときは、原裁判所は、執行抗告を却下しなければならない。
一 執行抗告が第三項の規定による執行抗告の理由書の提出をしないことであるとき。
二 執行抗告が不適法であつてその不備を補正することができないことであるとき。
三 執行抗告が民事執行の手續を不当に遅延させることを目的としてされたものであるとき。
四 抗告裁判所が執行抗告の手續を命じては、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで原裁判所の執行の停止若しくは民事執行の手續の全部若しくは一部の停止を命じ、又は担保を立てさせてこれらの続行を命ぜることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、これらの処分を命ぜることができる。
七 抗告裁判所は、抗告状又は執行抗告の理由書に記載された理由に限り、調査する。ただし、原裁判に影響を及ぼすべき法令の違反又は事実の誤認の有無については、職権で調査することができる。
八 第五項の規定による決定に対しては、執行抗告をすることができる。
九 第六項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができる。
十 民事訴訟法(平成八年法律第九号) 第三百四十九条の規定は、執行抗告をすることができる場合について準用する。

(担保の提供)
第十五条 この法律の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所(以下この項において「発令裁判所」という。)又は執行裁判所の所在

地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は差令裁判所が相当と認める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

2 民事訴訟法第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。

(官庁等に対する援助請求等)

第十八条 民事執行のため必要がある場合には、執行裁判所又は執行官は、官庁又は公署に対し、援助を求めることができる。

2 前項に規定する場合においては、執行裁判所又は執行官は、民事執行の目的である財産（財産が土地である場合にはその上にある建物を、財産が建物である場合にはその敷地を含む。）に対して課される租税その他の公課について、所管の官庁又は公署に対し、必要な証明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、民事執行の申立てをしようとする者がその申立てのため同項の証明書を必要とする場合について準用する。

(記録事項証明書の提出等の省略)

第十八条の二 民事執行の手続においてこの法律の規定に基づき裁判所、裁判所書記官又は執行官に次の各号に掲げるものに係る記録事項証明書（裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものをいう。以下同じ。）を提出し、又は提示すべき者は、その提出又は提示に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該各号に掲げるものに係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができる。この場合において、当該者は、当該記録事項証明書を提出し、又は提示したものとみなす。

一 裁判所書記官の処分
二 裁判上の和解又は調停
三 前二号に掲げるもののほか、確定判決と同一の効力を有するもの
四 前二号に掲げるもののほか、確定判決と同一の効力を有するもの
五 前二号に掲げるものほか、確定判決と同一の効力を有するもの

第二十二條第二号から第四号の二までに掲げる債務名義が訴えの取下げその他の事由により効力を失つたことを証する電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法第六十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。第三十九条第一項第四号及び第四号の二並びに第六十七條の二第一項第四号において同じ。）

(第三者異議の訴え)

第三十八條 強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、債権者に対し、その強制執行の不許を求めるために、第三者異議の訴えを提起することができる。

3 3 2 前項に規定する第三者は、同項の訴えに併合して、債務者に対する強制執行の目的物についての訴えを提起することができる。

4 3 2 前二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

(剰余を生ずる見込みのない場合等の措置)

第六十三條 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を差押債権者（最初の強制競売の開始決定に係る差押債権者をいう。ただし、第四十七條第六項の規定により手続を続行する旨の裁判があつたときは、その裁判を受けた差押債権者をいう。以下この条において同じ。）に通知しなければならない。

一 差押債権者の債権に優先する債権（以下この条において「優先債権」という。）がない場合において、不動産の買受可能価額が執行費用のうち共益費用であるもの（以下「手続費用」という。）の見込額を超えないとき。

二 優先債権がある場合において、不動産の買受可能価額が手続費用及び優先債権の見込額の合計額に満たないとき。

2 差押債権者が、前項の規定による通知を受けた日から一週間以内に、優先債権がない場合にあつては手続費用の見込額を超える額、優先債権がある場合にあつては手続費用及び優先債権の見込額の合計額以上の額（以下この項において「申出額」という。）を定めて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申出及び保証の提供をしないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。ただし、差押債権者が、その期間において、前項各号のいずれについても該当しないことを証明したとき、又は同項第二号に該当する場合であつて不動産の買受可能価額が手続費用の見込額を超える場合において、不動産の売却についても優先債権を有する者（買受可能価額で自己の優先債権の全部の弁済を受けることができる見込みがある者を除く。）の同意を得たことを証明したときは、この限りでない。

一 差押債権者が不動産の買受人になることができる場合 申出額に達する買受けの申出がないときは、自ら申出額で不動産を買い受ける旨の申出及び申出額に

- 相当する保証の提供
 - 二 差押債権者が不動産の買受人になることができない場合、買受けの申出の額が申出額に達しないときは、申出額と買受けの申出の額との差額を負担する旨の申出及び申出額と買受けの申出の額との差額に相当する保証の提供
 - 三 前項第二号の申出及び保証の提供があつた場合において、買受けの申出の額が買受けの申出の額を超過するときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならぬ。
 - 四 第二項の保証の提供は、執行裁判所に対し、最高裁判所規則で定める方法により行わなければならない。
- (剰余を生ずる見込みのない場合の差押えの禁止等)
- 第二百二十九条 差押えの押さえるべき動産の売得金の額が手続費用の額を超える見込みがないときは、執行官は、差押えをしてはならない。
- 二百三十条 差押物の売得金の額が手続費用及び差押債権者の債権に優先する債権の額の合計額以上となる見込みがないときは、執行官は、差押えを取り消さなければならない。

○ 銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号) (抄)

(定義等)

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

二 (略)

第十条 (業務の範囲)
銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

- 一 預金又は定期積金等の受入れ
- 二 資金の貸付け又は手形の割引
- 三 為替取引
- 四 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

一 有価証券の保証又は手形の引受け

二 有価証券(第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)

三 有価証券の貸付け

四 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この条において「国債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権(譲渡性預金証券その他の内閣府令で定める証券をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡

六 特定目的会社が発行する特定社債(特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて金銭債権(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三編第一章第七節第一款(指図証券)に規定する指図証券、同節第二款(記名式所持人払証券)に規定する記名式所持人払証券、同節第三款(その他の記名証券)に規定するその他の記名証券及び同節第四款(無記名証券)に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第三十二号)第二条第一項(定義)に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。))又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。))その他特定社債に準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。))又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

七 有価証券の私募の取扱い

八 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

九 銀行その他金融業を行う者(外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。))を除く。

八の二 外国銀行の業務の代理又は媒介(銀行の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるものに限る。)

九 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

7 期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。
8 第二項第五号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第三条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

9 第二項第六号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。
10 第二項第十号の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。
11 第二項第十二号若しくは第十三号の「デリバティブ取引」又は同項第十六号若しくは第十七号の「有価証券関連店頭デリバティブ取引」とは、それぞれ金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引又は同法第二十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。

第十二条 銀行は、前条の規定により営む業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務
二 金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前条第二項の規定により営む業務を除く。）
三 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務
四 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前条第二項の規定により営む業務を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの

第十二条 銀行は、前二条の規定により営む業務及び担保付社債信託法その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

○ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）

第二条（定義）
この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けた者をいう。

○ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）（抄）

第六条（移出又は引取り等とみなす場合）
製造たばこが製造たばこの製造者の製造場において喫煙用、かみ用又はかぎ用（以下この項及び次項において「喫煙用等」という。）に供された場合には、その喫煙用等に供された時に当該製造者が当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなす。ただし、その喫煙用等に供されたことにつき、当該製造者の責めに帰することができない場合には、その喫煙用等に供した者を当該製造たばこに係る製造たばこの製造者とみなし、当該喫煙用等に供した者が喫煙用等に供した時に当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

2 製造たばこが保税地域において喫煙用等に供された場合には、その喫煙用等に供した時に当該製造たばこをその保税地域から引き取るものとみなす。
3 製造たばこの製造者の製造場に現存する製造たばこが滞納処分（その例による処分を含む。）強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価された場合には、当該製造者がその換価の時に当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなす。

4 製造たばこ製造者（たばこ事業法第八条（会社以外の製造の禁止）に規定する会社をいう。以下同じ。）がその製造場における製造たばこの製造を廃止した場合は、製造たばこ製造者（たばこ製造者）がその製造場に現存するときは、当該製造たばこを当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造たばこ製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の税務署長の承認があつた場合には、その承認に係る製造たばこについては、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をなお製造たばこの製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該製造たばこがその場所に現存するときは、当該製造たばこ製造者がその日の前日に当該製造たばこを当該製造場から移出したものとみなす。

○ 民事保全法（平成元年法律第九十一号）（抄）

（第三者異議の訴えの管轄裁判所の特例）
第四十五条 高等裁判所が保全執行裁判所としてした保全執行に対する第三者異議の訴えは、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

○ 保険業法（平成七年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条（略）この法律において「保険会社」とは、第三条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。

3・4（略）この法律において「相互会社」とは、保険業を行うことを目的として、この法律に基づき設立された保険契約者とその社員とする社団をいう。

6（略）この法律において「外国保険会社等」とは、外国保険業者のうち第八十五条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

8（略）この法律において「外国保険会社等」とは、外国保険業者のうち第八十五条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

（業務の範囲等）

第九十七条 保険会社は、第三条第二項の免許の種類に従い、保険の引受けを行うことができる。
2 保険会社は、保険料として收受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の内閣府令で定める方法によらなければならない。

第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 他の保険会社（外国保険業者を含む。）と、少額短期保険業者、船主相互保険組合（船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第二条第一項（定義））に規定する船主相互保険組合をいう。その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行（内閣府令で定めるものに限る。）

二 債権の保証

三 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この号において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

四 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡（資産の運用のために行うものを除く。）

四の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって金銭債権（民法第三編第一章第七節第一款（指図証券））に規定する指図証券、同節第二款（記名式所持人払証券）に規定する記名式所持人払証券、同節第三款（その他の記名証券））に規定するその他の記名証券及び同節第四款（無記名証券）に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。）その他特定社債に準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

四の三 短期社債等の取得又は譲渡（資産の運用のために行うものを除く。）

五 有価証券（第四号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の私募の取扱い

六 デリバティブ取引（資産の運用のために行うもの及び有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

七 デリバティブ取引（内閣府令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次条第二項第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（資産の運用のため

- めに行うもの並びに第四号及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 十九 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第七号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。)
- 十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引(当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第四号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。次号において同じ。)(資産の運用のために行うものを除く。)
- 十一 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 十二 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務
- イ 契約の対象とする物件(以下この号において「リース物件」という。)を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。
- ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するに必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することと内容とするものであること。
- 十三 使用前が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。
- 十四 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該保険会社の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該保険会社の行う保険業務の高度化又は当該保険会社の利用者の利便の向上に資するもの
- 十五 当該保険会社の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該保険会社の行う保険業務に係る経営資源を主として活用して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの
- 十六 保険会社は、前項第一号に掲げる業務を行おうとするときは、第二十七号の認可を受けなければならない。ただし、当該保険会社の子会社その他当該保険会社と内閣府令で定める密接な関係の有する者に係る当該業務を行おうとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を内閣府令で定めることとを以て足りる。
- 三 第一項第三号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。
- 四 第一項第四号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第四号の三に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第十号まで(定義)に掲げる行為を行う業務を含むものとする。
- 五 第一項第四号の二の「特定目的会社」とは、資産流動化計画(一)特定社債又は(二)特定短期社債(定義)に掲げる行為を行う業務に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項、第四項、第七項及び第八項(定義)に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。
- 六 第一項第四号の三、第五項及び第七項並びに第八項(定義)に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。
- 一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
- 二 削除
- 三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第百三十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債
- 四 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の四第一項(短期債の発行)に規定する短期債
- 五 第六十一条の十第一項に規定する短期社債
- 六 前項に規定する特定短期社債
- 七 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項(短期農林債の発行)に規定する短期農林債
- 八 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項(短期農林債の発行)に規定する短期農林債
- イ 社債の性質を有するものを除く。に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。
- ロ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
- ハ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
- 九 第一項第五号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募(金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。)(の取扱いをいう。)
- ブ 第一項第六号又は第七号の「デリバティブ取引」とは、有価証券関連店頭デリバティブ取引(一)有価証券関連店頭デリバティブ取引をいう。
- 九 第一項第十号又は第十一号の「有価証券関連店頭デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。
- 第九十九条 保険会社は、第九十七条及び前条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、金融商品取引法第三十三条第二項

<p>各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引については、同項各号に定める行為を行う業務（前条第一項の規定により行う業務を除く。）及び当該業務に付随する業務として内閣府令で定めるものを行うことができる。</p> <p>2 保険会社は、第九十七条及び前条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託</p> <p>二 担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務</p> <p>三 金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務</p> <p>四 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前条第一項の規定により行う業務を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの</p> <p>五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項（定義）に規定する資金移動業</p>	<p>3 生命保険会社は、第九十七条及び前条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、信託業法の規定にかかわらず、その支払う保険金について、信託の引受けを行う業務（以下「保険金信託業務」という。）を行うことができる。</p> <p>4 保険会社が第一項の規定により同項に規定する業務を行う場合においては、当該保険会社は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 保険会社は、第二項の規定により同項各号に掲げる業務を行うときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>6 保険会社は、第二項第一号、第二号及び第五号に掲げる業務に関しては、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行（相互会社にあつては、これらの法令に規定する株式会社その他の会社又は銀行）とみなす。この場合においては、信託業法第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。</p>	<p>7 生命保険会社が保険金信託業務を行う場合においては、当該生命保険会社は、その方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の方法を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>8 信託業法第十一条（営業保証金）、第二十二條（信託業務の委託）、第二十三條（信託業務の委託に係る信託会社の責任）、第二十四条から第三十一条まで（信託の引受けに係る行為の準則、金融商品取引法の準用、信託契約の内容の説明、信託契約締結時の情報の提供、信託財産の状況に係る情報の提供、信託会社の忠実義務等）、信託財産に係る行為の準則、重要な信託の変更等、費用等の償還又は前払の範囲等の説明、信託の公示の特例、信託財産に係る債務の相殺）、第四十二條（立入検査等）及び第四十九條（免許等の取消し等の場合の解任手続）並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条（損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結）の規定は、生命保険会社が第三項の規定により保険金信託業務を行う場合において、次の表の上欄に掲げる信託業法の規定と同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。</p>	<p>第四十二条第二項</p> <p>第七條第三項の登録の更新がされなかつた場合、第四十四條第一項の規定により第三條の免許が取り消された場合、第四十五條第一項の規定により第七條第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六條第一項の規定により第三條の免許若しくは第七條第一項の登録</p>	<p>第四十九條第一項</p> <p>第七條第三項の登録の更新をしまかつた場合、第四十四條第一項の規定により第三條の免許を取り消した場合同又は第四十五條第一項の規定により第七條第一項の登録</p>	<p>生命保険会社が第三項の規定により引き受ける信託契約の締結の代理又は媒介を第三者に委託する場合には、生命保険会社を信託会社とみなして信託業法第二條第八項（定義）及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同章中「所属信託会社」とあるのは「所属生命保険会社」と、同法第七十八條第一項中「第三十四條第一項」とあるのは「保険業法第一百一條第一項及び第二項」とする。</p> <p>10 第三項の規定により保険金信託業務を行う生命保険会社は、当該保険金信託業務については、租税に関する法令で政令で定めるものの適用については、政令で定めるところにより、信託会社とみなす。</p>	<p>（他業の制限）</p> <p>第一百條 保険会社は、第九十七條及び前二條の規定により行う業務及び他の法律により行う業務のほか、他の業務を行うことができない。</p>
---	--	---	--	--	--	---

第三條の二 裁判所は、人に対する訴えについて、その住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所が知れない場合又は居所を除く。は、管轄権を有する。

3 2 裁判所は、大使、公使その他の外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えについて、前項の規定にかかわらず、管轄権を有する。裁判所又は法人その他の団又は財団に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

第三條の三 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定めるときは、日本の裁判所に提起することができる。

一 契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え又は契約上の債務に關して行われた事務管理若しくは生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に關する請求を目的とする訴え
二 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え
三 財産権上の訴え

四 事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に關するもの

五 日本において事業を行う者（日本において取引を繼續してする外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。）を含む。）に対する訴え

六 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え

七 会社その他の団又は財団に關する訴えで次に掲げるもの
イ 会社その他の団からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え又は社員であつた者から社員若しくは社員であつた者に対する訴え

ロ 社員又は財団からの役員又は役員であつた者に対する訴えで役員としての資格に基づくもの

ハ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴えで発起人又は検査役としての資格に基づくもの

ニ 会社その他の団の債権者からの社員又は社員であつた者に対する訴えで社員としての資格に基づくもの

八 不法行為に關する訴え

十九 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴え
海難救助に關する訴え

十一 不動産に關する訴え
十二 相続権若しくは遺留分に關する訴え又は遺贈その他死亡によつて効力を生ずべき行為に關する訴え

当該訴えがその者の日本における業務に關するものであるとき。

船舶が日本国内にあるとき。
社団又は財団が法人である場合にはそれが日本の法令により設立されたものであるとき、法人でない場合にはその主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき。

不法行為があつた地が日本国内にあるとき（外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものであつたときを除く。）
損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるとき。
海難救助があつた地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるとき。

不動産が日本国内にあるとき。
相続開始の時に被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時に被相続人の住所が日本国内にあるとき、居所がない場合には相続開始の時に被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）

十三 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで前号に掲げる訴えに該当 同号に定めるとき。

(消費者契約及び労働関係に関する訴えの管轄権)

第三条の四 消費者(個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。以下同じ。))と事業者(法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。))との間で締結される契約(労働契約を除く。以下「消費者契約」という。))に関する消費者からの事業者に対する訴えは、訴えの提起の時又は消費者契約の締結の時における消費者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができる。

2 労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争(以下「個別労働関係民事紛争」という。))に関する労働者からの事業主に対する訴えは、個別労働関係民事紛争に係る労働契約における労務の提供の地(その地が定まっていない場合にあつては、労働者を雇い入れた事業所の所在地)が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができる。

3 消費者契約に関する事業者からの消費者に対する訴え及び個別労働関係民事紛争に関する事業主からの労働者に対する訴えについては、前条の規定は、適用しない。

(管轄権の専属)

第三条の五 会社法第七編第二章に規定する訴え(同章第四節及び第六節に規定するものを除く。)、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第六章第二節に規定する訴えその他これらの法令以外の日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものの管轄権は、日本の裁判所に専属する。

2 登記又は登録に関する訴えの管轄権は、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に専属する。

3 知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)第二条第二項に規定する知的財産権をいう。))のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えの管轄権は、その登録が日本においてされたものであるときは、日本の裁判所に専属する。

(併合請求における管轄権)

第三条の六 一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、当該一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第三十八条前段に定める場合に限る。

(管轄権に関する合意)

第三条の七 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に訴えを提起することができるかについて定めることができる。

2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面で行わなければならない。その効力を生じない。その合意ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。

4 外国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができなるときは、これを援用することができない。

5 将来において生ずる消費者契約に関する紛争を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合に限り、その効力を有する。

一 消費者契約の締結の時において消費者が住所を有していた国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意(その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、次号に掲げる場合を除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。))であるとき。

二 消費者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が当該合意を援用したとき。

6 将来において生ずる個別労働関係民事紛争を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合に限り、その効力を有する。

一 労働契約の終了の時にされた合意であつて、その時における労務の提供の地がある国の裁判所に訴えを提起することができる旨を定めたもの(その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、次号に掲げる場合を除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。))であるとき。

二 労働者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が当該合意を援用したとき。

第三條の八 被告が日本の裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、裁判所は、管轄権を有する。

(特別の事情による訴えの却下)
第三條の九 裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く。）においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。

(管轄権が専属する場合の適用除外)
第三條の十 第三條の二から第三條の四まで及び第三條の六から前条までの規定は、訴えについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合には、適用しない。

(職権証拠調べ)
第三條の十一 裁判所は、日本の裁判所の管轄権に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

(管轄権の標準時)
第三條の十二 日本の裁判所の管轄権は、訴えの提起の時を標準として定める。

(普通裁判籍による管轄)
第四條 訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。
2 人の普通裁判籍は、住所により、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後
の住所により定まる。
3 大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人が前項の規定により普通裁判籍を有しないときは、その者の普通裁判籍は、最高裁判所規則で定める地にあるものとする。
4 法人その他の社団又は財団の普通裁判籍は、その主たる事務所又は営業所により、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。
5 外国の社団又は財団の普通裁判籍は、前項の規定にかかわらず、日本における主たる事務所又は営業所により、日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。
6 国の普通裁判籍は、訴訟について国を代表する官庁の所在地により定まる。

(財産権上の訴え等についての管轄)
第五條 財産権上の訴えは、それぞれ当該各号に定める地を管轄する裁判所に提起することができる。

一 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え
義務履行地
手形又は小切手の支払地
二 船舶に対する財産権上の訴え
船舶の船籍の所在地
請求若しくはその担保の目的又は差し押さえることができる被告の財産の所在地
三 日本国内に住所（法人にあっては、事務所又は営業所。以下この号において同じ。）がない者又は住所が知れない者に対する財産権上の訴え
四 業務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における
当該事務所又は営業所の所在地
五 業務に関するもの
六 船舶所有者その他船舶を利用する者に対する訴え
船舶の船籍の所在地
七 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え
船舶の所在地
八 会社その他の社団からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え、社
団又は財団の普通裁判籍の所在地

- 員からの社員若しくは社員であった者に対する訴え又は社員であった者からの社員に対する訴えで、社員としての資格に基づくもの
- ハ 会社からの発起人若しくは発起人であった者又は検査役若しくは検査役であった者に対する訴えで発起人又は検査役としての資格に基づくもの
- ニ 会社その他の団体の債権者からの社員又は社員であった者に対する訴えで社員としての資格に基づくもの
- 九 不法行為に関する訴え
- 十 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴え
- 十一 海難救助に関する訴え
- 十二 不動産に関する訴え
- 十三 登記又は登録に関する訴え
- 十四 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によつて効力を生ずべき行為に関する訴え
- 十五 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで前号に掲げる訴えに該当しないもの

- 不法行為があつた地
- 損害を受けた船舶が最初に到達した地
- 海難救助があつた地又は救助された船舶が最初に到達した地
- 不動産の所在地
- 登記又は登録をすべき地
- 相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地
- 同号に定める地

第六條 (特許権等に関する訴え等の管轄)

前二條の規定によれば次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有すべき場合には、その訴えは、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。

- 一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 東京地方裁判所
- 二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 大阪地方裁判所
- 三 第一項第二号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができる。
- 十條の二第一項の規定により移送された訴訟に係る訴えについての終局判決に対する控訴については、この限りでない。

第六條の二 (意匠権等に関する訴えの管轄)

不正競争(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項に規定する不正競争又は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律(令和二年法律第十二号)第二条第三項に規定する不正競争をいう。)による営業上の利益の侵害に係る訴えについては、第四条又は第五条の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所(東京地方裁判所を除く。)の訴えを提起することができる。

- 一 前条第一項第一号に掲げる裁判所(東京地方裁判所を除く。)
- 二 前条第一項第二号に掲げる裁判所(大阪地方裁判所を除く。)

東京地方裁判所
大阪地方裁判所

第七條 (併合請求における管轄)

提起することができる。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第三十八條前段に定める場合に限る。

第八條 (訴訟の目的の価額の算定)

前項の価額を算定することができなるときは、又は極めて困難であるときは、その価額は百四十万円を超えるものとみなす。

第九條 (併合請求の場合の価額の算定) 一の訴えで数個の請求をする場合には、その価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする。ただし、その訴えで主張する利益が各請求について共通であ

る場合におけるその各請求については、この限りでない。
2 果実、損害賠償、違約金又は費用の請求が訴訟の附帯の目的であるときは、その価額は、訴訟の目的の価額に算入しない。

(管轄裁判所の指定)

第十条 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより、決定で、管轄裁判所を定める。
2 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、申立てにより、決定で、管轄裁判所を定める。
3 前二項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(管轄裁判所の特例)

第十条の二 前節の規定により日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて、この法律の他の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、その訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属する。

(管轄の合意)

第十一条 当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができる。
2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面で行わなければならない。その効力を生じない。
3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

(応訴管轄)

第十二条 被告が第一審裁判所において管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判所は、管轄権を有する。

(専属管轄の場合の適用除外等)

第十三条 第四条第一項、第五条、第六条第二項、第七条及び前二条の規定は、訴えについて法令に専属管轄の定めがある場合には、適用しない。
2 特許権等に関する訴えについて、第七条又は前二条の規定によれば第六条第一項各号に定める裁判所が管轄権を有すべき場合には、前項の規定にかかわらず、第七条又は前二条の規定により、その裁判所は、管轄権を有する。

(職権証拠調べ)

第十四条 裁判所は、管轄に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

(管轄の標準時)

第十五条 裁判所の管轄は、訴えの提起の時を標準として定める。

(管轄違いの場合の取扱い)

第十六条 裁判所は、訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。
2 地方裁判所又は訴訟がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する場合において、相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。ただし、訴訟がその簡易裁判所の専属管轄(当事者が第十一条の規定により合意で定めたものを除く。)に属する場合は、この限りでない。

(遅滞を避ける等のための移送)

第十七条 第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

(簡易裁判所の裁量移送)

第十八条 簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する

地方裁判所に移送することができる。

(必要的移送)

第十九条 第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者の申立て及び相手方の同意があるときは、訴訟の全部又は一部を申立てに係る地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。ただし、移送により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるとき、又はその申立てが、簡易裁判所からその所在地を管轄する地方裁判所への移送の申立て以外のものであつて、被告が本案について弁論をし、若しくは弁論準備手続において申述をした後に変更されたものであるときは、この限りでない。

2 簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならぬ。ただし、その申立ての前に被告が本案について弁論をした場合は、この限りでない。

(専属管轄の場合の移送の制限)

第二十条 前三条の規定は、訴訟がその係属する裁判所の専属管轄（当事者が第十一条の規定により合意で定めたものを除く。）に属する場合には、適用しない。

2 特許権等に関する訴訟に係る訴訟について、第十七条又は前条第一項の規定によれば第六条第一項各号に定める裁判所に移送すべき場合には、前項の規定にかかわらず、第十七条又は前条第一項の規定を適用する。

(特許権等に関する訴え等に係る訴訟の移送)

第二十条の二 第六条第一項各号に定める裁判所は、特許権等に関する訴えに係る訴訟が同項の規定によりその管轄に専属する場合においても、当該訴訟において審理すべき専門技術的事項を欠くことその他の事情により著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を第四條、第五條若しくは第十一条の規定によれば管轄権を有すべき地方裁判所又は第十九条第一項の規定によれば移送を受けるべき地方裁判所に移送することができる。

2 東京高等裁判所は、第六條第三項の控訴が提起された場合において、その控訴審において審理すべき専門技術的事項を欠くことその他の事情により著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を大阪高等裁判所に移送することができる。

(即時抗告)

第二十一条 移送の決定及び移送の申立てを却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(移送の裁判の拘束力等)

第二十二条 確定した移送の裁判は、移送を受けた裁判所を拘束する。

2 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができない。

3 移送の裁判が確定したときは、訴訟は、初めから移送を受けた裁判所に係属していたものとみなす。

(裁判官の除斥)

第二十三条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が、事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。

二 裁判官が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。

三 裁判官が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあつたとき。

六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。

(裁判官の忌避)

第二十四条 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。ただし、忌避の原因がある当事者は、裁判官の面前において弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。

ことを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後生じたときは、この限りでない。

(除斥又は忌避の裁判)

第二十五条 合議体の構成員である裁判官及び地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、決定で、裁判をする。

2 地方裁判所における前項の裁判は、合議体とする。

3 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に参与することができない。

4 除斥又は忌避を理由があるとする決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 除斥又は忌避を理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができない。

(訴訟手続の停止)

第二十六条 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定が確定するまで訴訟手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

(裁判所書記官への準用)
第二十七条 この節の規定は、裁判所書記官について準用する。この場合においては、裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がする。

(原則)

第二十八条 当事者能力、訴訟能力及び訴訟無能力者の法定代理は、この法律に特別の定めがある場合を除き、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令に従う。訴訟行為をするのに必要な授權についても、同様とする。

(法人でない社団等の当事者能力)
第二十九条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において訴え、又は訴えられることができる。

(選定当事者)

第三十条 共同の利益を有する多数の者で前条の規定に該当しないものは、その中から、全員のために原告又は被告となるべき一人又は数人を選定することができる。

2 訴訟の係属の後、前項の規定により原告又は被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱退する。

3 係属中の訴訟の原告又は被告と共同の利益を有する者で当事者でないものは、その原告又は被告を自己のためにも原告又は被告となるべき者として選定することができる。

4 第一項又は前項の規定により原告又は被告となるべき者を選定した者(以下「選定者」という。)は、その選定を取り消し、又は選定された当事者(以下「選定当事者」という。)を変更することができる。

5 選定当事者のうち死亡その他の事由によりその資格を喪失した者があるときは、他の選定当事者において全員のために訴訟行為をすることができる。

(未成年者及び成年被後見人の訴訟能力)

第三十一条 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

(被保佐人、被補助人及び法定代理人の訴訟行為の特則)

第三十二条 被保佐人、被補助人(訴訟行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項及び第四十条第四項において同じ。)又は後見人その他の法定代理人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授權を要しない。

2 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる訴訟行為をするには、特別の授權がなければならぬ。

一 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条(第五十条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による脱退

二 控訴、上告又は第三百十八条第一項の申立ての取下げ

三 第三百六十条(第三百六十七条第二項、第三百七十八条第二項及び第三百八十一条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定による異議の取下げ又

はその取下げについての同意

第三十三条 (外国人の訴訟能力の特則)
外国人は、その本国法によれば訴訟能力を有しない場合であっても、日本法によれば訴訟能力を有すべきときは、訴訟能力者とみなす。

第三十四条 (訴訟能力等を欠く場合の措置等)
訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權を欠くときは、裁判所は、期間を定めて、その補正を命じなければならない。この場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、一時訴訟行為をさせることができる。
2 訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權を欠く者がした訴訟行為は、これらを有するに至った当事者又は法定代理人の追認により、行為の時にさかのぼってその効力を生ずる。
3 前二項の規定は、選定当事者が訴訟行為をする場合について準用する。

(特別代理人)
第三十五条 法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、未成年者又は成年被後見人に対し訴訟行為をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、受訴裁判所の裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる。
2 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。
3 特別代理人が訴訟行為をするには、後見人と同一の授權がなければならない。

(法定代理権の消滅の通知)
第三十六条 法定代理権の消滅は、本人又は代理人から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。
2 前項の規定は、選定当事者の選定の取消し及び変更について準用する。

(法人の代表者等への準用)
第三十七条 この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定は、法人の代表者及び法人でない社団又は財団でその名において訴え、又は訴えられることができるものの代表者又は管理人について準用する。

(共同訴訟の要件)
第三十八条 訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、その数人は、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる。訴訟の目的である権利又は義務が同種であつて事実上及び法律上同種の原因に基づくときも、同様とする。

(共同訴訟人の地位)
第三十九条 共同訴訟人の一人の訴訟行為、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為及び共同訴訟人の一人について生じた事項は、他の共同訴訟人に影響を及ぼさない。

(必要的共同訴訟)
第四十条 訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一のみ確定すべき場合には、その一人の訴訟行為は、全員の利益においてのみその効力を生ずる。
2 前項に規定する場合には、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為は、全員に対してその効力を生ずる。
3 第一項に規定する場合において、共同訴訟人の一人について訴訟手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

第四十一条 第三十二条第一項の規定は、第一項に規定する場合において、共同訴訟人の一人が提起した上訴について他の共同訴訟人である被保佐人若しくは被補助人又は他の共同訴訟人の後見人その他の法定代理人のすべき訴訟行為について準用する。

(同時審判の申出がある共同訴訟)
第四十一条 共同被告の一方に対する訴訟の目的である権利と共同被告の他方に対する訴訟の目的である権利とが法律上併存し得ない関係にある場合において、原告の申出があつたときは、弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。
2 前項の申出は、控訴審の口頭弁論の終結の時までにしなければならない。

3 第一項の場合において、各共同被告に係る控訴事件が同一の控訴裁判所に各別に係属するとき、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

4 (補助参加)
第四十二条 訴訟の結果について利害関係を有する第三者は、当事者の一方を補助するため、その訴訟に参加することができる。

4 (補助参加の申出)
第四十三条 補助参加の申出は、参加の趣旨及び理由を明らかにして、補助参加により訴訟行為をすべき裁判所にしなければならない。

2 補助参加の申出は、補助参加人としてすることができる訴訟行為とともにすることができる。

4 (補助参加についての異議等)
第四十四条 当事者が補助参加について異議を述べたときは、裁判所は、補助参加の許否について、決定で、裁判をする。この場合においては、補助参加人は、参加の理由を疎明しなければならない。

2 前項の異議は、当事者がこれを述べないで弁論をし、又は弁論準備手続において申述をした後は、述べることができない。

3 第一項の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 (補助参加人の訴訟行為等)
第四十五条 補助参加人は、訴訟について、攻撃又は防御の方法の提出、異議の申立て、上訴の提起、再審の訴えの提起その他一切の訴訟行為をすることができる。

2 補助参加人は、訴訟行為は、被参加人の訴訟行為と抵触することができないもの、この限りでない。

3 補助参加人は、訴訟行為は、補助参加を許さない裁判が確定するまでの間は、訴訟行為をすることができる。

4 補助参加人の訴訟行為は、補助参加を許さない裁判が確定したときは、その効力を有する。

5 次に掲げる請求に関する規定の適用については、補助参加人(当事者が前条第一項の異議を述べた場合において補助参加を許す裁判が確定したもの及び当事者が同条第二項の規定により異議を述べたものに限る。)を当事者とみなす。

1 非電磁的記録(第九十一条第一項に規定する非電磁的記録をいう。)の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(第九十二条第一項において「電磁的記録の提供」という。)の請求

2 電磁的記録(第九十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。)の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供(第九十二条第一項において「電磁的記録の提供」という。)の請求

三 第九十一条の三に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求

4 (補助参加人に対する裁判の効力)
第四十六条 補助参加に係る訴訟の裁判は、次に掲げる場合を除き、補助参加人に対してもその効力を有する。

1 前条第一項ただし書の規定により補助参加人が訴訟行為をすることができなかったとき。

2 前条第二項の規定により補助参加人が訴訟行為が効力を有しなかったとき。

3 被参加人が補助参加人の訴訟行為を妨げたとき。

4 被参加人が補助参加人の訴訟行為を妨げない訴訟行為を故意又は過失によってしなかったとき。

(独立当事者参加)
第四十七条 訴訟の結果によって権利が害されることを主張する第三者又は訴訟の目的の全部若しくは一部が自己の権利であることを主張する第三者は、その訴訟の当事者の双方又は一方を相手方として、当事者としてその訴訟に参加することができる。

2 前項の規定による参加の申出は、書面で行わなければならない。

3 前項の書面は、当事者双方に送達しなければならない。

4 第四十条第一項から第三項までの規定は第一項の訴訟の当事者及び同項の規定によりその訴訟に参加した者について、第四十三条の規定による参加の申出について準用する。

(訴訟脱退)
第四十八条 前条第一項の規定により自己の権利を主張するため訴訟に参加した者がある場合には、参加前の原告又は被告は、相手方の承諾を得て訴訟から脱退す

ることができる。この場合において、判決は、脱退した当事者に対してもその効力を有する。

(権利承継人の訴訟参加の場合における時効の完成猶予等)

第四十九条 訴訟の係属中その訴訟の目的である権利の全部又は一部を譲り受けた者が第四十七条第一項の規定により訴訟参加をしたときは、時効の完成猶予に関しては、当該訴訟の係属の初めに、裁判上の請求があつたものとみなす。

2 前項に規定する場合には、その参加は、訴訟の係属の初めに遡って法律上の期間の遵守の効力を生ずる。

(義務承継人の訴訟引受け)

第五十条 訴訟の係属中第三者がその訴訟の目的である義務の全部又は一部を承継したときは、裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、その第三者に訴訟を引き受けさせることができる。

2 裁判所は、前項の決定をする場合には、当事者及び第三者を審尋しなければならぬ。

3 第四十一条第一項及び第三項並びに前二条の規定は、第一項の規定により訴訟を引き受けさせる決定があつた場合について準用する。

(義務承継人の訴訟参加及び権利承継人の訴訟引受け)

第五十一条 第四十七条から第四十九条までの規定は訴訟の係属中その訴訟の目的である義務の全部又は一部を承継したことを主張する第三者の訴訟参加について、前条の規定は訴訟の係属中第三者がその訴訟の目的である権利の全部又は一部を譲り受けた場合について準用する。

(共同訴訟参加)

第五十二条 訴訟の目的が当事者の一方及び第三者について合一にのみ確定すべき場合には、その第三者は、共同訴訟人としてその訴訟に参加することができる。

2 第四十三条並びに第四十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による参加の申出について準用する。

(訴訟告知)

第五十三条 当事者は、訴訟の係属中、参加することができる第三者にその訴訟の告知をすることができる。

2 訴訟告知を受けた者は、更に訴訟告知をすることができる。

3 訴訟告知は、その理由及び訴訟の程度を記載した書面を裁判所に提出してしなければならない。

4 訴訟告知を受けた者が参加しなかつた場合においても、第四十六条の規定の適用については、参加することができた時に参加したものとみなす。

(訴訟代理人の資格)

第五十四条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。

2 前項の許可は、いつでも取り消すことができる。

(訴訟代理権の範囲)

第五十五条 訴訟代理人は、委任を受けた事件について、反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する訴訟行為をし、かつ、弁済を受領することができる。

2 訴訟代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

一 反訴の提起

二 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条(第五十条第三項及び第五十一条)において準用する場合を含む。(一)の規定による脱退

三 控訴、上告若しくは第三百八十一条の申立て又はこれらの取下げ

四 第三百六十条(第三百六十七条第二項、第三百七十八条第二項及び第三百八十一条の七第二項)において準用する場合を含む。(一)の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意

五 代理人の選任

3 訴訟代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない訴訟代理人については、この限りでない。

4 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。

(個別代理)

第五十六条 訴訟代理人が数人あるときは、各自当事者を代理する。

2 当事者が前項の規定と異なる定めをしても、その効力を生じない。

(当事者による更正)
第五十七条 訴訟代理人の事実に関する陳述は、当事者が直ちに取り消し、又は更正したときは、その効力を生じない。

(訴訟代理権の不消滅)
第五十八条 訴訟代理権は、次に掲げる事由によっては、消滅しない。

- 一 当事者の死亡又は訴訟能力の喪失
 - 二 当事者である法人の合併による消滅
 - 三 当事者である受託者の信託に関する任務の終了
 - 四 法定代理人の死亡、訴訟能力の喪失又は代理権の消滅若しくは変更
- 2 一定の資格を有する者で自己の名で他人のために訴訟の当事者となるものの訴訟代理人の代理権は、当事者の死亡その他の事由による資格の喪失によつては、消滅しない。
- 3 前項の規定は、選定当事者が死亡その他の事由により資格を喪失した場合について準用する。

(法定代理の規定の準用)
第五十九条 第三十四条第一項及び第二項並びに第三十六条第一項の規定は、訴訟代理について準用する。

(補佐人)

第六十条 当事者又は訴訟代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

2 前項の許可は、いつでも取り消すことができる。

3 補佐人の陳述は、当事者又は訴訟代理人が直に取り消し、又は更正しないときは、当事者又は訴訟代理人が自らしたもののみならず。

(訴訟費用の負担の原則)
第六十一条 訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする。

(不必要な行為があつた場合等の負担)

第六十二条 裁判所は、事情により、勝訴の当事者に、その権利の伸張若しくは防衛に必要でない行為によつて生じた訴訟費用又は行為の時における訴訟の程度において相手方の権利の伸張若しくは防衛に必要であつた行為によつて生じた訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。

(訴訟を遅滞させた場合の負担)
第六十三条 当事者が適切な時期に攻撃若しくは防衛の方法を提出しないことにより、又は期日若しくは期間の不遵守その他当事者の責めに帰すべき事由により訴訟を遅滞させたときは、裁判所は、その当事者に、その勝訴の場合においても、遅滞によつて生じた訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。

(一部敗訴の場合の負担)
第六十四条 一部敗訴の場合における各当事者の訴訟費用の負担は、裁判所が、その裁量で定める。ただし、事情により、当事者の一方に訴訟費用の全部を負担させることができる。

(共同訴訟の場合の負担)
第六十五条 共同訴訟人は、等しい割合で訴訟費用を負担する。ただし、裁判所は、事情により、共同訴訟人に連帯して訴訟費用を負担させ、又は他の方法により負担させることができる。

2 裁判所は、前項の規定にかかわらず、権利の伸張又は防衛に必要でない行為をした当事者に、その行為によつて生じた訴訟費用を負担させることができる。

(補助参加の場合の負担)
第六十六条 第六十一条から前条までの規定は、補助参加についての異議によつて生じた訴訟費用の補助参加人とその異議を述べた当事者との間における負担の關係及び補助参加によつて生じた訴訟費用の補助参加人と相手方との間における負担の關係について準用する。

第六十七條 訴訟費用の負担の裁判
第六十七條 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における訴訟費用の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

第六十八條 (和解の場合の負担)
第六十八條 当事者が裁判所において和解をした場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

第六十九條 (法定代理人等の費用償還)
第六十九條 法定代理人、訴訟代理人、裁判所書記官又は執行官が故意又は重大な過失によつて無益な訴訟費用を生じさせたときは、受訴裁判所は、申立てにより又は職権で、これらの者に対し、その費用額の償還を命ずることができる。

第七十條 前項の規定は、法定代理人又は訴訟代理人として訴訟行為をした者が、その代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權があることを証明することができず、かつ、追認を得ることができなかった場合において、その訴訟行為によつて生じた訴訟費用について準用する。
第三項 (前項において準用する場合を含む。)の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第七十條 (無権代理人の費用負担)
第七十條 前条第二項に規定する場合において、裁判所が訴えを却下したときは、訴訟費用は、代理人として訴訟行為をした者の負担とする。

第七十一條 (訴訟費用額の確定手続)
第七十一條 訴訟費用の額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定める。

第七十二條 前項の申立ては、訴訟費用の負担の裁判が確定した日から十年以内になければならない。
第一項の場合において、当事者双方が訴訟費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める場合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があつたものとみなす。

第七十三條 前項の申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによつて、その効力を生ずる。
前項の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしななければならない。

第七十四條 前項の申立ては、執行停止の効力を有する。
裁判所は、第一項の規定による額を定める処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、訴訟費用の負担の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならない。
第五項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第七十五條 (和解の場合の費用額の確定手続)
第七十五條 当事者が裁判所において和解をした場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その額を定めなかつたときは、その額は、申立てにより、第一審裁判所 (第二百七十五條の和解にあつては、和解が成立した裁判所) の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第八項までの規定を準用する。

第七十六條 (訴訟が裁判及び和解によらないで完結した場合等の取扱い)
第七十六條 訴訟が裁判及び和解によらないで完結したときは、申立てにより、第一審裁判所は決定で訴訟費用の負担を命じ、その裁判所の裁判所書記官はその決定が執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならない。補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げがあつた場合も、同様とする。

第七十七條 第六十一條から第六十六條まで及び第七十一條第八項の規定は前項の申立てについて、同条第二項の規定はその処分に対する異議の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替へるものとする。

(費用額の確定処分の更正)

(費用額の確定処分の更正)

第七十四条 第七十一条第一項、第七十二条又は前条第一項の規定による額を定める処分に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその処分を更正することができる。
2 第七十一条第四項から第六項まで及び第八項の規定は、前項の規定による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。
3 第一項に規定する額を定める処分に対し適法な異議の申立てがあつたときは、前項の異議の申立ては、することができない。

(担保提供命令)

第七十五条 原告が日本国内に住所、事務所及び営業所を有しないときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、訴訟費用の担保を立てるべきことを原告に命じなければならない。その担保に不足を生じたときも、同様とする。

2 前項の規定は、金銭の支払の請求の一部について争いが無い場合において、その額が担保として十分であるときは、適用しない。
3 被告は、担保を立てるべき事由があることを知った後に本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、第一項の申立てをすることができない。

4 第一項の申立てをした被告は、原告が担保を立てるまで応訴を拒むことができる。
5 裁判所は、第一項の決定において、担保の額及び担保を立てるべき期間を定めなければならない。
6 担保の額は、被告が全審級において支出すべき訴訟費用の総額を標準として定める。

7 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(担保提供の方法)

第七十六条 担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は裁判所が相当と認める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次条において同じ。)を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

(担保物に対する被告の権利)

第七十七条 被告は、訴訟費用に関し、前条の規定により供託した金銭又は有価証券について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

(担保不提供の効果)

第七十八条 原告が担保を立てるべき期間内にこれを立てないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。ただし、判決前に担保を立てたときは、この限りでない。

(担保の取消し)

第七十九条 担保を立てた者が担保の事由が消滅したことを証明したときは、裁判所は、申立てにより、担保の取消しの決定をしなければならない。

2 担保を立てた者が担保の取消しについて担保権利者の同意を得たことを証明したときも、前項と同様とする。
3 訴訟の完結後、裁判所書記官が、担保を立てた者の申立てにより、担保権利者に対し、一定の期間内にその権利を行使すべき旨を催告し、担保権利者がその行使をしないときは、担保の取消しについて担保権利者の同意があつたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(担保の変換)

第八十条 裁判所は、担保を立てた者の申立てにより、決定で、その担保の変換を命ずることができる。ただし、その担保を契約によつて他の担保に変換することを妨げない。

(他の法令による担保への準用)
第八十一条 第七十五条第四項、第五項及び第七項並びに第七十六条から前条までの規定は、他の法令により訴えの提起について立てるべき担保について準用する。

(救助の付与)

第八十二条 訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、訴訟上の救助の決定をすることができる。ただし、勝訴の見込みがないとはいえないときに限る。
2 訴訟上の救助の決定は、審級ごとにする。

第八十三条 訴訟上の救助の決定は、その定めるところに従い、訴訟及び強制執行について、次に掲げる効力を有する。

一 裁判費用並びに執行官の手数料及びその職務の執行に要する費用の支払の猶予

二 裁判所において付添いを命じた弁護士報酬及び費用の支払の猶予

三 訴訟費用の担保の免除
二 訴訟上の救助の決定は、これを受けた者のためにのみその効力を有する。
三 裁判所は、訴訟の承継人に対し、決定で、猶予した費用の支払を命ずる。

第八十四条 訴訟上の救助の決定を受けた者が第八十二条第一項本文に規定する要件を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときは、訴訟記録の存する裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定により、いつでも訴訟上の救助の決定を取り消し、猶予した費用の支払を命ずることができる。

（猶予された費用等の取立方法）
第八十五条 訴訟上の救助の決定を受けた者に支払を猶予した費用は、これを負担することとされた相手方から直接に取り立てることができる。この場合において、弁護士又は執行官は、報酬又は手数料及び費用について、訴訟上の救助の決定を受けた者に代わり、第七十一条第一項、第七十二条又は第七十三条第一項の申立て及び強制執行をすることができる。

（即時抗告）
第八十六条 この節に規定する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（口頭弁論の必要性）
第八十七条 当事者は、訴訟について、裁判所において口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。

二 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、適用しない。
三 前二項の規定は、特別の定めがある場合には、適用しない。裁判所は、当事者を審尋することができる。

（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論等）
第八十七条の二 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができる。

二 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、審尋の期日における手続を行うことができる。
三 前二項の期日に出頭しないのでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

（受命裁判官による審尋）
第八十八条 裁判所は、審尋をする場合には、受命裁判官にこれを行わせることができる。

（和解の試み等）
第八十九条 裁判所は、訴訟がいかなる程度にあるかを問わず、和解を試み、又は受命裁判官若しくは受託裁判官に和解を試みさせることができる。裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、和解の期日における手続を行うことができる。

三 前項の期日に出頭しないので同項の手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。
四 第四百八十八条、第五百十条、第五百四十四条及び第五百五十五条の規定は、和解の手続について準用する。
五 受命裁判官又は受託裁判官が和解の試みを行う場合には、第二項の規定並びに前項において準用する第四百八十八条、第五百四十四条及び第五百五十五条の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

（和解の試み等）
第八十九条 裁判所は、訴訟がいかなる程度にあるかを問わず、和解を試み、又は受命裁判官若しくは受託裁判官に和解を試みさせることができる。裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、和解の期日における手続を行うことができる。

三 前項の期日に出頭しないので同項の手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。
四 第四百八十八条、第五百十条、第五百四十四条及び第五百五十五条の規定は、和解の手続について準用する。
五 受命裁判官又は受託裁判官が和解の試みを行う場合には、第二項の規定並びに前項において準用する第四百八十八条、第五百四十四条及び第五百五十五条の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

第九十条 当事者が訴訟手続に関する異議権の喪失（放棄することできないものについては、この限りでない。）

第九十一条 何人も、裁判所書記官に対し、非電磁的訴訟記録（訴訟記録中次条第一項に規定する電磁的訴訟記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。）の閲覧を請求することができる。

第九十二条 次の掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等）を請求することができる。（以下この条において「秘密記載部分の閲覧等」という。）

第九十三条 次の掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等）を請求することができる。（以下この条において「秘密記載部分の閲覧等」という。）

第九十四条 次の掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等）を請求することができる。（以下この条において「秘密記載部分の閲覧等」という。）

第九十五条 次の掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等）を請求することができる。（以下この条において「秘密記載部分の閲覧等」という。）

第九十六条 次の掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等）を請求することができる。（以下この条において「秘密記載部分の閲覧等」という。）

第九十七条 次の掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等）を請求することができる。（以下この条において「秘密記載部分の閲覧等」という。）

第九十八条 次の掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等）を請求することができる。（以下この条において「秘密記載部分の閲覧等」という。）

第九十九条 次の掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等）を請求することができる。（以下この条において「秘密記載部分の閲覧等」という。）

第一百条 次の掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等）を請求することができる。（以下この条において「秘密記載部分の閲覧等」という。）

第一百一十一条 次の掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等）を請求することができる。（以下この条において「秘密記載部分の閲覧等」という。）

第一百一十二条 次の掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等）を請求することができる。（以下この条において「秘密記載部分の閲覧等」という。）

として、同項の決定の取消しの申立てをすることができる。

4 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

5 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

6 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

7 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

8 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

9 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

10 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

11 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

12 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

13 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

14 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

15 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

16 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

17 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

18 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

19 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

20 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

21 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

22 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

23 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

24 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

25 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

26 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

27 第一項の申立てを却下し、第一項の申立てをすることができる。

（専門委員の除斥及び忌避）
第九十二条の六（第二十三条から第二十五条まで（同条第二項を除く。）の規定は、専門委員について準用する。）の規定は、専門委員について準用する。
2 専門委員について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その専門委員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあつた事件の手續に關与することができない。

（受命裁判官等の権限）
第九十二条の七（受命裁判官又は受託裁判官が第九十二条の二第一項、第三項及び第四項の手續を行う場合には、同条から第九十二条の四まで及び第九十二条の五第二項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第九十二条の二第三項の手續を行う場合には、専門委員を手續に關与させる決定、その決定の取消し及び専門委員の指定は、受訴裁判所がする。）

（知的財産に關する事件における裁判所調査官の事務）
第九十二条の八（裁判所は、必要があると認めるときは、高等裁判所又は地方裁判所において知的財産に關する事件の審理及び裁判に關して調査を行う裁判所調査官に、当該事件において次に掲げる事務を行わせることができる。この場合において、当該裁判所調査官は、裁判長の命を受けて、当該事務を行うものとする。）
一 次に掲げる期日又は手續において、訴訟關係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に關し、当事者に対して問いを發し、又は立証を促すこと。
イ 口頭弁論又は審尋の期日
ロ 争点又は証拠の整理を行うための手續
ハ 文書若しくは電磁的記録の提出義務又は検証の目的の提示義務の有無を判断するための手續
ニ 争点又は証拠の整理に係る事項その他訴訟手續の進行に關し必要な事項についての協議を行うための手續
三 証拠調べる期日において、証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを發すること。
四 和解を試みる期日において、専門的な知見に基づき説明をすること。

（知的財産に關する事件における裁判所調査官の除斥及び忌避）
第九十二条の九（第二十三条から第二十五条までの規定は、前条の事務を行う裁判所調査官について準用する。）
2 前条の事務を行う裁判所調査官について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その裁判所調査官は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあつた事件に關与することができない。

（期日の指定及び変更）
第九十三条（期日の指定及び変更は、申立てにより又は職権で、裁判長が行う。）
2 期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日（指すことができる。）
3 口頭弁論及び弁論準備手續の期日の変更は、顯著な事由がある場合に限り許す。ただし、最初の期日の変更は、当事者の合意がある場合にも許す。
4 前項の規定にかかわらず、弁論準備手續を経た口頭弁論の期日の変更は、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。

（期日の呼出し）
第九十四条（期日の呼出しは、次の各号のいずれかに掲げる方法その他相当と認める方法によつてする。）
一 ファイルに記録された電子呼出状（裁判所書記官が、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判長が指定した期日に出頭すべき旨を告知するために出頭すべき者について出頭すべき日時及び場所を記録して作成した電磁的記録をいう。次項及び第二百五十六条第三項において同じ。）を出頭すべき者に対して送達する方法
二 当該事件について出頭した者に対して期日の告知をする方法
3 2 裁判所書記官は、電子呼出状を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。
3 1 第一項各号に規定する方法以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（期間の計算）
第九十五条（期間の計算については、民法の期間に關する規定に従う。）

2 期間を定める裁判において始期を定めなかったときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始める。
3 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

（期間の伸縮及び付加期間）
第九十六条 裁判所は、法定の期間又はその定めた期間を伸長し、又は短縮することができる。ただし、不変期間については、この限りでない。
2 不変期間については、裁判所は、遠隔の地に住所又は居所を有する者のために付加期間を定めることができる。

（訴訟行為の追完）
第九十七条 当事者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかった場合には、その事由が消滅した後一週間以内に限り、不変期間内にすべき訴訟行為の追完をすることができる。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、二月とする。
2 前項の期間については、前条第一項本文の規定は、適用しない。

（職権送達の原則等）
第九十八条 送達は、特別の定めがある場合を除き、職権とする。
2 送達に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

（訴訟無能力者等に対する送達）
第九十九条 訴訟無能力者に対する送達は、その法定代理人にする。
2 数人が共同して代理権を行うべき場合には、送達は、その一人にすれば足りる。
3 刑事施設に收容されている者に対する送達は、刑事施設の長にする。

（送達報告書）
第一百条 送達をした者は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。
2 前項の場合において、送達をした者は、同項の規定による書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出することができる。この場合において、当該送達をした者は、同項の書面を提出したものとみなす。

（送達実施機関）
第一百一条 書類の送達は、特別の定めがある場合を除き、郵便又は執行官によってする。
2 郵便による送達にあつては、郵便の業務に従事する者を送達とする者とする。

（裁判所書記官による送達）
第一百二条 裁判所書記官は、その所属する裁判所の事件について出頭した者に対しては、自ら書類の送達をすることができる。

（交付送達の原則）
第一百二条の二 書類の送達は、特別の定めがある場合を除き、送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してする。

（送達場所）
第一百三条 書類の送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所（以下この款において「住所等」という。）においてする。ただし、法定代理人に對する書類の送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。
2 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達するのに支障があるときは、書類の送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等（以下「就業場所」という。）において送達を受けるべき者（次条第一項に規定する者を除く。）が就業場所において書類の送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

(送達場所等の届出)

第百四条 当取手、法定代理人又は訴訟代理人は、書類の送達を受けるべき場所（日本国内に限る。）を受訴裁判所に届け出なければならない。この場合において

は、送達受取手をも届け出ることができる。
2 前項前段の規定による届出があつた場合には、書類の送達は、前条の規定にかかわらず、その届出に係る場所においてする。

3 第一項前段の規定による届出をしない者で次の各号に掲げる送達を受けたものに対するその後の書類の送達は、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める場所においてする。

- 一 前条の規定による送達 その送達をした場所
- 二 次条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。第百六条第一項後段において同じ。）においてするもの及び同項後段の規定による送達 その送達において送達すべき場所とされていた場所
- 三 第百七条第一項第一号の規定による送達 その送達において宛先とした場所

(出会送達)

第百五条 前二条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの（前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。）に対する書類の送達は、その者に出会つた場所においてすることができる。日本国内に住所等を有することが明らかでない者又は同項前段の規定による届出をした者が書類の送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

(補充送達及び差置送達)

第百六条 就業場所以外の書類の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。

2 就業場所（第百四条第一項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。）において送達を受けるべき者に出会わない場合において、第百三条第二項の他人又はその法定代理人若しくは使用人その他の従業者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものが書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することができる。

3 送達を受けるべき者又は第一項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、書類の送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

(書留郵便等に付する送達)

第百七条 前条の規定により送達をすることができない場合（第百九条の二の規定により送達をすることができない場合を除く。）には、裁判所書記官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所に宛てて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二項第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する信書の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの（次項及び第三項において「書留郵便等」という。）に付して発送することができる。

一 第百三条の規定による送達をすべき場合 同条第一項に定める場所

二 第百四条第二項の規定による送達をすべき場合 同項の場所

三 第百四条第三項の規定による送達をすべき場合 同項の場所（その場所が就業場所である場合にあつては、訴訟記録に表れたその者の住所等）

2 前項第二号又は第三号の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その後送達すべき書類は、同項第二号又は第三号に定める場所に宛てて、

3 前二項の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その発送の時に、送達があつたものとみなす。

(外国における送達)

第百八条 外国においてすべき書類の送達は、裁判長がその国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に囑託してする。

(電磁的記録に記録された事項を出力した書面による送達)

第百九条 電磁的記録の送達は、特別の定めがある場合を除き、前款の定めるところにより、この法律その他の法令の規定によりファイイルに記録された送達すべき電磁的記録（以下この節において単に「送達すべき電磁的記録」という。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面によつてする。

(電子情報処理組織による送達)

第九九条の二 電磁的記録の送達は、前条の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、送達すべき電磁的記録に記録されている事項につき次条第一項第一号の閲覧又は同項第二号の記録をすることができ、送達を受けるべき者に対し、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発する方法によりすることができ、ただし、当該送達を受けるべき者が当該方法により送達を受ける旨の最高裁判所規則で定める方式による届出をしている場合に限る。

2 前項ただし書の届出をする場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、同項本文の通知を受ける連絡先を受訴裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人も届け出ることができる。

3 第一項本文の通知は、前項の規定により届け出られた連絡先に宛てて発するものとする。

(電子情報処理組織による送達の効力発生の時期)

第九九条の三 前条第一項の規定による送達は、次に掲げる時のいずれか早い時に、その効力を生ずる。

1 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧をした時

2 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をした時

3 前条第一項本文の通知が発せられた日から一週間を経過した時

2 送達を受けるべき者がその責めに帰することができない事由によつて前項第一号の閲覧又は同項第二号の記録をすることができない期間は、同項第三号の期間に算入しない。

(電子情報処理組織による送達を受ける旨の届出をしなければならぬ者に関する特例)

第九九条の四 第九九条の二第一項ただし書の規定にかかわらず、第三十二条の十一第一項各号に掲げる者に対する第九九条の二第一項の規定による送達は、その者が同項ただし書の届出をしていない場合であつてもすることができる。この場合においては、同項本文の通知を発することを要しない。

2 前項の規定により送達をする場合における前条の規定の適用については、同条第一項第三号中「通知が発せられた」とあるのは、「措置がとられた」とする。

(公示送達の要件)

第一百十條 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、申立てにより、公示送達をすることができ、

1 当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合（第九九条の二の規定により送達をすることができ、場合を除く。）

2 外国においてすべき書類の送達について、第八八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるとき

3 前項の場合において、裁判所は、訴訟の遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てがないときであつても、裁判所書記官に公示送達をすべきことを命ずることができる。

3 同一の当事者に対する二回目以降の公示送達は、職権とする。ただし、第一項第四号に掲げる場合は、この限りでない。

(公示送達の方法)

第一百十一條 公示送達は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を最高裁判所規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該事項が記載された書面を裁判所の掲示場に掲示し、又は当該事項を裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、

1 書類の公示送達 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと。

2 電磁的記録の公示送達 裁判所書記官が送達すべき電磁的記録に記録された事項につき、いつでも送達を受けるべき者に第九九条の書面を交付し、又は第九九条の二第一項本文の規定による措置をとるとともに、同項本文の通知を発すべきこと。

(公示送達の効力発生の時期)

第一百十二條 公示送達は、前条の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。ただし、第一百十條第三項の公示送達は、前条の規定による措置を開始した日の翌日にその効力を生ずる。

2 外国においてすべき送達については、前項の期間は、六週間とする。

3 前二項の期間は、短縮することができない。

(公示送達による意思表示の到達)

第三十二條 第三十二條の十一第一項各号に掲げる者に対する第九九条の二第一項の規定による送達は、その者が当該各号に掲げる者に対し、最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧をした時に、その効力を生ずる。

3 前項の規定による送達を受けるべき者が当該方法により送達を受ける旨の最高裁判所規則で定める方式による届出をしている場合に限る。

3 第一項本文の通知は、前項の規定により届け出られた連絡先に宛てて発するものとする。

(電子情報処理組織による送達の効力発生の特例)

第九九条の三 前条第一項の規定による送達は、次に掲げる時のいずれか早い時に、その効力を生ずる。

1 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧をした時

2 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をした時

3 前条第一項本文の通知が発せられた日から一週間を経過した時

2 送達を受けるべき者がその責めに帰することができない事由によつて前項第一号の閲覧又は同項第二号の記録をすることができない期間は、同項第三号の期間に算入しない。

(公示送達による意思表示の到達)

第三十二條 第三十二條の十一第一項各号に掲げる者に対する第九九条の二第一項の規定による送達は、その者が当該各号に掲げる者に対し、最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧をした時に、その効力を生ずる。

3 前項の規定による送達を受けるべき者が当該方法により送達を受ける旨の最高裁判所規則で定める方式による届出をしている場合に限る。

3 第一項本文の通知は、前項の規定により届け出られた連絡先に宛てて発するものとする。

(電子情報処理組織による送達の効力発生の特例)

第九九条の三 前条第一項の規定による送達は、次に掲げる時のいずれか早い時に、その効力を生ずる。

1 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧をした時

2 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をした時

3 前条第一項本文の通知が発せられた日から一週間を経過した時

2 送達を受けるべき者がその責めに帰することができない事由によつて前項第一号の閲覧又は同項第二号の記録をすることができない期間は、同項第三号の期間に算入しない。

第百十三条 訴訟の当事者が相手方の所在を知ることができない場合において、相手方に対する公示送達がされた書類又は電磁的記録に、その相手方に対しその訴訟の目的である請求又は防御の方法に関する意思表示をする旨の記載又は記録があるときは、その意思表示は、第百十一条の規定による措置を開始した日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。この場合においては、民法第九十八条第三項ただし書の規定を準用する。

(既判力の範囲)
第百十四条 確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。
2 相殺のために主張した請求の成立又は不成立の判断は、相殺をもって対抗した額について既判力を有する。

(確定判決等の効力が及ぶ者の範囲)
第百十五条 確定判決は、次に掲げる者に対してその効力を有する。

- 一 当事者
 - 二 当事者が他人のために原告又は被告となつた場合のその他人
 - 三 前二号に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人
 - 四 前三号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者
- 2 前項の規定は、仮執行の宣言について準用する。

(判決の確定時期)
第百十六条 判決は、控訴若しくは上告(第三百二十七条第一項(第三百八十条第二項において準用する場合を含む。))の上告を除く。))の提起、第三百十八条第一項の申立て又は第三百五十七条(第三百六十七條第二項において準用する場合を含む。))、第三百七十八条第一項若しくは第三百八十一条の規定による異議の申立てについて定められた期間の満了前には、確定しないものとする。
2 判決の確定は、前項の期間内にした控訴の提起、同項の上告の提起又は同項の申立てにより、遮断される。

(定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴え)
第百十七条 口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命じた確定判決について、口頭弁論終結後に、後遺障害の程度、賃金水準その他の損害額の算定の基礎となつた事情に著しい変更が生じた場合には、その判決の変更を求める訴えを提起することができる。ただし、その訴えの提起の日以後に支払期限が到来する定期金に係る部分に限る。
2 前項の訴えは、第一審裁判所の管轄に専属する。

(外国裁判所の確定判決の効力)
第百十八条 外国裁判所の確定判決は、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限り、その効力を有する。

- 一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。
- 二 敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達(公示送達その他これに類する送達を除く。)を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと。
- 三 判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
- 四 相互の保証があること。

(決定及び命令の告知)
第百十九条 決定及び命令は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

(訴訟指揮に関する裁判の取消し)
第百二十条 訴訟の指揮に関する決定及び命令は、いつでも取り消すことができる。

(裁判所書記官の処分に対する異議)
第百二十一条 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が、決定で、裁判をする。

(判決に関する規定の準用)

第二百二十二条 決定及び命令には、その性質に反しない限り、判決に関する規定を準用する。

（判事補の権限）
第二百二十三条 判決以外の裁判は、判事補が単独ですることができる。

（訴訟手続の中断及び受継）
第二百二十四条 次の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は、中断する。この場合においては、それぞれ当該各号に定める者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

一 当事者の死亡 相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人その他法令により訴訟を続行すべき者

二 当事者である法人の合併による消滅 合併によつて設立された法人又は合併後存続する法人

三 当事者の訴訟能力の喪失又は法定代理人の死亡若しくは代理権の消滅 法定代理人又は訴訟能力を有するに至つた当事者

四 次のイからハまでに掲げる者の信託に関する任務の終了 当該イからハまでに定める者

イ 当事者である信託財産管理者又は信託財産管理人若しくは信託財産管理人

ロ 当事者である信託財産管理者又は信託財産管理人 新たな受託者又は新たな信託財産管理者若しくは新たな信託財産管理人

ハ 当事者である信託財産管理者又は信託財産管理人 新たな受託者又は新たな信託財産管理者若しくは新たな信託財産管理人

五 一定の資格を有する者で自己の名で他人のために訴訟の当事者となるものの死亡その他の事由による資格の喪失 同一の資格を有する者

六 前項の規定は、訴訟代理人がある場合は、適用しない。

七 第一項第一号に掲げる事由がある場合において、相続人は、相続の放棄をすることができる間は、訴訟手続を受け継ぐことができない。

八 第一項第二号の規定は、合併をもつて相手方に対抗することができない場合には、適用しない。

九 第一項第三号の規定は、合併が保佐人又は補助人である場合においては、同号の規定は、次に掲げるときには、適用しない。

一〇 被保佐人又は被補助人が前号に規定する同意を得ることを要する場合において、その同意を得ていないとき。

第二百二十五条 所有者不明土地管理命令（民法第二百六十四条の二第一項に規定する所有者不明土地管理命令をいう。以下この項及び次項において同じ。）が発せられたときは、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分及び当該所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産並びにその管理、処分その他の事由により所有者不明土地管理人（同条第四項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下この項及び次項において同じ。）が得た財産（以下この項及び次項において「所有物」という。）に関する訴訟手続で当該所有者不明土地管理人は、訴訟手続を受け継ぐことができる。同項において同じ。）を当事者とするものは、中断する。この場合においては、所有者不明土地管理人を当事者とする所有者不明土地等に関する訴訟手続は、中断する。この場合においては、所有者不明土地等の所有者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

第二百二十六条 第一項の規定は、所有物管理命令（民法第二百六十四条の八第一項に規定する所有者不明建物管理命令をいう。以下この項において同じ。）が発せられた場合において、前項の規定は所有者不明建物管理命令が取り消された場合について準用する。

第二百二十七条 訴訟手続の受継の申立ては、相手方もすることができる。

（受継の通知）
第二百二十八条 訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、裁判所は、相手方に通知しなければならない。

（受継についての裁判）
第二百二十九条 訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、裁判所は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。

第二百三十条 第二百二十五条（第三百七十四条第二項）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による第二百二十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、その判決をした裁判所は、その申立てについて裁判をしなければならない。

（職権による続行命令）

第二百二十九条 当事者が訴訟手続の受継の申立てをしない場合においても、裁判所は、職権で、訴訟手続の続行を命ずることができる。

（裁判所の職務執行不能による中止）
第二百三十条 天災その他の事由によつて裁判所が職務を行うことができないときは、訴訟手続は、その事由が消滅するまで中止する。

（当事者の故障による中止）
第二百三十一条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができる。
2 裁判所は、前項の決定を取り消すことができる。

（中断及び中止の効果）
第二百三十二条 判決の言渡しは、訴訟手続の中断中であつても、することができ、することができる。
2 訴訟手続の中断又は中止があつたときは、期間は、進行を停止する。この場合においては、訴訟手続の受継の通知又はその続行の時から、新たに全期間の進行を始める。

（訴えの提起前における照会）

第二百三十二条の二 訴えを提起しようとする者が訴えの被告となるべき者に対し訴えの提起を予告する通知（以下この章において「予告通知」という。）を書面で行つた場合には、その予告通知をした者（以下この章において「予告通知者」という。）は、その予告通知を受けた者（以下この章において「被告予告通知者」という。）に対し、その予告通知を定めた日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかなる事項について、相当の期間を定めて、書面により、又は被告予告通知者の選択により書面若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて最高裁判所規則で定めるものをいう。以下同じ。）のいずれかにより回答するよう、書面により照会をすることができ、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 第六十三条第一項各号のいずれかに該当する照会
二 相手方又は第三者の私生活についての秘密に関する事項についての照会であつて、これに回答することにより、その相手方又は第三者が社会生活を営むのに支障を生ずるおそれがあるもの

三 相手方又は第三者の営業秘密に関する事項についての照会
2 前項第二号に規定する第三者の私生活については、秘密又は同項第三号に規定する第三者の営業秘密に関する事項についての照会については、相手方がこれに回答することをその第三者が承諾した場合を除く。

3 予告通知の書面には、提起しようとする訴えに係る請求の要旨及び紛争の要点を記載しなければならない。
4 予告通知をする者は、第一項の規定による書面による予告通知に代えて、当該予告通知を受けた者の承諾を得て、電磁的方法により予告通知をすることができ、この場合において、当該予告通知をする者は、同項の規定による書面による回答をしたものとみなす。

5 予告通知者は、第一項の規定による書面による照会に代えて、被告予告通知者の承諾を得て、電磁的方法により照会をすることができ、この場合において、被告予告通知者は、同項の規定による書面による回答に代えて、予告通知者の承諾を得て、電磁的方法により回答をすることができ、この場合において、被告予告通知者は、同項の規定による書面による回答をしたものとみなす。

7 第一項の照会は、既にした予告通知と重複する予告通知に基づいては、することができない。

第二百三十二条の三 被告予告通知者は、予告通知者に対し、当該予告通知者がした予告通知の書面に記載された前条第三項の請求の要旨及び紛争の要点に対する答弁の要旨を記載した書面での予告通知に対する返答をしたときは、予告通知者に対し、その予告通知がされた日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起された場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかなる事項について、相当の期間を定めて、書面により、又は被告予告通知者の選択により書面若しくは電磁的方法のいずれかにより回答するよう、書面により照会をすることができ、この場合において、同条第四項中「書面による予告通知」とあるのは「書面による返答」と、「電磁的方法により予告通知」とあるのは「電磁的方法により返答」と読み替へるものとする。

3 第一項の照会は、既にされた予告通知と重複する予告通知に対する返答に基づいては、することができない。
（訴えの提起前における証拠収集の処分）
第二百三十二条の四 裁判所は、予告通知者又は前条第一項の返答をした被告予告通知者の申立てにより、当該予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要であ

中「何人も」とあるのは「申立人及び相手方は」と、第九十一条第三項、第九十一条の二第二項及び第三項並びに第九十一条の三中「当事者及び利害関係を疎明した第三者」とあるのは「申立人及び相手方」と、第九十一条第四項中「当事者又は利害関係を疎明した第三者」とあるのは「申立人又は相手方」と読み替えるものとする。

(不服申立ての不許)

第三百三十二条の八 第三百三十二条の四第一項の処分についての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(証拠収集の処分に係る裁判に関する費用の負担)
第三百三十二条の九 第三百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に関する費用は、申立人の負担とする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第三百三十二条の十 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述(以下「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報)が記載された紙その他の有体物をいう。以下この章において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面等に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行うことができる。前項の方法により規定した申立て等(以下この条において「電子情報処理組織を使用する申立て等」という。)については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 電子情報処理組織を使用する申立て等は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る事項がファイルに記録された時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 電子情報処理組織を使用する申立て等がされたときは、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る法令の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定により行われた電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達については、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われた電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達に関する法令その他の当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定を適用する。

6 前項の方法により行われた電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達については、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われた電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定を適用する。

(電子情報処理組織による申立て等の特例)
第三百三十二条の十一 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件の申立て等をするときは、前条第一項の方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭ですることができるとして、口頭でするときは、この限りでない。

一 訴訟代理人のうち委任を受けたもの(第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。)

二 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六法律第三第四項若しくは第五項又は第七條第三項の規定による指定を受けた者(当該指定の対象となつた事件)

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十三条第一項の規定による委任を受けた職員(当該委任を受けた事件)

3 2 前項各号に掲げる者は、第九十九条の二第七項ただし書の届出をしなければならない。前項の規定による委任を受けた職員(当該委任を受けた事件)の方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

(書面等による申立て等)

第三百三十二条の十二 申立て等が書面等により行われたとき(前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。)

一 当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第九十二条第一項の申立て(同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。)

二 当該申立て等に係る書面等に記載された営業秘密がその訴訟の追行の目的以外で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業

秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が必要があると認めるとき（当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）当該書面等に記載された営業秘密

二 書面等により第百三十三条第二項の規定による届出があった場合、当該書面等に記載された事項

三 当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）当該書面等に記載された同項に規定する秘匿事項記載部分

2 前項の規定によりその記載された事項がファイイルに記録された書面等による申立て等に係る送達は、当該申立て等に係る法令の規定にかかわらず、同項の規定によりファイイルに記録された事項に係る電磁的記録の送達をもって代えることができる。

3 前項の方法により行われた申立て等に係る送達については、当該申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

（書面等に記録された事項のファイイルへの記録等）

第百三十二条の十三 裁判所書記官は、前条第一項に規定する申立て等に係る書面等のほか、民事訴訟に関する手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）をファイイルに記録しなればならない。ただし、当該事項をファイイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

一 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに第九十二条第一項の申立て（同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。）がされた場合において、当該記録媒体について、当該営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が必要であると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された営業秘密

二 当該記録媒体を提出する方法により次条第二項の規定による届出があった場合、当該記録媒体に記録された事項

三 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに第百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要であると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された同項に規定する秘匿事項記載部分

四 第百三十三条の三第一項の規定による決定があつた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）当該決定に係る書面等及び電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録された事項

（申立人の住所、氏名等の秘匿）

第百三十三条 申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所（以下この項及び次項において「住所等」という。）の全部又は一部が当事者に知られることによつて当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができ、申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項（次項において「氏名等」という。）についても同様とする。

2 前項の申立てをするときは、同項の申立て等をする者又はその法定代理人（以下この章において「秘匿対象者」という。）の住所等又は氏名等（次条第二項において「秘匿事項」という。）その他最高裁判所規則で定める事項を書面その他最高裁判所規則で定める方法により届け出なければならぬ。

3 第一項の申立てがあつたときは、その申立てについて、当該申立てに係る秘匿対象者以外（次条において「秘匿事項届出部分」という。）の第一項の申立てに係る事件の記録を閲覧等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の申立てに係る事件の記録をいう。）以下この章において「秘匿事項届出部分」という。）の請求をすることができない。

4 第一項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができ、当該申立てを却下した裁判に對しては、即時抗告をすることができ、この場合において「秘匿決定」という。）をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載し、又は記録したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載し、又は記録したものとみなす。

（秘匿決定があつた場合における閲覧等の制限の特則）

第百三十三条の二 秘匿決定があつた場合には、秘匿事項届出部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

2 前項の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外のものであつて秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分（以下この条において「秘匿事項記載部分」という。）に係る訴訟記録等の閲覧等の請求を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限ることができない。

3 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができない。

4 第二項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができない。

5 裁判所は、第二項の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、電磁的訴訟記録又は第三百二十二条の四第一項の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）中当該秘匿事項記載部分につき、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分で電磁的訴訟記録等から消去する措置その他の当該秘匿事項記載部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができない。

6 前項の規定による電磁的訴訟記録等から消去する措置が講じられた場合において、その後第二項の申立てを却下する裁判が確定したとき、又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときは、裁判所書記官は、当該秘匿事項記載部分をファイルに記録しなければならない。

（送達をすべき場所等の調査嘱託があつた場合における閲覧等の制限の特則）

第三百三十三條の三 裁判所は、当事者又はその法定代理人に対して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において、当該嘱託に係る調査結果の報告が記載され、又は記録された書面又は電磁的記録が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるときは、決定で、当該書面又は電磁的記録及びこれに基づいて送達に関する第百條の書面又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができない者、当該当事者又は当該法定代理人に限ることができない。当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項についての調査を嘱託した場合についても、同様とする。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による決定があつた場合について準用する。

（秘匿決定の取消し等）

第三百三十三條の四 秘匿決定、第三百三十三條の二第二項の決定又は前条第一項の決定（次項及び第七項において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は、訴訟記録等の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、その決定の取消しの申立てをすることができない。

2 秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等がある場合であっても、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録等の存する裁判所の許可を得て、第三百三十三條の二第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定により訴訟記録等の閲覧等の請求が制限される部分につきその請求をすることができる。

3 裁判所は、前項の規定による許可の申立てがあつた場合において、その原因となる事実につき疎明があつたときは、これを許可しなければならない。

4 裁判所は、第一項の取消し又は第二項の許可の裁判をするときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一 秘匿決定又は第三百三十三條の二第二項の決定に係る裁判をするとき、当該決定に係る秘匿対象者

二 前条の決定に係る裁判をするとき、当該決定に係る当事者又は法定代理人

5 第一項の取消しの申立てについての裁判及び第二項の許可の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができない。

6 第一項の取消し及び第二項の許可の裁判は、確定しなければならない。その効力を生じない。

7 第二項の許可の裁判があつたときは、その目的以外の目的のために利用し、又は秘匿決定等に係る者以外の者に開示してはならない。

（訴え提起の方式）

第二百三十四條 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 請求の趣旨及び原因

（証書真否確認の訴え）

第二百三十四條の二 確認の訴えは、法律関係を証する書面の成立の真否を確定するためにも提起することができる。

（将来の給付の訴え）

第三百三十五条 将来の給付を求める訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる。

(請求の併合)
第三百三十六条 数個の請求は、同種の訴訟手続による場合に限り、一の訴えですることができる。

(裁判長の訴状審査権)
第三百三十七条 訴状が第三十四条第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。
2 前項の場合において、原告が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。
3 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

(訴えの提起の手数料の納付がない場合の訴状却下)
第三百三十七条之二 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い訴えの提起の手数を納付しない場合には、裁判所書記官は、相当の

期間を定め、その期間内に当該手数料を納付すべきことを命ずる処分をしなければならない。

2 前項の処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3 第一項の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

4 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

5 裁判所は、第三項の異議の申立てがあつた場合において、第一項の処分において納付を命じた額を超える額の訴えの提起の手数を納付すべきと認めるときは、

相当の期間を定め、その期間内に当該額を納付すべきことを命じなければならない。

6 第一項又は前項の場合において、原告が納付を命じられた手数料を納付しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。

7 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、即時抗告をした者が、その者において相当と認める訴訟の目的の価額に応じて算出される民事

訴訟費用等に関する法律の規定による訴えの提起の手数を納付しないときは、この限りでない。

8 前項ただし書の場合には、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

9 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(訴状の送達)

第三百三十八条 訴状は、被告に送達しなければならない。

2 第三百三十七条の規定は、訴状の送達をすることができない場合(訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。

(口頭弁論期日の指定)

第三百三十九条 訴えの提起があつたときは、裁判長は、口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。

(口頭弁論を経ない訴えの却下)

第三百四十条 訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

(呼出費用の予納がない場合の訴えの却下)

第三百四十一条 裁判所は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い当事者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて原告に命じた場合にお

いて、その予納がないときは、被告に異議がない場合に限り、決定で、訴えを却下することができる。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(重複する訴えの提起の禁止)

第三百四十二条 裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない。

(訴えの変更)

第三百四十三条 原告は、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、請求又は請求の原因を変更することができる。ただし、これにより著しく訴訟

手続を遅滞させることとなるときは、この限りでない。

2 請求の変更は、書面で行わなければならない。

4 3 前項の書面は、相手方に送達しなければならない。
裁判所は、請求又は請求の原因の変更を不当であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の決定をしなければならない。

（選定者に係る請求の追加）
第四百四十四条 第三十条第三項の規定による原告となるべき者の選定があつた場合には、その者は、口頭弁論の終結に至るまで、その選定者のために請求の追加をすることができない。
2 第三十条第三項の規定による被告となるべき者の選定があつた場合には、原告は、口頭弁論の終結に至るまで、その選定者に係る請求の追加をすることができる。
3 前条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定は、前二項の請求の追加について準用する。

（中間確認の訴え）
第四百四十五条 裁判が訴訟の進行中に争いとなつてい法律関係の成立又は不成立に係るときは、当事者は、請求を拡張して、その法律関係の確認の判決を求めることができる。ただし、その確認の請求が他の裁判所の専属管轄（当事者が第十一条の規定により合意で定めたものを除く。）に属するときは、この限りでない。
2 前項の訴訟が係属する裁判所が第六条第一項各号に定める裁判所である場合において、前項の確認の請求が同条第一項の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときは、前項ただし書の規定は、適用しない。
4 3 日本の裁判所が管轄権の専属に関する規定により第一項の確認の請求について管轄権を有しないときは、当事者は、同項の確認の判決を求めることができない。
第四百四十三条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による請求の拡張について準用する。

（反訴）
第四百四十六条 被告は、本訴の目的である請求又は防御の方法と関連する請求を目的とする場合に限り、口頭弁論の終結に至るまで、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
一 反訴の目的である請求が他の裁判所の専属管轄（当事者が第十一条の規定により合意で定めたものを除く。）に属するとき。
二 反訴の提起により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるとき。
2 本訴の係属する裁判所が第六条第一項各号に定める裁判所である場合において、反訴の目的である請求が同項の規定により他の裁判所の専属管轄に属するとき
は、前項第一号の規定は、適用しない。
3 日本に限り、反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、被告は、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とする場合に限り、第一項の規定による反訴を提起することができる。ただし、日本の裁判所が管轄権の専属に関する規定により反訴の目的である請求について管轄権を有しないときは、この限りでない。
4 反訴については、訴えに関する規定による。

（裁判上の請求による時効の完成猶予等）
第四百四十七条 訴えが提起されたとき、又は第四百四十三条第二項（第四百四十四条第三項及び第四百四十五条第四項において準用する場合を含む。）の書面が裁判所に提出されたときは、その時に時効の完成猶予又は法律上の期間の遵守のために必要な裁判上の請求があつたものとする。

（訴訟手続の計画的進行）
第四百四十七条の二 裁判所及び当事者は、適正かつ迅速な審理の実現のため、訴訟手続の計画的な進行を図らなければならない。

（審理の計画）
第四百四十七条の三 裁判所は、審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない。
2 前項の審理の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 争点及び証拠の整理を行う期間
二 証人及び当事者本人の尋問を行う期間
三 口頭弁論の終結及び判決の言渡しを行う期間
3 第一項の審理の計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間その他の訴訟手続の計画的な進行上必要な事項を定めることができる。

4 裁判所は、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて第一項の審理の計画を変更することができる。

2 (裁判長の訴訟指揮権)
第四百八十八条 口頭弁論は、裁判長が指揮する。
裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁ずることができる。

(釈明権等)
第四百九十九条 裁判長は、口頭弁論の期日又は期日外において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを発し、又は立証を促すことができる。
2 陪席裁判官は、裁判長に告げて、前項に規定する処置をすることができる。
3 当事者は、口頭弁論の期日又は期日外において、裁判長に対して必要な発問を求め得る事項について第一項又は第二項の規定による処置をしたときは、その内容を相手方に通知しなければならない。
4 攻撃又は防御の方法に重要な変更を生じ得る事項について第一項又は第二項の規定による処置をしたときは、その内容を相手方に通知しなければならない。

(訴訟指揮等に対する異議)
第五百十条 当事者が、口頭弁論の指揮に関する裁判長の命令又は前条第一項若しくは第二項の規定による裁判長若しくは陪席裁判官の処置に対し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

(釈明処分)
第五百十一条 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、次に掲げる処分をすることができる。

一 当事者本人又はその法定代理人に対し、口頭弁論の期日に出頭することを命ずること。
二 口頭弁論の期日において、当事者のため事務を処理し、又は補助する者が相当と認めるものに陳述をさせること。
三 訴訟書類若しくは訴訟において引用した文書その他の物件で当事者の所持するもの又は訴訟においてその記録された情報の内容を引用した電磁的記録で当事者が利用する権限を有するものを提出させること。
四 当事者又は第三者の提出した文書その他の物件を裁判所に留め置くこと。
五 検証をし、又は鑑定を命ずること。
六 調査を嘱託すること。

2 前項の規定による電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。
3 第一項の規定により提出された文書及び前項の規定により提出された電磁的記録については、証拠調べに関する規定を準用する。 第三百三十二条の十三の規定は、適用しない。
4 第一項に規定する検証、鑑定及び調査の嘱託については、証拠調べに関する規定を準用する。

(口頭弁論の併合等)
第五百十二条 裁判所は、口頭弁論の制限、分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができる。
2 裁判所は、当事者を異にする事件について口頭弁論の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。

(口頭弁論の再開)
第五百十三条 裁判所は、終了した口頭弁論の再開を命ずることができる。

(通訳人の立会い等)
第五百十四条 口頭弁論に関与する者が日本語に通じないとき、又は耳が聞こえない者若しくは口がきけない者であるときは、通訳人を立ち合わせる。ただし、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、文字で問い、又は陳述をさせることができる。
2 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。この場合において、当該方法によることに

3 つき困難な事情があるときは、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によってすることができる。鑑定人に関する規定は、通訳人について準用する。

(弁論能力を欠く者に対する措置)
第二百五十五条 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができない当事者、代理人又は補佐人の陳述を禁じ、口頭弁論の続行のため新たな期日を定めることができる。

2 前項の規定により陳述を禁じた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、弁護士の付添いを命ずることができる。

(攻撃防御方法の提出時期)
第二百五十六条 攻撃又は防御の方法は、訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出しなければならない。

(審理の計画が定められている場合の攻撃防御方法の提出期間)
第二百五十六条の二 第四百七条の三第一項の審理の計画に従った訴訟手続の進行上必要があると認めるときは、裁判長は、当事者の意見を聴いて、特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間を定めることができる。

(時機に後れた攻撃防御方法の却下等)
第二百五十七条 当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法については、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。
2 攻撃又は防御の方法でその趣旨が明瞭でないものについて当事者が必要な釈明をせず、又は釈明をすべき期日に出頭しないときも、前項と同様とする。

(審理の計画が定められている場合の攻撃防御方法の却下)
第二百五十七条の二 第四百七条の三第三項又は第四百五十六条の二(第七十条第五項において準用する場合を含む。)の規定により特定の事項については、防御の方法を提出すべき期間が定められている場合において、当事者がその期間の経過後に提出した攻撃又は防御の方法については、これにより審理の計画に従った訴訟手続の進行に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。ただし、その当事者がその期間内に当該攻撃又は防御の方法を提出することができなかったことについて相当の理由があることを疎明したときは、この限りでない。

(訴状等の陳述の擬制)
第五十八条 原告又は被告が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭せず、又は出頭したが本案の弁論をしないときは、裁判所は、その者が提出した訴状又は答弁書その他の準備書面に記載した事項を陳述したものとみなし、出頭した相手方に弁論をさせることができる。

(自白の擬制)
第五十九条 当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしない場合には、その事実を自白したものとみなす。ただし、弁論の全趣旨により、その事実を争ったものと認めるときは、この限りでない。

2 相手方の主張した事実を知らない旨の陳述をした者は、その事実を争ったものと推定する。
3 第一項の規定は、当事者が口頭弁論の期日に出頭しない場合について準用する。ただし、その当事者が公示送達による呼出しを受けたものであるときは、この限りでない。

(口頭弁論に係る電子調書の作成等)
第六十条 裁判所書記官は、口頭弁論について、期日ごとに、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。
2 裁判所書記官は、前項の規定により電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。
3 前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に当事者その他の関係人が異議を述べたときは、最高裁判所規則で定めるところにより、その異議があった旨を明らかにする措置を講じなければならない。
4 口頭弁論の方式に関する規定の遵守は、第二項の規定によりファイルに記録された電子調書によってのみ証明することができる。ただし、当該電子調書が滅失したときは、この限りでない。

(口頭弁論に係る電子調書の更正)

- 1 前条第二項の規定によりファイイルに記録された電子調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。
- 2 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイイルに記録してしなければならない。
- 3 第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

(準備書面)

第六十一条 口頭弁論は、書面で準備しなければならない。

- 1 準備書面には、次に掲げる事項を記載する。
 - 一 相手方の請求及び攻撃又は防御の方法
 - 二 相手方が在廷していない口頭弁論においては、次の各号のいずれかに該当する準備書面に記載した事実でなければ、主張することができない。
 - 三 相手方から送達された準備書面
 - 四 相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出された場合における当該準備書面
 - 五 相手方が第九十一条の二第一項の規定により準備書面の閲覧をし、又は同条第二項の規定により準備書面の複写をした場合における当該準備書面

(準備書面等の提出期間)

- 1 前項の規定により定めた期間の経過後に準備書面の提出又は証拠の申出をする当事者は、裁判所に対し、その期間を遵守することができなかつた理由を説明しなければならない。
- 2 前項の規定により定めた期間の経過後に準備書面の提出又は証拠の申出をする当事者は、裁判所に対し、その期間を遵守することができなかつた理由を説明しなければならない。

(当事者照会)

- 1 第六十三条 当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面により、又は相手方の選択により書面若しくは電磁的方法のいずれかにより回答するよう、書面により照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - 一 具体的又は個別的でない照会
 - 二 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会
 - 三 既にした照会と重複する照会
 - 四 意見を求める照会
 - 五 相手方が回答するために不当な費用又は時間を要する照会
 - 六 第九十六条又は第九十七条の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会
- 2 当事者は、前項の規定による書面による照会に代えて、相手方の承諾を得て、電磁的方法により照会をすることができる。
- 3 相手方(第一項の規定により書面又は電磁的方法のいずれかにより回答するよう照会を受けたものを除く。)は、同項の規定による書面による回答に代えて、当事者の承諾を得て、電磁的方法により回答をすることができる。

(準備的口頭弁論の開始)

第六十四条 裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、この款に定めるところにより、準備的口頭弁論を行うことができる。

(証明すべき事実の確認等)

- 1 第六十五条 裁判所は、準備的口頭弁論を終了するに当たり、その後の証拠調べにより証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。
- 2 裁判所は、相当と認めるときは、準備的口頭弁論を終了するに当たり、当事者に準備的口頭弁論における争点及び証拠の整理の結果を要約した書面を提出させることができる。

(当事者の不出頭等による終了)

第六十六条 当事者が期日に出頭せず、又は第六十二条第一項の規定により定められた期間内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは、裁判所は、準備的口頭弁論を終了することができる。

(準備的口頭弁論終了後の攻撃防御方法の提出)
第六十七条 準備的口頭弁論の終了後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、準備的口頭弁論の終了前にこれを提出することができなかった理由を説明しなければならない。

(弁論準備手続の開始)
第六十八条 裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を弁論準備手続に付することができる。

(弁論準備手続の期日)
第六十九条 弁論準備手続は、当事者双方が立ち会うことができる期日において行う。
2 裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。ただし、当事者が申し出た者については、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合を除き、その傍聴を許さなければならない。

(弁論準備手続における訴訟行為等)

第七十条 裁判所は、当事者に準備書面を提出させることができる。

2 裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判、文書(第二百三十一条に規定する物件を含む。)の証拠調べ、第二百三十一条の二第一項に規定する電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ並びに第八十六条第二項、第二百五条第三項(第二七八八条第二項において準用する場合を含む。)、第二百五十五条第四項(第二百七十八条第二項において準用する場合を含む。)、及び第二百八十一条第三項の提示をすることができる。

3 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。

4 前項の期日に出頭しないと同項の手続に關与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。
5 第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十九条まで、第六十二条、第六十五条及び第六十六条の規定は、弁論準備手続について準用する。

(受命裁判官による弁論準備手続)

第七十一条 裁判所は、受命裁判官に弁論準備手続を行わせることができる。

2 弁論準備手続を受命裁判官が行う場合には、前二条の規定による裁判所及び裁判長の職務(前条第二項に規定する裁判を除く。)は、その裁判官が行う。ただし、同条第五項において準用する第五十条の規定による異議についての裁判及び同項において準用する第五十七条の二の規定による却下についての裁判は、受命裁判所が行う。

3 弁論準備手続を行う受命裁判官は、第八十六条第一項の規定による調査の嘱託、鑑定嘱託、文書(第二百三十一条に規定する物件を含む。)を提出して送付の嘱託についての裁判をすることができる。

(弁論準備手続に付する裁判の取消し)
第七十二条 裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、弁論準備手続に付する裁判を取り消すことができる。ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならない。

(弁論準備手続の結果の陳述)
第七十三条 当事者は、口頭弁論において、弁論準備手続の結果を陳述しなければならない。

(弁論準備手続終了後の攻撃防御方法の提出)
第七十四条 第六十七条の規定は、弁論準備手続の終了後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者について準用する。

(書面による準備手続の開始)
第七十五条 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続(当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続をいう。以下同じ。)に付することができる。

(書面による準備手続の方法等)
第七十六条 裁判長は、書面による準備手続を行う場合には、第六十二条第一項に規定する期間を定めなければならない。
2 裁判所は、書面による準備手続を行う場合において、必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。
3 第七十九条、第七十五条及び第六十五条第二項の規定は、書面による準備手続について準用する。

(受命裁判官による書面による準備手続)
第七十六条の二 裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続を行わせることができる。

2 書面による準備手続を受命裁判官が行う場合には、前条の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、同条第三項において準用する第七十五条の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

(証明すべき事実の確認)
第七十七条 裁判所は、書面による準備手続の終結後の口頭弁論の期日において、その後の証拠調べによつて証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。

(書面による準備手続終結後の攻撃防御方法の提出)
第七十八条 書面による準備手続を終結した事件について、口頭弁論の期日において、第七十六条第三項において準用する第六十五条第二項の書面に記載した事項の陳述がされ、又は前条の規定による確認がされた後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、その陳述又は確認前にこれを提出することができなかつた理由を説明しなければならない。

(証明することを要しない事実)
第七十九条 裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実は、証明することを要しない。

(証拠の申出)
第八十条 証拠の申出は、証明すべき事実を特定してしなければならない。
2 証拠の申出は、期日前においてもすることができる。

(証拠調べを要しない場合)
第八十一条 裁判所は、当事者が申し出た証拠が必要でないと認めるものは、取り調べることを要しない。
2 証拠調べについて不定期間の障害があるときは、裁判所は、証拠調べをしないことができる。

(集中証拠調べ)
第八十二条 証人及び当事者本人の尋問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。

(当事者の不出頭の場合の取扱い)
第八十三条 証拠調べは、当事者が期日に出席しない場合においても、することができる。

(外国における証拠調べ)
第八十四条 外国においてすべき証拠調べは、その国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に嘱託してしなければならない。
2 外国においてした証拠調べは、その国の法律に違反する場合であっても、この法律に違反しないときは、その効力を有する。

第百八十五條 (裁判所外における証拠調べ)
裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外において証拠調べをすることができる。この場合においては、合議体の構成員に命じ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所に嘱託により証拠調べをさせることができる。

2 前項に規定する嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において証拠調べをすることを相当と認めるときは、更に証拠調べの嘱託をすることができる。

3 裁判所(第一項の規定により職務を行う受命裁判官及び前二項に規定する嘱託により職務を行う受託裁判官を含む。)は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、第一項の規定による証拠調べの手續を行うことができる。

(調査の嘱託)

第百八十六條 裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。

2 裁判所は、当事者に対し、前項の嘱託に係る調査の結果の提示をしなければならない。

(参考人等の審尋)

第百八十七條 裁判所は、決定で完結すべき事件について、参考人又は当事者本人を審尋することができる。ただし、参考人については、当事者が申し出た者に限る。

2 前項の規定による審尋は、相手方がある事件については、当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日においてしなければならない。

3 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、参考人を審尋することができる。この場合において、当事者双方に異議がないときは、裁判所及び当事者双方と参考人とが音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、参考人を審尋することができる。

4 前項の規定は、当事者本人を審尋する場合について準用する。

(疎明)

第百八十八條 疎明は、即時に取り調べるのできる証拠によつてしなければならない。

(過料の執行)

第百八十九條 過料の執行は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他強制執行の手續に關する法令の規定に従つてする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しない。

3 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第七編第二章(第五百十一条及び第五百十三条第六項から第八項までを除く。)の規定は、過料の執行の執行に於いて準用する。この場合において、同条第一項中「若しくは裁判の執行の対象となるもの」とあるのは「者」と、「裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判」とあるのは「裁判」と読み替へるものとする。

4 過料の執行があつた後に当該裁判(以下この項において「原裁判」という。)に対して即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料の執行をしたときは、その金額の限度において当該過料の執行があつたものとみなす。この場合において、原裁判の執行によつて得た金額が当該過料の金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

(証人義務)

第百九十條 裁判所は、特別の定めがある場合を除き、何人でも証人として尋問することができる。

(公務員の尋問)

第百九十一條 公務員又は公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁(衆議院若しくは参議院の議員又はその職にあつた者についてはその院、内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職にあつた者については内閣)の承認を得なければならない。

2 前項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。

(不出頭に対する過料等)

第百九十二條 証人が正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は、決定で、これによつて生じた訴訟費用の負担を命じ、かつ、十万円以下の過料に処する。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(不出頭に対する罰金等)

第百九十三条 証人が正当な理由なく出頭しないときは、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

(勾引)

第百九十四条 裁判所は、正当な理由なく出頭しない証人の勾引を命ずることができる。

2 刑事訴訟法中勾引に関する規定は、前項の勾引について準用する。

(受命裁判官等による証人尋問)

第百九十五条 裁判所は、次に掲げる場合に限り、受命裁判官又は受託裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。

一 証人が受訴裁判所に出頭する義務がないとき、又は正当な理由により出頭することができないとき。

二 証人が受訴裁判所に出頭するについて不相当な費用又は時間を要するとき。

三 現場において証人を尋問することが事実を発見するために必要であるとき。

四 当事者に異議がないとき。

(証言拒絶権)

第百九十六条 証言が証人又は証人と次に掲げる関係を有する者が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。

証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関するときも、同様とする。

一 配偶者、四親等内の血族若しくは三親等内の姻族の關係にあり、又はあつたこと。

二 後見人と被後見人の關係にあること。

第百九十七条 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。

一 第百九十一条第一項の場合

二 医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合

三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合

2 前項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

(証言拒絶の理由の疎明)

第百九十八条 証言拒絶の理由は、疎明しなければならない。

(証言拒絶についての裁判)

第百九十九条 第百九十七条第一項第一号の場合を除き、証言拒絶の当否については、受訴裁判所が、当事者を審尋して、決定で、裁判をする。

2 前項の裁判に対しては、当事者及び証人は、即時抗告をすることができる。

(証言拒絶に対する制裁)

第二百条 第百九十二条及び第百九十三条の規定は、証言拒絶を理由がないとする裁判が確定した後証人が正当な理由なく証言を拒む場合について準用する。

(宣誓)

第二百一条 証人には、特別の定めがある場合を除き、宣誓をさせなければならない。

2 十六歳未満の者又は宣誓の趣旨を理解することができない者を証人として尋問する場合には、宣誓をさせることができない。

3 第百九十六条の規定に該当する証人で証言拒絶の権利を行使しないものを尋問する場合には、宣誓をさせないことができる。

4 証人は、自己又は自己と第百九十六条各号に掲げる関係を有する者に著しい利害關係のある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができる。

5 第百九十八条及び第百九十九条の規定は証人が宣誓を拒む場合について、第百九十二条及び第百九十三条の規定は宣誓拒絶を理由がないとする裁判が確定した

後に証人が正当な理由なく宣誓を拒む場合について準用する。

(尋問の順序)

- 2 証人は、前項の規定による書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出することができる。この場合において、当該証人は、同項の書面を提出したものとみなす。
- 3 裁判所は、当事者に対し、第一項の書面に記載された事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項の提示をしなければならない。

第二百三条 証人は、書類その他の物に基づいて陳述することができない。ただし、裁判長の許可を受けたときは、この限りでない。

(付添い)

- 2 前項の規定により証人に付き添うこととされた者は、その証人の陳述中、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。
- 3 当事者が、第一項の規定による裁判長の処置に対し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

(遮への措置)

- 2 前条第三項の規定は、前二項の規定による裁判長の処置について準用する。
- 3 当事者が、第一項の規定による裁判長の処置に対し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

第二百四条 裁判所は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる。この場合において、証人の尋問をすることができない。

- 1 証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合
- 2 証人の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するた
- 3 当事者に異議がない場合

(尋問に代わる書面の提出)

- 2 証人は、前項の規定による書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出することができる。この場合において、当該証人は、同項の書面を提出したものとみなす。
- 3 裁判所は、当事者に対し、第一項の書面に記載された事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項の提示をしなければならない。

(受命裁判官等の権限)

第二百六条 受命裁判官又は受託裁判官が証人尋問をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第二百二条第三項の規定による異議

(当事者本人の尋問)
第二百七条 裁判所は、申立てにより又は職権で、当事者本人を尋問することができる。この場合においては、その当事者に宣誓をさせることができる。
2 証人及び当事者本人の尋問を行うときは、まず証人の尋問をする。ただし、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、まず当事者本人の尋問をすることができる。

(不出頭等の効果)
第二百八条 当事者本人を尋問する場合において、その当事者が、正当な理由なく、出頭せず、又は宣誓若しくは陳述を拒んだときは、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

(虚偽の陳述に対する過料)
第二百九条 宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。
2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
3 第一項の場合において、虚偽の陳述をした当事者が訴訟の係属中その陳述が虚偽であることを認めるときは、裁判所は、事情により、同項の決定を取り消すことができる。

(証人尋問の規定の準用)
第二百十條 第九十五條、第二百一一條第二項、第二百二條から第二百四條まで及び第二百六條の規定は、当事者本人の尋問について準用する。

(法定代理人の尋問)
第二百一一條 この法律中当事者本人の尋問に関する規定は、訴訟において当事者を代表する法定代理人について準用する。ただし、当事者本人を尋問することを妨げない。

(鑑定義務)
第二百二條 鑑定に必要な学識経験を有する者は、鑑定をする義務を負う。
2 第九十六條又は第二百一一條第四項の規定により証言又は宣誓を拒むことができる者と同一の地位にある者及び同條第二項に規定する者は、鑑定人となること
ができない。

(鑑定人の指定)
第二百三條 鑑定人は、受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官が指定する。

(忌避)
第二百四條 鑑定人について誠実に鑑定をすることを妨げるべき事情があるときは、当事者は、その鑑定人が鑑定事項について陳述をする前に、これを忌避すること
ができる。鑑定人が陳述をした場合であっても、その後、忌避の原因が生じ、又は当事者がその原因があることを知ったときは、同様とする。
2 忌避の申立ては、受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官にしなければならない。
3 忌避を理由がないとする決定に対しては、不服を申し立てることができる。
4 忌避を理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(鑑定人の陳述の方式等)
第二百五條 裁判長は、鑑定人に、書面又は口頭で、意見を述べさせることができる。

2 前項の鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べることにより代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により意見を述べることができる。この場合において、鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べたものとみなす。

3 裁判所は、鑑定人に意見を述べさせた場合において、当該意見の内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、鑑定人に更に意見を述べさせることができる。
4 裁判所は、当事者に対し、第一項の書面に記載された事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記載された事項の提示

をしなければならない。

(鑑定人質問)

第二百五十二条の二 裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合には、鑑定人が意見の陳述をした後に、鑑定人に対し質問をすることができる。

2 前項の質問は、裁判長、その鑑定人の申出をした当事者、他の当事者の順序とする。

3 裁判長は、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することができる。

4 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

(映像等の送受信による通話の方法による陳述)

第二百五十二条の三 裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、意見を述べさせることができる。

(受命裁判官等の権限)

第二百五十二条の四 受命裁判官又は受託裁判官が鑑定人に意見を述べさせる場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第二百五十二条の二第四項の規定による異議についての裁判は、受託裁判所が行う。

(証人尋問の規定の準用)

第二十六条の九 第九十一条の規定は公務員又は公務員であった者に鑑定人として職務上の秘密について意見を述べさせる場合において、第九十二条及び第九十三条の規定は鑑定人が正当な理由なく出頭しない場合、鑑定人が宣誓を拒む場合及び鑑定人拒絶を理由がないとする裁判が確定した後に鑑定人が正当な理由なく鑑定を拒む場合について準用する。

(鑑定証人)

第二十七条 特別の学識経験により知り得た事実に関する尋問については、証人尋問に関する規定による。

(鑑定人の嘱託)

第二十八条 裁判所は、必要があると認めるときは、官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は相当の設備を有する法人に鑑定を嘱託することができる。

2 前項の場合においては、宣誓に関する規定を除き、この節の規定を準用する。

3 第一項の場合において、裁判所は、当事者に対し、同項の嘱託に係る鑑定の結果の提示をしなければならない。

(書証の申出)

第二十九条 書証の申出は、文書を提出し、又は文書の所持者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。

(文書提出義務)

第二十条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。

二 文書が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。

三 文書が文書の利益のために作成され、又は文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるものいづれにも該当しないとき。

イ 文書の所持者又は文書の所持者と第九十六条各号に掲げる関係の有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書

ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

ハ 第九十七条の第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書

ホ 専ら文書の所持者の利用に供するためのもので、又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書

刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

(文書提出命令の申立て)
第二百一十一条 文書提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 文書の表示
 - 二 文書の趣旨
 - 三 文書の所持者
 - 四 証明すべき事実
 - 五 文書の提出義務の原因
- 2 前条第四号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立ては、書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要がある場合でなければ、することができない。

(文書の特定の目的のための手続)
第二百二十二条 文書提出命令の申立てをする場合において、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることが著しく困難であるときは、その申立ての時にあっては、これらの事項に代えて、文書の所持者がその申立てに係る文書を識別することができる事項を明らかにすることができる。この場合においては、裁判所に対し、文書の所持者に当該文書について同項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることを求めるよう申し出なければならぬ。

2 前項の規定による申出があつたときは、裁判所は、文書提出命令の申立てに理由がないことが明らかの場合を除き、文書の所持者に対し、同項後段の事項を明らかにすることを求めることができる。

(文書提出命令等)

- 第二百二十三条 裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。
- 2 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならない。
- 3 裁判所は、公務員の職務上の秘密に関する文書について第二百二十四号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあつた場合には、その申立てに理由がないことが明らかとなるときを除き、当該文書が同号に掲げる文書に該当するかどうかについて、当該監督官庁(衆議院又は参議院)の議員の職務上の秘密に関する文書についてはその院、内閣総理大臣その他の國務大臣の職務上の秘密に関する文書については内閣。以下この条において同じ。)の意見を聴かなければならない。この場合において、当該監督官庁は、当該文書が同号に掲げる文書に該当する旨の意見を述べるときは、その理由を示さなければならない。
- 4 前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第二百二十四号に掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その意見について相当の理由があると認めるときは、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができる。
- 一 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ
- 二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- 5 第三項前段の場合において、当該監督官庁は、当該文書の所持者以外の第三者の技術又は職業の秘密に関する事項に係る記載がされている文書について意見を述べようとするときは、第二百二十四号に掲げる文書に該当する旨の意見を述べようとするときを除き、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くものとする。
- 6 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者に対しての提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。
- 7 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果)

- 第二百二十四条 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
- 2 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも、前項と同様とする。
- 3 前二項に規定する場合において、相手方が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することと著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

(第三者が文書提出命令に従わない場合の過料)

第二百二十五条 第三者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、決定で、二十万円以下の過料に処する。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(文書送付の嘱託)
第二百二十六条 書証の申出は、第二百十九条の規定にかかわらず、文書の所持者による文書の送付を嘱託することを申し立てることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。

(文書の留置等)

第二百二十七条 裁判所は、必要があると認めるときは、提出又は送付に係る文書を留め置くことができる。
2 提出又は送付に係る文書については、第三百三十二条の十三の規定は、適用しない。

(文書の成立)

第二百二十八条 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。
2 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるときは、真正に成立した公文書と推定する。
3 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。
4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。
5 第二項及び第三項の規定は、外国の官庁又は公署の作成に係るものと認めるときは、適用する。

(筆跡等の対照による証明)

第二百二十九条 文書の成立の真否は、筆跡又は印影の対照によっても、証明することができる。
2 第二百十九条、第二百二十三条、第二百二十四条第一項及び第二項、第二百二十六条並びに第二百二十七条第一項の規定は、対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出又は送付について準用する。
3 対照をするのに適当な相手方の筆跡がないときは、裁判所は、対照の用に供すべき文字の筆記を相手方に命ずることができる。
4 相手方が正当な理由なく前項の規定による決定に従わないときは、裁判所は、文書の成立の真否に関する証拠者の主張を真実と認め、書体を変えて筆記したときも、同様とする。
5 第三者が正当な理由なく第二項において準用する第二百二十三条第一項の規定による提出の命令に従わないときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。
6 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(文書の成立の真正を争った者に対する過料)

第二百三十条 当事者又はその代理人が故意又は重大な過失により真実に反して文書の成立の真正を争ったときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。
2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
3 第一項の場合において、文書の成立の真正を争った当事者又は代理人が訴訟の係属中その文書の成立が真正であることを認めるときは、裁判所は、事情により、同項の決定を取り消すことができる。

(文書に準ずる物件への準用)

第二百三十一条 この節の規定は、図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものについて準用する。

(電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出)

第二百三十一条の二 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出は、当該電磁的記録を提出し、又は当該電磁的記録を利用する権限を有する者にその提出を命ずることを申し立てなければならない。
2 前項の規定による電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

(書証の規定の準用等)

第二百三十一条の三 第二百二十条から第二十八条まで（同条第四項を除く。）及び第二百三十条の規定は、前条第一項の証拠調べについて準用する。この場合において、第二百二十条、第二百二十一条第一項第三号、第二百二十二条、第二百二十三条第一項及び第四項から第六項まで並びに第二百二十六条中「文書の

「所持者」とあるのは「電磁的記録を利用する権限を有する者」と、第二百二十条第一号中「文書を自ら所持する」とあるのは「電磁的記録を利用する権限を自ら有する」と、同条第二号中「引渡し」とあるのは「提供」と、同条第四号中「所持する文書」とあるのは「利用する権限を有する電磁的記録」と、同条第五号中「書類」とあるのは「電磁的記録」と、「文書」とあるのは「記録媒体に記録された電磁的記録」と、第二百二十一条（見出しを含む）、第二百二十二条、第二百二十三条の見出し、同条第一項、第三項、第六項及び第七項、第二百二十四条の見出し及び同条第一項並びに第二百五条の見出し及び同条第一項中「文書提出命令」とあるのは「電磁的記録提出命令」と、第二百二十四条第一項及び第三項中「文書の記載」とあるのは「電磁的記録に記録された情報内容」と、第二百二十六条中「第二十九條」とあるのは「第二十三條の二第一項」と、同条ただし書中「文書の正本又は謄本の交付」とあるのは「電磁的記録に記録された情報の全部を証明した書面の交付又は当該情報の内容の全部を証明した電磁的記録の提供」と、第二百二十七条中「文書」とあるのは「電磁的記録を記録した記録媒体」と、第二百二十八条第二項中「公文書」とあるのは「もの」と、同条第三項中「公文書」とあるのは「公務所又は公務員が作成すべき電磁的記録」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第二百二十三条第一項の命令に係る電磁的記録の提出及び前項において準用する第二百二十六条の嘱託に係る電磁的記録の送付は、最高裁判所規則で定めるところにより、当該電磁的記録を記録した記録媒体を提出し、若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

(検証の目的の提示等)
第二百三十二条 第二百十九条、第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十六条及び第二百二十七条第一項の規定は、検証の目的の提示又は送付について準用する。

2 第三者が正当な理由なく前項において準用する第二百二十三条第一項の規定による提示の命令に従わないときは、裁判所は、決定で、二十万円以下の過料に処する。

3 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(映像等の送受信による方法による検証)
第二百三十二条の二 裁判所は、当事者に異議がない場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を認識することができる方法によつて、検証をすることができる。

(検証の際の鑑定)
第二百三十三条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、検証をするに当たり、必要があると認めるときは、鑑定を命ずることができる。

(証拠保全)
第二百三十四条 裁判所は、あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情があると認めるときは、申立てにより、この章の規定に従い、証拠調べをすることができる。

(管轄裁判所等)

第二百三十五条 訴えの提起後における証拠保全の申立ては、その証拠を使用すべき審級の裁判所にしなければならない。ただし、最初の口頭弁論の期日が指定され、又は事件が弁論準備手続若しくは書面による準備手続に付された後口頭弁論の終結に至るまでの間は、受訴裁判所にしなければならない。

2 訴えの提起前における証拠保全の申立ては、尋問を受けるべき者、文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する者の居所又は検証物の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にしなければならない。

3 急迫の事情がある場合には、訴えの提起後であつても、前項の地方裁判所又は簡易裁判所に証拠保全の申立てをすることができる。

(相手方の指定ができない場合の取扱い)
第二百三十六条 証拠保全の申立ては、相手方を指定することができない場合においても、することができる。この場合においては、裁判所は、相手方となるべき者のために特別代理人を選任することができる。

(職権による証拠保全)
第二百三十七条 裁判所は、必要があると認めるときは、訴訟の係属中、職権で、証拠保全の決定をすることができる。

(不服申立ての不許)

第二百三十八条 証拠保全の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(受命裁判官による証拠調べ)
第二百三十九条 第二百三十五条第一項ただし書の場合には、裁判所は、受命裁判官に証拠調べをさせることができる。

(期日の呼出し)
第二百四十条 証拠調べの期日には、申立人及び相手方を呼び出さなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

(証拠保全の費用)
第二百四十一条 証拠保全に関する費用は、訴訟費用の一部とする。

(口頭弁論における再尋問)
第二百四十二条 証拠保全の手続において尋問をした証人について、当事者が口頭弁論における尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問をしなければならない。

(終局判決)

第二百四十三条 裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したときは、終局判決をする。

2 裁判所は、訴訟の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局判決をすることができる。

3 前項の規定は、口頭弁論の併合を命じた数個の訴訟中その一が裁判をするのに熟した場合及び本訴又は反訴が裁判をするのに熟した場合について準用する。

第二百四十四条 裁判所は、当事者の双方又は一方が口頭弁論の期日に出頭せず、又は弁論をしないで退廷をした場合において、審理の現状及び当事者の訴訟進行の状況を考慮して相当と認めるときは、終局判決をすることができる。ただし、当事者の一方が口頭弁論の期日に出頭せず、又は弁論をしないで退廷をした場合には、出頭した相手方の申出があるときに限る。

(中間判決)

第二百四十五条 裁判所は、独立した攻撃又は防御の方法その他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間判決をすることができる。請求の原因及び数额について争いがある場合におけるその原因についても、同様とする。

(判決事項)
第二百四十六条 裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない。

(自由心証主義)
第二百四十七条 裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めべきか否かを判断する。

(損害額の認定)
第二百四十八条 損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(直接主義)

第二百四十九条 判決は、その基本となる口頭弁論に参与した裁判官がする。

2 裁判官が代わった場合には、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

3 単独の裁判官が代わった場合又は合議体の裁判官の過半数が代わった場合において、その前に尋問をした証人について、当事者が更に尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問をしなければならない。

(判決の発効)

第二百五十条 判決は、言渡しによつてその効力を生ずる。

(言渡り期日)

第二百五十一条 判決の言渡しは、口頭弁論の終結の日から二月以内になければならない。ただし、事件が複雑であるときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

2 判決の言渡しは、当事者が在廷しない場合においても、することができる。

(電子判決書)

第二百五十二条 裁判所は、判決の言渡しをするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）を作成しなければならない。

- 一 主文
- 二 事実
- 三 理由
- 四 口頭弁論の終結の日
- 五 当事者及び法定代理人
- 六 裁判所

2 前項の規定による事実の記録においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならない。

(言渡し方式)

第二百五十三条 判決の言渡しは、前条第一項の規定により作成された電子判決書に基づいてする。

2 裁判所は、前項の規定により判決の言渡しをした場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、言渡しに係る電子判決書をファイルに記録しなければならない。

(言渡し方式の特則)

第二百五十四条 次に掲げる場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、前条の規定にかかわらず、電子判決書に基づかないことができる。

- 一 被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合
 - 二 被告が公示送達による呼出しを受けたにもかかわらず口頭弁論の期日に出頭しない場合（被告の提出した準備書面が口頭弁論において陳述されたものとみなされた場合を除く。）
- 2 裁判所は、前項の規定により判決の言渡しをしたときは、電子判決書の作成に代えて、裁判所書記官に、当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨を、判決の言渡しをした口頭弁論期日の電子調書に記録させなければならない。

(電子判決書等の送達)

第二百五十五条 電子判決書（第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百八十五条、第三百五十五条第二項、第三百五十七条、第三百七十八条第一項及び第三百八十一条の七第一項において同じ。）又は前条第二項の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書（第六十条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百六十一条第五項、第二百八十五条、第三百五十七条及び第三百七十八条第一項において同じ。）は、当事者に送達しなければならない。

2 前項に規定する送達は、次に掲げる方法のいずれかによつてする。

- 一 電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したものの送達
- 二 第九十九条の二の規定による送達

(変更の判決)

第二百五十六条 裁判所は、判決に法令の違反があることを発見したときは、その言渡し後一週間以内に限り、変更の判決をすることができる。ただし、判決が確定したとき、又は判決を変更するため事件につき更に弁論をする必要があるときは、この限りでない。

2 変更の判決は、口頭弁論を経ないでする。

- 3 電子呼出状（第九十四条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限り、前項の判決の言渡期日の呼出しを行う場合においては、次の各号に掲げる送達区分に依り、それぞれ当該各号に定める時に、その送達があったものとみなす。）
 - 一 第九十九条の規定による送達 同条の規定により作成した書面を送達すべき場所に宛てて発した時
 - 二 第九十九条の二の規定による送達 同条第一項本文の通知が発せられた時

（判決の更正決定）
 第二百五十七条 判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

- 2 前項の更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りでない。
- 3 第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りでない。

（裁判の脱漏）

第二百五十八条 裁判所が請求の一部について裁判を脱漏したときは、訴訟は、その請求の部分については、なおその裁判所に係属する。
 第六十一条から第六十六条までの規定を準用する。

- 3 前項の規定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 4 第二項の規定による訴訟費用の負担の裁判は、本案判決に対し適法な控訴があったときは、その効力を失う。この場合においては、控訴裁判所は、訴訟の総費用について、その負担の裁判をする。

（仮執行の宣言）

第二百五十九条 財産権上の請求に関する判決については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言することができる。

- 2 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求に関する判決については、裁判所は、職権で、担保を立てないで仮執行をすることができることを宣言しなければならない。ただし、裁判所が相当と認めるときは、仮執行を担保を立てることに係らしめることができる。
- 3 裁判所は、申立てにより又は職権で、担保を立てて仮執行を免れることができることを宣言することができる。
- 4 仮執行の宣言は、判決の主文に掲げなければならぬ。前項の規定による宣言についても、同様とする。
- 5 仮執行の宣言の申立てについて裁判をしなかつたとき、又は職権で仮執行の宣言をすべき場合においてこれをしなかつたときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、補充の決定をする。第三十九條及び第八十條の規定は、第一項から第三項までの担保について準用する。
- 6 第七十六條、第七十七條、第七十九條及び第八十條の規定は、第一項から第三項までの担保について準用する。

（仮執行の宣言の失効及び原状回復等）

第二百六十條 仮執行の宣言は、その宣言又は本案判決を変更する判決の言渡しにより、変更の限度においてその効力を失う。

- 2 本案判決を変更する場合には、裁判所は、被告の申立てにより、その判決において、仮執行の宣言に基づき被告が給付したものの返還及び仮執行により又はこれを免れるために被告が受けた損害の賠償を原告に命じなければならぬ。
- 3 仮執行の宣言のみを変更したときは、後に本案判決を変更する判決について、前項の規定を適用する。

（訴えの取下げ）

第二百六十一條 訴えは、判決が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。

- 2 訴えの取下げは、相手方が本案について準備書面を提出し、弁論準備手続において申述をし、又は口頭弁論をした後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。ただし、本訴の取下げがあった場合における反訴の取下げについては、この限りでない。
- 3 訴えの取下げは、書面で行わなければならない。口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）において訴えの取下げをするときは、前項の規定にかかわらず、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）において訴えの取下げをするときは、口頭で本文の場合において、訴えの取下げが書面で行われなければならない。裁判所書記官はその書面を、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたときは（相手方がその期日に出席したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。
- 6 訴えの取下げの書面の送達を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、訴えの取下げに同意したものとみなす。訴えの取下げが口頭弁論等の

期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは訴えの取下げがあった日から、相手方がその期日に出頭しなかったときは前項の規定による送達があった日から二週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

(訴えの取下げの効果)

2 第六十二条 訴訟は、訴えの取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものと同様とする。

(訴えの取下げの擬制)

2 第六十三条 当事者双方が、口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日に出頭せず、又は弁論若しくは弁論準備手続における申述をしないで退廷若しくは退席をした場合において、一月以内の期日指定の申立てをしないときは、訴えの取下げがあったものと同様とする。当事者双方が、連続して二回、口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日に出頭せず、又は弁論若しくは弁論準備手続における申述をしないで退廷若しくは退席をしたときも、同様とする。

(和解条項案の書面による受諾)

2 第六十四条 当事者の一方が出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調つたものとみなす。

2 当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から和解が成立すべき日時を定めて提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に和解が調つたものとみなす。

(裁判所等が定める和解条項)

2 第六十五条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。

3 第一項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

4 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

5 第三項の告知が当事者双方にされたときは、当事者間に和解が調つたものとみなす。

(請求の放棄又は認諾)

2 第六十六条 請求の放棄又は認諾は、口頭弁論等の期日においてする。

2 請求の放棄又は認諾をする旨の書面を提出した当事者が口頭弁論等の期日に出頭しないときは、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、その旨の陳述をしたものとみなすことができる。

(和解等に係る電子調書の効力)

2 第六十七条 裁判所書記官が、和解又は請求の放棄若しくは認諾について電子調書を作成し、これをファイルに記録したときは、その記録は、確定判決と同一の効力を有する。

2 前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、第二百五十五条第二項の規定を準用する。

(和解等に係る電子調書の更正決定)

2 第六十七条の二 前条第一項の規定によりファイルに記録された電子調書につきその内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

3 2 前項の更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3 1 第一項の申立てを不合法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(大規模訴訟に係る事件における受命裁判官による証人等の尋問)

2 第六十八条 裁判所は、大規模訴訟(当事者が著しく多数で、かつ、尋問すべき証人又は当事者本人が著しく多数である訴訟をいう。)に係る事件について、当事者に異議がないときは、受命裁判官に裁判所内で証人又は当事者本人の尋問をさせることができる。

（大規模訴訟に係る事件における合議体の構成）
第二百六十九条 地方裁判所においては、前条に規定する事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体で行うことができる。
2 前項の場合には、判事補は、同時に三人以上合議体に加わり、又は裁判長となることのできない。

（特許権等に関する訴えに係る事件における合議体の構成）
第二百六十九条の二 第六条第一項各号に定める裁判所においては、特許権等に関する訴えに係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体で行うことができる。ただし、第二十条の二第一項の規定により移送された訴訟に係る事件については、この限りでない。

（手続の特色）
第二百七十条 簡易裁判所においては、簡易な手続により迅速に紛争を解決するものとする。

（口頭による訴えの提起）
第二百七十一条 訴えは、口頭で提起することができる。

（訴えの提起において明らかにすべき事項）
第二百七十二條 訴えの提起においては、請求の原因に代えて、紛争の要点を明らかにすれば足りる。

（任意の出頭による訴えの提起等）
第二百七十三條 当事者双方は、任意に裁判所に出頭し、訴訟について口頭弁論をすることができる。この場合においては、訴えの提起は、口頭の陳述によつてする。

（反訴の提起に基づく移送）
第二百七十四條 被告が反訴で地方裁判所の管轄に属する請求をした場合において、相手方の申立てがあるときは、簡易裁判所は、決定で、本訴及び反訴を地方裁判所に移送しなければならない。この場合においては、第二十二條の規定を準用する。
2 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（訴え提起前の和解）
第二百七十五條 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。
2 前項の和解が調わない場合において、和解の期日に出頭した当事者双方の申立てがあるときは、裁判所は、直ちに訴訟の弁論を命ずる。この場合においては、和解の申立てをした者は、その申立てをした時に、訴えを提起したものと同みなし、和解の費用は、訴訟費用の一部とする。
4 3 申立人又は相手方が第一項の和解の期日に出頭しないときは、裁判所は、和解が調わないものとみなすことができる。
4 第一項の和解については、第二百六十四條及び第二百六十五條の規定は、適用しない。

（和解に代わる決定）
第二百七十五條の二 金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、被告の資力その他の事情を考慮して相当であると認めるときは、原告の意見を聴いて、第三項の期間の経過時から五年を超えない範囲内において、当該請求に係る金銭の支払について、その時期の定め若しくは分割払の定めをし、又はこれと併せて、その時期の定めに従い支払をしたとき、若しくはその分割払の定めによる期限の利益を次項の規定により失うことなく支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めをして、当該請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができる。
2 前項の分割払の定めをするときは、被告が支払を怠った場合における期限の利益の喪失についての定めをしなければならない。
3 前項の決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から二週間の不変期間内に、その決定をした裁判所に異議を申し立てることができる。
4 前項の期間内に異議の申立てがあつたときは、第一項の決定は、その効力を失う。
5 第三項の期間内に異議の申立てがないときは、第一項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(準備書面の省略等)

第二百六十六条 口頭弁論は、書面で準備することを要しない。

2 相手方が準備をしなければ陳述をすることができないと認めるべき事項は、前項の規定にかかわらず、書面で準備し、又は口頭弁論前直接に相手方に通知しなければならぬ。

3 前項に規定する事項は、相手方が在廷していない口頭弁論においては、次の各号のいずれかに該当する準備書面に記載し、又は同項の規定による通知をしたものでなければ、主張することができない。

一 相手方に送達された準備書面
二 相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出された場合における当該準備書面
三 相手方が第九十一条の二第一項の規定により準備書面の閲覧をし、又は同条第二項の規定により準備書面の複写をした場合における当該準備書面

(続行期日における陳述の擬制)
第二百七十七条 第五百八十八条の規定は、原告又は被告が口頭弁論の続行の期日に出頭せず、又は出頭したが本案の弁論をしない場合について準用する。

(映像等の送受信による通話の方法による尋問)
第二百七十七条の二 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、証人又は当事者本人の尋問をすることができる。

(尋問等に代わる書面の提出)

第二百七十八条 裁判所は、相当と認めるときは、証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人の意見の陳述に代え、書面の提出をさせることができる。
第二百五条第二項及び第三項の規定は前項の規定による証人又は当事者本人の尋問に代わる書面の提出について、第二百五条第二項及び第四項の規定は前項の規定による鑑定人の意見の陳述に代わる書面の提出について、それぞれ準用する。

(司法委員)

第二百七十九条 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。

2 司法委員の員数は、各事件について一人以上とする。
3 司法委員は、毎年あらかじめ地方裁判所の選任した者の中から、事件ごとに裁判所が指定する。
4 前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

5 司法委員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(電子判決書の記録事項)

第二百八十条 第二百五十二条第一項の規定により同項第二号の事実及び同項第三号の理由を記録する場合には、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨を記録すれば足りる。

(控訴をすることができる判決等)

第二百八十一条 控訴は、地方裁判所が第一審としてした終局判決又は簡易裁判所の終局判決に対してすることができる。ただし、終局判決後、当事者双方が共に上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をしたときは、この限りでない。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(訴訟費用の負担の裁判に対する控訴の制限)
第二百八十二条 訴訟費用の負担の裁判に対しては、独立して控訴をすることができない。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

第二百八十三条 終局判決前の裁判は、控訴裁判所の判断を受ける。ただし、不服を申し立てることができない裁判及び抗告により不服を申し立てることができる裁判は、この限りでない。

(控訴権の放棄)
第二百八十四条 控訴をする権利は、放棄することができる。

(控訴期間)
第二百八十五条 控訴は、電子判決書又は第二百五十四条第二項の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に提起しなければならない。ただし、その期間前に提起した控訴の効力を妨げない。

(控訴提起の方式)

第二百八十六条 控訴の提起は、控訴状を第一審裁判所に提出してしなければならない。
控訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人
二 第一審判決の表示及びその判決に対して控訴をする旨

(第一審裁判所による控訴の却下)

第二百八十七条 控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、第一審裁判所は、決定で、控訴を却下しなければならない。
前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(裁判長の控訴状審査権等)

第二百八十八条 第三百三十七条の規定は控訴状が第二百八十六条第二項の規定に違反する場合について、第三百三十七条の二の規定は民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い控訴の提起の手数料を納付しない場合について、それぞれ準用する。

(控訴状の送達)

第二百八十九条 控訴状は、被控訴人に送達しなければならない。
第二百三十七条の規定は、控訴状の送達をすることができない場合（控訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。）について準用する。

(口頭弁論を経ない控訴の却下)

第二百九十条 控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、控訴を却下することができる。

(呼出費用の予納がない場合の控訴の却下)

第二百九十一条 控訴裁判所は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い当事者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて控訴人に命じた場合において、その予納がないときは、決定で、控訴を却下することができる。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

2 第二百九十二条 控訴は、控訴審の終局判決があるまで、取り下げることができる。
第二百六十一条第三項及び第四項、第二百六十二条第一項並びに第二百六十三条の規定は、控訴の取下げについて準用する。

(附帯控訴)

第二百九十三条 被控訴人は、控訴権が消滅した後であっても、口頭弁論の終結に至るまで、附帯控訴をすることができる。
2 附帯控訴は、控訴の取下げがあったとき、又は不適法として控訴の却下があったときは、その効力を失う。ただし、控訴の要件を備えるものは、独立した控訴とみなす。

3 附帯控訴については、控訴に関する規定による。ただし、附帯控訴の提起は、附帯控訴状を控訴裁判所に提出してすることができる。

(第一審判決についての仮執行の宣言)

第二百九十四条 控訴裁判所は、第一審判決について不服の申立てがない部分に限り、申立てにより、決定で、仮執行の宣言をすることができる。

(仮執行に関する裁判に対する不服申立て)
第二百九十五条 仮執行に関する控訴審の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。ただし、前条の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(口頭弁論の範囲等)
第二百九十六条 口頭弁論は、当事者が第一審判決の変更を求める限度においてのみ、これをする。
2 当事者は、第一審における口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

(第一審の訴訟手続の規定の準用)
第二百九十七条 前編第一章から第七章までの規定は、特別の定めがある場合を除き、控訴審の訴訟手続について準用する。ただし、第二百六十九条の規定は、この限りでない。

(第一審の訴訟行為の効力等)
第二百九十八条 第一審においてした訴訟行為は、控訴審においてもその効力を有する。
2 第二百六十七条の規定は、第一審において準備的口頭弁論を終了し、又は弁論準備手続を終結した事件につき控訴審で攻撃又は防御の方法を提出した当事者について、第二百七十八条の規定は、第一審において書面による準備手続を終結した事件につき同条の陳述又は確認がされた場合において控訴審で攻撃又は防御の方法を提出した当事者について準用する。

(第一審の管轄違いの主張の制限)
第二百九十九条 控訴審においては、当事者は、第一審裁判所が管轄権を有しないことを主張することができない。ただし、専属管轄（当事者が第十一条の規定により合意で定めたものを除く。）については、この限りでない。
2 前項の第一審裁判所が第六条第一項各号に定める裁判所である場合において、当該訴訟が同項の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときは、前項ただし書の規定は、適用しない。

(反訴の提起等)
第三百条 控訴審においては、反訴の提起は、相手方の同意がある場合に限り、することができる。
2 相手方が異議を述べないで反訴の本案について弁論をしたときは、反訴の提起に同意したものとみなす。
3 前二項の規定は、選定者に係る請求の追加について準用する。

(攻撃防御方法の提出等の期間)
第三百一条 裁判長は、当事者の意見を聴いて、攻撃若しくは防御の方法の提出、請求若しくは請求の原因の変更、反訴の提起又は選定者に係る請求の追加をすべき期間を定めることができる。
2 前項の規定により定められた期間の経過後に同項に規定する訴訟行為をする当事者は、裁判所に対し、その期間内にこれを行うことができなかつた理由を説明しなければならない。

(控訴棄却)
第三百二条 控訴裁判所は、第一審判決を相当とするときは、控訴を棄却しなければならない。
2 第一審判決がその理由によれば不当である場合においても、他の理由により正当であるときは、控訴を棄却しなければならない。

(控訴権の濫用に対する制裁)
第三百三条 控訴裁判所は、前条第一項の規定により控訴を棄却する場合において、控訴人が訴訟の完結を遅延させることのみを目的として控訴を提起したものと認めるときは、控訴人に対し、控訴の提起の手数料として納付すべき金額の十倍以下の金銭の納付を命ずることができる。

2 前項の規定による裁判は、判決の主文に掲げなければならぬ。
3 第一項の規定による裁判は、本案判決を変更する判決の言渡しにより、その効力を失う。
4 上告裁判所は、上告を棄却する場合においても、第一項の規定による裁判を変更することができる。
5 第四百八十九条の規定は、第一項の規定による裁判について準用する。

（第一審判決の取消し及び変更の範囲）
第三百四条 第一審判決の取消し及び変更は、不服申立ての限度においてのみ、これを行うことができる。

（第一審判決が不当な場合の取消し）
第三百五条 控訴裁判所は、第一審判決を不当とするときは、これを取り消さなければならない。

（第一審の判決の手續が違法な場合の取消し）
第三百六条 第一審の判決の手續が法律に違反したときは、控訴裁判所は、第一審判決を取り消さなければならない。

（事件の差戻し）
第三百七条 控訴裁判所は、訴えを不適法として却下した第一審判決を取り消す場合には、事件を第一審裁判所に差し戻さなければならない。ただし、事件につき更に弁論をする必要がないときは、この限りでない。

第三百八条 前条本文に規定する場合のほか、控訴裁判所が第一審判決を取り消す場合において、事件につき更に弁論をする必要があるときは、これを第一審裁判所に差し戻すことができる。

2 第一審裁判所における訴訟手續が法律に違反したことを理由として事件を差し戻したときは、その訴訟手續は、これによって取り消されたものとみなす。
（第一審の管轄違いを理由とする移送）
第三百九条 控訴裁判所は、事件が管轄違いであることを理由として第一審判決を取り消すときは、判決で、事件を管轄裁判所に移送しなければならない。

（控訴審の判決における仮執行の宣言）
第三百十条 控訴裁判所は、金銭の支払の請求（第二百五十九条第二項の請求を除く。）に関する判決については、申立てがあるときは、不必要と認める場合を除き、担保を立てないで仮執行をすることができることを宣言しなければならない。ただし、控訴裁判所が相当と認めるときは、仮執行を担保を立てることに係らしめることができる。

（特許権等に関する訴えに係る控訴事件における合議体の構成）
第三百十条の二 第六条第一項各号に定める裁判所が第一審としての特許権等に関する訴えについての終局判決に対する控訴が提起された東京高等裁判所においては、当該控訴に係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。ただし、第二十条の二第一項の規定により移送された訴訟に係る訴えについての終局判決に対する控訴に係る事件については、この限りでない。

（上告裁判所）
第三百十一条 上告は、高等裁判所が第二審又は第一審としてした終局判決に対しては最高裁判所に、地方裁判所が第二審としてした終局判決に対しては高等裁判所にすることができる。

2 第二百八十一条第一項ただし書の場合には、地方裁判所の判決に対しては最高裁判所に、簡易裁判所の判決に対しては高等裁判所に、直ちに上告をすることができる。

（上告の理由）

第三百十二条 上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。
2 上告は、次に掲げる事由があることを理由とするときも、することができる。ただし、第四号に掲げる事由については、第三十四条第二項（第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による追認があつたときは、この限りでない。

一 法律に従って判決裁判所を構成しなかつたこと。

二 法律により判決に関与することのできない裁判官が判決に関与したこと。

三 専属管轄に関する規定に違反したこと（第六条第一項各号に定める裁判所が第一審の終局判決をした場合において当該訴訟が同項の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときを除く。）

四 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。

五 口頭弁論の公開の規定に違反したこと。

六 判決に理由を付せず、又は理由に食違ひがあること。

3 高等裁判所にする上告は、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があることを理由とするときも、することができる。

(控訴の規定の準用)

第三百十三條 前章の規定は、特別の定めがある場合を除き、上告及び上告審の訴訟手続について準用する。

(上告提起の方式等)

第三百十四條 上告の提起は、上告状を原裁判所に提出してしなければならない。

(上告の理由の記載)

第三百十五條 上告状に上告の理由の記載がないときは、上告人は、最高裁判所規則で定める期間内に、上告理由書を原裁判所に提出しなければならない。

(原裁判所による上告の却下)

第三百十六條 次の各号に該当することが明らかであるときは、原裁判所は、決定で、上告を却下しなければならない。

2 前項の規定に違反して上告理由書を提出せず、又は上告の理由の記載が同条第二項の規定に違反しているとき。

(上告裁判所による上告の却下等)

第三百十七條 前条第一項各号に掲げる場合には、上告裁判所は、決定で、上告を却下することができる。

(上告受理の申立て)

第三百十八條 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。

2 前項の申立て（以下「上告受理の申立て」という。）においては、第三百十二條第一項及び第二項に規定する事由を理由とすることができる。

3 第一項の場合において、最高裁判所は、上告受理の申立ての理由中に重要でないと認めるものがあるときは、これを排除することができる。

4 第一項の決定があつた場合には、上告があつたものとみなす。この場合においては、第三百二十條の規定の適用については、上告受理の申立ての理由中前項の規定により排除されたもの以外のものを上告の理由とみなす。

5 第三百十三條から第三百十五條まで及び第三百十六條第一項の規定は、上告受理の申立てについて準用する。

(口頭弁論を経ない上告の棄却)

第三百十九條 上告裁判所は、上告状、上告理由書、答弁書その他の書類により、上告を理由がないと認めるときは、口頭弁論を経ないで、判決で、上告を棄却することができる。

(調査の範囲)

第二十條 上告裁判所は、上告の理由に基づき、不服の申立てがあつた限度においてのみ調査をする。

(原判決の確定した事実の拘束)

第二十一條 原判決において適法に確定した事實は、上告裁判所を拘束する。

2 第三百十一条第二項の規定による上告があつた場合には、上告裁判所は、原判決における事実の確定が法律に違反したことを理由として、その判決を破棄することができない。

(職権調査事項についての適用除外)
第三百二十二条 前二条の規定は、裁判所が職権で調査すべき事項には、適用しない。

(仮執行の宣言)
第三百二十三条 上告裁判所は、原判決について不服の申立てがない部分に限り、申立てにより、決定で、仮執行の宣言をすることができる。

(最高裁判所への移送)
第三百二十四条 上告裁判所である高等裁判所は、最高裁判所規則で定める事由があるときは、決定で、事件を最高裁判所に移送しなければならない。

(破棄差戻し等)

第三百二十五条 第三百十二条第一項又は第二項に規定する事由があるときは、上告裁判所は、原判決を破棄し、次条の場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送しなければならない。高等裁判所が上告裁判所である場合において、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があると

きも、同様とする。
2 上告裁判所である最高裁判所は、第三百十二条第一項又は第二項に規定する事由がない場合であつても、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原判決を破棄し、次条の場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送することができる。

3 前二項の規定により差戻し又は移送を受けた裁判所は、新たな口頭弁論に基づき裁判をしなければならない。この場合において、上告裁判所が破棄の理由とした事実上及び法律上の判断は、差戻し又は移送を受けた裁判所を拘束する。
4 原判決に関与した裁判官は、前項の裁判に関与することができない。

(破棄自判)
第三百二十六条 次に掲げる場合には、上告裁判所は、事件について裁判をしなければならない。

一 確定した事実について憲法その他の法令の適用を誤つたことを理由として判決を破棄する場合において、事件がその事実に基づき裁判をするのに熟するとき。
二 事件が裁判所の権限に属しないことを理由として判決を破棄するとき。

(特別上告)

第三百二十七条 高等裁判所が上告審としてした終局判決に対しては、その判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに限り、最高裁判所に更に上告をすることができる。

2 前項の上告及びその上告審の訴訟手続には、その性質に反しない限り、第二審又は第一審の終局判決に対する上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定を準用する。この場合において、第三百二十一条第一項中「原判決」とあるのは、「地方裁判所が第二審としてした終局判決（第三百十一条第二項の規定による上告があつた場合にあつては、簡易裁判所の終局判決）」と読み替えるものとする。

(抗告をすることができる裁判)
第三百二十八条 口頭弁論を経ないで訴訟手続に関する申立てを却下した決定又は命令に対しては、抗告をすることができる。

2 決定又は命令により裁判をすることができない事項について決定又は命令がされたときは、これに対して抗告をすることができる。

(受命裁判官等の裁判に対する不服申立て)
第三百二十九条 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対して不服がある当事者は、受訴裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、その裁判が受訴裁判所の裁判であるとした場合に抗告をすることができるものであるときに限る。

2 抗告は、前項の申立てについての裁判に対してすることができる。
3 最高裁判所又は高等裁判所が受訴裁判所である場合における第一項の規定の適用については、同項ただし書中「受訴裁判所」とあるのは、「地方裁判所」とする。

(再抗告)

第三百三十条 抗告裁判所の決定に対しては、その決定に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること、又は決定に影響を及ぼすことが明らかなる違反があることを理由とするときに限り、更に抗告をすることができる。

(控訴又は上告の規定の準用)

第三百三十一条 抗告及び抗告裁判所の訴訟手続には、その性質に反しない限り、第一章の規定を準用する。ただし、前条の抗告及びこれに関する訴訟手続には、前章の規定中第二審又は第一審の終局判決に対する上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定を準用する。

(即時抗告期間)

第三百三十二条 即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

(原裁判所等による更正)

第三百三十三条 原裁判をした裁判所又は裁判長は、抗告を理由があると認めるときは、その裁判を更正しなければならない。

(原裁判の執行停止)

第三百三十四条 抗告は、即時抗告に限り、執行停止の効力を有する。
2 抗告裁判所又は原裁判をした裁判所若しくは裁判官は、抗告について決定があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。

(口頭弁論に代わる審尋)

第三百三十五条 抗告裁判所は、抗告について口頭弁論をしない場合には、被告人その他の利害関係人を審尋することができる。

(特別抗告)

第三百三十六条 地方裁判所及び簡易裁判所の決定及び命令で不服を申し立てることができないもの並びに高等裁判所の決定及び命令に対しては、その裁判に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

2 前項の抗告は、裁判の告知を受けた日から五日の不変期間内にしなければならない。
3 第一項の抗告及びこれに関する訴訟手続には、その性質に反しない限り、第三百二十七条第一項の上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定並びに第三百三十四條第二項の規定を準用する。

(許可抗告)

第三百三十七条 高等裁判所の決定及び命令(第三百三十条の抗告及び次項の申立てについての決定及び命令を除く。)に対しては、前条第一項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その裁判が地方裁判所の裁判であるとした場合には、その高等裁判所は、同項の裁判について、最高裁判所の判例(これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例)と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、決定で、抗告を許可しなければならない。

3 前項の申立てにおいては、前条第一項の規定する事由を理由とするときは、第一項の抗告があつたものとみなす。

4 第二項の規定による許可があつた場合には、第一項の抗告があつたものとみなす。

5 最高裁判所は、裁判に影響を及ぼすことが明らかでない法令の違反があるときは、原裁判を破棄することができる。
6 第三百三十三條、第三百三十五條及び前条第二項の規定は第二項の申立てについて、第三百三十八條第三項の規定は第二項の規定による許可をする場合について、同条第四項後段及び前条第三項の規定は第二項の規定による許可があつた場合について準用する。

(再審の事由)

第三百三十八條 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかつたときは、この限りでない。

一 法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。
二 法律により判決裁判所を構成しなかつたこと。

三 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。
四 判決に關与した裁判官が事件について職務に關する罪を犯したこと。

五 刑事上罰すべき他人の行為により、自白をするに至ったこと又は判決に影響を及ぼすべき攻撃若しくは防御の方法を提出することを妨げられたこと。
六 判決の証拠となった文書その他の物件が偽造され若しくは変造されたものであったこと又は判決の証拠となった電磁的記録が不正に作られたものであったこと。

七 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となったこと。

八 判決の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。

九 判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。

十 不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。
十一 前項第四号から第七号までに掲げる事由がある場合においては、罰すべき行為について、有罪の判決若しくは過料の裁判が確定したとき、又は証拠がないとい

十二 理由以外の理由により有罪の確定判決若しくは過料の確定裁判を得ることができないときに限り、再審の訴えを提起することができる。

十三 控訴審において事件につき本案判決をしたときは、第一審の判決に対し再審の訴えを提起することができない。

第十四 第三百三十九条 判決の基本となる裁判について前条第一項に規定する事由がある場合（同項第四号から第七号までに掲げる事由がある場合にあつては、同条第二項に規定する場合に限る。）には、その裁判に対し独立した不服申立ての方法を定めるときにおいても、その事由を判決に対する再審の理由とすることができ

（管轄裁判所）

第三百四十条 再審の訴えは、不服の申立てに係る判決をした裁判所の管轄に専属する。

二 審級を異にする裁判所が同一の事件についてした判決に対する再審の訴えは、上級の裁判所が併せて管轄する。

（再審の訴訟手続）

第三百四十一条 再審の訴訟手続には、その性質に反しない限り、各審級における訴訟手続に関する規定を準用する。

（再審期間）

第三百四十二条 再審の訴えは、当事者が判決の確定した後再審の事由を知った日から三十日の不変期間内に提起しなければならない。

二 判決が確定した日（再審の事由が判決の確定した後生じた場合にあつては、その事由が発生した日）から五年を経過したときは、再審の訴えを提起することができない。

三 前二項の規定は、第三百三十八条第一項第三号に掲げる事由のうち代理権を欠いたこと及び同項第十号に掲げる事由を理由とする再審の訴えには、適用しない。

（再審の訴状の記載事項）

第三百四十三条 再審の訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人
二 不服の申立てに係る判決の表示及びその判決に対して再審を求める旨
三 不服の理由

（不服の理由の変更）

第三百四十四条 再審の訴えを提起した当事者は、不服の理由を変更することができる。

（再審の訴えの却下等）

第三百四十五条 裁判所は、再審の訴えが不合法である場合には、決定で、これを却下しなければならない。

二 裁判所は、再審の事由がない場合には、決定で、再審の請求を棄却しなければならない。

三 前項の決定が確定したときは、同一の事由を不服の理由として、更に再審の訴えを提起することができない。

（再審開始の決定）

第三百四十六条 裁判所は、再審の事由がある場合には、再審開始の決定をしなければならない。

二 裁判所は、前項の決定をする場合には、相手方を審尋しなければならない。

第三百四十七條 (即時抗告) 第三百四十五條第一項及び第二項並びに前条第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(本案の審理及び裁判)

第三百四十八條 裁判所は、再審開始の決定が確定した場合には、不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする。

2 裁判所は、前項の場合において、判決を正当とするときは、再審の請求を棄却しなければならない。

3 裁判所は、前項の場合を除き、判決を取り消した上、更に裁判をしなければならない。

(決定又は命令に対する再審)

第三百四十九條 即時抗告をもって不服を申し立てることができる決定又は命令で確定したものに對しては、再審の申立てをすることができる。

第三百三十八條から前条までの規定は、前項の申立てについて準用する。

○ 金融庁設置法(平成十年法律第三百十号) (抄)

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 金融庁の設置並びに任務及び所掌事務等
第一節 金融庁の設置(第二条)

第二節 金融庁の任務及び所掌事務等(第三条—第五条)

第三章 審議会等(第六条—第二十三条)

第四章 雑則(第二十四条—第二十五条)

附則

(所掌事務)

第一条 金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること。

二 次号イからシまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。

三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。

イ 銀行業又は無尽業を営む者

ロ 銀行持株会社

ハ 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者

ニ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合(昭和二十二年法律第三百三十二号)第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合(昭和二十三年法律第二百四十二号)第六十六条第二項に規定する特定信用事業代理業又は農

ホ 林中央金庫代理業を行う者

ヘ 電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ト 電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

チ 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

リ 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ニ 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ホ 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ト 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

チ 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

リ 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ル 認定電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

船主相互保険組合
 金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者
 指定親会社（金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）
 金融商品債務引受業を行う者
 証券金融会社
 投資法人
 信用格付業者
 高速取引行為者（金融商品取引法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。）
 金融商品市場を開設する者
 金融商品取引所持株会社
 認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体
 取引情報蓄積機関（金融商品取引法第五十六条の六十三第一項に規定する取引情報蓄積機関をいう。）
 特定金融指標算出者（金融商品取引法第五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。）
 信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。）又は信託契約代理業を営む者
 貸金業を営む者
 貸金業協会
 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第十六項に規定する指定信用情報機関、同法第二十四条の九第二項に規定する指定試験機関及び同法第二十四条の二十五第二項に規定する登録講習機関
 特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。）
 ヤ マ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。）
 不動産特定共同事業を営む者
 不動産特定共同事業を営む者
 確定拠出年金運営管理業を営む者
 指定紛争解決機関（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた者その他の政令で定めるものをいう。）
 前払式支払手段発行者
 資金移動業を営む者
 電子決済手段等取引業を行う者
 テ ア 暗号資産交換業を行う者
 サ 為替取引分析業を行う者
 キ ヌ 資金清算業を行う者
 ヌ 認定資金決済事業者協会
 ヌ 認定金融サービス仲介業を行う者
 シ ミ 認定金融サービス仲介業協会
 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
 預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあつせんを行うこと。
 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十一条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあつせんを行うこと。
 七 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
 八 保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等（保険業法（平成七年法律第五十五号）第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。）の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。
 九 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
 十 投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。
 十一 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。
 十二 準備預金制度に関すること。

- 十三 金融機関の金利の調整に関すること。
- 十四 損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 十五 自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 十六 金融商品取引法第二章から第二章の六までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。
- 十七 企業会計の基準の設定その他企業の財務に関すること。
- 十八 公認会計士及び監査法人に関すること。
- 十九 株式、社債その他の有価証券の振替に関すること。
- 二十 電子記録債権の電子記録に関すること。
- 二十一 金融に係る知識の普及に関すること。
- 二十二 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。
- 二十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十二条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。
- 二十四 金融経済教育推進機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 二十五 金融商品取引法及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）の規定による課徴金に関すること。
- 二十六 金融商品取引に係る犯罪事件の調査に関すること。
- 二十七 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 二十九 金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務
- 31 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等）に関する法律第一条の二第六項に規定する資産形成をいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。
- 32 前二項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定の事項の重要な政策について、当該重要な政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第三章 審議会等

第六条 金融庁に、次の審議会等を置く。

（設置）
金融審議会
証券取引等監視委員会

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより金融庁に置かれる審議会等は、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

名称	法律
自動車損害賠償責任保険審議会	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）
公認会計士・監査審査会	公認会計士法

第七條 金融審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣、長官又は財務大臣の諮問に應じて国内金融に関する制度等の改善に関する事項その他の国内金融等に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣、長官又は財務大臣に意見を述べること。
- 三 内閣総理大臣又は長官の諮問に應じて責任保険（自動車損害賠償保障法第五条に規定する責任保険をいう。）に関する重要事項を調査審議すること。
- 四 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣、長官、財務大臣又は日本銀行の政策委員会（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十四条に規定する政策委員会をいう。）に意見を述べること。
- 五 金融機関の金利に関する事項。
- 六 内閣総理大臣又は長官の諮問に應じて公認会計士制度に関する重要事項を調査審議すること。

- 七 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）第二条第三項及び第六条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。
- 3 前二項に定めるもののほか、金融審議会の組織及び委員その他の職員その他金融審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（証券取引等監視委員会）

第八条 証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）、預金保険法、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（職権の行使）

第九条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

第十条 委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。

（委員長）

第十一条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員長及び委員の任命）

第十二条 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

（委員長及び委員の任期）

第十三条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（委員長及び委員の身分保障）

第十四条 委員長及び委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

（委員長及び委員の罷免）

第十五条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条に該当する場合は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（委員長及び委員の職務等）

第十六条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（委員長及び委員の給与）

第十七条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第十八条 委員会は、委員長が招集する。
2 委員会の議事は、出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもってこれを決する。

(事務局)

第十九条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
4 事務局の内部組織は、政令で定める。

(勧告)

第二十条 委員会は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、預金保険法、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律又は犯罪による収益の移転防止に関する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）の規定に基づき、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯則事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。
2 委員会は、前項の勧告をした場合には、内閣総理大臣及び長官に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(建議)

第二十一条 委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、長官又は財務大臣に建議することができる。

(公表)

第二十二条 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

(政令への委任)

第二十三条 第八条から前条までに規定するもののほか、委員会の所掌事務その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(官房及び局の数等)

第二十四条 金融庁は、内閣府設置法第五十三条第二項に規定する庁とする。
2 内閣府設置法第五十三条第二項の規定に基づき金融庁に置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

(審判官)

第二十五条 金融商品取引法第六章の二第二節及び公認会計士法第五章の六の規定による審判手続の一部を行わせるため、金融庁に審判官五人以内を置く。
2 審判官は、金融庁の職員のうちから、審判手続を行うについて必要な法律及び金融に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者と認められる者について、長官が命ずる。

○ 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）（抄）

（たばこ特別税に係るたばこ税法の適用の特例等）

第二十条 たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第

一

第

二

第

三

第

四

欄

たばこ税法	第十条第三項第二号ロ	たばこ税、	たばこ税、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三十七号）に規定するたばこ特別税、
租税特別措置法	第十二条第五項、第十二条の二第三項及び第四項並びに第十三条第四項 第八十八条の三第一項	たばこ税 たばこ税法	たばこ税法、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三十七号）次項において「特別措置法」という。） たばこ税法及び特別措置法 たばこ税、たばこ特別税 たばこ税、たばこ特別税
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	第八十八条の三第二項 第二条第一号	たばこ税法 たばこ税	たばこ税、たばこ特別税 たばこ税、たばこ特別税
国税通則法	第二条第三号	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）	第二条第三号	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）	第七条第一項 第七条第二項	たばこ税 たばこ税	たばこ税、たばこ特別税 たばこ税、たばこ特別税
相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）	第十四条第二項	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）	第九条第一項	たばこ税及び	たばこ税及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三十七号）に規定するたばこ特別税並びに
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）	第七十六条及び第二百四十二条	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）	第二百二十九条	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税

2 前項に定めるもののほか、たばこ特別税に係るたばこ税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

第十一条 第四条第一項第二十五号及び第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（金融庁設置法第四条第三項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）並びに第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

○ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）

（疎明）

2 第二十三条 再生手続開始の申立てをするときは、再生手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。債権者が、前項の申立てをするときは、その有する債権の存在をも疎明しなければならない。

（費用の予納）

2 第二十四条 再生手続開始の申立てをするときは、申立人は、再生手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（意見の聴取）

2 第二十四条の二 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合には、当該申立てを棄却すべきこと又は再生手続開始の決定をすべきことが明らかである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、労働組合等（再生債務者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、再生債務者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは再生債務者の使用人その他の従業者の過半数を代表する者をいう。第二百四十六条第三項を除き、以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

（再生手続開始の条件）

2 第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

- 一 再生手続の費用の予納がないとき。
- 二 裁判所に破産手続又は特別清算手続が係属し、その手続によることが債権者の一般の利益に適合するとき。
- 三 再生計画案の作成若しくは可決の見込み又は再生計画の見込みがないことが明らかであるとき。
- 四 不当な目的で再生手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

（担保権の実行手続の中止命令）

3 第三十一条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないものとして認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、第五十三条第一項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権の実行手続の中止を命ずることができる。ただし、その担保権によつて担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項の規定による中止の命令を発する場合には、競売申立人の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、競売申立人に限り、即時抗告をすることができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 第三十二条（再生手続開始の申立ての取下げの制限）
第三十二条 再生手続開始の申立てをした者は、再生手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、第二十六条第一項の規定による中止の命令、包括的禁止命令、第三十条第一項の規定による保全処分、前条第一項の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第七十九条第一項の規定による処分、第三百三十四条の四第一項の規定による保全処分又は第九十七条第一項の規定による中止の命令がされた後は、裁判所の許可を得なければならぬ。

（再生手続開始の決定）

2 第三十三条 裁判所は、第二十一条に規定する要件を満たす再生手続開始の申立てがあつたときは、第二十五条の規定によりこれを棄却する場合を除き、再生手続開始の決定をする。

2 前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。

第三十四條 (再生手続開始と同時に定めるべき事項)
第三十四條 裁判所は、再生手続開始の決定と同時に、再生債権の届出をすべき期間及び再生債権の調査をするための期間を定めなければならない。
2 前項の場合において、知れている再生債権者の数が千人以上であり、かつ、相当と認めるときは、裁判所は、次条第五項本文において準用する同条第三項第一号及び第三十七條本文の規定による知れている再生債権者に対する通知をせず、かつ、第百二条第一項に規定する届出再生債権者を債権者集会(再生計画案の決議をするためのものを除く。)の期日に呼び出さない旨の決定をすることができる。

(再生手続開始の公告等)

第三十五條 裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、第百六十九條の二第一項に規定する社債管理者等がないときは、第三号に掲げる事項については、公告することを要しない。

一 再生手続開始の決定の主文

二 前条第一項の規定により定められた期間

三 再生債権者が発行した第百六十九條の二第一項に規定する社債等について同項に規定する社債管理者等がある場合における当該社債等についての再生債権者の議決権は、同項各号のいずれかに該当する場合(同条第三項の場合を除く。)でなければ行使することができない旨

2 前条第二項の決定があつたときは、裁判所は、前項各号に掲げる事項のほか、第五項本文において準用する次項第一号及び第三十七條本文の規定による知れている再生債権者に対する通知をせず、かつ、第百二条第一項に規定する届出再生債権者を債権者集会(再生計画案の決議をするためのものを除く。)の期日に呼び出さない旨をも公告しなければならない。

3 次に掲げる者には、前二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

一 再生債権者及び知れていない再生債権者

二 第五十四條から第六十四條第一項又は第七十九條第一項前段の規定による処分がされた場合における監督委員、管財人又は保全管理人

4 前項の規定にかかわらず、再生債権者及びその財産をもつて約定劣後再生債権(再生債権者と再生債権者との間において、再生手続開始前に、当該再生債権者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が破産法(平成十六年法律第七十五号)第九十九條第一項に規定する劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権をいう。以下同じ。)に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にあることが明らかであるときは、当該約定劣後再生債権を有する者であつて知れていないものに対しては、前項の規定による通知をすることができない旨の期間に変更を生じた場合について準用する。ただし、同条第二項の決定があつたときは、知れている再生債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

5 再生債権者及び知れていない再生債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

(抗告)

第三十六條 再生手続開始の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 第三十六條から第三十條までの規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して前項の即時抗告があつた場合について準用する。

(再生手続開始決定の取消し)

第三十七條 再生手続開始の決定をした裁判所は、前条第一項の即時抗告があつた場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公告し、かつ、第三十五條第三項各号に掲げる者(保全管理人及び同条第四項の規定により通知を受けなかつた者を除く。)にその主文を通知しなければならない。ただし、第三十四條第二項の決定があつたときは、知れている再生債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

(訴訟手続の中断等)

第四十條 再生手続開始の決定があつたときは、再生債権者の財産関係の訴訟手続のうち再生債権に関するものは、中断する。

2・3 (略)

(監督命令)

第五十四條 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員による監督を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分(以下「監督命令」という。)をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ再生債権者がすることができない行為を指定しなければならない。

4 3 第二項に規定する監督委員の同意を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

5 裁判所は、監督命令を変更し、又は取り消すことができる。
6 監督命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。即時抗告をすることができる。

5 (監督命令に関する公告及び送達)
5 第十五条 裁判所は、監督命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。監督命令を変更し、又は取り消す旨の決定があった場合も、同様とする。
2 監督命令、前条第五項の規定による決定及び同条第六項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。
3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)
5 第十六条 再生手続開始の決定があった場合には、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員に対して、特定の行為について否認権を行使する権限を付与することができる。
2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に関し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他の財産の管理及び処分をすることができる。

3 第七十七条第一項から第三項までの規定は、前項の監督委員について準用する。この場合において、同条第二項中「後任の管財人」とあるのは「後任の監督委員であつて第五十六条第一項の規定により否認権を行使する権限を付与されたもの又は管財人」と、同条第三項中「後任の管財人」とあるのは「後任の監督委員であつて第五十六条第一項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。」とする。

4 裁判所は、第一項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。
5 裁判所は、必要があると認めるときは、第一項の規定により権限を付与された監督委員が訴えの提起、和解その他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならぬものとする。
6 第四十一条第二項の規定は、監督委員が前項の許可を得ないでした行為について準用する。

(監督委員に対する監督等)
5 第十七条 監督委員は、裁判所が監督する。
2 裁判所は、監督委員が再生債務者の業務及び財産の管理の監督を適切に行っていないとき、その他重要な事由があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員を解任することができる。この場合においては、その監督委員を審尋しなければならない。

(数人の監督委員の職務執行)
5 第十八条 監督委員が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

(監督委員による調査等)
5 第十九条 監督委員は、次に掲げる者に対して再生債務者の業務及び財産の状況につき報告を求め、再生債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

一 再生債務者の代理人
二 再生債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役及び清算人
三 再生債務者が法人である場合のその役員、取締役、執行役、監事、監査役及び清算人
四 前号に掲げる者に準ずる者
五 再生債務者の従業者(第二号に掲げる者を除く。)

2 前項の規定は、同項各号(第一号を除く。)に掲げる者であつた者について準用する。
3 監督委員は、その職務を行うため必要があるときは、再生債務者の子会社等(次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法人をいう。次項において同じ。)に対して、その業務及び財産の状況につき報告を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。
4 再生債務者が株式会社である場合、再生債務者の子会社(会社法第二条第三号に規定する過半数を有する場合における当該株式会社を有する再生債務者)が株式会社以外のものに限る。以下この項において同じ。)

4 再生債務者が株式会社以外のものに限る。以下この項において同じ。)

(監督委員の注意義務)

第六十条 監督委員は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。
2 監督委員が前項の注意を怠ったときは、その監督委員は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する責めに任ずる。

(監督委員の報酬等)

第六十一条 監督委員は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。
2 監督委員は、その選任後、再生債務者に対する債権又は再生債務者の株式その他の再生債務者に対する出資による持分を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。
3 監督委員は、前項の許可を得ないで同項に規定する行為をしたときは、費用及び報酬の支払を受けることができない。
4 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(管財人の権限)

第六十六条 管理命令が発せられた場合には、再生債務者の業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した管財人に専属する。

(管理命令が発せられた場合の再生債務者の財産関係の取扱い)

第六十七条 管理命令が発せられた場合には、再生債務者の財産関係の訴えについては、管財人を原告又は被告とする。
2 5 (略)

(再生債権の弁済の禁止)

第八十五条 再生債権については、再生手続開始後は、この法律に特別の定めがある場合を除き、再生計画の定めるところによらなければ、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く。)をすることができない。
2 6 (略)

(再生債権者を害する行為の否認)

第二百七条 次に掲げる行為(担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。)は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。
一 再生債務者が再生債権者を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、再生債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。
二 再生債務者が支払の停止又は再生手続開始、破産手続開始若しくは特別清算開始の申立て(以下この節において「支払の停止等」という。)があつた後にした再生債権者を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと及び再生債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。
三 再生債務者が支払の消滅に関する行為であつて、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、再生手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、再生債務者財産のために否認することができる。
3 再生債務者が支払の停止等があつた後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

(相当の対価を得てした財産の処分行為の否認)

第二百七条の二 再生債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。
一 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、再生債務者において隠匿、無償の供与その他の再生債権者を害するものと認められる(以下「隠匿等の処分」という。)をすることを以てするものであること。
二 再生債務者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。
三 相手方が、当該行為の当時、再生債務者が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。
2 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、再生債務者が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。
一 再生債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者

- 二 再生債務者が法人である場合にその再生債務者について次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者
 - イ 再生債務者である株式会社の子株主の過半数を有する者
 - ロ 再生債務者である株式会社の総株主の議決権の過半数を子株式会社又は親法人及び子株式会社が有する場合における当該親法人
 - ハ 株式会社以外の法人が再生債務者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者
- 三 再生債務者の親族又は同居者

(特定の債権者に対する担保の供与等の否認)
 第二百二十七条の三 次に掲げる行為(既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。)は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

- 一 再生債務者が支払不能になった後又は再生手続開始、破産手続開始若しくは特別清算開始の申立て(以下この節において「再生手続開始の申立て等」という。)があった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。

イ 当該行為が支払不能になった後にされたものである場合、支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。

- ロ 当該行為が再生手続開始の申立て等があった後にされたものである場合、再生手続開始の申立て等があったこと。

二 再生債務者の義務に属せず、又はその時期が再生債務者の義務に属しない行為であつて、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の再生債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。

二 前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実(同号イに掲げる場合にあつては、支払不能であつたこと及び支払の停止があつたこと)を知っていたものと推定する。

- 一 債権者が前条第二項各号に掲げる行為のいずれかである場合
- 二 前項第一号に掲げる行為が再生債務者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が再生債務者の義務に属しないものである場合
- 三 前項各号の規定の適用については、支払の停止(再生手続開始の申立て等の前一年以内のものに限る。)があつた後は、支払不能であつたものと推定する。

(手形債務支払の場合等の例外)
 第二百二十八条 前条第一項第一号の規定は、再生債務者から手形の支払を受けた者がその支払を受けなければ手形上の債務者の一人又は数人に対する手形上の権利を失う場合には、適用しない。

- 2 前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出しを委託した者が振出しの当時支払の停止等があつたことを知り、又は過失によつて知らなかったときは、第五十六条第一項の規定により否認権を行使する権限を付与された監督委員(以下「否認権限を有する監督委員」という。)又は管財人は、これらの者に再生債務者が支払った金額を償還させることができる。

3 前条第一項の規定は、再生債務者が再生手続開始前の罰金等につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

(権利変動の對抗要件の否認)
 第二百二十九条 支払の停止等があつた後権利の設定、移転又は変更をもつて第三者に對抗するために必要な行為(仮登記又は仮登録を含む。)をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後悪意でしたものであるときは、これを否認することができる。ただし、当該仮登記又は仮登録以外の仮登記又は仮登録があつた後にこれらに基づいてされた本登記又は本登録は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。

(執行行為の否認)
 第二百三十条 否認権は、否認しようとする行為につき、執行力のある債務名義があるとき、又はその行為が執行行為に基づくものであるときでも、行うことを妨げない。

(支払の停止を要件とする否認の制限)
 第三百十一条 再生手続開始の申立て等の日から一年以上前にした行為(第二百二十七条第三項に規定する行為を除く。)は、支払の停止があつた後にされたものであること又は支払の停止の事実を知っていたことを理由として否認することができない。

(否認権行使の効果)

第二百二十二条 否認権の行使は、再生債務者財産を原状に復させる。
第二百二十七条 第三項に規定する行為が否認された場合において、相手方は、当該行為の当時、支払の停止等があったこと及び再生債権者を害することを知らなかったときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

(再生債務者の受けた反対給付に関する相手方の権利等)
第二百二十二条の二 第二百二十七条第一項若しくは第三項又は第二百二十七条の二第一項に規定する行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一 再生債務者の受けた反対給付が再生債務者財産中に現存する場合 当該反対給付の返還を請求する権利
二 再生債務者の受けた反対給付が再生債務者財産中に現存しない場合 共益債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利
三 前項第二号の規定にかかわらず、同号に掲げる場合において、当該行為の当時、再生債務者が対価として取得した財産について隠匿等の処分を有し、かつ、相手方が再生債務者がその意思を有していたことを知っていたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一 再生債務者の受けた反対給付によつて生じた利益の全部が再生債務者財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利
二 再生債務者の受けた反対給付によつて生じた利益が再生債務者財産中に現存しない場合 再生債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利
三 再生債務者の受けた反対給付によつて生じた利益の一部が再生債務者財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利及び再生債権者として反対給付と現存利益との差額の償還を請求する権利

4 否認権限を有する監督委員又は管財人は、第二百二十七条第一項若しくは第三項又は第二百二十七条の二第一項に規定する行為を否認しようとするときは、前条第一項の規定により再生債務者財産に復すべき財産の返還に代えて、相手方に対し、当該財産の価額から前三項の規定により共益債権となる額(第一項第一号に掲げる場合にあつては、再生債務者の受けた反対給付の価額)を控除した額の償還を請求することができる。

(相手方の債権の回復)
第二百三十三条 第二百二十七条の三第一項に規定する行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによつて原状に復する。

(転得者に対する否認権)
第二百三十四条 次の各号に掲げる場合において、否認しようとする行為の相手方に対して否認の原因があるときは、否認権は、当該各号に規定する転得者に対して行使することができる。ただし、当該転得者の前に転得した全ての転得者に対しても否認の原因があるときに限る。

一 転得者が転得の当時、再生債務者がした行為が再生債権者を害することを知っていたとき。
二 転得者が第二百二十七条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるとき。ただし、転得の当時、再生債務者がした行為が再生債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。
三 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によつて転得した者であるとき。

2 第二百三十二条第二項の規定は、前項第三号の規定により否認権の行使があつた場合について準用する。

(再生債務者の受けた反対給付に関する転得者の権利等)
第二百三十四条の二 再生債務者がした第二百二十七条第一項若しくは第三項又は第二百二十七条の二第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によつて否認されたときは、転得者は、第二百三十二条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、同項第一号に掲げる場合において、再生債務者の受けた反対給付の価額が、第四項に規定する転得者がした反対給付又は消滅した転得者の債権の価額を超えるときは、転得者は、共益債権者として再生債務者の受けた反対給付の価額の償還を請求する権利を行使することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第三百三十二条の二第二項第二号に掲げる場合において、当該行為の当時、再生債務者が対価として取得した財産について隠匿等の処分を有し、かつ、当該行為の相手方が再生債務者がその意思を有していたことを知っていたときは、転得者は、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

3 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第二百二十七条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、再生債務者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

4 第一項及び第二項の規定による権利の行使は、転得者がある前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

5 否認権限を有する監督委員又は管財人は、第一項に規定する行為を転得者に対する否認権の行使によって否認しようとするときは、第三百三十二条第一項の規定により再生債務者財産に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の価額から前各項の規定により共益債権となる額（第三百三十二条の二第一項第一号に掲げる場合（第一項ただし書に該当するときを除く。）にあつては、再生債務者の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。

（相手方の債権に関する転得者の権利）

第三百三十四条の三 再生債務者がした第二百二十七条の三第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認された場合において、転得者がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、転得者は、当該行為がその相手方に対する否認権の行使によって否認されたとき、前条第四項の規定により原状に復すべき当該行為の相手方の債権を行使することができる。この場合には、前条第四項の規定を準用する。

（否認権のための保全処分）

第三百三十四条の四 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間において、否認権を保全するため必要があると認めるときは、利害関係人（保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 前項の規定による保全処分は、担保を立てさせて、又は立てさせないで命ずることができる。

3 裁判所は、申立てにより又は職権で、第一項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

4 第一項の規定による保全処分及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7 前各項の規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十六条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。

（保全処分に係る手続の続行と担保の取扱い）

第三百三十四条の五 前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分が命じられた場合において、再生手続開始の決定があつたときは、否認権限を有する監督委員又は管財人は、当該保全処分に係る手続を続行することができる。

2 再生手続開始の決定後一月以内の前項の規定により同項の保全処分に係る手続が継続されないときは、当該保全処分は、その効力を失う。

3 否認権限を有する監督委員又は管財人は、第一項の規定により同項の保全処分に係る手続を続行しようとする場合において、前条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する担保の全部又は一部が再生債務者財産に属する財産でないときは、その担保の全部又は一部を再生債務者財産に属する財産による担保に変換しなければならない。

4 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第十八条並びに第二章第四節（第三十七条第五項から第七項までを除く。）及び第五節の規定は、第一項の規定により否認権限を有する監督委員又は管財人が続行する手続に係る保全処分について準用する。

（否認権の行使）

第三百三十五条 否認権は、訴え又は否認の請求によつて、否認権限を有する監督委員又は管財人が行う。

2 前項の訴え及び否認の請求事件は、再生裁判所が管轄する。

3 第一項に規定する方法によるほか、管財人は、抗弁によつても、否認権を行うことができる。

（否認の請求）

第三百三十六條 否認の請求をするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

2 否認の請求を認容し、又はこれを棄却する裁判は、理由を付した決定でなければならない。

3 裁判所は、前項の決定をする場合には、相手方又は転得者を審尋しなければならない。

4 否認の請求を認容する決定があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5 否認の請求の手続は、再生手続が終了したときは、終了する。

（否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え）

第二百三十七条 否認の請求を認容する決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、再生裁判所が管轄する。

3 第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、同項の決定を認可し、変更し、又は取り消す。

4 第一項の決定を認可する判決が確定したときは、その決定は、確定判決と同一の効力を有する。同項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときも、同様とする。

5 第一項の決定を認可し、又は変更する判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

6 第一項の訴えに係る訴訟手続で否認権限を有する監督委員が当事者であるものは、再生手続開始の決定の取消しの決定又は再生手続終結の決定により再生手続が終了したときは終了するものとし、再生計画不認可、再生手続廃止又は再生計画取消しの決定により再生手続が終了したときは中断するものとする。

7 第一項の訴えに係る訴訟手続で管財人が当事者であるものは、再生手続開始の決定の取消しの決定の確定又は再生手続終結の決定により再生手続が終了したときは、第六十八条第二項の規定にかかわらず、終了するものとする。

(否認権限を有する監督委員の訴訟参加等)

第二百三十八条 否認権限を有する監督委員は、第二百三十五条第一項の規定にかかわらず、否認権の行使に係る相手方（以下この条において「相手方」という。）及び再生債務者間の訴訟が係属する場合には、否認権を行使するため、相手方を被告として、当事者としてその訴訟に参加することができる。ただし、当該訴訟の目的である権利又は義務に係る請求をする場合に限る。

2 否認権限を有する監督委員が当事者である否認の訴え（前条第一項の訴え及び第四百零一条第一項の規定により受継された訴訟手続を含む。）が係属する場合には、再生債務者は、当該訴えの目的である権利又は義務に係る請求をするため、相手方を被告としてその訴訟に参加することができる。

3 前項に規定する場合には、相手方は、当該訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、再生債務者を被告として、当該訴訟の目的である権利又は義務に係る訴えをこれに併合して提起することができる。

4 民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定は前三項の場合について、同法第四十三条並びに第四十七条第二項及び第三項の規定は第一項及び第二項の規定による参加の申出について準用する。

(否認権行使の期間)

第二百三十九条 否認権は、再生手続開始の日（再生手続開始の日より前に破産手続が開始されている場合には、破産手続開始の日）から二年を経過したときは、行使することができない。否認しようとする行為の日から十年を経過したときも、同様とする。

(詐害行為取消訴訟等の取扱い)

第四百零一条 否認権限を有する監督委員又は管財人は、第四百零二条第一項の規定により中断した訴訟手続のうち、民法第四百二十四条第一項の規定により再生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の請求若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟に係るものを受け継ぐことができる。この場合において、受継の申立ては、相手方もすることができる。

2 前項の場合においては、相手方も再生債権者又は破産管財人に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

3 第一項に規定する訴訟手続について同項の規定による受継があつた後に再生手続が終了したときは、次条第一項の規定により中断している場合を除き、当該訴訟手続は中断する。

4 前項の場合又は第一項に規定する訴訟手続が次条第一項の規定により中断した後に再生手続が終了した場合には、再生債権者又は破産管財人において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

(否認の訴え等の中断及び受継)

第四百零二条 次の各号に掲げる裁判が取り消された場合には、当該各号に定める訴訟手続は、中断する。

一 監督命令又は第五十六条第一項の規定による裁判 否認権限を有する監督委員が当事者である否認の訴え若しくは第三百三十七条第一項の訴えに係る訴訟手続

二 否認権限を有する監督委員が第三百三十八条第一項の規定による参加をした訴訟手続又は否認権限を有する監督委員が受継した前条第一項に規定する訴訟手続

三 管理命令 管財人が当事者である第三百三十七条第一項の訴えに係る訴訟手続又は管財人が受継した前条第一項に規定する訴訟手続

四 前項の規定により中断した訴訟手続は、その後、監督委員が第五十六条第一項の規定により否認権を行使する権限を付与された場合又は管財人が選任された場合には、その監督委員又は管財人においてこれを受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

五 前項の規定により中断した訴訟手続は、その後、監督委員が第五十六条第一項の規定により否認権を行使する権限を付与された場合又は管財人が選任された場合には、その監督委員又は管財人においてこれを受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

（担保権消滅の許可等）
第四百八十条 再生手続開始の時に再生債務者の財産につき第五十三条第一項に規定する担保権（以下この条、次条及び第五十二条において「担保権」という。）が存する場合において、当該財産が再生債務者の事業の継続に欠くことのできないものであるときは、再生債務者等は、裁判所に対し、当該財産の価額に相当する金銭を裁判所に納付して当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

2 前項の許可の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 担保権の目的である財産の表示

二 前号の財産の価額

三 消滅すべき担保権の表示

四 前号の担保権によって担保される債権の額

3 第一項の許可の決定があつた場合には、その裁判書を、前項の書面（以下この条及び次条において「申立書」という。）とともに、当該申立書に記載された同項本文の規定を適用しない。（以下この条から第五十三条までにおいて「担保権者」という。）に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

4 前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、即時抗告をすることができる。

5 第二項第三号の担保権が根抵当権である場合において、根抵当権者が第三項の規定による送達を受けた時から二週間を経過したときは、根抵当権の担保すべき元本は、確定する。

6 民法第三百九十八条の二十第二項の規定は、第一項の許可の申立てが取り下げられ、又は同項の許可が取り消された場合について準用する。

7 （価額決定の請求）
第四百九条 担保権者は、申立書に記載された前条第二項第二号の価額（第五十一条及び第五十二条において「申出額」という。）について異議があるときは、当該申立書の送達を受けた日から一月以内に、担保権の目的である財産（次条において「財産」という。）について価額の決定を請求することができる。

2 前条第一項の許可をした裁判所は、やむを得ない事由がある場合に限り、担保権者の申立てにより、前項の期間を延長することができる。

3 第一項の規定による請求（以下この条から第五十二条までにおいて「価額決定の請求」という。）に係る事件は、再生裁判所が管轄する。

4 前項に規定する費用の予納がないときは、再生裁判所は、価額決定の請求を却下しなければならない。

5 前項に規定する費用の予納がないときは、再生裁判所は、価額決定の請求を却下しなければならない。

（財産の価額の決定）
第五十条 価額決定の請求があつた場合には、再生裁判所は、当該請求を却下する場合を除き、評価人を選任し、財産の評価を命じなければならない。

2 前項の場合には、再生裁判所は、評価人の評価に基づき、決定で財産の価額を定めなければならない。

3 担保権者が数人ある場合には、前項の決定は、担保権者の全員につき前条第一項の期間（同条第二項の規定により期間が延長されたときは、その延長された期間。第五十二条第一項において「請求期間」という。）が経過した後に行ななければならない。この場合において、数個の価額決定の請求事件が同時に係属するときは、事件を併合して裁判しなければならない。

4 第二項の決定は、価額決定の請求をしなかつた担保権者に対して、その効力を有する。

5 価額決定の請求についての決定又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を再生債務者等及び担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 第五十一条 価額決定の請求に係る手続に要した費用は、前条第二項の規定により定められた価額が、申出額を超える場合には再生債務者の負担とし、申出額を超える部分には再生債務者の負担とし、その余の部分は価額決定の請求をした者の負担とする。

2 前条第五項の即時抗告に係る手続に要した費用は、当該即時抗告をした者の負担とする。

3 第一項の規定により再生債務者に対して費用請求権を有する者は、その費用に関し、次条第一項の規定により納付された金銭について、他の担保権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

4 次条第四項の場合には、第一項及び第二項の費用は、これらの規定にかかわらず、再生債務者の負担とする。この場合においては、再生債務者に対する費用請

求権は、共益債権とする。

(価額に相当する金銭の納付等)

第百五十二条 再生債務者等は、請求期間内に価額決定の請求がなかったとき、又は価額決定の請求のすべてが取り下げられ、若しくは却下されたときは申出額に相当する金銭を、第百五十条第二項の規定が確定したときは当該決定により定められた価額に相当する金銭を、裁判所の定める期限までに裁判所に納付しなければならない。

2 担保権者の有する担保権は、前項の規定による金銭の納付があった時に消滅する。

3 第一項の規定による金銭の納付があったときは、裁判所書記官は、消滅した担保権に係る登記又は登録の抹消を嘱託しなければならない。

4 再生債務者等が第一項の規定による金銭の納付をしないときは、裁判所は、第百四十八条第一項の許可を取り消さなければならない。

(配当等の実施)

第百五十三条 裁判所は、前条第一項の規定による金銭の納付があった場合には、次項に規定する場合を除き、配当表に基づいて、担保権者に対する配当を実施しなければならない。

2 担保権者が一人である場合又は担保権者が二人以上であつて前条第一項の規定により納付された金銭で各担保権者の有する担保権によつて担保される債権及び金を交付し、剰余金を再生債務者等に交付する。

3 民事執行法第八十五条から第八十六条まで及び第八十八条から第九十二条までの規定は第一項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は前項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。

(再生計画認可前の手続廃止)

第百九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。

一 決議に付するに足りる再生計画案の作成の見込みがないことが明らかになったとき。

二 裁判所が定めた期間若しくはその延長した期間内に再生計画案の提出がないとき、又はその期間内に提出されたすべての再生計画案が決議に付するに足りないものであるとき。

三 再生計画案が否決されたとき、又は第百七十二条の五第一項本文及び第四項の規定により債権者集会の続行期日が定められた場合において、同条第二項及び第三項の規定に適合する期間内に再生計画案が可決されないとき。

第百九十二条 債権届出期間の経過後再生計画認可の決定の確定前において、第二十一条第一項に規定する再生手続開始の申立ての事由のないことが明らかになったときは、裁判所は、再生債務者、管財人又は届出再生債権者の申立てにより、再生手続廃止の決定をしなければならない。

2 前項の申立てをする場合には、申立人は、再生手続廃止の原因となる事実を疎明しなければならない。

(再生債務者の義務違反による手続廃止)

第百九十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、監督委員若しくは管財人の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をすることができる。

一 再生債務者が第三十条第一項の規定による裁判所の命令に違反した場合

二 再生債務者が第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定に違反し、又は第五十四条第二項に規定する監督委員の同意を得ないで同項の行為をした場合

三 再生債務者が第百一条第五項又は第百三条第三項の規定により裁判所が定めた期限までに認否書を提出しなかった場合

(再生計画認可後の手続廃止)

第百九十四条 再生計画認可の決定が確定した後再生計画が遂行される見込みがないことが明らかになったときは、裁判所は、再生債務者等若しくは監督委員の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。

(再生手続廃止の公告等)

第百九十五条 裁判所は、再生手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3 第三百七十五条第三項の規定は、前項の即時抗告並びにこれについて準用する。第十八条において準用する民事訴訟法第三百三十六条の規定による抗告及び同法第三百三十七條の規定による抗告の許可の申立てについては、再生手続廃止の決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

4 再生手続廃止の決定は、確定しなければその効力を生じない。

5 再生手続廃止の決定は、再生手続の廃止は、再生計画の遂行及びこの法律の規定によつて生じた効力に影響を及ぼさない。

6 再生手続廃止の決定は、再生手続の廃止は、再生計画の遂行及びこの法律の規定によつて生じた効力に影響を及ぼさない。

7 再生手続廃止の決定は、再生手続の廃止は、再生計画の遂行及びこの法律の規定によつて生じた効力に影響を及ぼさない。

（再生手続開始の決定があつた場合の破産事件の移送）
第二百四十八條 裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、破産手続開始の前後を問わず、同一の債務者につき再生手続開始の決定があつた場合において、当該破産事件を処理するために相当であると認めるときは、職権で、当該破産事件を再生裁判所に移送することができる。

（再生手続終了前の破産手続開始の申立て等）
第二百四十九條 破産手続開始前の再生債務者について再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止若しくは再生計画不認可の決定又は再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。以下この条において同じ。）があつた場合には、第三十九條第一項の規定にかかわらず、当該決定の確定前においても、再生裁判所に当該再生債務者についての破産手続開始の申立てをすることができ、破産手続開始後の再生債務者について再生計画認可の決定の確定前により破産手続が効力を失つた後に第九十三條若しくは第九十四条の規定による再生手続廃止又は再生計画取消しの決定があつた場合も、同様とする。

2 前項の規定による破産手続開始の申立てに係る破産手続開始の決定は、同項前段に規定する決定又は同項後段の再生手続廃止若しくは再生計画取消しの決定が確定した後でなければ、することができない。

（再生手続の終了に伴う職権による破産手続開始の決定）
第二百五十條 破産手続開始前の再生債務者について再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止、再生計画不認可又は再生計画取消しの決定が確定した場合において、裁判所は、当該再生債務者に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に從い、破産手続開始の決定をすることができる。破産手続開始後の再生債務者について再生計画認可の決定が確定した場合に、職権で、破産法に從い、破産手続開始の決定をしない場合を除く。ただし、前条第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定をする場合は、この限りでない。

（再生手続の終了に伴う破産手続開始前の保全処分等）
第二百五十一條 裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第二十四条第一項の規定による中止の命令、同法第二十五条第一項に規定する包括的禁止命令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第二項に規定する保全管理命令又は同法第七十一条第一項の規定による保全処分（以下この条及び第二百五十四條第四項において「保全処分等」という。）を命ずることができる。

一 破産手続開始前の再生債務者につき再生手続開始の申立ての棄却、再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止、再生計画不認可又は再生計画取消しの決定があつた場合
二 破産手続開始後の再生債務者につき再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失つた後に第九十三條若しくは第九十四条の規定による再生手続廃止又は再生計画取消しの決定があつた場合

3 該保全処分等を取り消さなければならぬ。同号に規定する決定を取り消す決定があつたときは、その効力を失う。同項第二号の再生手続廃止又は再生計画取消しの決定を取り消す決定があつたときにおける同号の規定による保全処分等についても、同様とする。

4 破産法第二十四条第四項、第二十五条第六項、第二十八条第三項、第九十一条第五項及び第七十一条第四項の規定にかかわらず、第二項の規定による決定に對しては、即時抗告をすることができない。

（再生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係）
第二百五十二條 破産手続開始前の再生債務者に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定（破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第六十條（第一項第一号を除く。）、第六十二條（第一項第二号を除く。）、第六十三條第二項、第六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條並びに第六十七條第二項（同法第七十条第二項において準用する場合

る銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(10) 金融商品取引法第五十二条第二項若しくは第六十条の八第二項(同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(11) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

三 個人である場合にあっては、次に掲げる者に該当する者

ロイ 前号イからホまでのいずれか次に該当する者

イ 金融サービス仲介業(前号イからホまでのいずれか次に該当する者)の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第五号ホにおいて同じ。

四 内閣府令で定める場合に該当する者

イ 保険媒介業務を行う場合に該当する者

ロイ 保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者又はこれらの役員若しくは使用人(以下この節において同じ。)(保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者)若しくは、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者(以下この節において同じ。)

ハ 保険契約の締結の媒介を行う使用人のうち次に該当する者のある者

(1) 登録の申請の日前三年以内に保険媒介業務又は保険募集に關し著しく不適當な行為をした者

(2) 保険募集人(保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者)に限る。

(3) 又は保険仲立人

ホニ 個人である場合にあっては、金融サービス仲介業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハ(2)若しくは(3)のいずれかに該当する者

七六 有価証券等仲介業務を行う場合にあっては、銀行その他政令で定める者

貸金業貸付媒介業務を行う場合にあっては、政令で定める使用人のうちに第二号イからホまでのいずれかに該当する者のある者

○ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)(抄)

(業務の範囲)

第五十四条 農林中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 会員の預金の受入れ

二 会員の預金の貸付け又は手形の割引

三 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

二 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

三 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

四 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

- 五 金融商品取引法第二十八條第八項に規定する有価証券関連業務を営む者（金融商品仲介業者（同法第二條第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一〇一号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。）有価証券等仲介業者（同法第四項に規定する有価証券等仲介業者をいう。）第七十二條第一項第三号の二において同じ。）を行う者に限る。）のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。）
- 二一 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。
- 二 有価証券（第五号に規定する証券をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第七号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
- 三 有価証券の貸付け
- 四 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 五 金銭債権の譲渡性預金証券その他の主務省令で定める証券をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
- 六 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて金銭債権（民法第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二百二號）第二條第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。）その他特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
- 七 有価証券社債等の取得又は譲渡
- 八 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- 九 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二號）により営む担保付社債に関する信託業務
- 十 株式会社日本政策金融公庫その他主務大臣が定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行法第四條第五項に規定する銀行等を除く。）以下「外国銀行」という。）を除く。）の業務の代理又は媒介（農林中央金庫の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介及び外国において行う外国銀行（農林中央金庫の子会社を除く。）の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）
- 十一 五の五第一項の契約又は締結及び当該契約に係る第九十五條の五の五及び第九十五條の五の六において「会員農水産業協同組合等」という。）に係る第九十五條の五の五第一項の契約の締結及び当該契約に係る第九十五條の五の五及び第九十五條の五の六の第一項の基準の作成
- 十二 有価証券、貴金属その他の物品の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 十三 両替振替業
- 十四 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるものうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの
- 十五 デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
- 十六 金貨、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第七十七號）第二條第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。第七項第五号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち農林中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十四号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 十七 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十五号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）
- 十八 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証券をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの
- 十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 二十 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務
- 二十一 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契

- 約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。
- ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するに必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することとを内容とするものであること。
- ハ 前号に掲げる業務の代理又は媒介として、顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他農林中央金庫の保有する情報等を第三者に提供する業務であらう。
- 二一 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他農林中央金庫の保有する情報等を第三者に提供する業務であらう。
- 二二 農林中央金庫の保有する人材、情報通信技術の高度化又は農林中央金庫の利用者の利便の向上に資するもの。
- 二三 農林中央金庫の保有する人材、情報通信技術の高度化又は農林中央金庫の利用者の利便の向上に資するもの。
- 二四 地域活性化、産業の生産性の向上その他の他の構築に資する業務として主務省令で定めるもの。
- 二五 前項第五号に掲げる業務は同号に規定する証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第六号の二に掲げる業務には短期債等に関する、金融商品取引法第二十八条第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。
- 六 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 短期債等 次に掲げるものをいう。
- イ 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債
- ロ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
- ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債
- ホ 保険業法（平成七年法律第五十号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債
- ヘ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十号）第二条第八項に規定する特定短期社債
- ト 第六十二条の二第一項に規定する法律（平成十年法律第五十号）第二条第八項に規定する特定短期社債
- 一 権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権）
- (1) 各権利の性質を有するものを除く。に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの。
- (2) 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
- (3) 利息の支払期限が、(2)の元本の償還期と同じ日とする旨の定めがあること。
- 一 法の第三十三条第二項に規定する書面取引又は書面取引次ぎ行為。それぞれ金融商品取引法第二十八条第八号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法の第三十三条第二項に規定する書面取引又は書面取引次ぎ行為。それぞれ金融商品取引法第二十八条第八号に規定する有価証券の私募をいう。
- 二 特定目的会社、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。
- 三 特定目的会社、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。
- 四 有価証券の私募の取扱い。有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。
- 五 デリバティブ取引。株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。
- 六 有価証券関連デリバティブ取引。金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。
- 七 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。
- 一 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務
- 二 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）
- 三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務
- 四 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務
- 五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）
- 六 政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。
- 八 農林中央金庫は、第四項第八号及び第九号並びに前項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第五十四号）、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。

項各号に掲げるもの（共益債権であるものを除く。）のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時ににおける時価であるとした場合における当該担保権によつて担保された範囲のものをいう。ただし、当該被担保債権（社債を除く。）のうち利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権の部分については、更生手続開始後一年を経過する時（その時まで更生計画認可の決定があるときは、当該決定の時）までに生ずるものに限る。

11
15
（管財人の権限）

第七十二条 更生手続開始の決定があつた場合には、更生会社の事業の経営並びに財産（日本国内にあるかどうかを問わない。第四項において同じ。）の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した管財人に専属する。

2
7
（略）

○ 仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「仲裁合意」とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断（以下「仲裁判断」という。）に服する旨の合意をいう。

2
3
（略）

○ 破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）

第五条 破産事件は、債務者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者で外国に主たる営業所を有するものであるときは日本におけるその主たる営業所の所在地、営業者でないとき又は営業者であっても営業所を有しないときはその普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

2 前項の規定による管轄裁判所がないときは、破産事件は、債務者の財産の所在地（債権については、裁判上の請求をすることができる地）を管轄する地方裁判所が管轄する。

3 10
（略）

（不服申立て）
第九条 破産手続等に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があつた場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。

（費用の予納）
第二十二條 破産手続開始の申立てをするときは、申立人は、破産手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

（債務者の財産に関する保全処分）
第二十八條 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、その財産の処分禁止の仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2
6
（略）

（破産手続開始の決定と同時に定めるべき事項等）
第三十一條 裁判所は、破産手続開始の決定と同時に、一人又は数人の破産管財人を選任し、かつ、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 破産債権の届出をすべき期間
二 破産者の財産状況を報告するために招集する債権者集会（第四項、第百三十六條第二項及び第三項並びに第百五十八條において「財産状況報告集会」という。）の期日
三 破産債権の調査をするための期間（第百十六條第二項の場合にあっては、破産債権の調査をするための期日）

5 2 4 (略)
4 第一項の場合において、知れている破産債権者の数が千人以上であり、かつ、相当と認めるときは、裁判所は、次条第四項本文及び第五項本文において準用する同条第三項第一号、第三十三条第三項本文並びに第三百三十九条第三項本文の規定による破産債権者（同項本文の場合にあっては、同項本文に規定する議決権者。次条第二項において同じ。）に対する通知をせず、かつ、第一百一十一条、第一百二十二条又は第一百四十四条の規定により破産債権の届出をした破産債権者（以下「届出をした破産債権者」という。）を債権者集会の期日に呼び出さない旨の決定をすることができる。

第三十二条 (破産手続開始の公告等)
一・二 裁判所は、破産手続開始の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

三 前条第一項の規定により定めた期間又は期日

3 2 (略)
二 次に掲げる者には、前二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。
一 破産管財人、破産者及び知れている破産債権者

4 5 (略)

第四十四条 (破産財団に関する訴えの取扱い)
2 破産手続開始の決定があつたときは、破産者を当事者とする破産財団に関する訴訟手続は、中断する。
6 (略)

第四十五条 (債権者代位訴訟及び詐害行為取消訴訟の取扱い)
2 破産管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。
6 (略)

第五十三条 (双務契約)
2 前項の場合には、相手方は、破産管財人に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をしたか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、破産管財人がその期間内に確答をしないときは、契約の解除をしたものとみなす。
3 前項の規定は、相手方又は破産管財人が民法第六百三十一条前段の規定により解約の申入れをすることができる場合又は同法第六百四十二条第一項前段の規定により契約の解除をすることができる場合について準用する。

第六十三条 (運送中の物品の売主等の取戻権)
2 売主が売買の目的である物品を買主に発送した場合において、買主がまだ代金の全額を弁済せず、かつ、到達地でその物品を受け取らない間に買主に

ついで破産手続開始の決定があつたときは、売主は、その物品を取り戻すことができる。ただし、破産管財人が代金の全額を支払つてその物品の引渡しを請求することを妨げない。

3 第一項の規定は、物品の買入れの委託を受けた問屋がその物品を委託者に発送した場合について準用する。この場合において、同項中「代金」とあるのは、「報酬及び費用」と読み替えるものとする。

第六十四条 (代償的取戻権)
2 前項の場合において、破産管財人が選任されている場合には、保全管理人（保全管理人）が破産手続開始前に取戻権の目的である財産を譲り渡した場合に、当該財産に

ついて取戻権を有する者は、反対給付の請求権の移転を請求することができる。破産管財人が取戻権の目的である財産を譲り渡した場合も同様とする。

破産管財人が反対給付を受けたときは、同項の取戻権を有する者は、破産管財人が反対給付として受けた財産の給付を請求することができる。

破産管財人が反対給付を受けたときは、同項の取戻権を有する者は、破産管財人が反対給付として受けた財産の給付を請求することができる。

きる。

(破産管財人の権限)
第七十八条 破産手続開始の決定があつた場合には、破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した破産管財人に専属する。
2 6 (略)

(当事者適格)
第八十条 破産財団に関する訴えについては、破産管財人を原告又は被告とする。

(保全管理命令)
第九十一条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、債務者（法人である場合に限る。以下この節、第四百八条第四項及び第五百十二条第二項において同じ。）の財産の管理及び処分が失当であるとき、その他債務者の財産の確保のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に關し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。
2 裁判所は、前項の規定による処分（以下「保全管理命令」という。）をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならぬ。

3 前二項の規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十三条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。
4 裁判所は、保全管理命令を変更し、又は取り消すことができる。
5 保全管理命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(保全管理命令に関する公告及び送達)
第九十二条 裁判所は、保全管理命令を發したときは、その旨を公告しなければならない。保全管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合も、同様とする。

2 保全管理命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。
3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(保全管理人の権限)
第九十三条 保全管理命令が發せられたときは、債務者の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。
2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
3 第七十八条第二項から第六項までの規定は、保全管理人について準用する。

(保全管理人の任務終了の場合の報告義務)

第九十四条 保全管理人の任務が終了した場合には、保全管理人は、遅滞なく、裁判所に書面による計算の報告をしなければならない。
2 前項の場合において、保全管理人が欠けたときは、同項の計算の報告は、同項の規定にかかわらず、後任の保全管理人又は破産管財人がしなければならない。

(保全管理人代理)
第九十五条 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の保全管理人代理を選任することができる。
2 前項の規定による保全管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

(準用)
第九十六条 第四十条の規定は保全管理人の請求について、第四十七条、第五十条及び第五十一条の規定は保全管理命令が發せられた場合について、第七十四条第二項、第七十五条、第七十六条、第七十九条、第八十条、第八十二条から第八十五条まで、第八十七条第一項及び第二項並びに第九十条第一項の規定は保全管理人とあるのは「第九十二条第一項の規定による公告」と、第九十条第一項中「後任の破産管財人」とあるのは「後任の保全管理人、破産管財人」と読み替えるものとする。

- 2 債務者の財産に関する訴訟手続及び債務者の財産関係の事件で行政庁に係属するものについては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める規定を準用する。
 - 一 保全管理命令が発せられた場合（第四十四条第一項から第三項まで）
 - 二 保全管理命令が効力を失った場合（破産手続開始の決定があつた場合を除く。）（第四十四条第四項から第六項まで）

（破産債権の行使）
第百条 破産債権は、この法律に特別の定めがある場合を除き、破産手続によらなければ、行使することができない。
（略）

- 2 破産債権者表の作成等）
第百十五条 裁判所書記官は、届出があつた破産債権について、破産債権者表を作成しなければならぬ。
2 前項の破産債権者表には、各破産債権について、第百十一条第一号から第四号まで及び第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならぬ。
3 破産債権者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

（破産債権の調査の方法）
第百十六条 裁判所による破産債権の調査は、次款の規定により、破産管財人が作成した認否書並びに破産債権者及び破産者の書面による異議に基づいてする。
2 前項の規定にかかわらず、裁判所は、必要があるときは、第三款の規定により、破産債権の調査を、そのための期日における破産管財人の認否並びに破産債権者及び破産者の異議に基づいてすることができる。
3 破産債権者及び破産者の異議に基づいて一般調査期間における破産債権の調査の後であっても、第百九条の規定による特別調査期間における書面による破産債権の調査をすることができ、必要があると認めるときは、第百十八条の規定による一般調査期間における書面による破産債権の調査の後であっても、第百二十二条の規定による特別調査期間における破産債権の調査をすることができる。

（認否書の作成及び提出）
第百十七条 破産管財人は、一般調査期間が定められたときは、債権届出期間内に届出があつた破産債権について、次に掲げる事項についての認否を記載した認否書を作成しなければならない。
一 破産債権の額
二 優先的破産債権の額
三 劣後的破産債権又は約定劣後破産債権であること。
四 別除権（第百八条第二項に規定する特別の先取特権、質権若しくは抵当権又は破産債権を含む。）の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額

- 2 破産管財人は、債権届出期間の経過後に届出があり、又は届出事項の変更（他の破産債権者の利益を害すべき事項の変更に限る。以下この節において同じ。）があつた破産債権についても、前項各号に掲げる事項（当該届出事項の変更があつた場合にあつては、変更後の同項各号に掲げる事項。以下この節において同じ。）についての認否を同項の認否書に記載することができる。
3 破産管財人は、一般調査期間の裁判所の定める期限までに、前二項の規定により作成した認否書を裁判所に提出しなければならない。
4 第一項の規定により同項の認否書に記載すべき事項であつて前項の規定により提出された認否書に記載がないものがあるときは、破産管財人において当該事項を認められたものとみなす。
5 第二項の規定により第一項各号に掲げる事項についての認否を認否書に記載することができない破産債権について、第三項の規定により提出された認否書に当該事項の一部についての認否の記載があるときは、破産管財人において当該事項のうち当該認否書に記載のないものを認められたものとみなす。

（一般調査期間における調査）
第百十八条 届出をした破産債権者は、一般調査期間内に、裁判所に対し、前条第一項又は第二項に規定する破産債権についての同条第一項各号に掲げる事項について、書面で、異議を述べることができる。

- 2 破産者は、一般調査期間内に、裁判所に対し、前項の破産債権の額について、書面で、異議を述べることができる。
3 裁判所は、一般調査期間内に変更する決定をしたときは、その裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者（債権届出期間の経過前であつては、知れている破産債権者）に送達しなければならない。

4 前項の規定による送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりすることができる。

5 前項の規定による送達をした場合においては、その郵便物等が通常到達すべきであった時に、送達があったものとみなす。

(特別調査期間における調査)

第百十九条 裁判所は、債権届出期間の経過後、一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前にその届出があり、又は届出事項の変更があった破産債権について、その調査をするための期間(以下「特別調査期間」という。)を定めなければならない。ただし、当該破産債権について、破産管財人が第百十七条第三項の規定により提出された認否書に同条第一項各号に掲げる事項の全部若しくは一部についての認否を記載している場合又は一般調査期日において調査をすることに

ついて破産管財人及び破産債権者の異議がない場合は、この限りでない。

2 規定による届出事項の経過後又は一般調査期日の終了後、前項第二項若しくは第三項の規定による届出があり、又は同条第四項において準用する同条第一項の規定による届出事項の変更があった破産債権については、費用は、当該破産債権を有する者の負担とする。

3 破産管財人は、特別調査期間には、特別調査期間に関する費用は、当該破産債権を有する者の負担とする。

4 破産管財人は、特別調査期間に、特別調査期間に提出しなかつた破産債権を有する者の負担とする。

5 判所の定める期限までに、これを裁判所に提出しなかつた破産債権については、同条第四項の規定を準用する。

6 判所に対し、書面で、異議を述べることができない。

6 前条第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定があった場合における裁判書の送達について準用する。

(特別調査期間に関する費用の予納)

第百二十条 前条第一項本文又は第二項の場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、同条第三項の破産債権を有する者に対し、同項の費用の予納を命じなければならぬ。

2 前項の規定による処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3 第一項の規定による処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、異議の申立てをすることができる。

4 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

5 第一項の場合において、同項の破産債権を有する者が同項の費用の予納をしないときは、裁判所は、決定で、その者がした破産債権の届出又は届出事項の変更に係る届出を却下しなかつたければならない。

6 前項の規定による却下の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(一般調査期日における調査)

第百二十一条 破産管財人は、一般調査期日が定められたときは、当該一般調査期日に出頭し、債権届出期間内に届出があった破産債権について、第百十七条第一項各号に掲げる事項についての認否をしなければならぬ。

2 届出をした破産債権者又はその代理人は、一般調査期日に出頭し、前項の破産債権についての同項に規定する事項について、異議を述べることができる。

3 破産者は、一般調査期日に出頭しなかつたときは、正当な事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

4 前項本文の規定により出頭した破産者は、第一項の破産債権の額について、異議を述べることができる。

5 第三項の規定は、第三項ただし書の代理人について準用する。

6 前項ただし書の代理人は、必要事項に意見を述べなければならない。

7 前項の規定は、債権届出期間の経過後に届出があり、又は届出事項の変更があった破産債権について一般調査期日において調査をすることにつき破産管財人及び破産債権者の異議がない場合について準用する。

8 一般調査期日における破産債権の調査は、破産管財人が出頭しなければならない。

9 裁判所は、一般調査期日を変更する決定をしたときは、その裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者(債権届出期間の経過前にあっては、知れている破産債権者)に送達しなければならない。

10 裁判所は、一般調査期日における破産債権の調査の延期又は続行の決定をしたときは、当該一般調査期日において言渡しをした場合を除き、その裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者に送達しなければならない。

11 第百十八条第四項及び第五項の規定は、前二項の規定による送達について準用する。

(映像等の送受信による通話の方法による一般調査期日)

4 破産債権査定異議の訴えは、これを提起する者が、異議等のある破産債権を有する破産債権者であるときは異議者等の全員を、当該異議者等であるときは当該破産債権者を、それぞれ被告としなければならぬ。破産債権査定異議の訴えの口頭弁論は、第一項の期間を経過した後でなければ開始することができない。

5 同一の破産債権に関する破産債権査定異議の訴えが数個同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。この場合においては、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

7 破産債権査定異議の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、破産債権査定申立てについての決定を認可し、又は変更する。

(異議等のある破産債権に関する訴訟の受継)
第二百七条 異議等のある破産債権に關し破産手続開始当時訴訟が係属する場合において、破産債権者がその額等の確定を求めようとするときは、異議者等の全員を当該訴訟の相手方として、訴訟手続の受継の申立てをしなければならぬ。

2 第二百二十五条第二項の規定は、前項の申立てについて準用する。

(主張の制限)
第二百八条 破産債権査定申立てに係る査定の手続又は破産債権査定異議の訴えの提起若しくは前条第一項の規定による受継に係る訴訟手続においては、破産債権者は、異議等のある破産債権についての第一百一十一条第一号から第三号までに掲げる事項について、破産債権者表に記載されている事項のみを主張することができる。

(執行力ある債務名義のある債権等に対する異議の主張)
第二百九条 異議等のある破産債権のうち執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、異議者等は、破産者がすることのできる訴訟手続によつてのみ、異議を主張することができる。

2 前項に規定する異議等のある破産債権に關し破産手続開始当時訴訟が係属する場合において、同項の異議者等が同項の規定による異議を主張しようとするときは、当該異議者等は、当該破産債権を有する破産債権者を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。

3 第二百二十五条第二項の規定は第一項の規定による異議の主張又は前項の規定による受継については、第二百二十六条第五項及び第六項並びに前条の規定は前二項の場合について準用する。この場合においては、第二百二十六条第五項中「第一項の期間」とあるのは、「異議等のある破産債権に係る一般調査期間若しくは特別調査期間の末日又は一般調査期日若しくは特別調査期日から一月の不変期間」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第二百二十五条第二項の規定する期間内に第一項の規定による異議の主張又は第二項の規定による受継がされなかった場合には、異議者等が破産債権者であるときは第二百十八条第一項、第十九条第五項又は第二百二十一条第二項(同条第七項又は第二百二十二条第二項)において準用する場合を含む。)の異議はなかつたものとみなし、異議者等が破産管財人であるときは破産管財人においてその破産債権を認めたとみなす。

(破産債権の確定に関する訴訟の結果の記載)
第三十条 裁判所書記官は、破産管財人又は破産債権者の申立てにより、破産債権の確定に関する訴訟の結果(破産債権査定申立てについての決定に対する破産債権査定異議の訴えが、第二百二十六条第一項に規定する期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該決定の内容)を破産債権者表に記載しなければならぬ。

(破産債権の確定に関する訴訟の判決等の効力)
第三十一条 破産債権の確定に関する訴訟についてした判決は、破産債権者の全員に対して、その効力を有する。

2 破産債権査定申立てについての決定に対する破産債権査定異議の訴えが、第二百二十六条第一項に規定する期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該決定は、破産債権者の全員に対して、確定判決と同一の効力を有する。

(訴訟費用の償還)
第三十二条 破産財団が破産債権の確定に関する訴訟(破産債権査定申立てについての決定を含む。)によつて利益を受けたときは、異議を主張した破産債権者は、その利益の限度において財団債権者として訴訟費用の償還を請求することができる。

(破産手続終了の場合における破産債権の確定手続の取扱い)
第三十三条 破産手続が終了した際現に係属する破産債権査定申立ての手続は、破産手続開始の決定の取消し又は破産手続廃止の決定の確定により破産手続が終了したときは終了するものとし、破産手続終了したときは引き続き係属するものとする。

- 2 破産手続終結の決定により破産手続が終了した場合において、破産手続終了後に破産債権査定申立てについての決定があったときは、第二百二十六条第一項の規定により破産債権査定異議の訴えを提起することができる。
- 3 破産手続が終了した際現に係属する破産債権査定異議の訴えに係る訴訟手続又は第二百二十七条第二項の規定による受継があった訴訟手続であつて、破産管財人が当事者であるものは、破産手続終結の決定により破産手続が終了したときは、第四十四条第四項の規定にかかわらず、中断しないものとする。
- 4 破産手続が終了した際現に係属する破産債権査定異議の訴えに係る訴訟手続であつて、破産管財人が当事者でないものは、破産手続開始の決定の取消し又は破産手続廃止の決定の確定により破産手続が終了したときは終了するものとし、破産手続終結の決定により破産手続が終了したときは引き続き係属するものとする。
- 5 破産手続が終了した際現に係属する第二百二十七条第一項又は第二百二十九条第二項の規定による受継があった訴訟手続であつて、破産管財人が当事者でないものは、破産手続開始の決定の取消し又は破産手続廃止の決定の確定により破産手続が終了したときは中断するものとし、破産手続終結の決定により破産手続が終了したときは引き続き係属するものとする。
- 6 前項の規定により訴訟手続が中断する場合においては、第四十四条第五項の規定を準用する。

第三百三十四条 租税等の請求権及び罰金等の請求権については、第一款（第一百五十五条を除く。）から前款までの規定は、適用しない。

2 第三百三十四条の規定による届出があつた請求権（罰金、科料及び刑事訴訟費用の請求権を除く。）の原因（共助対象外国租税の請求権にあつては、共助実施決定）が審査請求、訴訟（刑事訴訟を除く。次項において同じ。）その他の不服の申立てをすることができる処分である場合には、破産管財人は、当該届出があつた請求権について、当該不服の申立てをする方法で、異議を主張することができる。

3 前項の場合において、当該届出があつた請求権に關し破産手続開始当時訴訟に係属するときは、同項に規定する異議を主張しようとする破産管財人は、当該届出があつた請求権を有する破産債権者を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならぬ。当該届出があつた請求権に關し破産手続開始当時破産財団に關する事件が行政庁に係属するときは、同様とする。

4 第二項の規定による異議の主張又は前項の規定による受継は、破産管財人が第二項に規定する届出があつたことを知った日から一月の不変期間内にしなければならない。

5 第二百二十四条第二項の規定は第二百三十四条の規定による届出があつた請求権について、第二百二十八条、第二百三十条、第二百三十一条第一項及び前条第三項の規定は第二項の規定による異議又は第三項の規定による受継があつた場合について準用する。

（財産の価額の評定等）

2 第三百三十三条 破産管財人は、破産手続開始後遅滞なく、破産財団に属する一切の財産につき、破産手続開始の時に於ける価額を評定しなければならない。この場合において、破産者をその評定に立ち会わせることができる。

3 破産管財人は、前項の規定による評定を完了したときは、直ちに破産手続開始の時に於ける財産目録及び貸借対照表を作成し、これらを裁判所に提出しなければならない。

3 破産財団に属する財産の総額が最高裁判所規則で定める額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、破産管財人は、裁判所の許可を得て、同項の貸借対照表の作成及び提出をしないことができる。

（別除権の目的の提示等）

2 第三百三十四条 破産管財人は、別除権者に対し、当該別除権の目的である財産の提示を求めることができる。

2 破産管財人が前項の財産の評価をしようとするときは、別除権者は、これを拒むことができる。

（封印及び帳簿の閉鎖）

2 第三百三十五条 破産管財人は、必要があると認めるときは、裁判所書記官、執行官又は公証人に、破産財団に属する財産に封印をさせ、又はその封印を除去させることができる。

2 裁判所書記官は、必要があると認めるときは、破産管財人の申出により、破産財団に關する帳簿を閉鎖することができる。

（破産財団に属する財産の引渡し）

2 第三百三十六条 裁判所は、破産管財人の申立てにより、決定で、破産者に対し、破産財団に属する財産を破産管財人に引き渡すべき旨を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の決定をする場合には、破産者を審尋しななければならない。

4 3 第一項の申立てについての決定及び前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、

5 第十条第三項本文の規定は、適用しない。
第一項の決定は、確定しなければその効力を生じない。

(裁判所への報告)
第一百五十七条 破産管財人は、破産手続開始後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、裁判所に提出しなければならない。

一 破産手続開始に至った事情
二 破産者及び破産財団に関する経過及び現状
三 第七十七条第一項の規定による保全処分又は第七十八条第一項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無
四 その他破産手続に関し必要な事項
2 破産管財人は、前項の規定によるもののほか、裁判所の定めるところにより、破産財団に属する財産の管理及び処分の状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

(財産状況報告集会への報告)
第一百五十八条 財産状況報告集会においては、破産管財人は、前条第一項各号に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。

(債権者集会への報告)
第五十九条 破産管財人は、債権者集会がその決議で定めるところにより、破産財団の状況を債権者集会に報告しなければならない。

(破産者の受けた反対給付に関する相手方の権利等)
第六十条 第六十条第一項若しくは第三項又は第六十一条第一項に規定する行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一 破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存する場合 当該反対給付の返還を請求する権利
二 破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存しない場合 財団債権者として反対給付の価額の返還を請求する権利
三 前項第二号の規定にかかわらず、同号に掲げる場合において、当該行為の当時、破産者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、相手方が破産者がその意思を有していたことを知っていたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一 破産者の受けた反対給付によって生じた利益の全部が破産財団中に現存する場合 財団債権者としてその現存利益の返還を請求する権利
二 (略)
三 破産者の受けた反対給付によって生じた利益の一部が破産財団中に現存する場合 財団債権者としてその現存利益の返還を請求する権利及び破産債権者として反対給付と現存利益との差額の返還を請求する権利
3・4 (略)

(破産者の受けた反対給付に関する転得者の権利等)
第七十条 第二 破産者がした第六十条第一項若しくは第三項又は第六十一条第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認されたときは、転得者は、第六十八条第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、同項第一号に掲げる場合において、破産者の受けた反対給付の価額の償還を請求する権利を行使することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第六十八条第一項第二号に掲げる場合において、当該行為の当時、破産者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、当該行為の相手方が破産者がその意思を有していたことを知っていたときは、転得者は、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

3 (略)
5 (略)
2 (否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え)
6 (否認の請求を認容する決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。)

(配当の方法等)
第百九十三条 破産債権者は、この章の定めるところに従い、破産財団から、配当を受けることができる。
2 破産債権者は、破産管財人がその職務を行う場所において配当を受けなければならない。ただし、破産管財人と破産債権者との合意により別段の定めをすることを妨げない。
3 破産管財人は、配当をしたときは、その配当をした金額を破産債権者表に記載しなければならない。

(配当の順位等)
第百九十四条 配当の順位は、破産債権間においては次に掲げる順位に、第一号の優先的破産債権間においては第九十八条第二項に規定する優先順位による。

1 優先的破産債権
2 前号 次号及び第四号に掲げるもの以外の破産債権
三 劣後的破産債権
四 約定劣後破産債権
2 同一順位において配当をすべき破産債権については、それぞれその債権の額の割合に応じて、配当をする。

(最後配当)
第百九十五条 破産管財人は、一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後であつて破産財団に属する財産の換価の終了後においては、第二百七条第一項に規定する場合を除き、遅滞なく、届出をした破産債権者に対し、この節の規定による配当(以下この章及び次章において「最後配当」という。)をしなければならない。
2 破産管財人は、最後配当をするには、裁判所書記官の許可を得なければならない。
3 裁判所は、破産管財人の意見を聴いて、あらかじめ、最後配当をすべき時期を定めることができる。

(配当表)
第百九十六条 破産管財人は、前条第二項の規定による許可があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した配当表を作成し、これを裁判所に提出しなければならない。
一 最後配当の手續に参加することができる破産債権者の氏名又は名称及び住所
二 最後配当の手續に参加することができる債権の額
三 第二項に掲げる事項は、優先的破産債権、劣後的破産債権及び約定劣後破産債権をそれぞれ他の破産債権と区分し、優先的破産債権については第九十八条第二項に規定する優先順位に従い、これを記載しなければならない。
3 破産管財人は、別除権に係る根抵当権によつて担保される破産債権については、当該破産債権を有する破産債権者が、破産管財人に対し、当該根抵当権の行使によつて弁済を受けることができない債権の額を証明しない場合においても、これを配当表に記載しなければならない。この場合においては、前条第二項の規定による許可があつた日における当該破産債権のうち極度額を超える部分の額を最後配当の手續に参加することができる債権の額とする。
4 前項の規定は、第九十八条第二項に規定する抵当権(根抵当権であるものに限る。)を有する者について準用する。

(配当の公告等)
第百九十七条 破産管財人は、前条第一項の規定により配当表を裁判所に提出した後、遅滞なく、最後配当の手續に参加することができる債権の総額及び最後配当をすることができる金額を公告し、又は届出をした破産債権者に通知しなければならない。
2 前項の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。
3 第一項の規定による通知が届出をした各破産債権者に通常到達すべきであつた時を経過したときは、破産管財人は、遅滞なく、その旨を裁判所に届け出なければならない。

(破産債権の除斥等)
第百九十八条 異議等のある破産債権(第百二十九条第一項に規定するものを除く。)について最後配当の手續に参加するには、当該異議等のある破産債権を有する破産債権者が、前条第一項の規定による公告が効力を生じた日又は同条第三項の規定による届出があつた日から起算して二週間以内に、破産管財人に対し、当該異議等のある破産債権の確定に関する破産債権査定申立てに係る査定の手続、破産債権査定異議の訴えに係る訴訟手續又は第百二十七条第一項の規定による受継があつた訴訟手續が係属していることを証明しなければならない。

議の訴えに係る訴訟手続、第二百二十七条第一項若しくは第二百二十九条第二項の規定による受継があつた訴訟手続又は同条第一項の規定による異議の主張に係る訴訟手続が係属しているものに対する配当額
二 租税等の請求権又は罰金等の請求権であつて前条第七項の規定による配当額の通知を發した時に審査請求、訴訟（刑事訴訟を除く。）その他の不服の申立ての手續が終了していないものに対する配当額
三 破産債権者が受け取らない配当額

（破産管財人に知れていない財団債権者の取扱い）
第二百三条 第二百一条第七項の規定による配当額の通知を發した時に破産管財人に知れていない財団債権者は、最後配当をすることができない金額をもつて弁済を受けることができない。

（簡易配当）

第二百四条 裁判所書記官は、第九十五条第一項の規定により最後配当をすることができるときは、破産管財人の申立てにより、最後配当に代えてこの節の規定による配当（以下この章及び次章において「簡易配当」という。）をすることを許可することができる。

一 配当をすることができるときは、第九十五条第一項の規定により同項第五号に掲げる事項を公告し、かつ、その旨を知れている破産債権者に対し同条第三項第一号の規定により通知した場合において、届出をした破産債権者が同条第五号に規定する時までに異議を述べなかつたとき。

二 裁判所が、第三十二条第一項の規定により同項第五号に掲げる事項を公告し、かつ、その旨を知れている破産債権者に対し同条第三項第一号の規定により通知した場合において、届出をした破産債権者が同条第五号に規定する時までに異議を述べなかつたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、相当と認められるとき。
破産管財人は、前項の規定による許可があつた場合には、次条において読み替えて準用する第九十六条第一項の規定により配当表を裁判所に提出した後、遅滞なく、届出をした破産債権者に対する配当見込額を定め、簡易配当の手續に参加することができる債権の総額、簡易配当をすることができるときは、該配当見込額を届出した破産債権者に通知しなければならぬ。

4 3 前項の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。
4 第二項の規定による通知が届出をした各破産債権者に通常到達すべきであつた時を経過したときは、破産管財人は、遅滞なく、その旨を裁判所に届け出なければならぬ。

（準用）

第二百五条 簡易配当については、前節（第九十五条、第九十七条、第二百条第三項及び第四項並びに第二百一条第七項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第九十六条第一項及び第三項中「前条第二項の規定による許可」とあるのは「第二百四条第一項の規定による許可」と、第九十八条第一項中「前条第一項の規定による公告が効力を生じた日又は同条第三項」とあるのは「第二週以内」と、同条第四項中「次項の規定による配当額の通知を發する前に」とあるのは「前条第一項に規定する期間内に」と、第二百二条第一号及び第二号中「前条第七項の規定による配当額の通知を發した時に」とあるのは「第二百二条第一項に規定する期間を経過した時に」と読み替へるものとする。

（簡易配当の許可の取消し）
第二百六条 破産管財人は、第二百四条第一項第三号の規定による許可があつた場合において、同条第二項の規定による通知をすることができるときは、同時に、簡易配当をすることを異議のある破産債権者は裁判所に対し同条第四項の規定による届出の日から起算して一週間以内に異議を述べ、裁判所書記官は、当該許可を取り消さなければならぬ。

（適用除外）
第二百七条 第二百四条第一項の規定による簡易配当の許可は、第二百九条第一項に規定する中間配当をした場合は、することができない。

第二百八条 裁判所書記官は、第九十五条第一項の規定により最後配当をすることができるときは、破産管財人の申立てがあつたときは、最後配当に代えてこの条の規定による配当（以下この章及び次章において「同意配当」という。）をすることができる。この場合において、破産管財人の申立ては、届出をした破産債権者の全員が、破産管財人が定めた配当表、配当額並びに配当の時期及び方法について同意している場合に限り、することができ、前項の規定による許可があつた場合には、破産管財人は、同項後段の配当表、配当額並びに配当の時期及び方法に従い、同項後段の届出をした破産債権者に対する

て破産債権者の意見を聴くことができる。この場合においては、当該意見の聴取を目的とする第三百三十五条第一項第二号又は第三号に掲げる者による同項の規定による債権者集会の招集の申立ては、することができない。

3 前二項の規定は、破産手続の費用を支弁するのに足りる金額の予納があつた場合には、適用しない。

4 裁判所は、第一項の規定による破産手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告し、かつ、その裁判書を破産者及び破産管財人に送達しなければならない。

5 裁判所は、第一項の申立てを棄却する決定をしたときは、その裁判書を破産管財人に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 第一項の規定による破産手続廃止の決定及び同項の申立てを棄却する決定に対しては、即時抗告をすることができない。

7 第一項の規定による破産手続廃止の決定を取り消す決定が確定したときは、当該破産手続廃止の決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

8 第一項の規定による破産手続廃止の決定は、確定しなければならない。その効力を生じない。

(破産債権者の同意による破産手続廃止の決定)

2 破産手続を廃止することについては、債権届出期間内に届出をした破産債権者の全員の同意を得るときは、破産手続廃止の決定をしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、破産財団から当該担保を供したことに限る。ただし、破産財団から当該担保を供した場合には、破産財団から当該担保を供した破産債権者が、まだ確定していない破産債権を有する破産債権者として、裁判所の決定によりその同意を得ることを要しないときを除く。

4 裁判所は、第一項の申立てがあつたときは、その旨を公告しなければならない。届出をした破産債権者は、前項の規定する公告が効力を生じた日から起算して二週間以内に、裁判所に対し、第一項の申立てについて意見を述べることができ、

5 前条第四項から第八項までの規定は、第一項の規定による破産手続廃止の決定について準用する。この場合において、同条第五項中「破産管財人」とあるのは、「破産者」と読み替へるものとする。

(破産者が法人である場合の破産債権者の同意による破産手続廃止の決定)

2 破産者が法人である場合の破産債権者の同意による破産手続廃止の決定は、定款その他の基本約款の変更に関する規定に従い、あらかじめ、当該法人を継続する手続をしなければならない。

(破産手続終結の決定)

2 破産手続終結の決定は、最後配当、簡易配当又は同意配当が終了した後、第八十八条第四項の債権者集会が終結したとき、又は第八十九条第二項に規定する期間が経過したときは、破産手続終結の決定をしなければならない。

2 破産手続廃止後又は破産手続終結後の破産債権者表の記載の効力

2 破産手続廃止の決定が確定したとき、又は前条第一項の規定による破産手続終結の決定があつたときは、確定した破産債権者表の記載は、破産者に対し、確定判決と同一の効力を有する。この場合において、破産債権者は、確定した破産債権について、当該破産者に対し、破産債権者表の記載により強制執行をすることができない。

2 前項の規定は、破産者(第二百一十一条第三項ただし書の代理人を含む。)が第百十八條第二項、第百十九條第五項、第百二十一條第四項(同条第六項(同条第七項又は第百二十二條第二項において準用する場合を含む。))若しくは第七項又は第百二十二條第二項において準用する場合を含む。)又は第百二十三條第一項の規定による異議を述べた場合には、適用しない。

○ 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)(抄)

第二十条 (定義) この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 登記権利者 権利に関する登記をすることにより、登記上、直接に利益を受ける者を除く。
- 二 登記義務者 権利に関する登記をすることにより、登記上、直接に不利益を受ける登記名義人を除く。
- 三 登記識別情報 第二十二条本文の規定により登記名義人が登記を申請する場合において、当該登記名義人自ら当該登記を申請していることを確認するために用いられる符号その他の情報であつて、登記名義人を識別することができるものをいう。
- 四 変更の登記 登記事項に変更があつた場合に当該登記事項を変更する登記をいう。
- 五 更正の登記 登記事項に錯誤又は遺漏があつた場合に当該登記事項を訂正する登記をいう。
- 六 略

(当事者の申請又は嘱託による登記)

第二十六条 登記は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

第二十七条 第二十八条、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第四十一条、第四十二条から第四十六条まで、第五十一条第五項及び第六項、第五十三条第二項、第五十六条、第五十八条第一項及び第三項、第五十九条第一号、第三号から第六号まで及び第八号、第六十六条、第六十七条、第七十一条、第七十三条第一項第二号から第四号まで、第二項及び第三項、第七十六条から第七十七号の四まで、第七十六条の六、第七十八条から第八十六条まで、第八十八条、第九十条から第九十二条まで、第九十四条、第九十五条第一項、第九十六条、第九十七条、第九十八条第二項、第九十九条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零四条から第一百零七条まで並びに第一百零八条第二項、第五項及び第六項を除く。)の規定は、官庁又は公署の嘱託による登記の手続について準用する。

(代理権の不消滅)

第二十七条 登記の申請をする者の委任による代理人の権限は、次に掲げる事由によつては、消滅しない。

- 一 本人の死亡
- 二 本人である法人の合併による消滅
- 三 本人である受託者の信託に関する任務の終了
- 四 法定代理人の死亡又はその代理権の消滅若しくは変更

(申請の方法)

第十八条 登記の申請は、次に掲げる方法のいずれかにより、不動産を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登記の目的その他の登記の申請に必要な事項として政令で定める情報(以下「申請情報」という。)を登記所に提供してしなければならない。

- 一 法務省令で定めるところにより電子情報処理組織(登記所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。))と申請人又はその代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法
- 二 申請情報を記載した書面(法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。)を提出する方法

(受付)

第十九条 登記官は、前条の規定により申請情報が登記所に提供されたときは、法務省令で定めるところにより、当該申請情報に係る登記の申請の受付をしなければならない。

- 一 同一の不動産に二以上の申請がされた場合において、その前後が明らかでないときは、これらの申請は、同時にされたものとみなす。
- 二 登記官は、申請の受付をしたときは、当該申請に受付番号を付さなければならない。この場合において、同一の不動産に二以上の申請がされたとき(前項の規定により同時にされたものとみなされるときを含む。)は、同一の受付番号を付するものとする。

(登記の順序)

第二十条 登記官は、同一の不動産に関し権利に関する登記の申請が二以上あつたときは、これらの登記を受付番号の順序に従つてしなければならない。

(登記識別情報の通知)

第二十一条 登記官は、その登記をすることによって申請人自らが登記名義人となる場合において、当該登記を完了したときは、法務省令で定めるところにより、速やかに、当該申請人に対し、当該登記に係る登記識別情報を通知しなければならない。ただし、当該申請人があらかじめ登記識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合その他の法務省令で定める場合は、この限りでない。

(登記識別情報の提供)
第二十二条 登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合その他登記名義人が政令で定める登記の申請をする場合には、申請人は、その申請情報と併せて登記義務者（政令で定める登記の申請にあっては、登記名義人。次条第一項、第二項及び第四項各号において同じ。）の登記識別情報を提供しなければならない。ただし、前条ただし書の規定により登記識別情報が通知されなかった場合その他の申請人が登記識別情報を提供することができないことにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

(事前通知等)
第二十三条 登記官は、申請人が前条に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により登記識別情報を提供することができないときは、法務省令で定める方法により、同条に規定する登記義務者に対し、当該申請があつた旨及び当該申請の内容が真実であると思料するときは法務省令で定める期間内に法務省令で定めるところによりその旨の申出をすべき旨を通知しなければならない。この場合において、登記官は、当該期間内にあつては、当該申請がない限り、当該申請に係る登記をすることができない。

2 登記官は、前項の登記の申請が所有権に関するものである場合において、同項の登記義務者の住所について変更の登記がされているときは、法務省令で定める場合を除き、同項の申請に基づいて登記をすべし前に、法務省令で定める方法により、同項の規定による通知のほか、当該登記義務者の登記記録上の前の住所にあって、当該申請があつた旨を通知しなければならない。

4 3 (略)
第一項の規定は、同項に規定する場合において、次の各号のいずれかに掲げるときは、適用しない。

一 当該申請が登記の申請の代理を業とすることができない代理人によつてされた場合であつて、登記官が当該代理人から法務省令で定めるところにより当該申請人が第一項の登記義務者であることを確認することができる情報（委託による代理人によつて申請する場合にあっては、その権限を証する情報）を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録について、公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条の規定により公証人の職務を行う法務事務官を含む。）から当該申請人が第一項の登記義務者であることを確認するために必要な認証がされ、かつ、登記官がその内容を相当と認めるとき。

(登記官による本人確認)
第二十四条 登記官は、登記の申請があつた場合において、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、次条の規定により当該申請を却下すべき場合を除き、申請人又はその代表者若しくは代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求め、登記官は、前項に規定する申請人又はその代表者若しくは代理人が遠隔の地に居住しているとき、その他相当と認めるときは、他の登記所の登記官に同項の調査を嘱託することができる。

(申請の却下)
第二十五条 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、登記の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 申請に係る不動産の所在地が当該申請を受けた登記所の管轄に属しないとき。

二 申請に係る登記事項（他の法令の規定により登記記録として登記すべき事項を含む。）以外の事項の登記を目的とするとき。

三 申請の権限を有しない者の申請によるとき。

四 申請情報又はその提供の方法がこの法律に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しないとき。

五 申請情報又はその提供の方法又は登記の目的である権利が登記記録と合致しないとき。

六 申請情報の内容である登記義務者（第六十五条、第七十六条の五、第七十七条、第八十九条第一項（同条第二項（第九十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十五条第二項において準用する場合を含む。）の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないとき。

七 申請情報の内容である登記義務者（第六十五条、第七十六条の五、第七十七条、第八十九条第一項（同条第二項（第九十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十五条第二項において準用する場合を含む。）の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないとき。

八 申請情報の内容が第六十一条に規定する登記原因を証する情報の内容と合致しないとき。

九 第二十二條本文若しくは第六十一條の規定又はこの法律に基づく命令若しくはその他の法令の規定により申請情報と併せて提供しなければならないとき

十 第二十三條第一項に規定する期間内に同項の申出がないとき。

十一 表示に関する登記の申請に係る不動産の表示が第二十九條の規定による登記官の調査の結果と合致しないとき。

十二 登録免許税を納付しないとき。

十三 前各号に掲げる場合のほか、登記すべきものでないときとして政令で定めるとき。

(政令への委任)

第二十六條 この章に定めるもののほか、申請情報の提供の方法並びに申請情報と併せて提供することが必要な情報及びその提供の方法その他の登記申請の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

(権利に関する登記の登記事項)

第五十九條 権利に関する登記の登記事項は、次のとおりとする。

一 登記の目的

二 申請の受付の年月日及び受付番号

三 登記原因及びその日付

四 登記に係る権利の権利者の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは当該権利の登記名義人ごとの持分

五 登記の目的である権利の消滅に関する定めがあるときは、その定め

六 共有物分割禁止の定め(共有物若しくは所有権以外の財産権について民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百五十六條第一項ただし書(同法第二百六十四條)において準用する場合を含む。)(若しくは第九百八條第二項の規定により分割をしない旨の契約をした場合若しくは同條第一項の規定により被相続人が遺言により共有物若しくは所有権以外の財産権について分割を禁止した場合における共有物若しくは所有権以外の財産権の分割を禁止する定め又は同條第四項の規定により家庭裁判所が遺産である共有物若しくは所有権以外の財産権についてした分割を禁止する審判をいう。第六十五條において同じ。)(があるときは、その定め

七 民法第四百二十三條その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請した者(以下「代位者」という。)(があるときは、当該代位者の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

八 第二号に掲げるもののほか、権利の順位を明らかにするために必要な事項として法務省令で定めるもの

(共同申請)

第六十條 権利に関する登記の申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、登記権利者及び登記義務者が共同してしなければならない。

(登記原因証明情報の提供)

第六十一條 権利に関する登記を申請する場合には、申請人は、法令に別段の定めがある場合を除き、その申請情報と併せて登記原因を証する情報を提供しなければならない。

(一般承継人による申請)

第六十二條 登記権利者、登記義務者又は登記名義人が権利に関する登記の申請人となることができる場合において、当該登記権利者、登記義務者又は登記名義人について相続その他の一般承継があつたときは、相続人その他の一般承継人は、当該権利に関する登記を申請することができる。

(判決による登記等)

第六十三條 第六十條、第六十五條又は第八十九條第一項(同條第二項(第九十五條第二項)において準用する場合を含む。)(及び第九十五條第二項)において準用する場合を含む。)(の規定にかかわらず、これらの規定により申請を共同してしなければならない者の一方に登記手續をすべきことを命ずる確定判決による登記は、当該申請を共同してしなければならない者の他方が単独で申請することができる。

3 2 相続又は法人の合併による権利の移転の登記は、登記権利者が単独で申請することができる。

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

(登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

第六十四条 登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記は、登記名義人が単独で申請することができる。
2 (略)

(権利の変更の登記又は更正の登記)
第六十六条 権利の変更の登記又は更正の登記は、登記上の利害関係を有する第三者(権利の変更の登記又は更正の登記につき利害関係を有する抵当証券の所持人又は裏書人を含む。以下この条において同じ。)の承諾がある場合及び当該第三者がない場合に限り、付記登記によってすることができる。

(登記の更正)

第六十七条 登記官は、権利に関する登記に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を登記権利者及び登記義務者(登記権利者及び登記義務者)がそれぞれ二人以上あるときは、その一人に対し通知すれば足りる。ただし、登記権利者、登記義務者又は登記義務者がその場合において、登記名義人(第三項及び第七十一条第一項において同じ。)に通知しなければならない。ただし、登記権利者、登記義務者又は登記義務者が、前項の場合において、登記の錯誤又は遺漏が登記官の過誤によるものであるときは、遅滞なく、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長の許可を得て、登記の更正をしなければならぬ。ただし、登記上の利害関係を有する第三者(当該登記の更正につき利害関係を有する抵当証券の所持人又は裏書人を含む。以下この項において同じ。)がある場合においては、当該第三者の承諾があるときに限る。
3 登記官が前項の登記の更正をしたときは、その旨を登記権利者及び登記義務者に通知しなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。
4 第一項及び前項の通知は、代位者にもしななければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

(登記の抹消)

第六十八条 権利に関する登記の抹消は、登記上の利害関係を有する第三者(当該登記の抹消につき利害関係を有する抵当証券の所持人又は裏書人を含む。以下この条において同じ。)がある場合には、当該第三者の承諾があるときに限り、申請することができる。

(職権による登記の抹消)

第七十一条 登記官は、権利に関する登記を完了した後に当該登記が第二十五条第一号から第三号まで又は第十三号に該当することを発見したときは、登記権利者及び登記義務者並びに登記上の利害関係を有する第三者に対し、一月以内の期間を定め、当該登記の抹消について異議のある者がその期間内に書面で異議を述べないときは、当該登記を抹消する旨を通知しなければならない。一月以内の期間を定め、当該登記の抹消について異議のある者がその期間内に書面で異議を述べないときは、通知を受けるべき者の住所又は居所が知れないときは、法務省令で定めるところにより、前項の通知に代えて、通知をすべき内容を公告しなければならない。
3 登記官は、第一項の異議を述べた者がいる場合において、当該異議に理由がないと認めるときは決定で当該異議を却下し、当該異議に理由があると認めるときは決定でその旨を宣言し、かつ、当該異議を述べた者に通知しなければならない。
4 登記官は、第一項の異議を述べた者がいないとき、又は前項の規定により当該異議を却下したときは、職権で、第一項に規定する登記を抹消しなければならない。

(抹消された登記の回復)

第七十二条 抹消された登記(権利に関する登記に限る。)の回復は、登記上の利害関係を有する第三者(当該登記の回復につき利害関係を有する抵当証券の所持人又は裏書人を含む。以下この条において同じ。)がある場合には、当該第三者の承諾があるときに限り、申請することができる。

(抵当権の順位の変更の登記等)

第八十九条 抵当権の順位の変更の登記の申請は、順位を変更する当該抵当権の登記名義人が共同してしなければならない。
2 (略)

(仮登記)

第一百五条 仮登記は、次に掲げる場合に行うことができる。
一 第三条各号に掲げる権利について保存等があった場合において、当該保存等に係る登記の申請をするために登記所に対し提供しなければならない情報であつて、第二十五条第九号の申請情報と併せて提供しなければならないものとされているものうち法務省令で定めるものを提供することができないとき。
二 (略)

(登記識別情報の安全確保)

第二百五十二条 登記官は、その取り扱う登記識別情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の登記識別情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 登記官その他の不動産登記の事務に従事する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所に勤務する法務事務官又はその職にあった者は、その事務に関して知り得た登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らしてはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二百五十三条 登記官の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第五十四条 登記簿等及び筆界特定書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

(個人情報保護の適用除外)

第五十五条 登記簿等に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

(審査請求)

第五十六条 登記官の処分が不服がある者又は登記官の不作为に係る処分を申請した者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。

2 審査請求は、登記官を経由してしなければならない。

(審査請求事件の処理)

第五十七条 登記官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作为に係る処分をすべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならない。

2 登記官は、前項に規定する場合を除き、審査請求の日から三日以内に、意見を付して事件を前条第一項の法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。

3 この場合において、当該法務局又は地方法務局長の長は、当該意見を行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員に送付するものとする。

3 前条第一項の法務局又は地方法務局長の長は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作为に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。

4 前条第一項の法務局又は地方法務局長の長は、前項の処分を命ずる前に登記官に仮登記を命ずることができる。

5 前条第一項の法務局又は地方法務局長の長は、審査請求に係る不作为に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、登記官に当該申請を却下する処分を命じなければならない。

6 前条第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第五十七条第二項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「不動産登記法第五十七条第二項の意見」とする。

(行政不服審査法の適用除外)

第五十八条 行政不服審査法第十三条、第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項から第七項まで、第二十九条第一項から第四項まで、第三十条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条、第四十九条第三項（審査請求に係る不作为が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。）から第五項まで及び第五十二条の規定は、第五十六条第一項の審査請求については、適用しない。

附 則

第六条 新法第十八条第一号の規定は、登記所ごとに同号に規定する方法による登記の申請をすることができる登記手続として法務大臣が指定した登記手続について、その指定の日から適用する。

2 前項の規定による指定は、告示してしなければならない。

3	第一項の規定による指定がされるまでの間、各登記所の登記手続についての新法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第二十一条の見出し	登記識別情報の通知	登記済証の交付
	第二十一条	登記識別情報を通知しなければ	登記済証を交付しなければ
	第二十一条ただし書	登記識別情報の通知	登記済証の交付
	第二十二条の見出し	登記識別情報の提供	登記済証の提出
	第二十二条	登記識別情報を提供しなければ	旧法第六十一条若しくは第六十一条の規定により還付され、若しくは交付された登記済証（附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた登記の申請について旧法第六十一条若しくは第六十一条の規定により還付され、又は交付された登記済証を含む。）又は附則第六条第三項の規定により読み替えて適用される第二十一条若しくは第六十一条の規定により交付された登記済証を提出しなければ
	第二十二条ただし書	登記識別情報が通知されなかった	旧法第六十一条若しくは第六十一条の規定により還付され、若しくは交付された登記済証（附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた登記の申請について旧法第六十一条若しくは第六十一条の規定により還付され、又は交付された登記済証を含む。）又は附則第六条第三項の規定により読み替えて適用される第二十一条若しくは第六十一条の規定により交付された登記済証を提出する
	第二十三条第一項	登記識別情報を提供する	登記済証を提出する
	第二十三条の見出し	官庁又は公署の嘱託による登記の登記識別情報	官庁又は公署の嘱託による登記の登記済証
	第一百七十七条第一項	登記識別情報	登記済証
	第一百七十七条第一項	通知しなければ	交付しなければ
	第一百七十七条第二項	登記識別情報の通知	登記済証の交付
		通知しなければ	交付しなければ

○ 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「信託会社」とは、第三条の内閣総理大臣の免許又は第七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

3 この法律において「管理型信託業」とは、次の各号のいずれかに該当する信託のみの引受けを行う営業をいう。
一 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者が株式の所有関係又は人的関係において受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者以外の者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理又は処分（当該信託の目的の達成のために必要な行為を含む。以下同じ。）が行われる信託

二 信託財産につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲内の利用行為若しくは改良行為のみが行われる信託

4・5（略）

6 この法律において「外国信託会社」とは、第五十三条第一項の内閣総理大臣の免許又は第五十四条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

7（略）

8（略）

9（略）

10（略）

11（略）

12（略）

13（略）

14（略）

15（略）

16（略）

17（略）

第三条（免許）
信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しない者
 この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第六十七条第一項と同種類の登録を取り消され、又は当該登録の更新を拒否され
 た場合において、その取消の日から五年を経過しない者
 第六十条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役員若しくは監査役、第五十九条第二項若しくは
 第六十条第二項の規定により解任を命ぜられた支店に駐在する役員若しくは第八十二条第二項の規定により解任を命ぜられた役
 員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役員、会計参与若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者でその処分
 を受けた日から五年を経過しない者
 第六号に規定する法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、
 第二百八条、第二百八条之二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団
 員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第
 五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなく
 なった日から五年を経過しない者
 個人である主要株主（申請者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する
 持株会社をいう。以下同じ。）の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。）のうち次に次のいずれかに該当する者のある株式
 会社
 イ 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者（心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人
 を置く者にあつては、当該代理人が当該内閣府令で定める者又は前号ロからチまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）
 ロ 前号ロからチまでのいずれかに該当する者
 イ 法人である主要株主のうち次に次のいずれかに該当する者のある株式会社
 第十條第一項の規定により第七十五条第一項の登録を取り消され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定に
 より第七條第一項の規定により第五十条の二第一項若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十条の二第二項の規定により同条第二項において準用する第七
 條第三項の登録の更新を拒否され、第五十四条第六項の規定により同条第二項において準用する第七條第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の
 規定により第五十三條第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六
 十七條第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法第十二條の規定により同法第三條の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する
 法律第十條の規定により同法第一條第一項の認可を取り消され、又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当
 する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者
 ハ 刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなく、かつ、この法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当
 する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者
 ホ 法人を代表する取締役若しくは執行役員、会計参与若しくは監査役又はこれらに準ずる者として内閣府令で定める者
 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者
 第八号ロからチまでのいずれかに該当する者
 前項第二号の政令で定める金額は、一億円を下回つてはならない。
 第二項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。
 第二項第九号及び第十号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全
 部の議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事
 実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七條第一項又は第四百八十八條第一
 十七條第一項において「対象議決権」という。）を保有している者という。保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第
 十七條第一項において「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社
 又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。
 一の各号に掲げる場合には、当該契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができ、当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決
 権信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができ、当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決
 権株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合、当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決
 権株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合、当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決
 権

8 内閣総理大臣は、第一項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要の限度において、第三条の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(商号)

第十四条 信託会社は、その商号中に信託という文字を用いなければならない。
2 信託会社でない者は、その名称又は商号のうち信託会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。ただし、担保付社債信託法第三条の免許又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた者については、この限りでない。

(名義貸しの禁止)

第十五条 信託会社は、自己の名義をもって、他人に信託業を営ませてはならない。

(業務の範囲)

第二十一条 信託会社は、信託業のほか、信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段関連業務及び財産の管理業務(当該信託会社の業務方法書(第四条第二項第三号又は第八条第二項第三号の業務方法書をいう。))において記載されている信託財産と同じ種類の財産につき、当該信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。を営むことができる。

2 信託会社は、前項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けて、その信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれない業務であつて、当該信託業務に関連するものを営むことができる。
3 6 (略)

(信託業務の委託)

第二十二条 信託会社は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、その受託する信託財産について、信託業務の一部を第三者に委託することができる。
一 信託業務の一部を委託すること及びその信託業務の委託先(委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続)が信託行為において明らかにされていること。

二 委託先が委託された信託業務を的確に遂行することができる者であること。
2 信託会社が信託業務を委託した場合における第二十八条及び第二十九条(第三項を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る第七章の規定の適用については、これらの規定中「信託会社」とあるのは、「信託会社(当該信託会社から委託を受けた者を含む。)」とする。

3 前二項の規定(第一項第二号を除く。)は、次に掲げる業務を委託する場合には、適用しない。
一 信託財産の保存行為に係る業務
二 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務
三 前二号のいずれにも該当しない業務であつて、受益者の保護に支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるもの

(信託業務の委託に係る信託会社の責任)

第二十三条 信託会社は、信託業務の委託先が委託を受けて行う業務につき受益者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、信託会社が委託先の選任につき相当の注意をし、かつ、委託先が委託を受けて行う業務につき受益者に加えた損害の発生を防止に努めたときは、この限りでない。

2 信託会社が信託業務を次に掲げる第三者(第一号又は第二号にあつては、株式の所有関係又は人的関係)において、委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者に該当し、かつ、受託者と密接な関係を有することとして政令で定める者に該当しない者に限り、委託したときは、前項の規定は、適用しない。ただし、信託会社又は当該委託先が不適任若しくは不誠実であること又は当該委託先が委託された信託業務を的確に遂行していないことを知りながら、その旨の受益者(信託管理人又は受益者代理人)が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。第三号、第二十九条の三及び第五十一条第一項第五号において同じ。))に対する通知、当該委託先への委託の解除その他の必要な措置をとることを怠つたときは、この限りでない。

一 信託行為において指名された第三者
二 信託行為において信託会社が委託者の指名に従い信託業務を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者
三 信託行為において信託会社が受益者の指名に従い信託業務を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者

(指定紛争解決機関との契約締結義務等)

第二十三条の二 信託会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。
一 指定紛争解決機関が存在する場合 一の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置

- 二 指定紛争解決機関が存在しない場合 手続対象信託業務に関する苦情処理措置（顧客からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第八十五条の十三第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。）及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。））
- 三 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。
 - 一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第八十五条の二十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第八十五条の二十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間
 - 二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決業務の廃止が第八十五条の二十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定紛争解決機関の第八十五条の二第一項の規定による指定が第八十五条の二十四第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間
 - 三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第八十五条の二第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

（信託の引受けに係る行為準則）
 第二十四条 信託会社は、信託の引受けに関して、次に掲げる行為（次条に規定する特定信託契約による信託の引受けにあつては、第五号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 委託者に対し虚偽のことを告げる行為
 - 二 委託者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為
 - 三 委託者若しくは受益者又は第三者に対し、特別の利益の提供を約し、又はこれを提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）
 - 四 委託者若しくは受益者又は第三者に対し、信託の受益権について損失を生じた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足することを約し、又は信託の受益権について損失を生じた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補する行為（第三者をして当該行為を約させ、又は行わせる行為を含み、自己の責めに帰すべき事故による損失を補てんする場合を除く。）
 - 五 その他委託者の保護に欠けるものとして内閣府令で定める行為
- 2 信託会社は、委託者の知識、経験、財産の状況及び信託契約を締結する目的に照らして適切な信託の引受けを行い、委託者の保護に欠けることのないように業務を営まなければならない。

（信託契約の内容の説明）
 第二十五条 信託会社は、信託契約による信託の引受けを行うときは、あらかじめ、委託者に対し当該信託会社の商号及び次条第一項第三号から第十六号までに掲げる事項（特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。）を説明しなければならない。ただし、委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（信託契約締結時の情報の提供）
 第二十六条 信託会社は、信託契約による信託の引受けを行ったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、委託者に対し次に掲げる事項に係る情報を提供しなければならない。ただし、当該情報を委託者に提供しなくても委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 一 信託契約の締結年月日
- 二 委託者の氏名又は名称及び受託者の商号
- 三 信託の目的
- 四 信託財産に関する事項
- 五 信託財産の管理又は処分の方法に関する事項（第二条第三項各号のいづれにも該当しない信託にあつては、信託財産の管理又は処分の方針を含む。）
- 六 信託財産の管理又は処分の方法に関する事項（第二条第三項各号のいづれにも該当しない信託にあつては、信託財産の管理又は処分の方針を含む。）
- 七 信託業務を委託する場合（第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。）には、委託する信託業務の内容並びにその業務の委託先の氏名又は

名称及び住所又は所在地（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）
第二十九条第二項各号に掲げる取引を行う場合には、その旨及び当該取引の概要

八 受益者に関する事項
九 信託財産の交付に関する事項
十 信託報酬に関する事項

十一 信託財産に関する事項
十二 信託財産の計算期間に関する事項
十三 信託財産の管理又は処分に関する事項
十四 信託契約の合意による終了に関する事項

十五 信託内閣府令で定める事項
十六 その他内閣府令で定める事項

第二項第十三号の信託財産の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えない。

（信託会社の忠実義務等）

第二十八条 信託会社は、信託の本旨に従い、受益者のため忠実に信託業務その他の業務を行わなければならない。

第三十條 信託会社は、内閣府令で定めるところにより、善良な管理者の注意をもって、信託業務を行わなければならない。信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理するための体制その他信託財産に損害を生じさせ、又は信託業務の信用を失墜させることのない体制を整備しなければならない。

（信託財産に係る行為準則）

第二十九条 信託会社は、その受託する信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 通常の取引の条件と異なる条件で、当該条件での取引が信託財産に損害を与えることとなる条件での取引を行うこと。

二 信託の目的、信託財産の状況又は信託財産の管理若しくは処分の方針に照らして不必要な取引を行うこと。

三 信託財産に関する情報を利用して自己又は当該信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもって取引（内閣府令で定めるものを除く。）を行うこと。

四 その他信託財産に損害を与え、又は信託業務の信用を失墜させるおそれがある行為として内閣府令で定める行為

若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）による受益者（信託管理の受益者代理人が現に存する場合に於ては、当該信託管理の受益者代理人を含む。）の承認を得た場合（当該取引をすることができない旨の信託管理の定めがある場合を除く。）であり、かつ、受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合を除き、次に掲げる取引をしてはならない。

一 自己又はその利害関係人（株式の所有関係又は人的関係において密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。）と信託財産との間における取引

二 一の信託の信託財産と他の信託の信託財産との間の取引

三 第三者との間において信託財産の取引であつて、自己が当該第三者の代理人となつて行うもの

三 信託会社は、前項各号の取引をした場合には、内閣府令で定めるところにより、信託財産の計算期間ごとに、当該信託財産に係る受益者に対し、当該期間における当該取引の状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければならない。ただし、当該情報を受益者に対し提供しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（費用等の償還又は前払の範囲等の説明）

第二十九条の三 信託会社は、受益者との間において、信託法第四十八条第五項（同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。）に規定する合意を行おうとすることができ、当該合意に基づいて費用等（同法第四十八条第一項に規定する費用等をいう。）若しくは信託報酬の償還又は費用若しくは信託報酬の前払を受け

ることができ、範囲その他の内閣府令で定める事項を説明しなければならない。

（免許）

第五十三条 第三条の規定にかかわらず、外国信託業者は、当該外国信託業者が国内における信託業の本拠として設ける一の支店（以下「主たる支店」という。）

2 前項の免許を受けようとする者（第五項及び第六項において「申請者」という。）は、信託業務を営むすべての支店の業務を担当する代表者（以下「国内における代表者」という。）を定め、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

て、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十一条第一項	第四條第二項第三号	第五十三條第三項第二号
第二十一条第六項	第八條第二項第三号	第五十四條第四項第二号
	第三條の免許	第五十三條第一項の免許
	第七條第一項の登録	第五十四條第一項の登録

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第八十五条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。第四号二に

一 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二に

二 第八十五条の二の第四号第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であ

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による

四 刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に執行されている者

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から

ニ 第八十五条の二の第四号第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国におい

テ受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当す

る業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類

する行政処分を取り消された場合において、その取消の日以前一月以内はその法人の役員（外国の法令上これと同様に執行されている者）に処せられ、その

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その

刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務の構成が紛争解決業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあること。

六 紛争解決等業務の実行に支障を及ぼすおそれがあること。

七 紛争解決等業務の実行に支障を及ぼすおそれがあること。

八 実施するに十分な見解を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を

除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号

に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた信託会社等の数の信託会社等の総数に占

める割合が政令で定める割合以下の場合とすること。内閣府令で定めるところにより、信託会社等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうか

2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、信託会社等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうか

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲

げる要件にあっては、第八十五条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議

しななければならない。第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を公

告しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(指定の申請) 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 主たる営業所又は事務所その他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

- 三 役員の名又は商号若しくは名称
- 二 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

- 三 業務規程
- 二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
- 一 組織に関する事項を記載した書類
- 四 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定める書類
- 五 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定める書類
- 六 その他内閣府令で定める書類
- 七 前項の場合において、定款、財産目録又は貸借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。

（秘密保持義務等）

- 八十五條の四 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第八十五條の十三第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第八十五條の七第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
- 二 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（指定紛争解決機関の業務）

- 八十五條の五 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。
- 二 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入信託会社等（手続実施基本契約を締結した相手方である信託会社等をいう。以下この章において同じ。）若しくはその顧客（以下この章において単に「当事者」という。）又は当事者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）

- 八十五條の六 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第八十五條の十三第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

（業務規程）

八十五條の七 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

- 一 手続実施基本契約の内容に関する事項
- 二 手続実施基本契約の締結に関する事項
- 三 紛争解決等業務の実施に関する事項
- 四 紛争解決等業務の費用に関する事項
- 五 当事者から紛争解決等業務の実施について加入信託会社等が負担する負担金に関する事項
- 六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項
- 七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの
- 二 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 一 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の顧客からの手続対象信託業務関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。
- 二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入信託会社等の顧客からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入信託会社等これらの手続に依りては、苦情処理手続又は紛争解決手続に依りては、正当な理由なくこれを拒んでならないこと。
- 三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続に依りては、正当な理由なくこれを拒んでならないこと。

四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、手続対象信託業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること。

五 紛争解決委員は、紛争解決手続の目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決手続の報告に報告しなければならないこと。

六 加入信託会社等は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決手続の報告に報告しなければならないこと。

七 加入信託会社等は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決手続の報告に報告しなければならないこと。

八 前二号に規定する場合のほか、加入信託会社等は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に關し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決手続の報告に報告しなければならないこと。

九 加入信託会社等は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなった場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決手続等に報告しなければならないこと。

十 加入信託会社等は、その顧客に対し指定紛争解決手続による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、手続対象信託業務関連苦情の処理又は手続対象信託業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項。

三 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に關する事項に關する業務規程は、信託会社等から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該信託会社等が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に關する義務を履行することが確実にできると見込まれるときを除き、これを拒否してはならないこと。

四 第一項第三号に掲げる事項に關する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。

二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が手続対象信託業務関連紛争の当事者と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。

三 指定紛争解決機関の実質的支配者等（指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）又は指定紛争解決機関の子会社等（指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を手続対象信託業務関連紛争の当事者とする手続対象信託業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うことと排除するための措置が講じられていること。

四 紛争解決委員が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に關し専門的知識を必要とするに、弁護士等の助言を受けることができるようにする措置を定めていること。

五 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

六 紛争解決手続の顧客が指定紛争解決機関の要件及び紛争解決手続の申立てをする場合又は手続対象信託業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び紛争解決手続の申立てを受ける場合において、手続対象信託業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入信託会社等の顧客が加入信託会社等から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手続対象信託業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入信託会社等に対し、速やかに入信託会社等の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手続対象信託業務関連紛争の他方の当事者となる当該紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

七 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

八 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

九 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

十一 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

十二 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

十三 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

十四 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

十五 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

十六 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

十七 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

十八 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

十九 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

二十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

二十一 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

二十二 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

二十三 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

二十四 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

二十五 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

二十六 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

二十七 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

二十八 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

二十九 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

三十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

三十一 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

三十二 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

三十三 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

三十四 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

三十五 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

三十六 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

三十七 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

三十八 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

三十九 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

四十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

四十一 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

四十二 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

四十三 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

四十四 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

四十五 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

四十六 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

四十七 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

四十八 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

四十九 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

五十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

五十一 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

五十二 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

五十三 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

五十四 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

五十五 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

五十六 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

五十七 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

五十八 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

五十九 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

六十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

六十一 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

六十二 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

六十三 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

六十四 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

六十五 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

六十六 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

六十七 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

六十八 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

六十九 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

七十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

七十一 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

七十二 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

七十三 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

七十四 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

七十五 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

七十六 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

七十七 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

七十八 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

七十九 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

八十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

八十一 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

八十二 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

八十三 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

八十四 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

八十五 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

八十六 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

八十七 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

八十八 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

八十九 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

九十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

九十一 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

九十二 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

九十三 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

九十四 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

九十五 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

九十六 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

九十七 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

九十八 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

九十九 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

一百 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の取扱いの方法を定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

5 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」という。）を定めていること。

6 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入信託会社等が受諾しなければならぬものをいう。

一 当事者である加入信託会社等の顧客（以下この項において単に「顧客」という。）が当該和解案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示の時に当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入信託会社等が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三 当該和解案の提示の時に当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入信託会社等が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 顧客が当該和解案を受諾したことを加入信託会社等が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている手続対象信託業務関連紛争について、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

7 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

（手続実施基本契約の不履行の事実の公表等）

第八十五条の八 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入信託会社等が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入信託会社等の意見を聴き

に報告しなければならぬ。又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。）を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

2 指定紛争解決機関は、手続対象信託業務関連苦情及び手続対象信託業務関連苦情の処理及び手続対象信託業務関連紛争の解決を促進するため、加入信託会社等その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

（暴力団員等の使用の禁止）

第八十五条の九 指定紛争解決機関は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。）を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

（差別的取扱いの禁止）

第八十五条の十 指定紛争解決機関は、特定の加入信託会社等に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

（記録の保存）

第八十五条の十一 指定紛争解決機関は、第八十五条の十三第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

（指定紛争解決機関による苦情処理手続）

第八十五条の十二 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の顧客から手続対象信託業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、当該手続対象信託業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入信託会社等に対し、当該手続対象信託業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

（指定紛争解決機関による紛争解決手続）

第八十五条の十三 加入信託会社等に係る手続対象信託業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入信託会社等が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。

（指定紛争解決機関による紛争解決手続）

第八十五条の十四 加入信託会社等に係る手続対象信託業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入信託会社等が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。

（指定紛争解決機関による紛争解決手続）

第八十五条の十五 加入信託会社等に係る手続対象信託業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入信託会社等が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。

（指定紛争解決機関による紛争解決手続）

第八十五条の十六 加入信託会社等に係る手続対象信託業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入信託会社等が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。

（指定紛争解決機関による紛争解決手続）

第八十五条の十七 加入信託会社等に係る手続対象信託業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入信託会社等が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。

（指定紛争解決機関による紛争解決手続）

3 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。）のうちから選任されるものとす。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合）のいづれかに該当する者でなければならない。

2 一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者
二 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

4 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

5 前各号に掲げる者は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員（以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入信託会社等の顧客が当該手続対象信託業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者であるとき、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決業務を委託するものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停員（第八十五条の七第六項に規定する特別調停員を提示することをいう。）をすることができ、紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認められる者の傍聴を許すことができる。

7 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入信託会社等の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

8 一 当該顧客が支払う料金に付する事項
二 第八十五条の七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行
三 その他内閣府令で定める事項
九 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 手続対象信託業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称
二 手続対象信託業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称
三 紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。）
四 紛争解決手続の実施の経緯
五 紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。）
六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

（時効の完成猶予）
第八十五条の十四 紛争解決手続によつては手続対象信託業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該手続対象信託業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に關しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 指定紛争解決機関の紛争解決業務の廃止が第八十五条の二十三第一項の規定により認可され、又は第八十五条の二第一項の規定による指定が第八十五条の二第四項の申立てを以て取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されてきた手続対象信託業務関連紛争がある場合において、当該紛争は当該認可若しくは取消しを知つた日のいづれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

（訴訟手続の中止）
第八十五条の十五 手続対象信託業務関連紛争について当該手続対象信託業務関連紛争の当事者間の訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該手続対象信託業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定を

することができず。

一 当該手続対象信託業務関連紛争について、当該手続対象信託業務関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されていること。

二 前号の場合のほか、当該手続対象信託業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によって当該手続対象信託業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(加入信託会社等の名簿の縦覧)
第八十五条の十六 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(名称の使用制限)
第八十五条の十七 指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号のうちに指定紛争解決機関であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(変更の届出)
第八十五条の十八 指定紛争解決機関は、第八十五条の三第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を公告しなければならない。

(手続実施基本契約の締結等の届出)
第八十五条の十九 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信託会社等と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。
二 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

(業務に関する報告書の提出)
第八十五条の二十 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(報告徴収及び立入検査)
第八十五条の二十一 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入信託会社等職員に、これらの者の営業所若しくは事務所の他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関して質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 3 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)
第八十五条の二十二 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、当該指定紛争解決機関に対し、その必要の限度において、業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第八十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第八十五条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第八十五条の二第一項第五号から第七号ま

二 第八十五條の五、第八十五條の六、第八十五條の九又は第八十五條の十三の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限り。）

（紛争解決等業務の休廃止）
第八十五條の二十三 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止（次項に規定する理由によるものを除く。）をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならぬ。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

三 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の理由を苦情処理手続又は紛争解決手続（他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを処理した者）（以下この項において「委託紛争解決機関」という。）から業務の委託を受けていた当事者、当該当事者以外の加入信託会社等及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第三項において同じ。）が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入信託会社等及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

（指定の取消し等）
第八十五條の二十四 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十五條の二第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。第八十五條の二第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当して

二 不正の手段により第八十五條の二第一項の規定による指定を受けたとき、
三 法令又は法令に基づく処分を違反したとき、
四 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第八十五條の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第八十五條の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第八十五條の二第一項の規定による指定を受けた時点で、同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当して同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつた場合又は第八十五條の二第一項の規定による指定を受ける第八十五條の五、第八十五條の六、第八十五條の九又は第八十五條の十三の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限り。）

三 第一項の規定により第八十五條の二第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日を苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入信託会社等及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

四 内閣総理大臣は、第一項の規定により第八十五條の二第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

第九十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條の規定に違反して、免許を受けず、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 不正の手段により第三條又は第五十三條第一項の免許を受けた者

三 不正の手段により第七條第一項、第五十條の二第一項、第五十二條第一項又は第五十四條第一項の登録を受けた者

四 第十五條の規定に違反して、他人に信託業を営ませた者

五 第二十四條第一項第一号（第七十六條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二條第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報提供をした者

六 第二十七條の規定に違反して、同條の規定による情報（第二條第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報提供をした者

十九 不正の手段により第六十七条第一項の登録を受けた者
第七十三条の規定に違反して、他人に信託契約代理業を営ませた者

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十八条第八項又は第五十三条第九項の規定により付した条件に違反した者
二 第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
三 第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
四 第八十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
二 第八条第一項(第五十二条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五十条の二第三項の規定による申請書又は第八条第二項(第五十二条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五十条の二第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
三 第二十一条第二項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、承認を受けないで信託業、信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段関連業務及び財産の管理業務以外の業務を営んだ者
四 第二十四条第一項第一号(第七十六条において準用する場合を含む。)以下この号において同じ。の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為(第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。)をした者又は第二十四条第一項第三号若しくは第四号(これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

五 第二十七条の規定に違反して、同条の規定に掲げる行為をした者
六 第二十九条第二項の規定に違反した者
七 第三十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者
八 第三十四条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第三項の規定による電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

九 第三十六条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
十 第三十七条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
十一 第三十八条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
十二 第三十九条第二項(同条第五項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。の規定による申請書又は第三十九条第三項(同条第五項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十三 第四十一条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者
十四 第四十二条第一項(第五十条第三項(第六十二条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。若しくは第四十二条第二項若しくは第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
十五 第四十二項の規定による当該職員(第五十条第三項(第六十二条第二項において準用する場合を含む。))若しくは第四十二条第二項若しくは第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十六 第五十一条第二項の規定による命令に違反した者
十七 第五十一条第四項の規定による命令に違反した者
十八 第五十一条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
十九 第五十一条第六項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
二十 第五十一条第六項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二十一 第五十一条第八項又は第九項の規定に違反した者
二十二 第五十三条第八項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
二十三 第五十四条第三項の規定による申請書又は同条第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
二十四 第五十七条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

二十五 第五十一条第八項又は第九項の規定に違反した者
二十六 第五十三条第八項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
二十七 第五十四条第三項の規定による申請書又は同条第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
二十八 第五十七条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

二十九 第五十一条第六項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
三十 第五十一条第六項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
三十一 第五十一条第八項又は第九項の規定に違反した者
三十二 第五十三条第八項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
三十三 第五十四条第三項の規定による申請書又は同条第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
三十四 第五十七条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

二十五 第五十八條第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
二十六 第五十八條第一項若しくは第二項の規定による当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二十七 第六十八條第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
二十八 第七十七條第一項の規定による報告書類を提出せず、又は虚偽の報告書類を提出した者

二十九 第七十八條第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第二項の規定による電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

三十 第八十條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
三十一 第八十條第一項の規定による当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三十二 第八十五條の三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者

三十三 第八十五條の九の規定に違反した者
三十四 第八十五條の二十第一項の規定による報告書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書類を提出した者

三十五 第八十五條の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
三十六 第八十五條の二十二第一項の規定による命令に違反した者

第九十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第六條の規定に違反して、認可を受けないで資本金の額を減少した者

二 第十一條第五項の規定に違反して、信託業務を開始した者
三 第十三條第一項の規定に違反して、認可を受けないで業務方法書を変更した者

四 第十六條第一項の規定に違反して、承認を受けないで他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだ者
五 第十八條第二十條において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者

六 第二十一條第四項(第六十三條第二項において準用する場合を含む。の規定に違反して、承認を受けないで業務の内容又は方法を変更した者
七 第二十四條の二において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。第三十九條第二項(第二号を除く。))の規定に違反した者
八 第八十五條の四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第九十五條 前条第七号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その額を追徴する。

2 金融商品取引法第二百九條の二(混和した財産の没収等)及び第二百九條の三第二項(没収の要件等)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九條の二第一項中「第九十八條の二第一項又は第二條の二」とあるのは「信託業法第九十五條第一項」と、「この条、次條第一項及び第二條の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次條第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二條の二)」とあるのは「信託業法第九十五條第一項」と読み替へるものとする。

第九十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第十一條第八項の規定に違反して、供託を行わなかつた者
二 第十七條第一項(第二十條において準用する場合を含む。))の規定による届出書若しくは第十七條第二項(第二十條において準用する場合を含む。))の規定によりこれに添付すべき書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくはこれに添付すべき書類を提出した者

三 第二十一條第三項(第六十三條第二項において準用する場合を含む。))の規定による申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
四 準用金融商品取引法第三十七條第二項(第二号を除く。))の規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
五 準用金融商品取引法第三十七條の三第二項(第二号から第四号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。))の規定に違反して、同項の規定による情報

報の提供をせず、又は虚偽の情報提供をした者

六 準用金融商品取引法第三十七條の三第二項(第二号から第四号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。))の規定に違反して、同項の規定による情報

報の提供をせず、又は虚偽の情報提供をした者

七 第二十六条第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者
八 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第九十六条の二 第八十五条の十一若しくは第八十五条の十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第九十六条の三 第八十五条の二十三第一項の認可を受けずに紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十四条第二項の規定に違反した者

四 第十九条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第四十一条第一項、第二項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第五十六条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第五十七条第一項、第二項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第五十七条第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項(調査記録簿等の記載等)の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。)に同項に規定する電子公告調査に関する法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又はこの号に同じに調査記録簿等を保存しなかった者

九 は記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかった者

十 第七十一条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反した者

十二 第七十二条第三項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

十三 第七十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

十四 第八十五条の八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十五 第八十五条の十八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十六 第八十五条の十九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十七 第八十五条の二十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十八 第八十五条の二十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第九十八条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十一条第五号若しくは第六号又は第九十二条 三億円以下の罰金刑

二 第九十三条第五号又は第七号 一億円以下及び第三十三号を除く。 二億円以下の罰金刑

三 第九十四条第五号又は第七号 一億円以下の罰金刑

四 第九十一条(第五号及び第六号を除く。)、第九十三条第三号、第十三号、第二十四号若しくは第三十三号、第九十四条(第五号及び第七号を除く。)又は第九十六条から前条まで 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、信託会社の役員若しくは清算人、外国信託会社の国内における代表者若しくは清算人又は信託契約代理店(当該信託契約代理店が法人であるときは、その役員又は清算人)は、百万円以下の過料に処する。

一 第四十三条の規定による命令に違反したとき。

二 第五十五条第一項(第二項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定に違反して、準備金を計上せず、又はこれを使用したとき。

三 第五十五条第四項の規定に違反して、資産を国内において保有しないとき。

四 第五十七条第六項において準用する会社法第九四十一条（電子公告調査）の規定に違反して、同条の調査を求めなかったとき。
五 第七十五条の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。
六 第八十一条の規定により命令に違反したとき。
七 信託法第三十四条の規定により行うべき信託財産の管理を行わないとき。

第百条

次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条第四項の規定による命令に違反して、供託を行わなかった者
- 二 第二十九条の二の規定に違反して、重要な信託の変更又は信託の併合若しくは信託の分割を行った者
- 三 第五十条の二第十項の規定に違反して、調査をさせなかった者
- 四 第五十七条第六項において準用する会社法第九四十六條第三項（調査の義務等）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 正当な理由がないのに、第五十七条第六項において準用する会社法第九五十一条第二項各号（財務諸表等の備置き及び閲覧等）又は第九五十五条第二項各号（調査記録簿等の記載等）に掲げる請求を拒んだ者
- 六 第六十四条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 七 第六十四条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 八 第六十六条の規定に違反した者
- 九 第八十五条の十六の規定に違反した者

第百一条 第八十五条の十七の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
- 二 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
- 三 の二 取締役会設置会社 取締役会を置く株式会社又はこの法律の規定により取締役会を置かなければならない株式会社をいう。
- 四 取締役会設置会社 取締役会を置く株式会社をいう。
- 五 会計参与設置会社 会計参与を置く株式会社をいう。
- 六 監査等委員会設置会社 監査等委員会を置く株式会社をいう。
- 七 指名委員会等設置会社 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「指名委員会等」という。）を置く株式会社をいう。
- 八 電子公告 公告方法のうち、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるもの）をいう。
- 九 以下同じ。

（監査等委員会設置会社の取締役会の権限）

第三百九十九条の十三（略）

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によつて

3 重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

- 一 第三百三十六条又は第三百三十七条第一項の決定及び第四百四十一条第四項の規定による指定
- 二 第三百六十二条第三項において読み替へて適用する第四百四十一条第一項各号に掲げる事項の決定
- 三 第三百六十二条又は第二百六十三条第一項の決定

- 第二百九十八条第一項各号に掲げる事項の決定
- 四 株主総会に提出する議案（会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。）の内容の決定
- 五 第三百四十一条第二項の規定による委託
- 六 第三百四十一条第一項の規定による同項の事項の決定
- 七 第三百六十一条第一項において読み替えて適用する第三百五十六条第一項の承認
- 八 第三百六十六条第一項ただし書の規定による取締役会を招集する取締役の決定
- 九 第三百六十九条の七第一項第一号の規定による監査等委員会設置会社を代表する者の決定
- 十 前項第六号に掲げる事項
- 十一 補償契約（第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。第四百十六号第四項第十四号において同じ。）の内容の決定
- 十二 役員等賠償責任保険契約（第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。第四百十六号第四項第十五号において同じ。）の内容の決定
- 十三 定
- 十四 第四百三十六条第三項、第四百四十一条第三項及び第四百四十四条第五項の承認
- 十五 第四百五十四条第五項において読み替えて適用する同条第一項の規定により定めなければならないとされる事項の決定
- 十六 第四百六十七条第一項各号に掲げる行為に係る契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
- 十七 合併契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
- 十八 吸収分割契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
- 十九 新設分割計画（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
- 二十 株式交換契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
- 二十一 株式移転計画（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
- 二十二 前二項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社は、取締役会の決議によって重要な業務執行（前項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができる。
- 第四百四十四条 会計監査人設置会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る連結計算書類（当該会計監査人設置会社及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を作成することができる。
- 2 連結計算書類は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 3 事業年度の末日において大会社であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、当該事業年度に係る連結計算書類を作成しなればならない。
- 4 連結計算書類は、法務省令で定めるところにより、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）及び会計監査人の監査を受けなければならない。
- 5 会計監査人設置会社が取締役会設置会社である場合には、前項の監査を受けた連結計算書類は、取締役会の承認を受けなければならない。
- 6 会計監査人設置会社が取締役会設置会社である場合には、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、前項の承認を受けた連結計算書類を提供しなればならない。
- 7 次の各号に掲げる会計監査人設置会社においては、取締役は、当該各号に定める連結計算書類を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。この場合において、当該各号に定める連結計算書類の内容及び第四項の監査の結果を定時株主総会に報告しなればならない。
- 一 取締役会設置会社である会計監査人設置会社 第五項の承認を受けた連結計算書類
- 二 前号に掲げるもの以外の会計監査人設置会社 第四項の監査を受けた連結計算書類
- （事業譲渡等の承認等）
- 第四百六十七条 株式会社は、次に掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）の前日までに、株主総会の決議によつて、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。
- 一 事業の全部の譲渡
- 二 事業の重要な一部の譲渡（当該譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定められた場合又は一部は、その割合）を超えないものを除く。）
- 三 二の二の割合を定款で定められた場合又は一部は、その割合）を超えないものを除く。）
- イ 当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合

合を定款で定められた場合にあっては、その割合)を超えるとき。

三 当該株式会社が、効力発生日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

四 他(外国会社その他の法人を含む。次条において同じ。)の事業の全部の譲受け

五 当該株式会社の全部の貸貸、事業の全部の経営の委任、他人と事業上の損益の全部を共通にする契約その他これらに準ずる契約の締結、変更又は解約

六 当該株式会社の第二十五条第一項各号に掲げる方法により設立したものに限り、以下この号において同じ。)の成立後二年以内におけるその成立前から存在

七 当該株式会社の定款で定められた場合にあっては、その割合)を超えない場合を除く。

八 当該株式会社の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額

九 前項第三号に掲げる行為をする場合において、当該行為をする株式会社が譲り受ける資産に当該株式会社の株式が含まれるときは、取締役は、同項の株主総会

十 前項第三号に掲げる行為をする場合において、当該行為をする株式会社が譲り受ける資産に当該株式会社の株式が含まれるときは、取締役は、同項の株主総会

十一 前項第三号に掲げる行為をする場合において、当該行為をする株式会社が譲り受ける資産に当該株式会社の株式が含まれるときは、取締役は、同項の株主総会

十二 前項第三号に掲げる行為をする場合において、当該行為をする株式会社が譲り受ける資産に当該株式会社の株式が含まれるときは、取締役は、同項の株主総会

十三 前項第三号に掲げる行為をする場合において、当該行為をする株式会社が譲り受ける資産に当該株式会社の株式が含まれるときは、取締役は、同項の株主総会

十四 前項第三号に掲げる行為をする場合において、当該行為をする株式会社が譲り受ける資産に当該株式会社の株式が含まれるときは、取締役は、同項の株主総会

十五 前項第三号に掲げる行為をする場合において、当該行為をする株式会社が譲り受ける資産に当該株式会社の株式が含まれるときは、取締役は、同項の株主総会

十六 前項第三号に掲げる行為をする場合において、当該行為をする株式会社が譲り受ける資産に当該株式会社の株式が含まれるときは、取締役は、同項の株主総会

十七 前項第三号に掲げる行為をする場合において、当該行為をする株式会社が譲り受ける資産に当該株式会社の株式が含まれるときは、取締役は、同項の株主総会

十八 前項第三号に掲げる行為をする場合において、当該行為をする株式会社が譲り受ける資産に当該株式会社の株式が含まれるときは、取締役は、同項の株主総会

7 株式買取請求をした株主は、事業譲渡等をする株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。
8 事業譲渡等を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。
9 第三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

(株式の価格の決定等)

4 第七十条 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と事業譲渡等をする株式会社との間に協議が調つたときは、当該株式会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。
2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は前項の株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に對し、価格の決定の申立てをすることが出来る。
3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。
4 第一項の株式会社は、裁判所の決定した価格に對する同項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。
5 第一項の株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に對し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことが出来る。
6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。
7 株式発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があつたときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

(清算の開始原因)

4 第七十五条 株式会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならぬ。
一 解散した場合(第四百七十一条第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。)
二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合
三 株式移転の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

(清算株式会社の能力)

4 第七十六条 前条の規定により清算をする株式会社(以下「清算株式会社」という。)は、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまではなお存続するものとみなす。

4 第七十七条 清算株式会社には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。
2 清算株式会社は、定款の定めによつて、清算人会、監査役又は監査役会を置くことができる。
3 監査役会を置く旨の定款の定めがある清算株式会社は、清算人会を置かなければならない。
4 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において公開会社又は大会社であつた清算株式会社は、監査役を置かなければならない。
5 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において監査等委員会設置会社であつた清算株式会社であつて、前項の規定の適用があるものにおいては、監査等委員である取締役が監査役となる。
6 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において指名委員会等設置会社であつた清算株式会社であつて、第四項の規定の適用があるものにおいては、監査委員が監査役となる。
7 第四章第二節の規定は、清算株式会社については、適用しない。

(清算人の就任)

4 第七十八条 次に掲げる者は、清算株式会社の清算人となる。
一 取締役(次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。)
二 定款で定める者
三 株主総会の決議によつて選任された者
3 2 前項の規定にかかわらず、第四百七十一条第六号に掲げる事由によつて解散した清算株式会社については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第四百七十五条第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなった清算株式会社については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。
- 5 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において監査等委員会設置会社であった清算株式会社における第一項第一号の規定の適用については、第四百七十五条各号に掲げる場合は、「監査等委員である取締役以外の取締役」とする。
- 6 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において指名委員会等設置会社であった清算株式会社における第一項第一号の規定の適用については、同号中「取締役」とあるのは、「監査委員以外の取締役」とする。
- 7 第三百三十五条第三項の規定にかかわらず、第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社であった清算株式会社である監査役会設置会社においては、監査役は、三人以上で、そのうち半数以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならぬ。
- 一 その就任の前十年間当該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその子会社の取締役（社外取締役を除く。）、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。次号において同じ。）若しくは執行役員又は支配人その他の使用人であったことがないこと。
- 二 その就任の前十年内のいずれかの時において当該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその子会社の社外取締役又は監査役であったことがあつた者であつては、当該社外取締役又は監査役への就任の前十年間当該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその子会社の取締役（社外取締役を除く。）、会計参与若しくは執行役員又は支配人その他の使用人であつたことがないこと。
- 三 第二条第十六号ハからホまでに掲げる要件
- 8 第三百三十条、第三百三十一条第一項及び第三百三十一条の規定は清算人について、第三百三十一条第五項の規定は清算人会設置会社（清算人会を置く清算株式会社又はこの法律の規定により清算人会を置かなければならない清算株式会社をいう。以下同じ。）について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「取締役は」とあるのは、「清算人は」と読み替えるものとする。

（清算人の解任）

- 2 重要な事由があるときは、裁判所は、次に掲げる株主の申立てにより、清算人を解任することができる。
- 一 総株主（次に掲げる株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定めた場合を除く。）の期間前から引き続き有する株主（次に掲げる株主を除く。）
- イ 清算人を解任する旨の議案について議決権を行使することができない株主
- ロ 当該申立てに係る清算人である株主
- 二 発行済株式（次に掲げる株主の有する株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を六箇月（これを下回る期間を定めた場合を除く。）の期間前から引き続き有する株主（次に掲げる株主を除く。）
- イ 当該清算株式会社である株主
- ロ 当該申立てに係る清算人である株主
- 3 公開会社でない清算株式会社における前項各号の規定の適用については、これらの規定中「六箇月（これを下回る期間を定めた場合にあっては、その期間）」前項から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。
- 4 第三百四十六条第一項から第三項までの規定は、清算人について準用する。

（監査役の退任）

- 4 第八十条 清算株式会社の監査役は、当該清算株式会社が次に掲げる定款の変更をした場合には、当該定款の変更の効力が生じた時に退任する。
- 一 監査役を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更
- 二 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更
- 3 第三百三十六条の規定は、清算株式会社の監査役については、適用しない。

（清算人の職務）

- 4 第八十一条 清算人は、次に掲げる職務を行う。
- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

(業務の執行)

第四百八十二条 清算人は、清算株式会社(清算人会設置会社を除く。以下この条において同じ。)の業務を執行する。
2 清算人が二人以上ある場合には、清算株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもって決定する。
3 前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任することができない。

一 支店人の選任及び解任
二 支店の設置、移転及び廃止
三 第二百九十八条第一項各号(第三百二十五条において準用する場合を含む。)に掲げる事項
四 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

4 第三百五十三条から第三百五十七条(第三項を除く。)まで、第三百六十条並びに第三百六十一条第一項及び第四項の規定は、清算人(同条の規定については、第四百七十八条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。)について準用する。この場合において、第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは「第四百八十三条第六項において準用する第三百四十九条第四項」と、第三百五十四条中「代表取締役」とあるのは「代表清算人(第四百八十三条第一項に規定する代表清算人をいう。)」と、第三百六十条第三項中「監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社」とあるのは「監査役設置会社」と読み替えるものとする。

(清算株式会社の代表)

第四百八十三条 清算人は、清算株式会社を代表する。ただし、他に代表清算人(清算株式会社を代表する清算人をいう。以下同じ。)その他清算株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算株式会社を代表する。
3 清算株式会社の清算人会設置会社を除く。)は、定款、定款の定めに基づく清算人(第四百七十八条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。以下この項において同じ。)の互選又は株主総会の決議によつて、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

4 第四百七十八条第一号の規定により取締役が清算人となる場合において、代表取締役を定めていたときは、当該代表取締役が代表清算人となる。
5 裁判所は、第四百七十八条第二項から第四項までの規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定めることができる。
6 第三百四十九条第四項及び第五項並びに第三百五十一条の規定は代表清算人について、第三百五十二条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。

(清算株式会社についての破産手続の開始)

第四百八十四条 清算株式会社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

2 清算人は、清算株式会社が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人によるその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。
3 前項に規定する場合において、清算株式会社が既に債権者に支払い、又は株主に分配したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四百八十五条 裁判所は、第四百七十八条第二項から第四項までの規定により清算人を選任した場合には、清算株式会社が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

(清算人の清算株式会社に対する損害賠償責任)

第四百八十六条 清算人は、その任務を怠つたときは、清算株式会社に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。
2 清算人が第四百八十二条第四項において準用する第三百五十六条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四百八十二条第四項において準用する第三百五十六条第一項第二号又は第三号の取引によつて清算株式会社に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠つたものと推定する。

一 清算株式会社が当該取引をして準用する第三百五十六条第一項の清算人
二 清算株式会社が当該取引をすることを決定した清算人
三 当該取引に関する清算人会の承認の決議に賛成した清算人

4 第四百二十四条及び第四百二十八条第一項の規定は、清算人の第一項の責任について準用する。この場合において、同条第一項中「第三百五十六条第一項第二

号(第四百十九條第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「第四百八十二條第四項において準用する第三百五十六條第一項第二号」と読み替えるものとする。

(清算人の第三者に対する損害賠償責任)
第四百八十七條 清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該清算人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 清算人が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該清算人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 株式、新株予約権、社債若しくは新株予約権付社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該清算株式会社その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

二 第四百九十二條第一項に規定する財産目録等並びに第四百九十四條第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 虚偽の登記
四 虚偽の公告

(清算人及び監査役の連帯責任)
第四百八十八條 清算人又は監査役が清算株式会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人又は監査役も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

2 前項の場合には、第四百三十條の規定は、適用しない。

(清算人会の権限等)
第四百八十九條 清算人は、すべての清算人で組織する。

2 清算人は、次に掲げる職務を行う。

一 清算人会設置会社の業務執行の決定
二 清算人の職務の執行の監督

三 代表清算人の選定及び解職
四 清算人は、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。

五 清算人会は、その選定した代表清算人及び第四百八十三條第四項の規定により代表清算人となつた者を解職することができる。

六 清算人は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を清算人に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け
二 重要な借財
三 支店その他の重要な使用人の選任及び解任
四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
五 第六百七十六條第一号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項

六 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

7 次に掲げる清算人は、清算人会設置会社の業務を執行する。

二 代表清算人
一 代表清算人以外の清算人であつて、清算人会の決議によつて清算人会設置会社の業務を執行する清算人として選定されたもの

8 第三百六十三條第二項、第三百六十四條及び第三百六十五條の規定は、清算人会設置会社について準用する。この場合において、第三百六十三條第二項中「前項各号」とあるのは「第四百八十九條第七項各号」と、「取締役は」とあるのは「清算人は」と、「取締役会」とあるのは「清算人会」と、第三百六十四條中「前項中「第三百五十三條」とあるのは「第四百八十二條第四項において準用する第三百五十三條」と、「取締役会」とあるのは「清算人会」と、第三百六十五條第一

項中「第三百五十六條」とあるのは「第四百八十二條第四項において準用する第三百五十六條」と、「取締役会」とあるのは「清算人会」と、同条第二項中「第三百五十六條第一項各号」とあるのは「清算人会」と読み替えるものとする。

「取締役会」とあるのは「清算人会」と読み替えるものとする。

第四百九十五条 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監査役の監査を受けなければならない。
2 清算人会設置会社においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書（前項の規定の適用があつては、同項の監査を受けたもの）は、清算人会の承認を受けなければならない。

（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）

第四百九十六条 清算株式会社は、第四百九十四条第一項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書（前条第一項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告を含む。以下この条において「貸借対照表等」という。）を、定時株主総会の日の一週間前（第三百九十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）からその本店の所在地における清算終了の登記の時までの間、その本店に備え置かなければならない。
2 株主及び債権者は、清算株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該清算株式会社の定められた費用を支払わなければならない。
一 貸借対照表等が書面をもつて作成されておらず、当該書面の閲覧の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 貸借対照表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて清算株式会社の定められたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
3 清算株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該清算株式会社の貸借対照表等について前項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該清算株式会社の定められた費用を支払わなければならない。

（貸借対照表等の定時株主総会への提出等）

第四百九十七条 次の各号に掲げる清算株式会社においては、清算人は、当該各号に定める貸借対照表及び事務報告を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。

- 一 第四百九十五条第一項に規定する監査役設置会社（清算人会設置会社を除く。） 同項の監査を受けた貸借対照表及び事務報告
- 二 清算人会設置会社 第四百九十五条第二項の承認を受けた貸借対照表及び事務報告
- 三 前二号に掲げるもの以外の清算株式会社 第四百九十四条第一項の貸借対照表及び事務報告
- 3 2 前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表は、定時株主総会の承認を受けなければならない。
- 3 清算人は、第一項の規定により提出され、又は提供された事務報告の内容を定時株主総会に報告しなければならない。

（貸借対照表等の提出命令）

第四百九十八条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、第四百九十四条第一項の貸借対照表及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

（債権者に対する公告等）

第四百九十九条 清算株式会社は、第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなつた後、遅滞なく、当該清算株式会社の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除外される旨を付記しなければならない。

（債務の弁済の制限）

第五百条 清算株式会社は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算株式会社は、その債務の不履行によつて生じた責任を免れることができない。
2 前項の規定にかかわらず、清算株式会社は、前条第一項の期間内であっても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算株式会社の財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

（条件付債権等に係る債務の弁済）

第五百一条 清算株式会社は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これ

らの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならぬ。
3 2 前項の場合には、清算株式会社は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならぬ。
3 第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算株式会社の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

第五百二条 清算株式会社は、当該清算株式会社の債務を弁済した後でなければ、その財産を株主に分配することができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

第五百三条 清算株式会社の債権者（知れている債権者を除く。）であつて第四百九十九条第一項の期間内にその債権の申出をしなかったものは、清算から除斥される。
第五百三条 清算株式会社の債権者（知れている債権者を除く。）であつて第四百九十九条第一項の期間内にその債権の申出をしなかったものは、清算から除斥される。

2 前項の規定により清算から除斥された債権者は、分配がされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。
3 清算株式会社の残余財産を株主の一部に分配した場合には、当該株主の受けた分配と同一の割合の分配を当該株主以外の株主に対してするために必要な財産は、前項の残余財産から控除する。

（残余財産の分配に関する事項の決定）
第五百四条 清算株式会社は、残余財産の分配をしようとするときは、清算人の決定（清算人会設置会社にあつては、清算人の決議）によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

2 残余財産の種類
一 株主に対する残余財産の割当てに関する事項
二 前項に規定する場合において、残余財産の分配について内容の異なる二以上の種類の株式を発行しているときは、清算株式会社の、当該種類の株式の内容に依り、同項第二号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めることができる。
一 ある種類の株式の株主に対して残余財産の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類
二 前号に掲げる事項のほか、残余財産の割当てについて株式の種類ごと異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容
3 第一項第二号に掲げる事項については、株主（当該清算株式会社及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数）に応じて残余財産を割り当てることを内容とするものでなければならない。

（残余財産が金銭以外の財産である場合）
第五百五条 株主は、残余財産が金銭以外の財産であるときは、金銭分配請求権（当該残余財産に代えて金銭を交付することを清算株式会社に請求する権利）をいう。以下この条において同じ。）を有する。この場合において、清算株式会社は、清算人の決定（清算人会設置会社にあつては、清算人の決議）によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

2 金銭分配請求権を行使することができる期間
一 前項に規定する場合の株式を有する株主に対して残余財産の割当てをしないこととするときは、その旨及びその数
二 前項に規定する場合の株式を有する株主は、清算株式会社の期末の二十日前までに、株主に對し、同号に掲げる事項を通知しなければならない。
3 清算株式会社の金銭分配請求権を行使した株主に對し、当該株主が割当てを受けた残余財産の価額に相当する金銭を支払わなければならない。
一 当該残余財産が市場価格のある財産である場合、当該残余財産の市場価格として法務省令で定める方法により算定される額
二 前号に掲げる場合以外の場合、清算株式会社の申立てにより裁判所が定める額

（基準株式数を定めた場合の処理）
第五百六条 前条第一項第二号の数（以下この条において「基準株式数」という。）を定めた場合には、清算株式会社の、基準株式数に満たない数の株式（以下この条において「基準未滿株式」という。）を有する株主に對し、前条第三項後段の規定の例により基準株式数の株式を有する株主が割当てを受けた残余財産の価額として定めた額に当該基準未滿株式の数の基準株式数に對する割合を乗じて得た額に相当する金銭を支払わなければならない。

第五百七条 清算株式会社は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。

2 清算人設置会社においては、決算報告は、清算人会の承認を受けなければならない。
3 清算人は、決算報告（前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の承認を受けたもの）を株主総会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。
4 前項の承認があったときは、任務を怠ったことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に関し不正の行為があったときは、この限りでない。

第五百八条 清算人（清算人設置会社にあつては、第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人）は、清算株式会社の本店の所在地における清算終了の登記の時から十年間、清算株式会社の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。
2 裁判所は、利害関係人の申立てにより、前項の清算人に代わつて帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。
3 前項の規定により選任された者は、清算株式会社の本店の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。
4 第二項の規定による選任の手続に関する費用は、清算株式会社の負担とする。

第五百九条 次に掲げる規定は、清算株式会社については、適用しない。

一 第五百五十五条
二 第五章第二節第二款（第四百三十五条第四項、第四百四十条第三項、第四百四十二条及び第四百四十三条を除く。）及び第三款並びに第三節から第五節まで
三 第五編第四章及び第四章の二並びに同編第五章中株式交換、株式移転及び株式交付の手続に係る部分
2 第二章第四節の二の規定は、対象会社が清算株式会社である場合には、適用しない。
3 清算株式会社は、無償で取得する場合その他法律省令で定める場合に限り、当該清算株式会社の株式を取得することができる。

（特別清算開始の原因）
第五百十條 裁判所は、清算株式会社に次に掲げる事由があると認めるときは、第五百十四条の規定に基づき、申立てにより、当該清算株式会社に對し特別清算の開始を命ずる。
一 清算の遂行に著しい支障を来すべき事情があること。
二 債務超過（清算株式会社の財産がその債務を完済するのに足りない状態をいう。次条第二項において同じ。）の疑いがあること。

（特別清算開始の申立て）
第五百十一條 債権者、清算人、監査役又は株主は、特別清算開始の申立てをすることができる。
2 清算株式会社に債務超過の疑いがあるときは、清算人は、特別清算開始の申立てをしなければならない。

（他の手続の中止命令等）
第五百十二條 裁判所は、特別清算開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、特別清算開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる破産手続については破産手続開始の決定がされていない場合に限る。第二号に掲げる手続又は第三号に掲げる処分についてはその手続の申立人である債権者又はその処分を行う者に不當な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。
一 清算株式会社の財産に對して既にされている強制執行、仮差押え又は仮処分の手続（一般の先取特権その他一般の優先権に基づくものを除く。）
二 清算株式会社の財産に對して既にされている共助対象外国租税（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第五百十八條の二及び第五百七十一條第四項において「租税条約等実施特例法」という。）第十一條第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。）の請求権に基づき国税滞納処分の例によつてする処分（第五百十五條第一項において「外国租税滞納処分」という。）
三 清算株式会社の財産に對して既にされている強制的執行、仮差押え又は仮処分の手続（一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づくものを除く。）
四 法律第四十六号（第五百十八條の二及び第五百七十一條第四項において「租税条約等実施特例法」という。）第十一條第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。）の請求権に基づき国税滞納処分の例によつてする処分（第五百十五條第一項において「外国租税滞納処分」という。）

2 特別清算開始の申立てを却下する決定に對して第八百九十条第五項の即時抗告がされたときも、前項と同様とする。

（特別清算開始の申立ての取下げの制限）
第五百十三條 特別清算開始の申立てをした者は、特別清算開始の命令前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、前条の規定による中止の命令、第五百四十条第二項の規定による保全処分又は第五百四十一條第二項の規定による処分がされた後は、裁判所の許可を得なければならない。

第五百十四條 特別清算開始の命令を特別清算開始の申立てがあつた場合において、特別清算開始の原因となる事由があると認めるときは、次のいずれかに該当する場合を除き、特別清算開始の費用の予納がないとき。

一 特別清算による見込みがないことが明らかであるとき。
二 特別清算による見込みがないことが明らかであるとき。
三 特別清算による見込みがないことが明らかであるとき。
四 特別清算による見込みがないことが明らかであるとき。

(他の手続の中止等)

第五百十五條 特別清算開始の命令があつたときは、破産手続開始の申立て、清算株式会社の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分若しくは外国租税滞納処分又は財産開示手続(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第九十七条第一項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。)
一 債権者による見込みがないことが明らかであるとき。
二 債権者による見込みがないことが明らかであるとき。
三 債権者による見込みがないことが明らかであるとき。
四 債権者による見込みがないことが明らかであるとき。

(担保権の実行の手続等の中止命令)

第五百十六條 裁判所は、特別清算開始の命令があつた場合において、債権者の一般の利益に適合し、かつ、担保権の実行の手続等(清算株式会社の財産につき存する担保権の実行の手続、企業担保権の実行の手続又は清算株式会社の財産に対して既にされている一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行の手続をいう。以下この条において同じ。)
一 債権者による見込みがないことが明らかであるとき。
二 債権者による見込みがないことが明らかであるとき。
三 債権者による見込みがないことが明らかであるとき。
四 債権者による見込みがないことが明らかであるとき。

(相殺の禁止)

第五百十七條 協定債権を有する債権者(以下この節において「協定債権者」という。)は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一 特別清算開始後に清算株式会社が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下この節において同じ。)
二 協定債権者による見込みがないことが明らかであるとき。
三 協定債権者による見込みがないことが明らかであるとき。
四 協定債権者による見込みがないことが明らかであるとき。

2 前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する債務の負担が次に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一 法定の原因

二 支払不能であつたこと又は支払の停止若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを協定債権者が知った時より前に生じた原因

三 特別清算開始の申立てがあつた時より一年以上前に生じた原因

第五百十八條 清算株式会社に對して債務を負担する者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一 特別清算開始後に他人の協定債権を取得したとき。
二 支払不能になつた後に協定債権を取得した場合であつて、その取得の当時、支払不能であつたことを知っていたとき。
三 支払の停止があつた後に協定債権を取得した場合であつて、その取得の当時、支払の停止があつたことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があつた

四 時に於いて支払不能でなかつたときは、この限りでない。
四 特別清算開始の申立てがあつたときは、この限りでない。
二 前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する協定債権の取得が次に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一 支払不能であつたこと又は支払の停止若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを清算株式会社に対して債務を負担する者が知つた時より前に生じた原因
二 特別清算開始の申立てがあつた時より一年以上前に生じた原因
三 清算株式会社に対して債務を負担する者と清算株式会社との間の契約
四 特別清算開始の申立てがあつたこと又は支払の停止若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを清算株式会社に対して債務を負担する者が知つた時より前に生じた原因

(共助対象外国租税債権者の手続参加)
第五百十八条の二 協定債権者は、共助対象外国租税の請求権をもつて特別清算の手続に参加するには、租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定を得なければならぬ。

(裁判所による監督)
第五百十九条 特別清算開始の命令があつたときは、清算株式会社は、裁判所の監督に属する。
二 裁判所は、必要があると認めるときは、清算株式会社の業務を監督する官庁に対し、当該清算株式会社の特別清算の手続について意見の陳述を求め、又は調査を囑託することができる。

三 前項の官庁は、裁判所に対し、当該清算株式会社の特別清算の手続について意見を述べることができる。
(裁判所による調査)
第五百二十条 裁判所は、いつでも、清算株式会社に対し、清算事務及び財産の状況の報告を命じ、その他清算の監督上必要な調査をすることができる。

(裁判所への財産目録等の提出)
第五百二十一条 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社は、第四百九十二条第三項の承認があつた後遅滞なく、財産目録等(同項に規定する財産目録等をいう。以下この条において同じ。)を裁判所に提出しなければならない。ただし、財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

(調査命令)
第五百二十二条 裁判所は、特別清算開始後において、清算株式会社の財産の状況を考慮して必要があると認めるときは、清算人、監査役、債権の申出をした債権者その他の清算株式会社に知れている債権者の債権の総額の十分の一以上に当たる債権を有する債権者若しくは総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる債権者若しくは総株主)の議決権の百分の三(これを下回る割合を定めた場合)以上の議決権を六箇月(これを下回る期間を定めた場合)以上は、その期間(前項の議決権を有する株主の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項について、調査委員による調査を命ずる処分(第五百三十三条において「調査命令」という。)を引き続き有する株主の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項について、調査委員による調査を命ずる処分(第五百三十三条において「調査命令」という。)をすることができる。

一 特別清算開始に至つた事情
二 清算株式会社の業務及び財産の状況
三 第五百四十二条第一項の規定による保全処分をする必要があるかどうか。
四 第五百四十二条第一項の規定による保全処分をする必要があるかどうか。
五 第五百四十五条第一項に規定する役員等責任査定決定をする必要があるかどうか。
六 その他特別清算に必要な事項で裁判所の指定するもの。

二 清算株式会社の財産につき担保権(特別の先取特権、質権、抵当権又はこの法律若しくは商法の規定による留置権に限る。)を有する債権者がその担保権の行使によつて弁済を受けることができる債権の額は、前項の債権の額に算入しない。
三 公開会社でない清算株式会社における第一項の規定の適用については、同項中「六箇月(これを下回る期間を定めた場合)にあつては、その期間)前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。

三 公開会社でない清算株式会社における第一項の規定の適用については、同項中「六箇月(これを下回る期間を定めた場合)にあつては、その期間)前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。

(清算人の公平誠実義務)

第五百二十三条 特別清算が開始された場合には、清算人は、債権者、清算株式会社及び株主に対し、公平かつ誠実に清算事務を行う義務を負う。

(清算人の解任等)

第五百二十四条 裁判所は、清算人が清算事務を適切に行っていないとき、その他重要な事由があるときは、債権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、清算人を解任することができる。

2 清算人が欠けたときは、裁判所は、清算人を選任する。
3 清算人がある場合においても、裁判所は、必要があると認めるときは、更に清算人を選任することができる。

(清算人代理)

第五百二十五条 清算人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は二人以上の清算人代理を選任することができる。
2 前項の清算人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならぬ。

(清算人の報酬等)

第五百二十六条 清算人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。
2 前項の規定は、清算人代理について準用する。

(監督委員の選任等)

第五百二十七条 裁判所は、一人又は二人以上の監督委員を選任し、当該監督委員に対し、第五百三十五条第一項の許可に代わる同意をする権限を付与することができる。
2 法人は、監督委員となることができる。

(監督委員に対する監督等)

第五百二十八条 監督委員は、裁判所が監督する。
2 裁判所は、監督委員が清算株式会社業務及び財産の管理の監督を適切に行っていないとき、その他重要な事由があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員を解任することができる。

(二人以上の監督委員の職務執行)

第五百二十九条 監督委員が二人以上あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

(監督委員による調査等)

第五百三十条 監督委員は、いつでも、清算株式会社及び監査役並びに支配人その他の使用人に対し、事業の報告を求め、又は清算株式会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

2 監督委員は、その職務を行うため必要があるときは、清算株式会社の子会社に対し、事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

(監督委員の注意義務)

第五百三十一条 監督委員は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。
2 監督委員が前項の注意を怠ったときは、その監督委員は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

(監督委員の報酬等)

第五百三十二条 監督委員は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2 監督委員は、その選任後、清算株式会社に対する債権又は清算株式会社の株式を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。
3 監督委員は、前項の許可を得ないで同項に規定する行為をしたときは、費用及び報酬の支払を受けることができない。

(調査委員の選任等)

第五百三十三條 裁判所は、調査命令をする場合には、当該調査命令において、一人又は二人以上の調査委員を選任し、調査委員が調査すべき事項及び裁判所に対して調査の結果の報告をすべき期間を定めなければならない。

(監督委員に関する規定の準用)
第五百三十四條 前款(第五百二十七條第一項及び第五百二十九條ただし書を除く。)の規定は、調査委員について準用する。

(清算株式会社の行為の制限)

第五百三十五條 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、第五百二十七條第一項の規定により監督委員が選任されているときは、これに代わる監督委員の同意を得なければならない。

- 一 財産の処分(次條第一項各号に掲げる行為を除く。)
- 二 借財
- 三 訴えの提起
- 四 和解又は仲裁合意(仲裁法(平成十五年法律第三百十八号)第二條第一項に規定する仲裁合意をいう。)
- 五 権利の放棄
- 六 その他裁判所の指定する行為

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号から第五号までに掲げる行為については、次に掲げる場合には、同項の許可を要しない。

- 一 最高裁判所規則で定める額以下の価額を有するものに関するとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、裁判所が前項の許可を要しないものとしたものに関するとき。
- 3 第一項の許可又はこれに代わる監督委員の同意を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(事業の譲渡の制限等)
第五百三十六條 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

- 一 事業の全部の譲渡
- 二 事業の重要な一部の譲渡(当該譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が当該清算株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一(これを下回る)を下回る割合を定めた場合又はその割合)を超えるものを除く。)
- 三 その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡(次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。)

- イ 当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該清算株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一(これを下回る割合を定めた場合)にあつては、その割合)を超えるとき。
- ロ 当該清算株式会社が、当該譲渡がその効力を生ずる日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。
- 3 2 前條第三項の規定は、前項の許可を得ないでした行為について準用する。
- 3 2 前條第三項の規定は、前項の許可を得ないでした行為について準用する。特別清算の場合には、適用しない。

(債務の弁済の制限)

第五百三十七條 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社は、協定債権者に対して、その債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。前項の規定にかかわらず、清算株式会社は、裁判所の許可を得て、少額の協定債権、清算株式会社の財産につき存する担保権によつて担保される協定債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない協定債権に係る債務について、債権額の割合を超えて弁済をすることができる。

(換価の方法)

第五百三十八條 清算株式会社は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、その財産の換価をすることができる。この場合においては、第五百三十五條第一項第一号の規定は、適用しない。

2 清算株式会社は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、第五百二十二條第二項に規定する担保権(以下この条及び次條において単に「担保権」という。)の目的である財産の換価をすることができる。この場合においては、当該担保権を有する者(以下この条及び次條において「担保権者」という。)は、その換価を拒むことができない。

3 前二項の場合には、民事執行法第六十三條及び第二百二十九條(これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

4 第二項の場合において、担保権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、清算株式会社は、代金を別に寄託しなければならない。この場合においては

、担保権は、寄託された代金につき存する。

（担保権者が処分をすべき期間の指定）
第五百三十九条 担保権者が法律に定められた方法によらないで担保権の目的である財産の処分をする権利を有するときは、裁判所は、清算株式会社の申立てにより、担保権者がその処分をすべき期間を定めることができる。
2 担保権者は、前項の期間内に処分をしないときは、同項の権利を失う。

（清算株式会社の財産に関する保全処分）
第五百四十条 裁判所は、特別清算開始の命令があつた場合において、清算の監督上必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、清算株式会社の財産の処分禁止の仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。
2 裁判所は、特別清算開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、前項の規定による保全処分をすることができる。特別清算開始の申立てを却下する決定に対して第八百九十条第五項の即時抗告がされたときも、同様とする。
3 裁判所が前二項の規定により清算株式会社が債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為を禁止する旨の保全処分を命じた場合には、債権者は、特別清算の関係においては、当該保全処分に反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、債権者が、その行為の当時、当該保全処分がされたことを知っていたときに限る。

（株主名簿の記載等の禁止）
第五百四十一条 裁判所は、特別清算開始の命令があつた場合において、清算の監督上必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、清算株式会社が株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録することを禁止することができる。
2 裁判所は、特別清算開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、前項の規定による処分をすることができる。特別清算開始の申立てを却下する決定に対して第八百九十条第五項の即時抗告がされたときも、同様とする。

（役員等の財産に対する保全処分）
第五百四十二条 裁判所は、特別清算開始の命令があつた場合において、清算の監督上必要があると認めるときは、清算株式会社の申立てにより又は職権で、発起人、設立時取締役、設立時監査役、第四百二十三条第一項に規定する役員等又は清算人（以下この款において「対象役員等」という。）の責任に基づく損害賠償請求権につき、当該対象役員等の財産に対する保全処分をすることができる。
2 裁判所は、特別清算開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、緊急の必要があると認めるときは、清算株式会社の申立てにより又は職権で、前項の規定による保全処分をすることができる。特別清算開始の申立てを却下する決定に対して第八百九十条第五項の即時抗告がされたときも、同様とする。

（役員等の責任の免除の禁止）
第五百四十三条 裁判所は、特別清算開始の命令があつた場合において、清算の監督上必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、対象役員等の責任の免除の禁止の処分をすることができる。

（役員等の責任の免除の取消し）
第五百四十四条 特別清算開始の命令があつたときは、清算株式会社は、特別清算開始の申立てがあつた後又はその前一年以内にした対象役員等の責任の免除を取り消すことができる。不正の目的によつてした対象役員等の責任の免除についても、同様とする。
2 前項の規定による取消権は、訴え又は抗弁によつて、行使する。
3 第一項の規定による取消権は、特別清算開始の命令があつた日から二年を経過したときは、行使することができない。当該対象役員等の責任の免除の日から二十年を経過したときも、同様とする。

（役員等責任査定決定）
第五百四十五条 裁判所は、特別清算開始の命令があつた場合において、必要があると認めるときは、清算株式会社の申立てにより又は職権で、対象役員等の責任に基づく損害賠償請求権の査定の裁判（以下この条において「役員等責任査定決定」という。）をすることができる。

2 裁判所は、職権で役員等責任査定決定の手続を開始する場合には、その旨の決定をしなければならない。
3 第一項の申立て又は前項の決定があったときは、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求があったものとみなす。
4 役員等責任査定決定の手続（役員等責任査定決定があった後のものを除く。）は、特別清算が終了したときは、終了する。

2 (債権者集会の招集)
第五百四十六条 債権者集会は、特別清算の実行上必要がある場合には、いつでも、招集することができる。
3 債権者集会は、次条第三項の規定により招集する場合を除き、清算株式会社が招集する。

2 (債権者による招集の請求)
第五百四十七条 債権の申出をした協定債権者その他清算株式会社に知れている協定債権者の協定債権の総額の十分の一以上に当たる協定債権を有する協定債権者は、清算株式会社に對し、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、債権者集会の招集を請求することができる。
3 前項の協定債権の額に算入しない。
4 次に掲げる場合には、第一項の規定による請求をした協定債権者は、裁判所の許可を得て、債権者集会を招集することができる。
1 第一項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
2 第一項の規定による請求があった日から六週間以内の日を債権者集会の日とする債権者集会の招集の通知が発せられない場合

5 (債権者集会の招集等の決定)
第五百四十八条 債権者集会を招集する者（以下この款において「招集者」という。）は、債権者集会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない

1 債権者集会の日時及び場所
2 債権者集会の目的である事項
3 債権者集会に出席しない協定債権者が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
4 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
5 清算株式会社が債権者集会を招集する場合には、当該清算株式会社は、各協定債権者について債権者集会における議決権の行使の可否及びその額を定めなければならない。
6 清算株式会社以外の者が債権者集会を招集する場合には、その招集者は、清算株式会社に對し、前項に規定する事項を定めなければならない。
7 この場合において、その請求があったときは、清算株式会社に對し、前項に規定する事項を定めなければならない。
8 清算株式会社の財産につき第五百二十二条第二項に規定する担保権を有する協定債権者は、その担保権の行使によって弁済を受けることができる協定債権の額について、議決権を有しない。
9 協定債権者は、共助対象外国租税の請求権については、議決権を有しない。

5 (債権者集会の招集の通知)
第五百四十九条 債権者集会を招集するには、招集者は、債権者集会の日の二週間前までに、債権の申出をした協定債権者その他清算株式会社に知れている協定債権者及び清算株式会社に對して、書面をもってその通知を發しなければならない。
6 招集者は、前項の書面による通知の發出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を發することができる。
7 この場合において、当該招集者は、同項の書面による通知を發したものとみなす。
8 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
9 前三項の規定は、債権の申出をした債権者その他清算株式会社に知れている協定債権者であつて一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に對して生じた債権又は特別清算の手続に関する清算株式会社に對する費用請求権を有するものについて準用する。

5 (債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等)
第五百五十条 招集者は、前条第一項の通知に際しては、法務省令で定めるところにより、債権の申出をした協定債権者その他清算株式会社に知れている協定債権者に對し、当該協定債権者が有する協定債権について第五百四十八条第二項又は第三項の規定により定められた事項及び議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（次項において「債権者集会参考書類」という。）並びに協定債権者が議決権を行使するための書面（以下この款において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

2 招集者は、前条第二項の承諾をした協定債権者に対し同項の電磁的方法による通知を発するとき、前項の規定による債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、協定債権者の請求があったときは、これらの書類を当該協定債権者に交付しなければならない。

第五百五十一条 招集者は、第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第五百四十九条第二項の承諾をした協定債権者に対する電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めるところにより、協定債権者に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。2 招集者は、第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合において、第五百四十九条第二項の承諾をしていない協定債権者から債権者集会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該協定債権者に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(債権者集会の指揮等)
第五百五十二条 債権者集会は、裁判所が指揮する。

2 債権者集会を招集しようとするときは、招集者は、あらかじめ、第五百四十八条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項又は第三項の規定により定められた事項を裁判所に届け出なければならない。

(異議を述べられた議決権の取扱い)
第五百五十三条 債権者集会において、第五百四十八条第二項又は第三項の規定により各協定債権者について定められた事項について、当該協定債権を有する者又は他の協定債権者が異議を述べたときは、裁判所がこれを定める。

(債権者集会の決議)
第五百五十四条 債権者集会において決議をする事項を可決するには、次に掲げる同意のいずれもがなければならない。

一 出席した議決権者(議決権を行使することができ協定債権者をいう。以下この款及び次款において同じ。)の過半数の同意

2 出席した議決権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者の同意
2 第五百五十八条第一項の規定によりその有する議決権の一部のみを前項の事項に同意するものとして行使した議決権者(その余の議決権を行使しなかったものを除く。)があるときと同項第一号の規定の適用については、当該議決権者一人につき、出席した議決権者の数に一を、同意をした議決権者の数に二分の一を、それぞれ加算するものとする。

3 債権者集会は、第五百四十八条第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。

(議決権の代理行使)
第五百五十五条 協定債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該協定債権者又は代理人は、代理権を証明する書面を招集者に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、債権者集会ごとにしなければならない。

3 第一項の協定債権者又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、招集者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協定債権者又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 協定債権者が第五百四十九条第二項の承諾をした者である場合には、招集者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

(書面による議決権の行使)
第五百五十六条 債権者集会に出席しない協定債権者は、書面によって議決権を行使することができる。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を招集者に提出して行う。

3 前項の規定により書面によって議決権を行使した議決権者は、第五百五十四条第一項及び第五百六十七条第一項の規定の適用については、債権者集会に出席したものとみなす。

(電磁的方法による議決権の行使)
第五百五十七条 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、招集者の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該招集者に提供して行う。

2 協定債権者が第五百四十九条第二項の承諾をした者である場合には、招集者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

3 第一項の規定により電磁的方法によって議決権を行使した議決権者は、第五百五十四条第一項及び第五百六十七条第一項の規定の適用については、債権者集會に出席したものとみなす。

(議決権の不統一行使)

第五百五十八条 協定債権者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、債権者集會の日の三日前までに、招集者に対してその旨及びその理由を通知しなければならない。

2 招集者は、前項の協定債権者が他人のために協定債権を有する者でないときは、当該協定債権者が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。

(担保権を有する債権者等の出席等)

第五百五十九条 債権者集會又は招集者は、次に掲げる債権者の出席を求め、その意見を聴くことができる。この場合において、債権者集會にあつては、これをする旨の決議を経なければならない。

一 第五百二十二条第二項に規定する担保権を有する債権者

二 一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手續のために清算株式会社に対して生じた債権又は特別清算の手續に関する清算株式会社に対する費用請求権を有する債権者

(延期又は続行の決議)

第五百六十条 債権者集會においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第五百四十八条(第四項を除く。)及び第五百四十九条の規定は、適用しない。

(議事録)

第五百六十一条 債権者集會の議事については、招集者は、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(清算人の調査結果等の債権者集會對する報告)

第五百六十二条 特別清算開始の命令があつた場合において、第四百九十二条第一項に規定する清算人が清算株式会社の財産の現況についての調査を終了して財産目録等(同項に規定する財産目録等をいう。以下この条において同じ。)を作成したときは、清算株式会社は、遅滞なく、債権者集會を招集し、当該債権者集會對して、清算株式会社の業務及び財産の状況の調査の結果並びに財産目録等の要旨を報告するとともに、清算の実行の方針及び見込みに関して意見を述べなければならない。ただし、債権者集會對する報告及び意見の陳述以外の方法によりその報告すべき事項及び当該意見の内容を債権者に周知させることが適当であると認めるときは、この限りでない。

(協定の申出)

第五百六十三条 清算株式会社は、債権者集會對し、協定の申出をすることができる。

(協定の条項)

第五百六十四条 協定においては、協定債権者の権利(第五百二十二条第二項に規定する担保権を除く。)の全部又は一部の変更に関する条項を定めなければならない。

2 協定債権者の権利の全部又は一部を変更する条項においては、債務の減免、期限の猶予その他の権利の変更の一般的基準を定めなければならない。

(協定による権利の変更)

第五百六十五条 協定による権利の変更の内容は、協定債権者の間では平等でなければならない。ただし、不利益を受ける協定債権者の同意がある場合又は少額の協定債権について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他協定債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(担保権を有する債権者等の参加)

第五百六十六条 清算株式会社は、協定案の作成に当たり必要があると認めるときは、次に掲げる債権者の参加を求めることができる。

一 第五百二十二条第二項に規定する担保権を有する債権者

二 一般の先取特権その他一般の優先権がある債権を有する債権者

(協定の可決の要件)
第五百六十七條 第五百五十四條第一項の規定にかかわらず、債権者集会において協定を可決するには、次に掲げる同意のいずれもがなければならぬ。

一 出席した議決権者の過半数の同意
二 議決権者の議決権の総額の三分の二以上の議決権を有する者の同意
第五百五十四條第二項の規定は、前項第一号の規定の適用について準用する。

(協定の認可の申立て)
第五百六十八條 協定が可決されたときは、清算株式会社は、遅滞なく、裁判所に対し、協定の認可の申立てをしなければならぬ。

(協定の認可又は不認可の決定)
第五百六十九條 前条の申立てがあつた場合には、裁判所は、次項の場合を除き、協定の認可の決定をする。

2 裁判所は、次のいずれかに該当する場合には、協定の不認可の決定をする。
一 特別清算の手続又は協定が法律の規定に違反し、かつ、その不備を補正することができないものであるとき。ただし、特別清算の手続が法律の規定に違反する場
合において、当該違反の程度が軽微であるときは、この限りでない。

二 協定が遂行される見込みがないとき。
三 協定が不正の方法によつて成立するに至つたとき。
四 協定が債権者の一般の利益に反するとき。

(協定の効力発生の時期)
第五百七十條 協定は、認可の決定の確定により、その効力を生ずる。

(協定の効力範囲)
第五百七十一條 協定は、清算株式会社及びすべての協定債権者のために、かつ、それらの者に対して効力を有する。

2 協定は、第五百七十二條第二項に規定する債権者が有する同項に規定する担保権、協定債権者が清算株式会社の保証人その他清算株式会社と共に債務を負担する者に対して有する権利及び清算株式会社以外の者が協定債権者のために提供した担保に影響を及ぼさない。

3 協定の認可の決定が確定したときは、協定債権者の権利は、協定の定めに従い、変更される。
4 前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての協定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

(協定の内容の変更)
第五百七十二條 協定の実行上必要があるときは、協定の内容を変更することができる。この場合においては、第五百六十三條から前条までの規定を準用する。

(特別清算終結の決定)
第五百七十三條 裁判所は、特別清算開始後、次に掲げる場合には、清算人、監査役、債権者、株主又は調査委員の申立てにより、特別清算終結の決定をする。

一 特別清算が結了したとき。
二 特別清算の必要がなくなつたとき。

(破産手続開始の決定)
第五百七十四條 裁判所は、特別清算開始後、次に掲げる場合において、清算株式会社に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をしなければならない。

一 協定の見込みがないとき。
二 協定の履行の見込みがないとき。

2 裁判所は、特別清算開始後、次に掲げる場合において、清算株式会社に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をすることができる。

- 一 協定が否決されたとき。
- 二 協定の不認可の決定が確定したとき。
- 三 前二項の規定により破産手続開始の決定があつた場合における破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第六十条（第一項第一号を除く。）、第六十二条（第一項第二号を除く。）、第六十三条第二項、第六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条並びに第六十七条第二項（同法第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申立てがあつた時に破産手続開始の申立てがあつたものとみなす。
 - 一 特別清算開始の申立ての前に特別清算開始の命令の確定によって効力を失つた破産手続における破産手続開始の申立てがある場合 当該破産手続開始の申立て
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 特別清算開始の申立て
- 四 第一項又は第二項の規定により破産手続開始の決定があつたときは、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権は、財団債権とする。

- 2 (定款の作成)
第五百七十五条 合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持分会社」と総称する。）を設立するには、その社員になろうとする者が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 第六百四十四条 持分会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。
 - 一 解散した場合（第六百四十一条第五号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）
 - 二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合
 - 三 設立の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

(清算持分会社の能力)
第六百四十五条 前条の規定により清算をする持分会社（以下「清算持分会社」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまではなお存続するものとみなす。

- 第六百四十七条 (清算人の就任) (略)
- 2 前項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、第六百四十一条第四号又は第七号に掲げる事由によつて解散した清算持分会社については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第六百四十四条第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなつた清算持分会社については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

- 第六百四十八条 (清算人の解任) (略)
- 2 (略)
- 3 重要な事由があるときは、裁判所は、社員その他利害関係人の申立てにより、清算人を解任することができる。

(特別清算事件の管轄)
第八百七十九条 第八百六十八条第一項の規定にかかわらず、法人が株式会社の子会社（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。次項において同じ。）の議決権の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条において「親法人」という。）が係属しているときにおける当該株式会社についての特別清算事件、破産事件、再生事件又は更生事件（以下この条において「特別清算事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社についての特別清算開始の申立ては、親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、

2 前項に規定する株式会社又は親法人及び同項に規定する株式会社が他の株式会社の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社についての特別清算開始の申立ては、親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

3 前二項の規定の適用については、第三十八条第一項の法務省令で定める株主は、その有する株式について、議決権を有するものとみなす。

4 第八百六十八条第一項の規定にかかわらず、株式会社が最終事業年度について第四百四十四条の規定により当該株式会社及び他の株式会社に係る連結計算書類を作成し、かつ、当該株式会社の定時株主総会においてその内容が報告された場合には、当該株式会社について特別清算事件等が係属しているときに、当該他の株式会社についての特別清算開始の申立ては、当該株式会社の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

(特別清算開始後の通常清算事件の管轄及び移送)

第八百八十条 第八百六十八条第一項の規定にかかわらず、清算株式会社について特別清算開始の命令があったときは、当該清算株式会社の特別清算事件についての第二章第一節(以下この節を除く。)の規定による申立てに係る事件(次項において「通常清算事件」という。)は、当該清算株式会社の特別清算事件が係属する地方裁判所(以下この節において「特別清算裁判所」という。)が管轄する。

2 通常清算事件が係属する地方裁判所以外の地方裁判所に同一の清算株式会社について特別清算事件が係属し、かつ、特別清算開始の命令があった場合において、当該通常清算事件を処理するために相当と認めるときは、裁判所(通常清算事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。)は、職権で、当該通常清算事件を特別清算裁判所に移送することができる。

(疎明)

第八百八十一条 第二編第九章第二節(第五百四十七条第三項を除く。)の規定による許可の申立てについては、第八百六十九条の規定は、適用しない。

(理由の付記)

第八百八十二条 特別清算の手続に関する決定で即時抗告をすることができるものには、理由を付さなければならぬ。ただし、第五百二十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第五百三十二条第一項(第五百三十四条において準用する場合を含む。)の規定による決定については、この限りでない。

2 特別清算の手続に関する決定については、第八百七十一条の規定は、適用しない。

(裁判書の送達)

第八百八十三条 この節の規定による裁判書の送達については、民事訴訟法第一編第五章第四節(第百条第二項、第百四条、第三款、第百十一条及び第百十三条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき裁判書を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法第百十条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき裁判書を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(不服申立て)

第八百八十四条 特別清算の手続に関する裁判につき利害関係を有する者は、この節に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、この節に特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有する。

(公告)

第八百八十五条 この節の規定による公告は、官報に掲載してする。

2 前項の公告は、掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

(事件に関する文書の閲覧等)

第八百八十六条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、第二編第九章第二節若しくはこの節又は非訟事件手続法第二編(特別清算開始の命令があつた場合にあつては、同章第一節若しくは第二節若しくは第一節(同章第一節の規定による申立てに係る事件に限る。))若しくはこの節又は非訟事件手続法第二編(特別清算開始の命令があつた場合にあつては、同章第一節若しくは第二節若しくは第一節(同章第一節の規定による申立てに係る事件に限る。))に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件(以下この条及び次条の規定において「文書等」という。)の閲覧を請求することができる。

3 2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に關しては、適用しない。この場合

4 において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならぬ。

4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分、処分又は裁判のいづれかがあるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。ただし、当該各号が特別清算開始の申立人である場合は、この限りでない。

一 清算株式会社以外の利害関係人 第五百十二条の規定による中止の命令、第五百四十条第二項の規定による保全処分、第五百四十一条第二項の規定による処分又は特別清算開始の申立てについての裁判

二 清算株式会社 特別清算開始の申立てに関する清算株式会社を呼び出す審問の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分、処分若しくは裁判

5 非訟事件手続法第三十二条第一項から第四項までの規定は、特別清算の手続には、適用しない。

(支障部分の閲覧等の制限)

第八百七十七条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）を行うことにより、清算株式会社の清算の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある部分（以下この条において「支障部分」という。）があることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した清算株式会社又は調査委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる。

一 第五百二十条の規定による報告又は第五百二十二条第一項に規定する調査の結果の報告に係る文書等

二 第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項の許可を得るために裁判所に提出された文書等

2 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人（同項の申立てをした者及び清算株式会社を除く。次項において同じ。）は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。

3 支障部分の閲覧等の請求をしようとする利害関係人は、特別清算裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、同項の規定による決定の取消しを申立てをすることができない。

4 第一項の申立てを却下する決定及び前項の申立てをすることができない。即時抗告をすることができない。

5 第一項の規定による決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

(特別清算開始の申立て)

第八百八十八条 債権者又は株主が特別清算開始の申立てをするときは、特別清算開始の原因となる事由を疎明しなければならない。

2 債権者が特別清算開始の申立てをするときは、その有する債権の存在をも疎明しなければならない。

3 特別清算開始の申立てをするときは、申立人は、第五百十四条第一号に規定する特別清算の手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

4 前項の費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができない。

(他の手続の中止命令)

第八百八十九条 裁判所は、第五百十二条の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

2 前項の中止の命令及び同項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができない。

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(特別清算開始の命令)

第八百九十条 裁判所は、特別清算開始の命令をしたときは、直ちに、その旨を公告し、かつ、特別清算開始の命令の裁判書を清算株式会社に送達しなければならない。

2 特別清算開始の命令は、清算株式会社に對する裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

3 特別清算開始の命令があつたときは、特別清算の手続の費用は、清算株式会社の負担とする。

4 特別清算開始の申立てを却下したときは、清算株式会社に限り、即時抗告をすることができる。

5 特別清算開始の申立てを却下した裁判に対しては、申立人に限り、即時抗告をすることができない。

6 特別清算開始の命令をした裁判所は、第四項の即時抗告があつた場合において、当該命令を取り消す決定が確定したときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。

(担保権の実行の手続等の中止命令)

第八百九十一条 裁判所は、第五百十六条の規定による中止の命令を発する場合には、同条に規定する担保権の実行の手続等の申立人の陳述を聴かなければならぬ。

い。
2 裁判所は、前項の中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
3 第一項の中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、第一項の申立人に限り、即時抗告をすることができる。
4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(調査命令)

第百九十二条 裁判所は、調査命令(第五百二十二条第一項に規定する調査命令をいう。次項において同じ。)を変更し、又は取り消すことができる。
2 調査命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(清算人の解任及び報酬等)

第百九十三条 裁判所は、第五百二十四条第一項の規定により清算人を解任する場合には、当該清算人の陳述を聴かなければならない。
2 第五百二十四条第一項の規定による解任の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
4 第五百二十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(監督委員の解任及び報酬等)

第百九十四条 裁判所は、監督委員を解任する場合には、当該監督委員の陳述を聴かなければならない。
2 第五百三十二条第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百九十五条 前条の規定は、調査委員について準用する。

(事業の譲渡の許可の申立て)

第百九十六条 清算人は、第五百三十六条第一項の許可の申立てをする場合には、知れている債権者の意見を聴き、その内容を裁判所に報告しなければならない。
2 裁判所は、第五百三十六条第一項の許可をする場合には、労働組合等(清算株式会社の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、清算株式会社の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは清算株式会社の使用人その他の従業者の過半数を代表する者をいう。)の意見を聴かなければならない。

第百九十七条 第五百三十九条第一項の申立てについては、即時抗告をすることができる。
2 前項の裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(清算株式会社の財産に関する保全処分等)
第百九十八条 裁判所は、次に掲げる裁判を変更し、又は取り消すことができる。

一 第五百四十一条第一項又は第二項の規定による保全処分
二 第五百四十一条第一項又は第二項の規定による処分
三 第五百四十二条第一項又は第二項の規定による保全処分
四 第五百四十三条の規定による処分

2 前項各号に掲げる裁判及び同項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。当該裁判を変更し、又は取り消す決定があったときも、同様

とする。
5 裁判所は、第一項第二号に掲げる裁判をしたときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。当該裁判を変更し、又は取り消す決定があったときも、同様とする。

- (役員等責任査定決定)
- 第八百九十九条 清算株式会社は、第五百四十五条第一項の申立てをするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。
- 2 役員等責任査定決定(第五百四十五条第一項に規定する役員等責任査定決定をいう。以下この条において同じ。)及び前項の申立てを却下する決定には、理由を付さなければならない。
- 3 裁判所は、前項に規定する裁判をする場合には、対象役員等(第五百四十二条第一項に規定する対象役員等をいう。)の陳述を聴かなければならない。
- 4 役員等責任査定決定があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。
- 5 第八百五十八条第一項の訴えが、同項の期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、役員等責任査定決定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。

(債権者集会の招集の許可の申立てについての裁判)

第九百条 第五百四十七条第三項の許可の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができ。

- (協定の認可又は不認可の決定)
- 第九百一条 利害関係人は、第五百六十八条の申立てに係る協定を認可すべきかどうかについて、意見を述べることができる。
- 2 共助対象外国租税の請求権について、協定において減免その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。
- 3 第五百六十九条第一項の協定の認可の決定をしたときは、裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。
- 4 第五百六十八条の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができ。この場合において、前項の協定の認可の決定に対する即時抗告の期間は、同項の規定による公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。
- 5 同項の規定は、第五百七十二条の規定により協定の内容を変更する場合について準用する。

- (特別清算終結の申立てについての裁判)
- 第九百二条 特別清算終結の決定をしたときは、裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。
- 2 特別清算終結の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができ。この場合において、特別清算終結の決定に対する即時抗告の期間は、前項の規定による公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。
- 3 特別清算終結の決定は、確定しなければその効力を生じない。
- 4 特別清算終結の決定をした裁判所は、第二項の即時抗告があつた場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。

- (電子公告の公告期間等)
- 第九百四十条 株式会社又は持分会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日まで
- 一 この法律の規定により特定の日の一定の期間前に公告しなければならない場合における当該公告 当該特定の日
- 二 (略)
- 3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電子公告による公告をしなければならない期間(以下この章において「公告期間」という。)中公告の中断(不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。)が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該公告の効力に影響を及ぼさない。
- 一 公告の中断が生ずることにつき会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は会社に正当な事由があること。
- 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
- 三 会社が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該公告に付して公告したこと。

○ 信託法(平成十八年法律第八号)(抄)

(信託財産責任負担債務の範囲)

第二十一条 (略)
2 信託財産責任負担債務のうち次に掲げる権利に係る債務について、受託者は、信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う。

一 (略)
二 信託行為に第二百六条第一項の定めがあり、かつ、第二百三十二条の定めるところにより登記がされた場合における信託債権（信託財産責任負担債務に係る債権であつて、受益債権でないものをいう。以下同じ。）
三・四 (略)

(費用等の償還等の方法)
第四十九条 受託者は、前条第一項又は第二項の規定により信託財産から費用等の償還又は費用の前払を受けることができる場合には、その額の限度で、信託財産に属する金銭を固有財産に帰属させることができる。
2 5 7 (略)

(信託財産からの損害の賠償)
第五十三条 (略)
2 第四十八条第四項及び第五項、第四十九条（第六項及び第七項を除く。）並びに前二条の規定は、前項の規定による信託財産からの損害の賠償について準用する。

(受託者の信託報酬)
第五十四条 (略)
2 5 3 (略)
4 第四十八条第四項及び第五項、第四十九条（第六項及び第七項を除く。）、第五十一条並びに第五十二条並びに民法第六百四十八条第二項及び第三項並びに第六百四十八条の二の規定は、受託者の信託報酬について準用する。

(受託者の辞任)
第五十七条 受託者は、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
2 5 6 (略)

(受託者の解任)
第五十八条 (略)
2 5 3 (略)
4 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができる。
5 5 8 (略)

第六十二条 (略)
2 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新受託者となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、新受託者となるべき者として指定された者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該ために停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。

3 (略)
4 第一項の場合において、同項の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができる。
5 5 8 (略)

(信託財産管理命令)
第六十三条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が選任されておらず、かつ、必要があると認めるときは、新受託者が選任されるまでの間、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下この款において「信託財産管理命令」と

2 いう。)をすることができる。
3 4 (略)

(信託財産管理者の辞任及び解任)
第七十条 第五十七条第二項から第五項までの規定は信託財産管理者の辞任について、第五十八条第四項から第七項までの規定は信託財産管理者の解任について、それぞれ準用する。この場合において、第五十七条第二項中「やむを得ない事由」とあるのは、「正当な事由」と読み替えるものとする。

(残余財産の帰属)
第八十二条 残余財産は、次に掲げる者に帰属する。

一 (略)
二 信託行為において残余財産の帰属すべき者(以下この節において「帰属権利者」という。)となるべき者として指定された者
三 (略)

(清算受託者の職務の終了等)
第八十四条 清算受託者は、その職務を終了したときは、遅滞なく、信託事務に関する最終の計算を行い、信託が終了した時における受益者(信託管理人が現に

存する場合にあつては、信託管理人)及び帰属権利者(以下この条において「受益者等」と総称する。)のすべてに対し、その承認を求めなければならない。行為があつたときは、この限りでない。
三 受益者等が清算受託者から第一項の計算の承認を求められた時から一箇月以内に異議を述べなかつた場合には、当該受益者等は、同項の計算を承認したものとみなす。

○ 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)(抄)

(業務の範囲)
第二十一条 商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 預金又は定期積金の受入れ
二 第六条第一項第一号から第九号まで及び第十一号に掲げるもの(同号に掲げるものにあつては、主として中小規模の事業者を構成員とする団体に政令で定めるものに限る。)であつて商工組合中央金庫の株主であるもの並びにその直接又は間接の構成員(以下「融資対象団体等」という。)に対する資金の貸付け又は手形の割引
三 為替取引

二 融資対象団体等の貿易の振興又は事業の合理化を図り、その共通の利益を増進するため必要な事業を行う法人(その直接又は間接の構成員である事業者が、主として融資対象団体等であるものに限る。)であつて主務大臣の認可を受けたものは、前項第二号の規定の適用については、融資対象団体等とみなす。

三 商工組合中央金庫は、政令で定めるところにより、第一項第二号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、融資対象団体等以外のものであつて次に掲げるものに対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができる。

一 第六条第一項第一号から第九号まで及び第十一号に掲げるもの(同号に掲げるものにあつては、第一項第二号の政令で定めるものに限る。)であつて商工組合中央金庫の株主でないもの並びにその直接又は間接の構成員
二 主として中小規模の事業者を構成員とする団体の政令で定めるものを除く。であつて、主務大臣の認可を受けたもの並びにその直接又は間接の構成員の事業者を構成員とする団体(第一項第二号の政令で定めるものを除く。)であつて、主務大臣の認可を受けたもの並びにその直接又は間接の構成員
三 融資対象団体等の子会社(融資対象団体等がその総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。))の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。その他の融資対象団体等と主務省令で定める特殊の関係のある者
四 融資対象団体等の貿易に係る取引の相手方である非居住者(本邦内に住所又は居所を有する自然人以外の者であつて本邦内に主たる事務所を有する法人以外の者をいう。)

五 融資対象団体等の事業を承継する者
六 銀行その他の金融機関
七 有価証券関連業(金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。))を営む者(金融商品仲介業者(同法第二条第十二項に規

- 定する金融商品仲介業者をいう。第三十九条第一項第二号において同じ。又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第三十九條第一項第二号の二において同じ。）を行う者に限る。）のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。）
- 八 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。）又は第三十三條の規定により発行する商工債の所有者（当該国債等又は商工債を担保として貸付けをする場合に限る。）
- 九 預金者及び定期積金の積金者（商工組合中央金庫が受け入れた顧客の預金又は定期積金を担保として貸付けをする場合に限る。）
- 十 前各号に掲げる者のほか、政令で定める事由により融資対象団体等でなくなった者
- 十一 商工組合中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。
- 一 有価証券（第五号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第八号において同じ。）の売買（有価証券の保証又は手形の引受け
- 二 有価証券（第五号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第八号において同じ。）の売買（有価証券の保証又は手形の引受け
- 三 有価証券の貸付け
- 四 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の主務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
- 六 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。）その他特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
- 七 短期社債等の取得又は譲渡
- 八 有価証券の私募の取扱い
- 九 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- 十 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により営む担保付社債に関する信託業務
- 十一 銀行その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項に規定する銀行業を営む者（銀行、長期信用銀行その他主務省令で定める金融機関を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
- 十二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他の金銭に係る事務の取扱い
- 十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 十四 振替業
- 十五 両替
- 十六 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるもののうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの
- 十七 デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
- 十八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価値その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち商工組合中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 十九 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十七号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）
- 二十 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のもの）である場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの
- 二十一 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 二十二 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務
- 二十三 契約の対象となる物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するに必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領するに相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領するに相当する額、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二四 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他商工組合中央金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、商工組合中央金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の商工組合中央金庫の営む第一項各号に掲げる業務に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として主務省令で定めるもの。

二五 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第七号に掲げる業務には短期社債等前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第五十五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債

ニ 保険業法（平成十七年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

ホ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

ヘ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

ト 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

ホ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

ヘ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

ト 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

一 各権利の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

(2) 元本の償還期限について、権利の総額の払込みの日とする旨の定めがあること。

(3) 元本の償還期限について、権利の総額の払込みの日とする旨の定めがあること。

二 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為、それぞれ金融商品取引法第二十八条第八号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十条第三項に規定する書面取次ぎ行為をいう。

三 政府保証債、政府が元本の償還及び利息を支払うことについて保証している社債その他の債券をいう。

四 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

五 有価証券の募集の取扱い、有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。）の取扱いをいう。

六 振替業、社債、株式等の振替に関する法律第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

七 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

八 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

九 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

一〇 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

一一 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

一二 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

一三 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

一四 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

一五 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

一六 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

一七 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

一八 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

一九 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

二〇 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

二一 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

二二 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第二十条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

○ 電子記録債権法（平成十九年法律第百二二号）（抄）

八 商工組合中央金庫は、第四項第九号に掲げる業務に關しては、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行とみなす。

九 商工組合中央金庫は、第四項第九号に掲げる業務に關しては、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行とみなす。

一〇 商工組合中央金庫は、第四項第九号に掲げる業務に關しては、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行とみなす。

一一 商工組合中央金庫は、第四項第九号に掲げる業務に關しては、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行とみなす。

一二 商工組合中央金庫は、第四項第九号に掲げる業務に關しては、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行とみなす。

一三 商工組合中央金庫は、第四項第九号に掲げる業務に關しては、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行とみなす。

一四 商工組合中央金庫は、第四項第九号に掲げる業務に關しては、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行とみなす。

一五 商工組合中央金庫は、第四項第九号に掲げる業務に關しては、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行とみなす。

(定義)
第二条 この法律において「電子記録債権」とは、その発生又は譲渡についてこの法律の規定による電子記録（以下単に「電子記録」という。）を要件とする金銭債権をいう。
2（略）

○ 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（抄）

（検察官の関与）
第四十条 検察官は、非訟事件について意見を述べ、その手続の期日に立ち会うことができる。
2 裁判所は、検察官に対し、非訟事件が係属したこと及びその手続の期日を通知するものとする。

（終局決定の方式及び裁判書）
第五十七条（略）

2 終局決定の裁判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 理由の要旨
二 四（略）

○ 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）（抄）

第八十八条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条の二」を「第十三条」に改め、「第三十条」を削る。

第二条第十二号中「正本の交付」を「正本若しくは記録事項証明書の交付、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十四条第一号の書面の交付若しくは同項第三号の電磁的記録の提供」に改め、「書類の交付」の下に「若しくは電磁的記録の提供」を加え、同条第十三号中「（明治四十一年法律第五十三号）第五十七号ノ二」を「第四十八条」に改め、「書類の交付」の下に「又は電磁的記録」を加える。

第三条第二項を削り、同条第三項中「別表第二の項」を「別表第一の項」に改め、「額を」の下に「、当該申立てが第二号の申立てに係るものである場合にあつては同表第二の項」を加え、同条第四項中「別表第一の項」に改め、同条第五項中「別表第一の項」を「別表第一の二八の項及び一三の二の項」を「別表第一の三八の項、三九の項及び四〇の項」に改め、同条第六項中「別表第一の二八の項」を「別表第一の二八の項及び二九の項」に改める。

第五条第一項中「第三百五十五條第二項（及び第十八條第二項）の下に「同法」を、「の額」の下に「（民事調停法による調停の申立ての場合にあつては別表第一の二八の項」を加え、同条第二項中「前項の規定は、民事調停法第十四條に規定する事件についての調停の申立ての場合にあつては千二百円を、それぞれ超えない部分に限る。」を「は、前の調停の申立てについて納めた手数料の額（別表第一の二八の項）に掲げる額を超えない部分に限る。」に相当する額は、納めたものとみなす。」に改める。

第七条中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第八条第一項中「次に掲げるもの手数料」を「手数料」に改め、同項各号を削り、同条第二項を削る。

第十一条第一項ただし書を削り、同項第一号中「その他の給付」の下に「（郵便物の料金及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者又は同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるものを除く。）」を加える。

第十三条の二中「第十二條第一項及び第三項並びに前条」を「並びに前条第一項及び第三項」に、「第十二條第三項」を「前条第三項」に改め、「及び前条」を削り、同条を第十三条とする。

第十三条の二中「第十二條第一項及び第三項並びに前条」を「並びに前条第一項及び第三項」に、「第十二條第三項」を「前条第三項」に改め、「及び前条」を削り、同条を第十三条とする。

第十三条の二中「第十二條第一項及び第三項並びに前条」を「並びに前条第一項及び第三項」に、「第十二條第三項」を「前条第三項」に改め、「及び前条」を削り、同条を第十三条とする。

第十三条の二中「第十二條第一項及び第三項並びに前条」を「並びに前条第一項及び第三項」に、「第十二條第三項」を「前条第三項」に改め、「及び前条」を削り、同条を第十三条とする。

第二十九条を削り、第三十条を第二十九条とする。
附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の十二条を加える。

第二例手数料還付事件に適用する規定

第二条 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日から民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十三号)の施行の日までの間に開始された特定申立てに係る事件及び特例執行文付与申立事件(民事執行法附則第五条に規定する特例執行文付与申立事件をいう。以下同じ。)における第九条第一項及び第二項の申立て並びに第九条第六項(第十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申立てに係る事件(以下「特例手数料還付事件」という。)については、第九条第七項(第十条第三項において準用する場合を含む。)の規定は適用せず、次条から附則第十条までに定めるところによる。

第三例手数料還付事件に関する電子調書の作成等

第三条 裁判所書記官は、特例手数料還付事件の手続の期日について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイル(附則第六条第二項及び第三項並びに第七条第一項を除き、以下単に「ファイル」という。)に記録することをもつて、これに代えることができる。

第四例手数料還付事件に関する電子調書の更正

第四条 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

2 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

3 第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分は、相当と認める方法で告知することによつて、その効力を生ずる。

4 第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

第五例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧等

第五条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録(特例手数料還付事件の正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。以下この条において同じ。)の閲覧若しくは謄写又はその第五項において「録音テープ等」という。)に関する非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。以下「録音テープ等」という。)に關しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

4 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

5 当事者は、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録中当該当事者が提出した書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)又は録音テープ等については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を請求することができる。

6 特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の保存又は裁判所の執務に支障があるとき、することができない。

7 第三項の規定による即時抗告が特例手数料還付事件の手続を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

した電磁的記録をいう。以下同じ。）を作成してしなければならない。ただし、即時抗告をすることができない決定については、最高裁判所規則で定めるところにより、主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記録した電磁的記録（第三項において「電子裁判書に代わる電磁的記録」という。）を作成し、又は電子調書に主文を記録することをもつて、電子裁判書の作成に代えることができる。

2 特例手数料還付事件に関する終局決定の電子裁判書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 主文
二 理由の要旨
三 当事者及び法定代理人
四 裁判所

3 裁判所は、第一項の規定により電子裁判書又は電子裁判書に代わる電磁的記録を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これらをファイルに記録しなければならない。

（特例手数料還付事件に関する非訟事件手続法の準用）

第十條 附則第三條から前條までに定めるもののほか、特例手数料還付事件の手続に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定（同法第二十七條、第四十條及び第五十三條第一項後段の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十四條第五項

第九十四條第三項及び第九十五條から第九十七條までの規定は、非訟事件の手続の期日及び期間について準用する。この場合において、同項中「第一項及び第二項に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。

第九十四條第三項及び第九十五條から第九十七條までの規定は、特例手数料還付事件（民事訴訟費用等に関する法律附則第二條に規定する特例手数料還付事件をいう。）の手続の期日及び期間について準用する。

第九十四條から第九十七條までの規定は、特例手数料還付事件（民事訴訟費用等に関する法律附則第二條に規定する特例手数料還付事件をいう。）の手続の期日及び期間について準用する。

第九十四條第三項及び第九十五條から第九十七條までの規定は、非訟事件の手続の期日及び期間について準用する。この場合において、同項中「第一項及び第二項に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。

第九十四條第三項及び第九十五條から第九十七條までの規定は、特例手数料還付事件（民事訴訟費用等に関する法律附則第二條に規定する特例手数料還付事件をいう。）の手続の期日及び期間について準用する。

第九十四條から第九十七條までの規定は、特例手数料還付事件（民事訴訟費用等に関する法律附則第二條に規定する特例手数料還付事件をいう。）の手続の期日及び期間について準用する。

第九十四條第三項及び第九十五條から第九十七條までの規定は、非訟事件の手続の期日及び期間について準用する。この場合において、同項中「第一項及び第二項に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。

第九十四條第三項及び第九十五條から第九十七條までの規定は、特例手数料還付事件（民事訴訟費用等に関する法律附則第二條に規定する特例手数料還付事件をいう。）の手続の期日及び期間について準用する。

第九十四條から第九十七條までの規定は、特例手数料還付事件（民事訴訟費用等に関する法律附則第二條に規定する特例手数料還付事件をいう。）の手続の期日及び期間について準用する。

第九十四條第三項及び第九十五條から第九十七條までの規定は、非訟事件の手続の期日及び期間について準用する。この場合において、同項中「第一項及び第二項に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。

第九十四條第三項及び第九十五條から第九十七條までの規定は、特例手数料還付事件（民事訴訟費用等に関する法律附則第二條に規定する特例手数料還付事件をいう。）の手続の期日及び期間について準用する。

第九十四條から第九十七條までの規定は、特例手数料還付事件（民事訴訟費用等に関する法律附則第二條に規定する特例手数料還付事件をいう。）の手続の期日及び期間について準用する。

<p>第六十三条第二項</p> <p>第七十四条第一項第六号</p>	<p>あるのは「非訟事件の手續の期日」と、「電子調査」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と記載すべき</p>	<p>事訴訟費用等に関する法律附則第九條（第一項を除く。）及び同法附則第十條において読み替えて準用する第五十八條第二項</p> <p>あるのは、「特例手数料還付事件（民事訴訟費用等に関する法律附則第二條に規定する特例手数料還付事件をいう。）の手續の期日」の手續の期日</p> <p>記録すべき</p>
<p>（特例執行文付与申立事件に適用する規定）</p> <p>第十一条 特例執行文付与申立事件については、第八条第二項及び別表第三の四の項の規定は適用せず、次条及び附則第十三条に定めるところによる。</p> <p>（特例執行文付与申立事件の手数料の納付）</p> <p>第十二条 特例執行文付与申立事件の手料は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めなければならない。ただし、申立てを書面をもつてすることができるときは、申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めることができる。</p> <p>第十三条 特例執行文付与申立事件における民事執行法第二十七条第一項若しくは第二項又は第七十七条第三項の規定による執行文の付与の手料は、一通につき千五百円とする。ただし、債務者の数が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に千二百円を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>2 特例執行文付与申立事件の手續においては、当事者等は、第十一条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げるもののうち、第十三条の料金に充てられた費用を納めることを要しない。</p> <p>別表第一を次のように改める。</p> <p>別表第一（第三条、第四条関係）</p>	<p>あるのは「非訟事件の手續の期日」と、「電子調査」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と記載すべき</p>	<p>事訴訟費用等に関する法律附則第九條（第一項を除く。）及び同法附則第十條において読み替えて準用する第五十八條第二項</p> <p>あるのは、「特例手数料還付事件（民事訴訟費用等に関する法律附則第二條に規定する特例手数料還付事件をいう。）の手續の期日」の手續の期日</p> <p>記録すべき</p>
<p>一 訴え（反訴を除く。）の提起</p>	<p>イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>(一) 訴訟の目的の価額が百万円までの部分</p> <p>(二) 訴訟の目的の価額が百万円を超え千円までの部分</p> <p>(三) 訴訟の目的の価額が千円を超え五万円までの部分</p> <p>(四) 訴訟の目的の価額が五万円を超え十万円までの部分</p> <p>(五) 訴訟の目的の価額が十万円を超え三十万円までの部分</p> <p>(六) 訴訟の目的の価額が三十万円を超え五十万円までの部分</p> <p>ロ 二千五百円（民事訴訟法その他の民事訴訟等に関する法令の規定により電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。）による申立てをする場合にあつては、千四百円を減じた数に千円を乗じて得た額を加算した額）</p>	<p>イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>(一) 訴訟の目的の価額が百万円までの部分</p> <p>(二) 訴訟の目的の価額が百万円を超え千円までの部分</p> <p>(三) 訴訟の目的の価額が千円を超え五万円までの部分</p> <p>(四) 訴訟の目的の価額が五万円を超え十万円までの部分</p> <p>(五) 訴訟の目的の価額が十万円を超え三十万円までの部分</p> <p>(六) 訴訟の目的の価額が三十万円を超え五十万円までの部分</p> <p>ロ 二千五百円（民事訴訟法その他の民事訴訟等に関する法令の規定により電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。）による申立てをする場合にあつては、千四百円を減じた数に千円を乗じて得た額を加算した額）</p>
<p>二 控訴の提起（四の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>ロ 二千五百円（民事訴訟法その他の民事訴訟等に関する法令の規定により電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。）による申立てをする場合にあつては、千四百円を減じた数に千円を乗じて得た額を加算した額）</p>	<p>イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>ロ 二千五百円（民事訴訟法その他の民事訴訟等に関する法令の規定により電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。）による申立てをする場合にあつては、千四百円を減じた数に千円を乗じて得た額を加算した額）</p>

三	上告の提起又は上告受理の申立て（四の項に掲げるものを除く。）	イ及びロに掲げる額の合算額 ロ 二千七百円（電子情報処理組織を使用する場 合にあつては、千五百円）
四	請求について判断をしなかつた判決に対する控訴の提起又は上告の提起若しくは上告受理の申立て	イ及びロに掲げる額の合算額 ロ 二の項又は三の項に掲げる額
五	請求の変更	変更後の請求につき一の項（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項）により算出して得た額から変更前の請求につき一の項（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項）により算出して得た額を控除した額
六	反訴の提起	一の項（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項）により算出した額から本訴に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項）により算出した額を控除した額
七	民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号） 第三百三十八条第一項若しくは第二項の規定による参加の申出	一の項（請求について判断した判決に係る控訴審又は上告審における参加の申出）又は二の項（請求について判断した判決に係る控訴審又は上告審における参加の申出）により算出した額
八	簡易裁判所に対する再審の訴えの提起	三千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合に あつては、二千四百円）
九	簡易裁判所以外の裁判所に対する再審の訴えの提起	五千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合に あつては、四千四百円）
一〇	和解の申立て	二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合に あつては、二千四百円）
一一	支払督促の申立て	イ及びロに掲げる額の合算額 ロ 二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場 合にあつては、二千五百円）
一二	行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止め申立て	二千円
一三	不動産の強制競売若しくは担保権の実行としての競売の申立てその他の裁判所による強制執行、競売又は収益執行の申立て（一四の項及び一五の項に掲げる申立て並びに民事執行法第百五十三条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による差押命令の申立てを除く。）	九千六百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合に あつては、八千三百円） ただし、債務者の数（担保権の実行としての競 売又は収益執行の申立てをする場合にあつては、債務者の数と担保権の目 的である財産の権利者（債務者を除く。）の数とを合算して得た数）が二 以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に二千八百円を乗じて得 た額を加算した額
一四	債権の差押命令の申立て、金銭債権の差押処分申立て又は民事執行法第百六十七條第一項若しくは第百九十三條第一項の申立て	七千三百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合に あつては、七千二百円） ただし、第三債務者（民事執行法第百六十七條 第一項の申立て又は同項に規定する財産権を目的とする担保権の実行の申 立てをする場合にあつては、第三債務者に準ずる者）に対する送達をすべ き場所の数が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に千五百 円を乗じて得た額を加算した額
一五	民事執行法第百六十七條の十五第一項、第百七十一條第一項、第百七十二條	四千九百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合に

一六	第一項、第七十三条第一項若しくは第七十四条第二項の強制執行の申立て又は同法第九十七条第一項若しくは第二項の財産開示手続実施の申立て、民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七条第一項若しくは第二項の規定による申立て	あつては、三千七百円） 二千三百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千二百円）。ただし、情報の提供を命じられるべき者の数が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に九百円を乗じて得た額を加算した額 九千六百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、八千三百円）。ただし、債権者の数が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に二千八百円を乗じて得た額を加算した額 五千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、四千円） 三千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千七百円）
一七	強制管理の方法による仮差押えの執行の申立て	
一八	民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による保全命令の申立て	
一九	不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第八十一条の規定による申立てその他の登記又は登録に係る法令の規定による仮登記又は仮登録の仮処分命令の申立て又は申請	
二〇	破産手続開始の申立て（債権者がするものであつて債務者が法人である場合に限り）、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て、責任制限手続拡張の申立て又は企業担保権の実行の申立て	二万三千九百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合には、その超える債権者の数に十ごとに千円を加算した額 二万三千円。ただし、債権者の数が二十を超える場合には、その超える債権者の数に十ごとに千円を加算した額 三千円。ただし、債権者の数が二十を超える場合には、その超える債権者の数に十ごとに千円を加算した額 二千円。ただし、債権者の数が二十を超える場合には、その超える債権者の数に十ごとに千円を加算した額 二千二百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合には、その超える債権者の数に十ごとに千円を加算した額
二一	破産手続開始の申立て（債権者がするものであつて債務者が法人以外の者である場合に限る。）	二万二千六百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合には、その超える債権者の数に十ごとに千円を加算した額
二二	破産手続開始の申立て（債権者以外の者がするものであつて債務者が法人である場合に限る。）	二万二千六百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合には、その超える債権者の数に十ごとに千円を加算した額
二三	破産手続開始の申立て（債権者以外の者がするものであつて債務者が法人以外の者である場合に限る。）	二万二千六百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合には、その超える債権者の数に十ごとに千円を加算した額
二四	更生手続開始の申立て	
二五	特別清算開始の申立て	
二六	再生手続開始の申立て（債務者が法人である場合に限る。）	二万二千六百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合には、その超える債権者の数に十ごとに千円を加算した額
二七	再生手続開始の申立て（二六の項に掲げる申立てを除く。）	二万二千六百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合には、その超える債権者の数に十ごとに千円を加算した額
二八	民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立て	イ及びロに掲げる額の合算額 イ 調停又は労働審判を求める事項の価額に於て、次に定めるところにより算出して得た額 （一） 調停又は労働審判を求める事項の価額が百万円までの部分 その価額十万円までごとに 五百円 （二） 調停又は労働審判を求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額二十万円までごとに 五百円 （三） 調停又は労働審判を求める事項の価額が五百万円を超え千万円までの部分 その価額五十万円までごとに 千円 （四） 調停又は労働審判を求める事項の価額が千万円を超え十億円までの部分 その価額百万円までごとに 千二百円 （五） 調停又は労働審判を求める事項の価額が十億円を超え五十億円までの部分

二九	民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立て の変更	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項	変更後の申立てにつき二八の項イにより算出して得た額から変更前の申立 てにつき同項イにより算出して得た額を控除した額 三千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつ ては、二千九百円）	その価額五百万円までごとに 四千元 （六） 調停又は労働審判を求めるときの額は五十億円を超える部分 その額は労働審判を求めるときの額は四千元 （四） 四百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合に あつては、三百円） ただし、相手方の数が二以上の場合にあっては、 その数から一を減じた数に四百円を乗じて得た額を加算した額
三〇	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項	二千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつ ては、千九百円）	
三一	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項		
三二	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項		
三三	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項	千八百円	
三四	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項	千八百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつ ては、千円）	
三五	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項		八百円
三六	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項		千六百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあ つては、千五百円） ただし、相手方の数が二以上の場合にあっては、そ の数から一を減じた数に四百円を乗じて得た額を加算した額
三七	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項		千二百円
三八	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項 の九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項		イ及びロに掲げる額の合算額 目的である土地の価額の十分の三に相当する額を、その他の裁判を求め

三九	借地借家法第四十一条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）	<p>るときは借地権の目的である土地の価額を基礎とし、その額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p> <p>(一) 基礎となる額が百万円までの部分</p> <p>(二) 基礎となる額が百万円を超え、四百円までの部分</p> <p>(三) 基礎となる額が五百円を超え、千円までの部分</p> <p>(四) 基礎となる額が千円を超え、十億円までの部分</p> <p>(五) 基礎となる額が十億円を超え、五十億円までの部分</p> <p>(六) 基礎となる額が五十億円を超える部分</p> <p>ロ 三千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、千八百円）</p>
四〇	借地借家法第四十一条の事件の申立ての変更	<p>三八の項により算出して得た額</p>
四一	仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第四十六条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項若しくは第五十一条第一項の規定による申立て、調停による国際的な和解意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第十六号）第五条第一項の規定による申立て又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二十八条第一項の規定による申立て	<p>変更後の申立てにつき三八の項により算出して得た額から変更前の申立てにつき同項により算出して得た額を控除した額</p> <p>六千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、五千円）</p>
四二	仲裁法第十四条第二項、第十八条第三項、第十九条第二項から第五項まで、第二十一条第四項、第二十二條、第二十五條第五項又は第三十七條第一項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項まで又は第十条の二の規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事的裁判手続の特例に関する法律第十三条の申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（この表の他の項に掲げる申立てを除く。）	<p>二千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、千七百円）</p>
四三	非訟事件手続法の規定による参加（三九の項に掲げる参加を除く。）の申出（申立人として参加する場合に限る。）	<p>千円</p>
四四	消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事的裁判手続の特例に関する法律第三十三條第二項の債権届出	<p>一個の債権につき千円</p>
四五	イ(イ) 民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る申立て、秘密事項記載部分の閲覧等の請求をすることのできる者を求める申立て、秘密事項記載部分の閲覧等の請求をすることのできる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定	<p>五百円</p>

